

平成28年第1回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

平成28年3月1日 開会

}

平成28年3月22日 閉会

吉田町議会

平成28年第1回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月1日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	1 2
○議会 I C T 推進特別委員会委員長報告	1 7
○議案第 1 号～議案第 3 2 号の一括上程、説明	1 9
○発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
○散会の宣告	7 9

第 2 号 (3月2日)

○開議の宣告	8 1
○議事日程の報告	8 1
○議案第 1 8 号の詳細説明	8 1
○散会の宣告	1 1 9

第 3 号 (3月4日)

○開議の宣告	1 2 0
○議事日程の報告	1 2 0
○議案第 1 号の質疑、討論、採決	1 2 0
○議案第 2 号の質疑、討論、採決	1 2 3
○議案第 3 号の質疑、討論、採決	1 2 4
○議案第 4 号の質疑、討論、採決	1 2 4
○議案第 7 号の質疑、討論、採決	1 2 5
○議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	1 3 4
○議案第 1 7 号の質疑、討論、採決	1 4 7

○議案第25号の質疑、討論、採決	148
○議案第26号の質疑、討論、採決	150
○議案第27号の質疑、討論、採決	150
○発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	152
○散会の宣告	153

第4号 (3月10日)

○開議の宣告	154
○発言の訂正	154
○議事日程の報告	154
○議案第18号の質疑	154
○散会の宣告	212

第5号 (3月14日)

○開議の宣告	213
○議事日程の報告	213
○議案第14号の質疑	213
○議案第15号の質疑	213
○議案第16号の質疑	214
○議案第19号の質疑	216
○議案第20号の質疑	216
○議案第21号の質疑	221
○議案第22号の質疑	222
○議案第23号の質疑	226
○議案第24号の質疑	228
○発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	230
○散会の宣告	231

第6号 (3月15日)

○開議の宣告	232
--------	-----

○議事日程の報告	2 3 2
○一般質問	2 3 2
大石 巖	2 3 2
増田 剛士	2 4 1
遠藤 孝子	2 5 2
藤田 和寿	2 6 4
杉本 幸正	2 7 6
山内 均	2 8 7
○散会の宣告	2 9 9

第 7 号 (3月22日)

○開議の宣告	3 0 0
○議事日程の報告	3 0 0
○議案第14号の討論、採決	3 0 0
○議案第15号の討論、採決	3 0 0
○議案第16号の討論、採決	3 0 1
○議案第18号の討論、採決	3 0 1
○議案第19号の討論、採決	3 0 2
○議案第20号の討論、採決	3 0 2
○議案第21号の討論、採決	3 0 4
○議案第22号の討論、採決	3 0 4
○議案第23号の討論、採決	3 0 5
○議案第24号の討論、採決	3 0 5
○議案第5号の質疑、討論、採決	3 0 6
○議案第6号の質疑、討論、採決	3 0 6
○議案第8号の質疑、討論、採決	3 0 8
○議案第9号の質疑、討論、採決	3 0 9
○議案第10号の質疑、討論、採決	3 0 9
○議案第11号の質疑、討論、採決	3 1 0
○議案第12号の質疑、討論、採決	3 1 0

○議案第 28 号の質疑、討論、採決	3 1 1
○議案第 29 号の質疑、討論、採決	3 2 2
○議案第 30 号の質疑、討論、採決	3 2 3
○議案第 31 号の質疑、討論、採決	3 2 3
○議案第 32 号の質疑、討論、採決	3 2 4
○議員派遣について	3 2 5
○議会閉会中の継続調査について	3 2 5
○町長挨拶	3 2 6
○議長挨拶	3 2 8
○閉会の宣告	3 2 8

開会 午前 9時00分

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに平成28年第1回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（大塚邦子君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 皆さん、こんにちは。

3月議会の定例会に当たり、皆様に一言御挨拶申し上げたいと思っております。

このような形で皆様と相對しますのは、昨年12月定例会以降でございまして、新しい年の最初の議会定例会でございます。

常々、私は議会の皆様にお話し申し上げているんですがございますけれども、議会というのはこの町の最大の行司、この町のさまざまなことを決める場所でございますので、この町のエンターテインメントであると思っております。そして、議会において、まさに議員こそ、まさに常日ごろやっておられる議員活動の花を咲かせる場所であると思っております。

今定例会は、第4次吉田町総合計画が終わり、いよいよ来年度から第5次吉田町総合計画が始まります。そのための基本構想も皆様の審議を仰ぐ形で上程をしております。

職員に私は常々厳しく申し上げているところがございますけれども、この3年、もっと長い年次でいうならば、第5次吉田町総合計画の8年というものが、この町の浮沈というものを私は決めると思っております。この町が浮かぶか沈むか、まさに私以下、行政を預かる人間たちは日々、場合によっては土曜日も日曜日もなく、月月火水木金でやっています。恐らくある人間たちは疲労こんぱいで、いつ倒れてもおかしくないと思っております。私や副町長は、中央でそれは既に経験したものでございますけれども、まさにそこまで切迫している状況というものがございます。

そういうふうな中において、今定例会は先ほど申し上げましたように、この町の浮沈をかけた第5次吉田町総合計画の基本構想を皆様に審議いただき、その後、最初の年度である予算についても審議を得る次第となっております。

ぜひとも議会におかれましては、この町が浮沈をかけた3年ないしは8年となることを念頭に置かれまして、ぜひとも議員活動の花をここに咲かせていただければうれしく思っております。どうぞよろしく申し上げます。

◎開会の宣告

- 議長（大塚邦子君） ただいまから平成28年第1回吉田町議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（大塚邦子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名は、会議規則第121条の規定により、10番、藤田和寿君、11番、八木 栄君を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（大塚邦子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今期定例会の会期は、本日3月1日から3月22日までの22日間といたしたいと思っております。
これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。
本定例会は、本日3月1日から3月22日までの22日間に決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。
-

◎諸報告について

- 議長（大塚邦子君） 日程第3、諸報告を行います。
初めに、議長報告を行います。
1月18日月曜日、静岡県地方議会議長連絡協議会第2回政策研修会が静岡市で開催され、2部構成の講演が行われました。
第1部では、株式会社ジャパンインバウンドソリューションズ代表取締役社長、中村好明氏による「観光立国革命」と題した講演、また、第2部では、埼玉大学名誉教授、長谷川三千子氏による「今こそ問おう、憲法九条」と題した講演がありました。
2月16日火曜日、静岡県町村議会議長会総会・議長会議及び小山町現地調査が、小山町で開催されました。
午前中に行われた総会・議長会議では、初めに、欠員となっている役員の補欠選任が行わ

れ、副会長に川根本町の太田侑孝議長、また、監事に南伊豆町の稲葉勝男議長が選任されました。

続いて審議に入り、平成28年度静岡県町村議会議長会事業計画並びに歳入歳出予算について原案のとおり可決されました。

また、午後には、小山町の内陸フロンティアを開く取り組み及び産地強靱化事業の取り組みについて関係施設の現地調査を行いました。

会議への出席に関する報告は、以上のとおりであります。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

また、監査委員から例月出納検査並びに定期監査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

最後に、本定例会に説明員として委任または嘱託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長の施政方針を行います。

お聞き取りのほど、お願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成28年第1回吉田町議会定例会の開会に当たり、新年度に向けての施政方針並びに各種事業の運営方針等につきまして申し上げます。

当町は、これまで、自然がもたらす恵みを享受しながら、先人たちのたゆまぬ努力によって、人と人との交流を深め、文化を育み、産業を根づかせ、豊かで勢いのある町として発展を遂げてまいりました。

しかし、現在、当町におきましても、少子高齢・人口減少社会の本格的到来を初めとする幾多の新たな課題が顕在化しており、当町を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しております。

その課題の中でも、とりわけ、平成23年3月に発生した東日本大震災による津波被害への危惧は特に深刻であり、沿岸域に位置する平たんな地形が特徴の当町に、津波災害に対する早急な対策の必要性を突きつけ、また、これを一因とする同年8月の3万605人をピークに始まった人口減少も相まって、当町のまちづくりは、今までにない大きな変革期を迎えております。

平成28年度は、こうした地域特性の悪循環の連鎖に歯どめをかけ、好循環を確立する取り組みとなる国のまち・ひと・しごと創生法に基づいて、平成27年10月に次期総合計画に先行して策定した人口ビジョンと創生総合戦力を包含した、第5次吉田町総合計画の初年度に当たる年でございます。

今議会定例会では、町の目標とする将来年像及びこれを達成するために必要な施策の大綱を掲げる第5次吉田町総合計画の基本構想につきまして、御審議いただくこととなっておりますが、この中でお示しする将来都市像「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」に向かい、当町は、まちづくりの3つの基本理念に沿って動き出してまいります。

基本理念の一つ目は、「安全で安心して住み続けることのできるまちづくり」でございます。

す。津波を初めとする自然災害や事故・犯罪などの危害から守られているとともに、人々の優しさと健やかさが満ちあふれ、不安なく住み続けることのできるまちづくりを進めてまいります。

二つ目は、「賑わいが生まれ、活力がみなぎるまちづくり」でございます。人々の多様な価値観やニーズに対応した魅力的な取り組みにより、生活者や来訪者が増加するとともに、多様な交流や活発な経済活動により、にぎわいが生まれ、活力がみなぎるまちづくりを進めてまいります。

三つ目は、「豊かな心を育み、愛する郷土を守り、次代につなげるまちづくり」でございます。誰もが郷土の歴史・文化を学び、高い教養を身につけることにより、豊かな心を育み、先人から受け継いだ愛する郷土を守るとともに、次代に継承していくまちづくりを進めてまいります。

そして、誰もが安心できる新たな安全を構築する、津波防災まちづくりやこの取り組みとにぎわいづくりを一体的に進めるシーガーデンシティ構想を継続し、確固たる安全・安心な町土を構築しつつ、これまで培ってきた歴史や文化の継承を図り、さらには、次代を担う人づくりに努めるとともに、輝く未来につながる町の魅力を創出しながら、人と人が相和して心豊かに暮らすことができる、さらに豊かで勢いのある町を目指してまいります。

「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」を目指す平成28年度吉田町一般会計当初予算は、漁港環境整備事業の多目的広場盛り土工事に2億6,000万円、多目的広場護岸実施設計業務委託に1,400万円、防災公園整備事業費に2,130万円など、シーガーデンシティ構想の推進のための予算に加え、企業立地促進事業費に5,200万円、同報無線操作卓更新工事に4,565万円、総合体育館耐震補強計画業務委託・実施設計に2,947万円、橋梁点検業務委託に2,200万円など、その他の新規事業のための予算も計上いたしましたことから、歳入歳出それぞれ95億9,200万円となり本年度より1億1,700万円多い、単年度規模では過去4番目の額となる予算を編成いたしました。

それでは、平成28年度の主な事業につきまして、第5次吉田町総合計画の施策体系に沿って御説明申し上げます。

初めに、災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに関連する事業についてでございます。

東日本大震災以降、町全体を包んでいた津波への恐怖心に対しまして、町民の皆様へ一日も早く安全・安心を提供するという決意からスタートをいたしました、津波防災まちづくりは、津波避難タワーの建設を中心とする、町民の皆様の命を守る対策がおおむね完了し、町民の皆様のお財産、企業のお皆様の生産活動を守る対策の実現に向けて、海岸防潮堤や吉田漁港周辺のハード整備着手に向けた取り組みを始めております。

吉田漁港における津波対策につきましては、既存の防波堤などの漁港施設や胸壁、陸閘などの海岸保全施設を活用した多重防護により、漁港を初め、漁港背後地の財産・生産活動を守る施設の整備を進めてまいります。

平成28年度は、本年度から進めております国庫補助事業の漁港施設機能強化事業により、防波堤を粘り強い構造にするための基本設計と陸揚げ岸壁の機能診断を実施いたします。

また、海岸保全施設である胸壁等につきましては、安定照査と基本設計を実施し、地震や津波に対する既存施設の状態確認や基本方針等を検討してまいります。

これらの結果及び昨年度から本年度にかけて実施いたしました県や町による津波シミュレーションの結果に基づき、平成28年度には防波堤や胸壁などの整備方針を決定する予定でございます。

漁港東側に計画しております多目的広場の整備につきましては、現在、国土交通省からの御支援により公共工事発生土を搬入しておりますが、平成28年度には漁港環境整備事業として、この公共工事発生土を利用した盛り土工事に着手するほか、護岸の詳細設計を実施いたします。

防潮堤の役割を担う多目的広場につきましては、防波堤と同様に大津波に対する低減効果を期待するとともに、国土交通省の防潮堤部に計画されている海浜回廊と合わせてシーガーデンの核となる施設として、継続的な水産業の振興やにぎわいの創出を図ってまいります。

吉田漁港は、吉田町地域防災計画におきましても海からの輸送拠点という重要施設に位置づけられていることに加え、漁港及び漁港背後地の安全を確保する観点からも、漁港施設や海岸保全施設の強化は急務であると考えておりますので、今後も、津波防災まちづくりを強力に推し進め、町民の皆様の安全・安心を確保できるよう努めてまいります。

次に、静岡地域消防救急広域化事業につきまして御説明申し上げます。

平成22年8月に静岡地域消防救急広域化運営協議会設立準備会を設置し、事業を進めてまいりました静岡市、島田市、牧之原市、川根本町、吉田町による消防救急広域化が、本年4月1日から開始する運びとなります。

既に、消防指令につきましては2月9日から広域化後の体制で運用が開始され、これまで問題なくとり行われているところでございます。

この消防救急広域化により、各消防本部の総務部門及び指令部門が統合されましたことから、現場要員である消防隊及び救急隊に配置可能な人員が生まれ、また、消防隊等の災害出動につきましては、静岡地域全体を捉え、市町及び消防署の区域を超えた出動態勢となります。

このことにより、近年の大規模・複雑多様化している災害から町民の皆様の生命と財産を守るための消防体制の充実、強化が図られます。

続きまして、誰もが健康でいきいき暮らせるまちづくりに関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、健康づくり事業についてでございますが、健康でいきいき暮らせるまちづくりの実現に向けて、町民の皆様に心身ともに健康に暮らしていただけるよう、平成23年2月に吉田町健康増進計画と食育推進計画とあわせて策定しました、健やかプラン吉田21につきましては、昼間評価、計画の見直しを本年度に行い、平成28年度から平成32年度までの5年間の当町の健康増進と食育推進の取り組みの方向性を示した計画を本年3月末までに策定をいたします。

本計画は、町民の皆様お一人お一人が実践する健康づくりを社会全体で支えるため、行政や関係機関、団体が町民の皆様と連携して健康づくりを推進することを目指すものですので、完成した計画につきましては、計画の概要版を各戸に配布し、皆様にお知らせする予定でございます。

計画では、健康寿命の延伸を目指した健康づくりのため、実態調査や各種統計データなどから明らかとなった町の健康課題を皆様に関わりやすくお伝えし、町民の皆様お一人お一人

が何に取り組んでいけばよいのか、一緒に考え実践していくことができるよう、町民の皆様
の身近なところまで保健師、栄養士などが出かけ、学習会を開く、地区健康度アップ事業を
実施していく予定でございます。

次に、母子保健の充実についてでございます。

平成28年度から新たに実施いたします、妊娠・出産包括支援事業につきましては、妊娠期
から子育て期までの母子保健や育児に関するさまざまな悩みなどに円滑に対応するため、保
健師、助産師が専門的な相談支援をする拠点として、子育て世代包括支援センターを保健セ
ンター内に設置し、これまでの母子保健事業に加え、産前、産後の母親のための産前産後サ
ポート事業や産後ケア事業を新たに開始し、安心して子育てができる支援体制を強化してま
いります。

母子保健事業につきましては、榛原総合病院の産婦人科の分娩休止により、他市の医療機
関への受診を余儀なくされる妊産婦の精神的、経済的負担を軽減するための出産等支援交通
費助成事業を新たに実施いたします。

また、特定不妊治療費助成事業につきましては、男性不妊治療助成部分も含めまして、さ
らなる制度の拡充を図ってまいります。

その他、母子に対する感染症対策としまして、妊娠を希望する女性が安心して妊娠期を過
ごし、母子ともに健康な出産ができることに加えて、赤ちゃんも母体から免疫をもらって生
まれてくることで乳児期を健康に過ごせるようになることを目的に、妊娠を希望する女性に
対して、麻疹、水痘、おたふくかぜの3種類の感染症の抗体検査費用を助成し、さらに抗体
価が低い場合に予防接種費用も助成する、妊娠前麻しん等幹線予防助成金事業を実施してま
いります。

母子保健につきましては、より安全に安心して妊娠・出産・子育てができるよう、関係機
関と一層の連携を図り、切れ目ないサービス体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、子ども・子育て支援事業についてでございます。

急速な少子高速化の進行は、就労環境の変化を初め、地域社会の活力の低下、結婚や子供
を産み育てることに対する意識等の変化をもたらしております。

吉田町におきましても、子供や子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化をしており、子育
てを社会全体で支援していくことが必要となっております。

国では、平成27年度から、子ども・子育て支援新制度をスタートし、子供の最善の利益を
実現する社会を目指すことを前提に、将来の子育て支援に関する制度や財源を一元化した新
しい仕組みを構築いたしました。

このような状況のもと、町では、これまで幼児期の保育・教育の一体的な提供による質の
向上と延長保育による保育の量的拡充を進めるほか、地域子育て支援センターにおきまして
は、家庭における養育等を総合的に支援してまいりましたが、さらに平成28年度からは、児
童の一時預かりや塾などへの送迎を担うファミリーサポートセンターの設置を目指してま
いります。

ファミリーサポートセンターの設置により、仕事をしている子育て中の親だけではなく、
専業主婦等も含め、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人を結ぶ支援システムが構
築され、子育てを社会全体で支援することが可能となります。

また、多子世帯への経済的負担の軽減策としまして放課後児童クラブ利用者に対し、第3

子以降の利用料無料化を新たに実施いたします。

これまでは、現に放課後児童クラブを利用する兄弟姉妹がいる場合に、1人目の利用料は7,000円、2人目以降の利用料は5,000円としていたものを、1人の利用であっても第2子であれば利用料を5,000円、第3子以降であれば無料とするものでございます。

今後も、さまざまな事業展開により子育てしやすい環境の実現を目指してまいります。

次に、高齢者支援事業についてでございます。

本年1月1日現在における当町の高齢化率は23.14%に達し、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加など、超高齢社会の進行に伴って多くの課題に直面しております。

このため、平成28年度に実施する高齢者福祉事業につきましては、高齢者の皆様が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けられるように、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指してまいります。

具体的に申し上げますと、生活課題の解決に重点を置き、買い物、掃除、外出支援などの生活支援サービスの充実や、医療と介護を一体的に提供するための在宅医療と介護の連携、認知症の方とその家族を支えるための認知症施策の推進のほか、地域包括支援センターの相談支援体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

一方、国では、一億総活躍社会の実現に向けて「介護離職ゼロ」を掲げ、在宅・施設サービスの整備、介護人材の確保を重点的取り組みに位置づけておりますが、当町における施設サービスの整備といたしましては、昨年からの建設が始まりました地域密着型小規模特別養護老人ホームよしだアスカの里がございまして、このよしだアスカの里が整備されることで、入所を希望し、自宅で待機されている高齢者や介護する家族への支援につながるものと考えております。

また、介護人材の育成・確保につきましても、地域包括支援センターが基幹的な機能を担い、介護支援専門員への助言や介護職員を対象に職場環境の改善を図るための研修会を開催するなど、新たな取り組みを展開してまいります。

介護が必要になったときに家族が離職することなく働き続けることができ、介護保険サービスが滞りなく利用できるよう、介護保険の内容や手続について町民の皆様へのさらなる周知を図り、支援体制を充実してまいりたいと考えております。

続きまして、活力あふれる産業振興のまちづくりを目指す、水産業振興事業につきまして御説明申し上げます。

国の地方創生加速化交付金を活用し実施いたします、広域連携による水産物を活用した産業活性化事業につきましては、吉田町を初めとする駿河湾沿岸の静岡市、焼津市、牧之原市、御前崎市の4市1町の持つさまざまな水産物、各地の観光資源を連携させ、顧客が求める新たな商品やメニュー、観光コースを開発するものでございます。そして、多くの観光客を誘致するとともに、東京や大阪、名古屋などに販路を広げることにより、水産業の振興を図るとともに、産業を活性化させることを目的としております。

事業内容につきましては、首都圏の消費者に対する嗜好モニタリング調査や旅行者へのヒアリング、商品や観光資源のPRを実施するとともに、協議会を立ち上げ、商品の開発やイベントの開催、広告、マップ作成なども行う予定でございます。

この広域連携による事業は、今後、吉田漁港の東側に整備する多目的広場を初め、計画しております水産振興施設にも大いに役立つことと確信しておりますので、積極的な事業展開

を図ってまいります。

続きまして、魅力あふれる多様な交流を生むまちづくりに関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、愛称を「北オアシスパーク」と名づけました防災公園関係についてでございますが、管理棟周辺の公園整備につきまして、今議会定例会において繰越明許の御承認をいただいた後に、管理棟の建設工事とあわせ、9月末までの完成に向けて整備を進めてまいります。

次に、町道高島9号線についてでございます。

この路線は、内陸のフロンティアを開く取り組みの中で、企業活動維持支援事業の区域における主要な路線であることから、大幡川の橋梁整備を含んだ道路築造を平成28年度から開始する計画でございます。

次に、大幡川の河川改修事業についてでございます。

大雨時における町民の皆様の不安を解消するため、社会資本整備総合交付金を活用して実施しておりますこの事業は、大幡川だけではなく、上流部の大窪川及び第2大窪川を含む河川改修となりますが、下流部の大幡川から事業着手する計画であり、平成28年度は一部工事を実施する予定でございます。

次に、町営住宅の長寿命化についてでございます。

町営住宅の効率的、効果的な維持管理を図るため、吉田町公営住宅等長寿命化計画に基づき、本年度、松下団地A棟の外壁塗装工事及び屋上防水工事を実施いたしました。平成28年度におきましても、引き続き、同じ敷地内の松下団地B棟の外壁塗装工事及び屋上防水工事を実施する計画でございます。

次に、橋梁の点検業務についてでございます。

当町におきましても、高度経済成長期に集中的に整備いたしました橋梁の老朽化が進行しており、橋梁を効率的に維持管理していくことが求められております。このため、町が管理しております2メートル以上の橋梁248橋の適正な維持管理を目的として、予防保全の観点も踏まえた近接目視による点検を平成28年度から社会資本整備総合交付金を活用し、実施していく計画でございます。

次に、空き家対策についてでございますが、全国的に空き家が増加していることを背景としまして、国は、空家等対策の推進に関する特別措置法を平成27年5月26日に全面施行いたしました。

当町の空き家数は、平成25年度住宅・土地統計調査結果によりますと、推計で480戸余りあるとされておりますが、より正確な情報を得るために、現在、自治会及び地域の皆様の御協力をいただきながら、空き家の実態調査を実施しているところでございます。

今後、この調査結果をもとに台帳を整備するなど、データの集積を行い、当町の実態に合った空き家対策を進めてまいります。

次に、にぎわいづくりの取り組みについてでございます。

当町では、吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込まれた新たなにぎわいづくりと地域産業の活性化を促進するために、さまざまな事業を展開しておりますが、多様なまちづくり活動を展開していくには、行政だけでは限界があると感じております。

そこで、にぎわいづくりや地域産業の活性化を促進するため、平成28年度に設立される、一般社団法人吉田町まちづくり公社を核として、地域産業を活性化させ、さらなるにぎわい

づくりを進めてまいりたいと考えております。

具体的には、新たな経済活動を喚起するための企業間交流ネットワークを一般社団法人吉田町まちづくり公社が中心となって構築し、有用な情報の提供の場として、また、情報交換の場として企業間交流の活性化に向けた取り組みを行うとともに、働きやすい環境の整備の一環として、ワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けたセミナーを開催することなどにより、企業の意識の醸成を図ってまいります。

また、平成28年1月に産業競争力強化法に基づく当町の創業支援計画が国から認定されたことを受け、吉田町創業支援ネットワークが4月から機能いたしますが、公社もネットワークの協力機関としまして、起業者向けの情報提供やセミナーの共催などのインキュベーション機能の提供を積極的に行い、新たな地域経済の担い手の育成を図ってまいります。特に女性の創業を積極的に支援することで、女性の就労や地域活動への参画を促進してまいります。

さらに、民間ならではの切り口で、一般社団法人吉田町まちづくり公社に、町内産業の情報や魅力的な町の情報を町内外に発信するための、まちづくり情報発信プラットフォームを構築していただき、「メイド・イン・よしだ」製品を紹介し、将来的には「よしだ・ブランド」の確立を目指してまいります。

今後は、地域産業を活性化させ、さらなるにぎわいの創出に向け、一般社団法人吉田町まちづくり公社と連携し、多様な事業を展開してまいります。

次に、八女市・吉田町未来創造の翼交流事業についてでございます。

本事業は、平成22年度から取り組んでまいりました福岡県八女市との産業や観光分野の交流をさらに継続的な取り組みとするため、当町と八女市の間で新たな形の交流として、昨年度からスタートいたしました。

昨年は、7月15日と16日の2日間にわたり八女市において、「八女市・吉田町未来創造の翼交流フォーラム」が開催されましたが、本フォーラムにつきましては、1年に1回、輪番制で開催することとしておりますことから、平成28年度におきましては、7月ごろに当町に八女市長等をお迎えして開催する予定でございます。

交流事業につきましては、静岡県市町村振興協会の地域づくり推進事業を活用し、産業・観光分野や文化・スポーツ分野の継続的な交流を実施していくとともに、八女市と協力し、新たな交流展開も検討してまいります。

続きまして、次代を担う心豊かな人を育むまちづくりに関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、新教育委員会制度への移行についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正をされ、平成27年4月1日から施行されました。この改正では、教育行政の責任体制を明確化するため、教育委員長と教育長を一本化し、首長が議会の同意を得て新たな教育長を任命することが大きな柱の一つとなっております。

当町といたしましては、平成28年度から新体制へ移行し、引き続き、総合教育会議の場において、教育委員会と協議や調整を行い、教育政策の方向性を共有しながら、本年度策定いたしました吉田町教育大綱に掲げた方針に沿った教育行政の推進を図ってまいります。

次に、学力向上の施策の推進についてでございます。

教育委員会では、吉田町ラーニングプランを策定し、平成26年度から授業改善を中心に、学校・家庭・地域が一体となって児童・生徒の学力向上を図るためにさまざまな取り組みを行っておりますが、平成28年度には、土曜学習の手法を取り入れた公設学習塾も開設し、町独自の学力調査結果に基づく児童・生徒の個に応じた学習教材の提供を行い、さらに児童・生徒の基礎学力と学習意欲の向上を図ってまいります。

次に、幼児教育の充実についてでございます。

幼児期の教育は、生きる力の基礎を培う重要なものであり、この時期に質の高い幼児教育が提供されることは極めて重要であると考えております。

遊びや生活を通じた学びが主体の幼稚園及び保育園と、授業が中心となる小学校とでは指導方法が異なり、入学直後の児童が小学校生活に適応できないなど、いわゆる小1プロブレムの解消は、当町においても喫緊の課題であります。

そこで、平成28年度におきましては、幼稚園、保育園、小学校の連携体制を強化し、幼児教育に対する共通理解を深める場を設けて情報の共有化を図るとともに、独自の幼児教育カリキュラムを作成し、実践してまいります。

次に、吉田町シニアカレッジ事業についてでございます。

当町におきましては、高齢化率が23.14%に達し、既に超高齢社会に突入している状況でございますが、高齢者の皆様が生き生きと生活していくためには、生涯にわたり学び続ける意欲を持ち、自発的に生きがいづくりを見つけていく場の創出が必要となります。

そこで、高齢者の皆様に新たな学習機会の場を提供するため、吉田町シニアカレッジの10月の開校を目指して準備を進めております。

このシニアカレッジは、2年制を基本とし、座学や体育、修学旅行など、多彩な内容を用意するほか、高齢者の皆様が学んだことを地域づくりに還元するなど、より一層地域で活躍していただくことを促進するものでございます。

10月の開校に向けましては、吉田町シニアカレッジ設立委員会を立ち上げ、高齢者の皆様の御意見を伺いながら、第1期生の受け入れ準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、吉田町総合体育館の耐震補強及び大規模改修事業についてでございます。

吉田町総合体育館は、建築から30年が経過し、平成17年に実施しました耐震診断結果では、近年発生すると想定されている東海地震や南海トラフ大地震により、倒壊することはないものの、かなりの被害を受けることが想定されると診断されております。

このため、平成28年度につきましては、吉田町総合体育館の耐震計画及び実施設計のほか、天井の落下物防止及び漏水対策、トイレのバリアフリー化の実施設計業務委託を行い、平成29年度から工事に着手できるようにしてまいります。

次に、図書館についてでございます。

図書館につきましては、図書館システムの更新を10月に予定しております。

また、この更新期間を利用しまして、図書館1階の公開書庫にビジネス支援コーナーを、2階の児童図書フロア入り口に子育て支援コーナーを設置し、さらなる利用者サービスの向上、充実を図ってまいります。

続きまして、豊かな自然と共存するまちづくりに関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、上水道事業についてでございますが、平成28年度の施設整備としましては、第2

配水池内の流量計の更新、電気室の建てかえ工事を実施いたします。

管路整備につきましては、石綿管、老朽管、他事業に伴う水道管の布設がえ等の事業としまして、北原東2号線送・配水管布設がえ工事、中原地区配水管布設がえ工事を含め10本の工事を実施いたしますが、北原東2号線の工事により当町の石綿管は、全て除去されることとなります。

また、人口動向を加味した中長期的財政収支に基づく水道施設の計画的な整備・更新等を実行し、持続可能な水道事業を実現するための新規事業としましてアセットマネジメントを実施いたします。

次に、下水道事業についてでございます。

合併浄化槽の普及等汚水処理を取り巻く環境や土地利用等も変化してきていることから、平成27年度と平成28年度の2カ年で全体計画の見直しを進めております。

また、下水道事業の公営企業会計への移行の取り組みとして、平成27年度から移行に必要な業務の検討を行っておりますが、引き続き、平成28年度も業務の検討や調査を行い、準備を進めてまいります。

浄化センター建設につきましては、施設の長寿命化計画に基づく、電気・機会設備の改築・更新を実施いたします。これは、平成7年に浄化センターの供用を開始して以来20年が経過し、施設が老朽化する中、耐用年数を超える設備もありますことから、長寿命化計画に沿って、ライフサイクルコストを念頭に置き、効率的かつ効果的に、国庫補助事業を利用して設備の改築・更新を行うものでございます。

管渠整備につきまして、片岡辻の東側、国道150号の南側歩道に污水管渠の布設を行うほか、主要地方道島田吉田線と町道塩谷上川原線を、片岡地区の国道150号より北側の地区に向かって整備いたします。

また、県道住吉金谷線につきましては、国道150号を横断して污水管渠の整備を進める予定でございます。

その他、耐震化対策につきましては、避難地である住吉小学校及び福祉避難所である住吉杉の子園に向かう主要管渠のマンホール継ぎ手の耐震化を図る予定でございます。

次に、吉田町牧之原市広域施設組合の事業となりますが、リサイクルセンター整備事業について申し上げます。

平成27年度及び平成28年度の2カ年で実施しておりますリサイクルセンター旧焼却炉施設の解体を含めた吉田町牧之原市広域施設組合リサイクルセンター整備工事につきましては、旧20トン炉焼却施設及び旧30トン炉焼却施設の解体が、周辺へのダイオキシン飛散もなく無事終了しました。

平成28年9月の工事完了に向けて、引き続き、リサイクルセンターの整備工事を進め、完了後は、さらなる利便性の向上、リサイクル率の向上のための事業を展開してまいります。

続きまして、行政と住民が一体となって取り組むまちづくりを目指す行財政関連事業のうち、ふるさと納税につきまして御説明申し上げます。

ふるさと納税は、自分が生まれ育った故郷、応援したいと考えている地方公共団体に寄附を行うと、その年の所得税及び翌年度の個人住民税から控除を受けられる制度で、平成20年4月30日に公布された地方税法の一部を改正する法律により開始されたものでございます。

当町といたしましては、本制度の趣旨を踏まえ、ふるさと納税は、あくまでも納税の一つ

として捉え、これまで特産品の返礼については慎重な対応をとってまいりました。

そうした中、平成27年度の税制改正において、平成27年4月1日から減税対象となる寄附金額の上限が約2倍に拡大したことや、住民税などの減額を受けるための確定申告が不要となるワンストップ特例制度が設けられたことから、より寄附しやすい環境が整ってまいりました。

さらに、政府のまち・ひと・しごと創生本部は、平成28年度税制改正におきまして、企業の地方公共団体への寄附を促すために減税効果を現行の2倍の高める優遇措置を講じる地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設を目指し、ふるさと納税を地方創生の一環として推進しようとしているところでございます。

このような状況を受け、当町におきましても、国の動きに合わせ、吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、その取り組みを始めたところでございますことから、この機を捉え、ふるさと納税制度本来の趣旨を念頭に置いた節度ある運用に努めながら、町が応援を求めたい事業などを明確に示させていただき、応援をしてくださる方の御意向が反映されやすい仕組みの、よしだ版ふるさと納税を開始してまいります。

当町が実施するふるさと納税は、全国に吉田町の魅力を発信するため、特産品の掘り起こしやブランドを積極的に図っていく必要があると考えておりますので、行政だけではなく、町のにぎわいの発信を担っていただく一般財団法人吉田町まちづくり公社にも手伝っていただけるよう準備を進めてまいります。

以上、平成28年度を迎えるに当たり、「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」の実現に向けて実施いたします、各種施策の方針や概要並びに基本姿勢について述べさせていただきます。

新年度に向けましては、第5次吉田町総合計画を着実に推進し、行政課題に柔軟かつ迅速に対応するための組織体制を目指した機構改革の実施も予定しておりますが、吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本方針の方向性にもお示ししたとおり、津波防災まちづくりを強力に推し進め、確固たる安全のもと、子育て、教育、健康づくりといった支える安心を提供することで、活気ある若い人が集まり、元気な子供が増え、そして、この町で生活し続けたいと願う人が増え続ける社会、言いかえれば、豊かで勢いのある町であり続けることができると確信しております。

そして、この津波防災まちづくりとにぎわいづくりを一体的に進めるシーガーデンシティ構想の実現により、豊かで勢いのある町に、さらに心を魅了する要素を加えた新たな吉田町をつくり出したいと考えております。

ぜひとも、議員各位におかれましては、当町のまちづくりにたいしまして御理解をいただき、今後も格段の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます、施政方針といたします。

○議長（大塚邦子君） 町長の施政方針が終わりました。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（大塚邦子君） 続いて、日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を、各委員長から報告願います。

最初に、議会運営委員会委員長、お願いします。

7番、三輪正邦君。

〔議会運営委員会委員町長 三輪正邦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（三輪正邦君） 7番、三輪です。

それでは、平成28年度吉田町議会第1回定例会議会運営委員会委員長報告を行います。

平成28年3月1日、議会運営委員会より、議会閉会中の調査活動について、以下、御報告いたします。

開催日時、平成28年1月13日水曜日。

開催場所、吉田町役場4階第1会議室。

時間、午後1時30分から午後3時52分まで。議員6人、13時45分から1人早退、番外1人、事務局2人。

協議事項、平成27年12月25日、当局より下協議の内容を提示され、協議しました。

1、定例会における議案審議方法等について。

1、議会最終日における審議内容は、従前のように質疑、討論、採決と一連で町民の皆様にも、また、出席者にとってもわかりやすい運営を検討していただきたい。

検討結果、審議内容は、質疑、討論、採決の一連の流れとする。ただし、予算、決算は除く。

2、当初予算及び決算の審議については、従前のように各担当統括が同席できる運営を検討していただきたい。

検討結果、予算、決算の審議は本会議場で行い、統括級の出席を可とする。

3、特別会計の予算、決算議案の審議については、当局全員でなく従前のように担当課長等が出席する運営を検討していただきたい。

検討結果、特別会計の審議は日を定め、担当課ごとの対応とする。その他の議案については従前のおりとする。よりよい会議ができるように前向きに検討する。

全員協議会の対応について、下協議の内容を検討した結果を報告する。

他の議員の意見をもって次回下協議に臨む。

その他、全員協議会で会議規則の第47、48条について施行の旨を説明する。

開催日時、平成28年2月5日金曜日。

開催場所、吉田町役場4階第1会議室。

時間、午前9時55分から午後零時55分まで。委員6人、番外1人、事務局2人。

平成28年1月21日、下協議し、これを議会運営委員会で協議した。

協議事項、議案審議方法の見直しについて。

1、議会最終回における審議内容は、従前のように質疑、討論、表決を一連で町民の皆様にも、また、出席者にとってもわかりやすい運営を検討していただきたいということ。

検討結果、審議方法は質疑、討論、採決の一連の流れとする。下協議の結果、議会検討結果を了解した。

2、当初予算及び決算の審議については、従前のように各担当統括が同席できる運営を検討していただきたい。

検討結果、一般会計の予算、決算の審議は本会議場で行い、統括級の出席を可とし、款別に分けて行う。下協議の結果、本会議場に統括の同席を了解した。

意見、当局から全員協議会へ統括の同席を。

3、特別会計の予算、決算議案の審議、その他担当課の所管事務内で完結するような議案審議については、当局全員でなく、従前のように各担当課長が出席できる運営を検討していただきたい。

検討結果、特別会計の予算、決算は所管ごとに質疑、討論、採決を一連で行う。その他担当課の所管事務内で完結するような議案審議については、従前のおりとする。下協議の結果、特別会計は質疑と討論、採決を分け、一般会計と同様とする。了解した。

要望事項、定例会の招集日は、1年を通じ、あらかじめ決定しておいていただきたい。課長と局長で協議し、招集日を提案する。

平成28年第1回吉田町議会定例会の運営について、当局との下協議をもって、下記のようにする。

3月1日火曜日、本会議開会、全員協議会、3月2日、本会議、一般質問締切日、3月3日木、議会運営委員会、3月4日金、早期議決、3月7日月、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、3月8日火、全員協議会、3月9日水、議会ICT推進特別委員会、3月10日木、本会議、3月11日金、産業建設常任委員会、総務文教常任委員会、3月14日月、本会議、3月15日火、本会議、一般質問、3月16日水、本会議、一般質問、3月17日木、議会運営委員会、3月22日火、本会議、その他全員協議会で議案審議方法など、見直して説明する。会議規則の第47、48について2月19日に説明する。

開催日時、平成28年2月24日水。

開催場所、吉田町役場4階第1会議室。

時間、午前9時から午後12時45分まで。委員6人、11時26分から12分40分、除斥1人、番外、途中退席1人、事務局2人、総務課長。

協議事項、平成28年度第1回吉田町議会定例会の運営について。

早期議案について総務課長から報告。

2月19日の全員協議会において13議案を提案したが、10議案となりました。

町長提案案について。

上程議案の審議方法について、議案は32件、常任委員会へ付託審査なし。早期議決として、第1、2、3、4、7、13、17、25、26、27の10議案を審議、特別会計の補正予算及び特別会計に係る議案の第14、15、16、18、19、20、21、22、23、24号議案の10議案について、中間日で審議を行い、最終日に討論、表決を行う。本会議最終日で審議する、その他の議案は第5、6、8、9、10、11、12、28、29、30、31、32議案の12議案とする。

会期の決定及び審議予定表について。

議会会期期間は3月1日から22日までの22日間とする。

なお、会期については、皆さんのところへ参っておりますので、日程は割愛させていただきます。

続きまして、会議録署名議員の指名について。

10番、藤田和寿君、11番、八木 栄君。

続きまして、意見書採択、要請等の取り扱いについて。

1、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書、議会運営委員会どまりとする。

2、未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情、議会運営委員会どまりとする。
3、所得法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情、議会運営委員会どまりとする。
発議案について、吉田町議会委員会条例の一部を改正する条例について、議会運営委員長が発議する。早期議決として、町長提出議案の後に発議する。

その他、河原崎議員の対応について、議会として辞職勧告を出すことを望む。全員協議会に報告する。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

次に、総務文教常任委員会委員長、お願いします。

6番、山内 均君。

〔総務文教常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（山内 均君） 平成28年第1回定例会総務文教常任委員会委員長報告をいたします。

議会閉会中の調査活動についての報告です。

調査活動は、子ども・子育て支援の一つとしての認定こども園を調査研究する。

目的は、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まり、地域の実情に応じた支援が図られることとなった。そこで、吉田町の取り組み及び認定こども園について調査研究を行う。

平成28年1月15日、午前10時から12時まで、静岡市立安東こども園を視察をした。

視察の目的は、先進事例の視察を行うことにより、本町の政策形成に寄与する。

視察内容は、子育て支援策の一つとしての認定こども園、幼保連携型の状況調査をする。

調査結果、静岡市では、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、市立園が幼稚園と保育所のよさをあわせ持つ認定こども園に積極的に移行することで、保護者の就労状況にかかわらず、より身近な施設で子供たちが質の高い幼児期の学校教育・保育を一体的に享受できる環境整備を図るため、平成27年4月に移行することとした。

幼保連携型認定こども園のメリットは、認可幼稚園と認可保育所の機能をあわせ持つ施設であること。保護者の就労状況にかかわらず質の高い幼児期の教育・保育の一体的提供が可能であること。子育て相談などの地域の全ての子育て家庭を支援する機能を持つことなどを調査学習することができました。

同日、1時45分から2時10分まで委員会を開会。

協議事項は、所管も事務調査に係る先進地視察について。2月1日、滋賀県長浜市立たかつき認定こども園、2月2日、岐阜県海津高須認定こども園を調査するに当たり、それぞれの園への質問事項を協議決定した。

平成28年2月1日、滋賀県長浜市立たかつき認定こども園を視察。幼保一元化の具体策として、認定こども園の開園を目指した。主管は教育委員会事務局に幼児課を新設、ゼロ歳から15歳までの一貫教育を担い、子供の成長に合わせた連続した教育を目的としたことなどを

学んでまいりました。

平成28年2月2日、岐阜県海津市立高須認定こども園を視察。海津市の認定こども園幼保一元化の効果と利点について、幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ認定こども園化による単独の幼稚園及び保育園の統廃合を可能にした。就学前教育・保育について均一化を図るようになってきた。保護者は就労の有無にかかわらず同じ施設を利用できるようになった。幼稚園児も保育園児も同じ施設で教育・保育をするため、保護者は幼稚園部と保育園部を選択する際に、自分のライフスタイルを変える必要がなくなったなどの利点を得られるようになったことを学習してまいりました。

平成28年2月26日、午前11時25分から12時まで委員会を開会しました。

協議内容は、現在の議会閉会中の調査活動のまとめについて。子ども・子育て支援の一つとしての認定こども園の調査研究は、6月定例会に最終報告としてまとめ、議長に提出することとしました。よって、6月議会まで議会閉会中の調査を継続することを決定した。

以上が議会閉会中の調査活動についての報告です。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長、お願いします。

9番、増田剛士君。

〔産業建設常任委員会委員長 増田剛士君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（増田剛士君） 平成28年3月定例会、産業建設常任委員会委員長報告。

定例会閉会中の産業建設常任委員会の報告をいたします。

1月6日、委員派遣によるモデルコースの実施検証を行いました。

小山城駐車場をスタートし、本寿寺、萬年のサツキ、萬年の茶がま、能満寺原古墳、龍光寺、林泉寺、神明神社の順で小山城駐車場に戻るコースを実際に歩き、課題を調査いたしました。

1月12日、委員会を開催いたしました。

第11回議会報告会での意見、要望の中での河川、道路整備についてを新たな調査事項といたしまして、都市建設課に説明を求めました。説明、質問の後、議会報告会報告書への回答として文書化し、議長に提出し、調査の終了といたしました。

2月17日に、委員会を開催いたしました。

モデルコースを歩いての課題について協議いたしました。大きな課題として、1、案内看板がない。道路案内となる標識が必要。2、休憩所がない。立ち寄る店もない。富士山が見えるポイントにベンチなど、休めるところが必要。3、道路整備として安全施設の横断歩道、歩道の整備が不十分である。

以上が挙げられました。これらに関しましては、報告書にまとめる中で、再度協議していくことを決定いたしました。

委員会独自の観光マップに関し、三つのテーマ、吉田町四季の花めぐりコース、産業工場見学コース、サイクリングコースについて協議を行いました。四季の花めぐりコース、産業工場見学コースについて、産業課に問い合わせを行い、次回以降、協議を重ねることを決定いたしました。サイクリングコースにつきましては、パーク・アンド・ライドとして車を駐車場に駐車し、自転車で町内を散策できるコース、また、自転車につきましてはレンタサイクルも視野に入れることなどを協議し、花めぐりコースとともに調査研究することを決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会委員長報告といたします。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議会ICT推進特別委員会委員長報告

○議長（大塚邦子君） 日程第5、議会ICT推進特別委員会委員長報告を、委員長から報告願います。

議会ICT推進特別委員会委員長、お願いします。

10番、藤田和寿君。

〔議会ICT推進特別委員会委員長 藤田和寿君登壇〕

○議会ICT推進特別委員会委員長（藤田和寿君） それでは、議会ICT推進特別委員会から委員会活動について御報告申し上げます。

12月18日、委員6名、番外1名で第8回委員会を開催し、先進地視察を協議し、多摩市議会はユーストリームとユーチューブの機械中継について、箱根町議会は議会フェイスブックの運用について、寒川町議会は議会中継並びダイジェスト録画配信とタブレット導入について、視察日は、28年2月8日と9日と決定いたしました。

28年1月12日、委員6名、番外1名で第9回委員会を開催し、視察先への質問事項を協議し、システム導入時の趣旨とプロセス、町民、市民の反応、外部指導者の有無、コストなどについてを質問事項とすることを決定いたしました。

1月21日、委員6名、番外1名、事務局2名で牧之原市に伺い、牧之原市フェイスブックページについて、政策協働部秘書広報課などから説明を受けました。情報発信に当たり、誰に、何を、何のためにを明確にし、内向け情報はMAK I c o m、外向け情報はビタミンらぼと、二つのフェイスブックページを使い分けて投稿しておりました。市内NPO団体に年間400万円で委託し、発信情報については担当職員と週1回打ち合わせを行い、決定し、投稿しておりました。また、外部知見として東海大学の河井教授の指導を受けておりました。執行機関のフェイスブックページであり、我々が検討している議会フェイスブックページとは目的が違いましたが、全国の市町村の中でリーチ数及び登録者数で最も多い先進事例として、コンセプトや運用ポリシーなど、大変参考になる内容でした。

2月8日から9日、委員6名、番外1名、事務局1名で多摩市議会、箱根町議会、寒川町議会において先進地視察を行いました。

多摩市市議会は議会中継について検証いたしました。導入プロセスは、平成18年から庁舎で本会議中継放映を開始、インターネット中継は市民から要望がありましたが、費用面で凍結しておりました。しかしながら、平成24年、無料動画配信サービスユーストリームを利用し、最小限の経費で導入し、現在はユーチューブで配信しておりました。費用としては、初期経費約10万、議場用カメラ、委員会室分のパソコンやカメラで190万円であったという報告を受けました。方法といたしまして、本議会は質問席及び答弁席の映像の2画面による構成、委員会は議場及び委員会室の後方から1画面による構成でありました。今後として、視覚聴覚障害者などへ考慮した配信を目指しているということ伺ってまいりました。

箱根町議会は箱根町議会公式フェイスブックページについて検証しました。導入趣旨は、議会に対しての町民参加と議会と町民連携の推進のため、積極的、効果的な情報発信の手段として改正しておりました。町民の反応は、「いいね」は増加したが、多くの反響は期待せず、情報提供の一つとして考えておりました。発信する情報は定例会、臨時会、委員会等の日程、町議会に関する行事等の情報などで、コメントに対する回答は行っておりませんでした。費用はゼロ円であります。成果として、情報のタイムリーな発信が可能となった。議会改革の一環で実施しており、その他ICT推進の参考事例があったので、ここで報告いたします。

議会における電子機器等の使用を可能とする基準で運営しておりました。本会議、各委員会等の議会が主催する全ての会議で、パソコン、タブレット端末、スマートフォンでの携帯電話を除く機器を議員、執行部職員、傍聴者、電話使用以外のネット検索、カメラ、録音などの使用を許可しておりました。電子機器の扱いとして、広辞苑と同じように辞書扱いとのことでありました。

寒川町議会は議会中継について、導入プロセスは町民に開かれた議会を目指すために本会議を平成20年からインターネットを活用したライブ中継、録画映像を開始しており、費用はASP方式でインシャルコスト875万円、ランニングコストとして174万円で行い、また、決算審議のダイジェスト版をケーブルテレビで1時間にまとめて7日間、9回放映しておりました。委託料といたしまして100万円かかっておりました。課題として、インターネットを視聴できない方への対応を挙げておりました。

次に、タブレット導入について、導入経緯は議会改革の計画的な推進体制として検討し、導入しておりました。具体的には議会全体で年間10万枚の議会資料を使用し、資料作成や資料の差しかえに多くの時間を費やすこと。資料の保管場所やコストの削減を図りたいこと。印刷物は白黒印刷で図表や写真などを効果的に活用できないこと。会議中の資料請求で会議が中断するなど、会議運営が非効率であることなどでございました。効果として、同一情報の共有化とスムーズな議会運営が図られること。ペーパーレス化による資源削減と経費の削減が図られることが掲げられておりました。導入予算獲得は議会の議決により行っておりました。

2月18日、委員6名、番外1名で第10回委員会を開催し、視察後の各委員の感想をもとに、委員長がまとめた報告書について協議しました。

牧之原市フェイスブックページのまとめ、誰に、何を、何のためにのコンセプトを明確に

し、目的、運営、内容、時間、返信、注意事項、著作権、個人情報などを決め、吉田町議会公式フェイスブックページ運用ポリシーを作成すること。また、ICT化を進めるに当たり、外部の適切な有識者の指導を受ける体制づくりと継続できるシステム構築と議員のスキルアップを行うことなどをまとめました。

多摩市議会のまとめとしましては、議会基本条例にのっとり市民に開かれた議会を目指し実施している。情報公開を認識した情報発信ツールであった。低コストの議会中継の設備などの予算折衝に当たっては、議員全員の総意で実施していたことなどがございます。

箱根町議会のまとめとしましては、議会基本条例にある町民から最も頼りにされる議会の実現を基本理念に捉えた箱根町議会の活性化に向けた理念と方針とを導入しており、議会中継の前段として費用のかからないフェイスブックを導入しておりました。運用方針を整備し、実行していること。議会だより、ホームページ、メールマガジンとあわせてフェイスブックを使い分け、運用していたことをまとめました。

寒川町議会のまとめとしましては、住民に開かれる議会の趣旨を理解し、予算措置をしていた。議会中継と議会ダイジェスト版の放映により、町民の知る権利にんでいた。

以上です。

以上の結果を受け、1市2町の視察をまとめました。

一つ、二元代表制における議会の強い意思が必要であること。

2、議会基本条例の町民に開かれた議会を目指し、情報発信が必要であることを確認し、その旨を委員会視察報告書に作成し、委員長案のもとに本日の協議内容を入れ、決定していくこととし、内容については委員長に一任することを決定しました。

以上で、議会ICT推進特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩とします。再開は10時35分といたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時33分

○議長（大塚邦子君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議案第1号～議案第32号の一括上程、説明

○議長（大塚邦子君） 次に、会議規則第35条の規定により、日程第6、第1号議案から日程第37、第32号議案までの32議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成28年第1回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回、上程いたします議案は、条例の一部改正について10件、条例の制定について2件、補正予算について5件、当初予算について7件、契約等変更について1件、事務の委託の廃止について1件、事務の委託について1件、基本構想について1件、町道の路線廃止について1件、町道の路線認定について1件、人事案件について2件の合計32件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第1号議案は、吉田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、本年度の人事院勧告に基づきまして、官民給与の格差の率0.36%を解消するため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら、給料表の水準を引き上げるとともに、勤勉手当の年間支給月数を0.1カ月分引き上げるなど、国家公務員の制度改正に準じた内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第2号議案は、旧吉田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、本年度の人事院勧告におきまして、一般職の国家公務員は官民格差の解消のため、期末勤勉手当の年間支給月数を0.1月分引き上げることとしておりますことから、当町においても国家公務員に準じて教育長の期末手当につきまして、職員と同様に年間支給月数を0.1月分引き上げることとする内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

なお、本条例のタイトルに「旧」と表示されているものにつきましては、昨年3月31日に本条例が廃止され、現在、経過措置による運用となっているためでございます。

第3号議案は、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、本年度の人事院勧告におきまして、一般職の国家公務員は官民格差の解消のため、期末勤勉手当の年間支給月数を0.1月分引き上げることとしておりますことから、当町におきましても、国家公務員に準じた議会議員の期末手当につきまして職員と同様に年間支給月数を0.1月分引き上げる内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第4号議案は、特別職の職員で常勤のものゝ給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、本年度の人事院勧告におきまして、一般職の国家公務員は官民格差の解消のため、期末勤勉手当の年間支給月数を0.1月分引き上げることとしておりますことから、当町におきましても、国家公務員に準じ特別職の期末手当につきまして職員と同様に年間支給月数を0.1月分引き上げる内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第5号議案は、吉田町防災会議条例及び吉田町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、本年4月1日からの静岡地域消防救急広域化に伴いまして、当町を管轄する消防本部が、吉田町牧之原市広域施設組合から静岡市消防局に変わり、本条例に係る構成員の

整理を行う必要が生じたことから、所要の改正を行う内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第6号議案は、吉田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）等の規定に基づき、監査委員が審査した決算等の意見につきまして、町長に通知する期限を改正する必要が生じたことから、所要の改正を行う内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第7号議案は、吉田町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、新たな行政課題に柔軟に対応できる人材育成型の行政組織機構の構築を目指すとともに、平成28年度を始期とする第5次吉田町総合計画を総合的かつ重点的に推進する組織の強化、連携を図るため、地方自治法第158条第1項に規定する町の権限に属する内部組織としての課を新設、統合及び再編する必要が生じたことから、所要の改正を行う条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第8号議案は、吉田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）は、平成26年6月13日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴いまして、新たに規定される審理員及び第三者機関から提出書類または主張書面等の写し等を審査請求人等に交付する際の手数料を徴収する旨を条例で定める必要が生じたことから、法の趣旨に基づいた内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第9号議案は、吉田町情報公開条例及び吉田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、行政不服審査法が平成26年6月13日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴いまして、不服審査制度に係る手続について規定されている本条例につきまして、現状に即した手続を進めることができるよう必要な規定を追加する必要が生じたことから、法の趣旨に基づいた内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第10号議案は、吉田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び吉田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地域における医療に介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の一部の施行等により、本年4月1日に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第14号）が施行されることに伴いまして、認知症対応型通所介護に係る運営推進会議の設置など、地域との連携等に関する必要な規定を追加する必要が生じたことから、法の趣旨に基づいた内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第11号議案は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、行政不服審査法が平成26年6月13日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴いまして、法改正の趣旨に基づき七つの関連する条例を一括して整備しようとする内容の条例を制定することにつきましてお認めいただこうとするものでございます。

第12号議案は、吉田町行政不服審査会条例の制定についてでございます。

本議案は、行政不服審査法が平成26年6月13日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴いまして、当町諮問機関として新たに設置する第三者機関、吉田町行政不服審査会の組織及び運営に関して条例を定める必要が生じたことから、本趣旨に基づいた内容の条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第13号議案は、平成27年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、平成27年度一般会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億189万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ102億8,133万7,000円とすることともに、社会福祉施設管理事業費、防災公園整備事業費など、10の事業費に係る合計5億7,442万4,000円の繰越明許費を設定するほか、地方債の限度額を1億980万円減額する補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第14号議案は、平成27年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成27年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ4,177万5,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ33億6,310万4,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第15号議案は、平成27年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成27年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ966万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億2,581万4,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第16号議案は、平成27年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成27年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億265万6,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ17億5,995万円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第17号議案は、平成27年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、平成27年度の公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,853万2,000円を減額し、歳入歳出総額それぞれを12億3,660万6,000円とするとともに、地方債の限度額を1,270万円減額する補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第18号議案は、平成28年度吉田町一般会計予算についてでございます。

本議案は、平成28年度の一般会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億9,200万円と定めるとともに、12の事業につきまして総額7億4,760万円を限度とする地方債を計上するほか、一時借入金金の最高額を5億円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第19号議案は、平成28年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成28年度の土地取得事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,505万3,000円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第20号議案は、平成28年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成28年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ33億2,595万8,000円と定めるほか、一時借入金の最高額を1億円と定めるとともに、保険給付費に係る款内流用を規定した予算をお認めいただくとするものでございます。

第21号議案は、平成28年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成28年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,809万2,000円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第22号議案は、平成28年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成28年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ19億4,869万1,000円と定めるほか、保険給付費に係る款内流用を規定した予算をお認めいただくとするものでございます。

第23号議案は、平成28年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成28年度の公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,273万5,000円と定めるとともに、公共下水道事業につきまして総額2億5,890万円を限度とする地方債を計上するほか、一時借入金の借り入れの最高額を3億円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第24号議案は、平成28年度吉田町水道事業会計予算についてでございます。

本議案は、平成28年度の水道事業会計予算につきまして、収益的収入の総額を5億8,277万2,000円とし、収益的支出総額を5億4,048万1,000円とするとともに、資本的収入の総額を2,363万8,000円とし、資本的支出の総額を3億5,860万5,000円として、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する3億3,496万7,000円は減債積立金3,000万円、建設改良積立金7,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,526万2,000円、過年度分損益勘定留保資金1億7,176万9,000円、当年度分損益勘定留保資金4,793万6,000円で補填するものと定め、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるなどの内容とする予算をお認めいただくとするものでございます。

第25号議案は、吉田町牧之原市広域施設組合の共同処理する事務の変更及び吉田町牧之原市広域施設組合同規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、4月1日からの静岡地域消防救急広域化に伴いまして、吉田町牧之原市広域施設組合消防本部が静岡市消防局に統合され、同組合が共同処理する事務を変更する必要が生じたことから、当該規約を変更することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第26号議案は、吉田町と静岡市との間の消防指令業務に関する事務の委託の廃止についてでございます。

本議案は、本年4月1日からの静岡地域消防救急広域化に伴いまして、静岡市と消防事務の委託に関する規約を新たに定めることから、地方自治法第252条の14第2項に基づき、平成26年3月31日付で静岡市と締結した消防指令業務の事務委託に関する規約を廃止することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第27号議案は、吉田町と静岡市との間の消防事務の委託についてでございます。

本議案は、本年4月1日からの静岡地域消防救急広域化に伴いまして、地方自治法第252条の14第1項に基づき、静岡市に消防事務を委託するための規約を定め、同市に消防事務を委託することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第28号議案は、第5次吉田町総合計画基本構想についてでございます。

本議案は、吉田町総合計画の策定に関する条例（平成27年吉田町条例第24号）第6条の規定に基づき、町の総合的かつ計画的な町政の運用を図るため、平成28年度を初年度とし、平成35年度を目標年次とした第5次吉田町総合計画の基本構想につきましてお認めいただこうとするものでございます。

第29号議案は、町道の路線廃止についてでございます。

本議案は、住吉幹線の供用開始などに伴いまして、住吉地内の1路線、川尻地内8路線、片岡地内1路線の道路区間を変更する必要がありますことから、一旦この10路線を廃止することにつきましてお認めいただこうとするものでございます。

第30号議案は、町道の路線認定についてでございます。

本議案は、住吉幹線の供用開始及び北区地域の開発行為などに伴いまして、道路区間が変更された道路及び分譲開発による開発道路を町道として再度認定する必要がありますことから、住吉地内2路線、川尻地内に7路線、片岡地内の1路線、神戸地内の1路線、大幡地内の2路線につきまして町道の路線認定をお認めいただこうとするものでございます。

第31号議案は、吉田町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現在、吉田町監査委員であります吉田町片岡の伊藤利勝さんが本年3月31日をもって任期満了となりますことから、引き続き、吉田町片岡81番地の3、伊藤利勝さんを吉田町監査委員に選任することにつきまして御同意をお願いするものでございます。

第32号議案は、吉田町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76条）が昨年4月1日から施行されていることに伴い、教育公務員特例法の適用を受ける常勤の職員としての教育長の職が廃止され、特別職の常勤職員としての教育長になったことから、経過措置として旧教育長の職であった浅井啓言委員を平成28年4月1日から法改正の趣旨に基づく特別職の常勤職員としての教育長として任命することにつきまして議会の御同意をお願いするものでございます。

なお、第1号議案から第4号議案までの給与等に関する条例の一部改正に関する4議案、第7号議案 吉田町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、第13号議案 平成27年度吉田町一般会計補正予算（第3号）について、第17号議案 平成27年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、第25号議案から第27号議案までの静岡地域消防救急広域化に伴う消防事務の委託などの3議案の合計10議案につきましては、早期の執行及び3月の早い段階から準備を行う必要がございますことから、今議会開会后、早期の議決をお願いしたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上が上程いたします32議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から申し上げます。それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細説明をお願いします。

初めに、総務課長、お願いします。

総務課長、谷澤智秀君。

〔総務課長 谷澤智秀君登壇〕

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

第1号議案から第4号議案まで、第7号議案から第9号議案まで、第11号議案、第12号議案、第19号議案、第31号議案及び第32号議案の計12議案につきまして御説明申し上げます。

まず初めに、第1号議案 吉田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の1ページから10ページ及び参考資料ナンバー1をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、本年8月の人事院勧告に基づきまして、官民給与の格差0.36%を解消するため、若年層に重点を置きながら、給料表の水準を引き上げるとともに、勤勉手当の支給月額を0.1月分引き上げること及びフレックスタイム制への対応を可能とすることを主とする内容の条例改正をお認めいただこうとするもので、全体を4条立てにしております、それぞれ施行日の異なる改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第1条の吉田町職員の給与に関する条例の改正規定では、第15条の8第2項第1号に規定されております一般職員の勤勉手当の支給率を100分の75から100分の85に、再任用職員の勤勉手当の支給率を100分の35から100分の40に引き上げるものでございます。

また、別表第1及び別表第2に規定されております行政職の給料表及び技能労務職給料表につきましては、世代間の給与配分の観点から、若年層を重点に引き上げる内容の改正で、これまでと同様に国家公務員の給料表と同じものを改正しようとするものでございます。

続きまして、第2条の改正規定では、勤務時間条例に関し、項を追加する改正に対応するため、第6条4項、第13条第4項及び第15条の4第1項の字句に改正すること。第1条の改正規定により引き上げました第15条の8第2項に規定します一般職員の勤勉手当の支給率を100分の85を100分の80に、再任用職員の勤勉手当の支給率100分の40を100分の37.5にそれぞれ引き下げる改正を行うものでございます。

また、別表第3の級別職分類表におきまして、複数の級に同じ職名がある箇所につきまして、国家公務員の例を参考として違いがわかるように改正を行うものでございます。

続きまして、第3条の吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正規定では、第3条に規定します週休日及び勤務時間の割り振りにつきまして、職員の申告により公務の運営に支障がない場合、4週を超えない範囲で週単位に勤務時間を割り振ることができるように改正するものでございます。

続きまして、第4条の吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正規定では、第7条に規定します特定任期付職員の給料表を行政職給料表との均衡を考慮し、引き上げの改正をするとともに、第8条に規定します勤勉手当の読みかえ規定中の支給率を100分の155から100分の157.5に引き上げるものでございます。

なお、附則につきまして、改正規定は公布の日から施行し、平成28年4月1日から施行するものでございますが、第1条の改正規定では平成27年4月1日から、勤勉手当の改正規定は平成27年12月期から、それぞれ適用するものとし、同附則第3項におきまして、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の給与条例の規定による支給の内払いとみなすことを規定するものでございます。

以上が第1号議案 吉田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につい

ての概要でございます。

続きまして、第2号議案 旧吉田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の11ページ、12ページ及び参考資料ナンバー2をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、本年の人事院勧告に基づきまして、一般職の職員の勤勉手当につきまして年間支給率を0.1月分引き上げることとしていることから、教育長の期末手当につきましても年間支給率を0.1月分引き上げることとし、全体を2条立てとして、それぞれ施行日の異なる改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第1条の改正規定では、第3条第3項中に規定されております12月期の期末手当の支給率を100分の212.5から100分の222.5に引き上げるものでございます。

次に、第2条の改正規定では、第2条第2項中、6月期の期末手当の支給率を100分の197.5から100分の202.5に引き上げるとともに、第1条の改正規定により引き上げました12月期の期末手当の支給率を100分の222.5から100分の217.5に引き下げるものでございます。

なお、附則第1項及び第2項につきましては、第1条関係の改正規定は平成27年12月1日から適用し、第2条関係の改正規定は平成28年4月1日からそれぞれ施行するものでございます。

また、同附則3項につきましては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は改正後の条例の規定による支給の内払いとみなすものでございます。

以上が第2号議案 旧吉田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての概要でございます。

続きまして、第3号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の13ページ、14ページ及び参考資料ナンバー3をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、本年人事院勧告に基づきまして、一般職の職員の勤勉手当について年間支給率を0.1月分引き上げることとしておりましたので、議会議員の期末手当につきましても年間支給率を0.1月分引き上げることとし、全体を2条立てとして、それぞれ施行日の異なる改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第1条の改正規定につきましては、第4条第2項中に規定されております12月期の期末手当の支給率を100分の157.5から100分の167.5に引き上げるものでございます。

次に、第2条の改正規定につきましては、第4条第2項中、6月期の期末手当の支給率を100分の147.5から100分の152.5に引き上げるとともに、第1条の改正規定により引き上げました12月期の期末手当の支給率を100分の167.5から100分の162.5に引き下げるものでございます。

なお、附則第1項及び第2項につきましては、第1条関係の改正規定は平成27年12月1日から適用し、第2条関係の改正規定は平成28年4月1日から施行するものでございます。

また、同附則第3項につきましては、改正前の条例の規定に基づいて支給されました期末手当は改正後の条例の規定による支給の内払いとみなすというものでございます。

以上が第3号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条

例の制定についての概要でございます。

続きまして、第4号議案、特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の15ページから16ページ及び参考資料ナンバー4をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、本年の人事院勧告に基づきまして、一般職の職員の勤勉手当につきまして年間支給率を0.1月分引き上げることといたしましたので、特別職の期末手当につきましても年間支給率を0.1月分引き上げることとし、全体を2条立てとして、それぞれ施行日を異なる改正を行おうとするものでございます。

改正の内容でございますが、第1条の改正規定では、第2条第2項中に規定されております12月期の期末手当の支給率を100分の212.5から100分の222.5に引き上げるものでございます。

続きまして、第2条の改正規定では、第2条第2項中、6月期の期末手当の支給率を100分の197.5から100分の202.5に引き上げるとともに、第1条の改正規定により引き上げました12月期の期末手当の支給率を100分の222.5から100分の217.5に引き下げるものでございます。

なお、附則第1項及び第2項につきましては、第1条関係の改正規定は平成27年12月1日から適用し、第2条関係の改正規定は平成28年4月1日から施行するものでございます。

また、同附則第3項につきましては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は改正後の条例の規定による支給の内払いとみなすものでございます。

以上が、第4号議案 特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての概要でございます。

続きまして、第7号議案 吉田町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の21ページ、22ページ及び参考資料ナンバー7の1及び2をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、新たな行政課題に柔軟に対応できる人材育成型の行政組織機構の構築を目指すとともに、平成28年度を始期とする第5次吉田町総合計画を総合的にかつ重点的に推進する組織の強化、連携を図るため、地方自治法第158条第1項に規定する町の権限に属する内部組織としての課を新設、統合及び再編する必要性が生じたことから、所要の改正を行う旨の条例を制定するものでございます。

今回新設する課といたしましては、こども未来課がでございます。これは、子育て支援施策のさらなる充実を図るために、現行の社会福祉課子育て支援室を課に昇格させ、新たにこども未来課として設置するものでございます。

次に、統合する課といたしましては、福祉課、上下水道課がでございます。福祉課は福祉の連携強化と事務の効率化を図るため、現行の子育て支援室を除く社会福祉課と高齢者支援課を統合し、新たに福祉課として設置するものでございます。また、上下水道課は平成32年度からの下水道事業の公営企業法適用化に向け、上水道事業と下水道事業の連携強化とさらなる事務の効率化を図るため、水道課と下水道課を統合し、新たに上下水道課として設置するものでございます。

次に、再編する課といたしましては、建設課と都市環境課がでございます。これは総合計画

の体系に沿いまして、組織目標の明確化と組織の効率化を図るため、現行の都市建設課を建設課と都市環境課の2課に再編するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明申し上げます。

第1条の改正規定といたしましては、先ほど申し上げました関係課となる部分を切り取りまして、社会福祉課、健康づくり課、高齢者支援課、産業課、都市建設課、下水道課を、福祉課、こども未来課、健康づくり課、産業課、建設課、都市環境課、上下水道課に改めるものでございます。

附則につきましては、第1項といたしまして、施行期日を平成28年4月1日からと規定するものでございます。

第2項につきましては、吉田町水道事業の設置等に関する条例第3条第2項におきまして、水道事業の管理者の権限に属する事務を処理させるための課を規定しております水道課を上下水道課に改めるものでございます。

第3項につきましては、吉田町水道料金等審議会条例第6条におきまして、当審議会の庶務を処理する課として規定しております水道課を上下水道課に改めるものでございます。

第4項につきましては、吉田町下水道料金等審議会条例第6条におきまして、当該審議会の庶務を処理する課と規定しております水道課を上下水道課に改めるものでございます。

第5項につきましては、吉田町都市計画審議会条例第8条におきまして、当該審議会の庶務を処理する課として規定しております都市建設課を都市環境課に改めるものでございます。

以上が第7号議案 吉田町課設置条例の一部を改正する条例の制定についての概要でございます。

続きまして、第8号議案 吉田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の23ページ、24ページ及び参考資料ナンバー8をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実、拡大の観点から、約50年ぶりに全部改正となります行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、新たに規定されます審理員及び第三者機関から提出書類または主張書面等の写し等を審査請求人等に交付する際の手数料につきまして、実費の範囲内の額を徴収する旨を条例で定める必要がありますことから、法の趣旨に基づく必要な規定を本条例に追加する旨の改正を行うものでございます。

今回の行政不服審査法の施行に伴う関連議案といたしましては、この後、第9号議案、第11号議案、第12号議案と引き続きますので、ここで行政不服審査法の概要につきましては、まず御説明をさせていただきたいと思っております。

行政不服審査法は、行政内部におけます既に行われた処分に違法、不当な点がある場合におきまして、その是正を図り、処分の相手方等の住民の権利を保護するとともに、行政の適正な運営を確保するための制度でございます。この行政不服審査制度に関する一般事項を規定したものが行政不服審査法でございます。

昭和37年に制定された同法が、今回全面的に改正されたわけでございますが、法第1条の目的に追加されたものとしましては、旧法では、簡易、迅速な手続による制度であったものに対しまして、改正法では、簡易、迅速かつ公正な手続による制度として、「公正な手続」という行政の適切な運営を確保するための新たな目的を掲げた内容となっております。

法律の具体的な改正点としましては、主に三つでございます。

まず、一つ目は、審理員による審理手続、第三者機関への諮問手続の導入でございます。これは、処分に関与しない職員が審理員として指名され、不服申立人である審査請求人と役場である処分庁等の主張を公正に審理するとともに、裁決につきましては有識者から成る第三者機関が点検するものでございます。

二つ目は、不服申し立ての手続を審査請求に一元化することでございます。これは、審査請求意義申し立ての2通りあった不服申し立ての手続を審査請求に一元化し、異議申立人に処分庁の説明となる弁明書を受ける機会がないなどの手続保障における審査請求との差異があったものが解消されまして、手続保障の水準が向上するというものでございます。

三つ目は、審査請求をすることができる期間が60日から3カ月に延長され、審査請求人の利便性が向上するものでございます。

以上が行政不服審査法の主な改正点でございます。

それでは、第8号議案の改正の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、用語の整理といたしまして、第4条第2項中「き損」を漢字の「毀損」に改めるものでございます。

次に、別表の手数料を徴収する事項に新たに二つの事項を加えるものでございます。

一つは、行政不服審査法第38条の規定に基づき、審理員が行う提出書類の写し等の交付としまして、手数料の金額を1枚につき10円と規定するものでございます。

二つ目は、行政不服審査法第81条の規定に基づき、同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付として、手数料の金額を1枚につき10円と規定するものでございます。

なお、ここで言う同条の機関としては第三者機関のことでございます。

10円の根拠といたしましては、行政不服審査法施行令第12条第1項に、用紙1枚につき10円とあること及び当町の情報公開条例及び個人情報保護条例におきまして、写しの交付につきましては実費といたしまして、モノクロ用紙1枚につき10円と規定しておりますことから、政令及び町の他の制度と同額を規定しようとするものでございます。

なお、施行期日につきましては、法の施行の日の平成28年4月1日から施行ということでございます。

以上が第8号議案 吉田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての概要でございます。

続きまして、第9号議案 吉田町情報公開条例及び吉田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書25ページから27ページまで及び参考資料ナンバー9をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、改正行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、不服審査制度に係る手続について規定されております本条例につきまして、法の趣旨を踏まえた上で公正性及び客観性を確保しつつ、現状に則した手続を進めることができるよう必要な規定を本条例に追加する旨の改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、主に三つございます。

一つ目は、審理員による審理手続に関する規定の除外であります。改正行政不服審査法では、審理員による審理を導入し、審理手続の公平性の向上を図ることとしておりますが、行

政不服審査法第9条第1項ただし書きにおきまして、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合は適用しないということになっておりますことから、本条例につきましては審査手続を除外をするというものでございます。

町の情報公開制度及び個人情報保護制度におきましては、不服申し立てに対しまして専門性の高い有識者から成る吉田町公文書開示審査会、吉田町個人情報保護審査会による審査制度が既に確立をしており、現在も審査員が行う審査手続と同等の審査を行っている状況でございます。そのため現行の制度におきまして、審査、裁決の公平性及び客観性は確保されているとの考えから、本条例に定めを設け、当該規定を適用除外として現行制度を継続する旨を規定するものでございます。

二つ目は、不服申し立ての手続が審査請求に一元化されたことで用語が変更される旨を規定するものでございます。

三つ目は、不作為事件を公文書開示審査会、個人情報保護審査会の諮問対象に追加するものでございます。これは公文書の開示請求や個人情報の開示請求等に係る不作為、つまり申請に対しまして町が何らの処分もしないことにつきまして、審査会の諮問対象に追加する旨を規定するものでございます。そのほか用語の整理をあわせて行うものでございます。

それでは、改正の内容でございますけれども、まず、第1条、吉田町情報公開条例の改正規定につきましては、第3条第2項中「あたって」を漢字の「当たって」に改め、第9条見出し中「手続き」の「き」を除く「手続」に改めるものでございます。

次に、第13条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に「手続き」を「手続」に改め、同条第1項中、決定の次に、または開示請求に係る不作為を加え、行政不服審査法の法律番号を昭和37年法律第160号を行政不服審査法平成26年法律第68号に、それから、「不服申立て」を「審査請求」にそれぞれ改めます。

また、同条第2項中では「不服申立て」を「審査請求」に改め、決定またはを削り、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を第3項としまして、第1項の審査請求については行政不服審査法第9条第1項の規定は適用しないという項を追加するものでございます。

次に、第14条第5項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、第16条中「申し出」を「申出」に改めるものでございます。

続きまして、第2条の吉田町個人情報保護条例の改正規定では、目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改め、第4章の「証明」を第4章「審査請求等」に改めるものでございます。

次に、第1条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中、決定の次に、または開示請求、訂正請求、中止請求、削除請求もしくは利用停止請求に係る不作為を加え、行政不服審査法昭和37年法律第160号を同じく同法の平成26年法律第68号に、「不服申立て」を「審査請求」にそれぞれ改めます。

同条第2項中、「不服申立て」を「審査請求」に改め、決定またはを削り、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項といたしまして、第1項の審査請求については行政不服審査法第9条第1項の規定は適用しないという項を追加するものでございます。

次に、第38条第5項につきましては、「不服申立人」を「審査請求人」に改めるものでございます。

なお、施行期日は法の施行の日、平成28年4月1日からでございます。

また、今回の改正に当たりましては、平成28年2月8日に開催されました吉田町公文書開示審査会及び吉田町個人情報保護審査会へそれぞれ諮問し、適当である旨の答申をいただいておりますことを申し添えます。

以上が第9号議案 吉田町情報公開条例及び吉田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての概要でございます。

続きまして、第11号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

議案書の31ページから33ページまで及び参考資料ナンバー11をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、改正行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、法の趣旨に沿いました措置を講ずる必要がありますことから、七つの条例を一括して改正する整備条例を制定するものでございます。

今回整備します条例は、吉田町職員の給与に関する条例、固定資産評価審査会条例、町営土地改良事業賦課徴収条例、消防団員等公務災害補償条例、吉田町土地改良事業分担金徴収条例、吉田町税条例、吉田町行政手続条例の七つでございます。

改正の内容でございますが、各条例に共通して改正する内容といたしまして、不服申し立ての手続が審査請求に一元されましたことにより、「異議申立て」を「審査請求」にそれぞれ改めるものでございます。また、不服申し立て期間が3カ月に延長されたことに伴いまして、「60日」を「3カ月」に改めます。

また、改正法の法律番号、条項等を引用する改正、用語の整理がそれぞれございます。

そのほかの改正といたしましては、第2条、固定資産評価審査委員会条例に関しまして改正でございますが、こちらにつきましては固定資産評価に対します審査の申し出手続につきまして、法の趣旨に沿った旨の規定を追加または削除している内容となっております。

それでは、このこの特に関連します第2条の固定資産評価審査委員会のところを先に説明をさせていただきます。

第2条の固定資産評価審査委員会条例の改正規定でございますが、審査申出書の記載事項を整理するため、第4条第2項第1号中、住所の次に、または居住を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に第2号として、審査の申し出に係る処分の内容を加えるものでございます。

次に、第4条第3項中、住所の次に、または居所を加え、行政不服審査法の法律名と13条第1項を行政不服審査法施行令、平成27年政令第391の第3項第1号に改め、同条を第6項として審査申出人は代表者もしくは管理人、総代または代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届けなければならないと審査申出人の資格喪失の届け出規定を新たに加えるものでございます。

次に、第6条中、第3項を第4項とし、第2項ただし書きを削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に、第2項として、前項の規定にかかわらず行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、平成14年法律第151号、第3条第1項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなすという電子情報処理組織を使用した弁明書の提出に係る規定を新たに加えて、弁明書の副本等の送付の例外規定を削るものでございます。

次に、第6条2第5項として、委員会は審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならないという、審査申出人からの反論書の提出がされたときは町長に送付する旨の規定を新たに加えるものでございます。

次に、第11条第1項中においてはの次に、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名、押印したを加え、決定書の記載事項等を整理するため、同項に第1号から第4号までとして、主文、事案の概要、審査申出人及び町長の主張の要旨、理由を加えるものでございます。

続きまして、第3条、町営土地改良事業費、賦課徴収条例の改正規定から第7条の吉田町行政手続条例の改正規定までにつきましては、前述しました行政不服審査法の改正に基づく用語の整理の改正を初め、用語の改正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、法の施行日の平成28年4月1日から施行ということでございます。

以上が、第11号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての概要でございます。

続きまして、第12号議案 吉田町行政不服審査会条例の制定についてでございます。

議案書34ページから36ページまで及び参考資料ナンバー12をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、改正行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、法の趣旨に基づき、当町の諮問機関として新たに設置する必要がある第三者機関、吉田町行政不服審査会の組織及び運営に関しまして定めた内容を制定するものでございます。

制定の内容でございますが、まず、第1条では、条例の趣旨について定めております。

この条例は、行政不服審査法第81条第4項の規定に基づきまして、吉田町行政不服審査会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める旨を規定しているものでございます。

続く第2条は、組織について定めるものでございます。審査会は、委員5人以内をもって組織する旨を規定するものでございます。

続く第3条では、委員について定めるもので、第1項では、委員は審査会の権限に属する事項に関し、公正な判断をすることができ、かつ法律または行政に関してすぐれた識見を有する者のうちから町長が委嘱すると規定するものでございます。

第2項では、委員の任期でございますが、2年といたします。ただし、再任は妨げないと規定するものでございます。

第4項では、委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とするということで守秘義務を課した規定となっております。

第5項では、委員は在任中、政党、その他の政治団体の役員となり、または積極的に政治活動をしてはならないと規定するもので、委員の中立性を確保するという観点から、こちらの政治活動等の規制をしているものでございます。

続く第4条では、会長について定めております。

第1項では、審査会に会長を置き、委員の互選により選任する旨と規定をされております。

第2項では、会長は会務を総理し、審査会を代表する旨を規定してございます。

第3項は、会長に事故あるときは、あらかじめその指名する職員がその職務を代理すると規定するものでございます。

続く第5条では、会議について定めております。

第1項では、審査会の会議は会長が招集し、会長がその会議の議長となるということを規定してございます。

第2項では、審査会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないと規定するものでございます。

それから、第3項では、審査会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによると規定するものでございまして、こちらの審議議決の関係をうたわさせていただいているものでございます。

続く第6条では、審査会の会議は非公開とすると規定するものでございます。これは、この審議内容が個人に関するもの、また、個人の財産に関するもの等あることから、審査会の会議は非公開ということの規定するものでございます。ただし、決定につきましては、書面等で本人申立人等に行く形になりますので、会議の審議自体は非公開というものでございます。

続く第7条では、委任規定について定めております。この条例に定める者のほか、審査会の運営に関し、必要な事項は会長が審査会に諮って定めると規定するものでございます。

なお、施行期日は法の施行日であります平成28年4月1日からでございます。

また、附則第2項では、参考資料ナンバー12をあわせてごらんいただければと思いますが、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正といたしまして、審査会の委員報酬を別表第1に追加する必要がございますことから、今回別表第1に追加するものでございます。報酬の日額といたしましては、他委員と同様に7,000円とする旨を規定するもので、この額は公文書開示審査会の委員などの日額報酬と同額としているものでございます。

以上が、第12号議案 吉田町行政不服審査会条例の制定についての概要でございます。

続きまして、第19号議案 平成28年度吉田町土地取得事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案書の53ページから55ページをごらんいただきたいと存じます。

平成28年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出予算総額でございますが、第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれ1,505万3,000円とし、款項ごとの金額は55ページの第1表のとおりとするものでございます。

詳細につきましては、平成28年度吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の一般会計予算最終ページ、217ページの次に土地取得事業特別会計予算の歳入歳出予算事項別明細書がございますので、そちらの事項別明細書をごらんをいただきたいと思っております。こちらに沿いまして御説明をさせていただきます。

1 ページ、総括の歳入をごらんください。

1 款財産収入は5万1,000円、2 款繰入金は1,500万円、3 款繰越金は1,000円、4 款諸収入は1,000円とし、歳入合計1,505万3,000円を計上いたしました。

また、歳出につきましては、1 款総務費に1,505万3,000円を計上しております。

次に、2 ページから4 ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入につきましてはの詳細でございますが、1 款財産収入の5万1,000円は土地開発基金の預金利子4万9,000円と土地売払収入2,000円でございます。

2 款繰入金の1,500万円は土地開発基金からの繰入金1,500万円でございます。

3 款繰入金は1,000円でございます。

4 款諸収入は土地取得事業特別会計の預金利子1,000円でございます。

次に、5 ページの歳出をごらんください。

1 款総務費の総務管理費1,505万3,000円でございますが、土地開発基金への積立金に5万1,000円、財産取得費に1,500万円、土地開発基金への繰出金に2,000円を計上いたしました。

以上が、第19号議案 平成28年度吉田町土地取得事業特別会計予算についての概要でございます。

続きまして、第31号議案 吉田町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

議案書の87ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、現在、吉田町監査委員であります吉田町片岡の伊藤利勝さんが本年3月31日をもって任期満了になりますことから、伊藤さんの再任につきまして議会の御同意をお願いするものでございます。

伊藤さんは、監査委員としてふさわしい御見識を持ち、また、地域住民からの信望も非常に厚く、引き続き同委員に就任していただきたいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして議会の御同意をお願いするものでございます。

選任者の住所につきましては、吉田町片岡81番地の13、氏名は伊藤利勝、生年月日、昭和20年1月31日、現在71歳でございます。

伊藤さんは、現在監査委員として平成24年4月1日から在職していただいております、民間の監査経験と知識を生かしながら、町の監査事務を行っていただいております、他にかながたい御経験と知識を有している方でございます。

以上が、第31号議案 吉田町監査委員の選任につき同意を求めることについての概要でございます。

続きまして、第32号議案 吉田町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてでございます。

議案書の88ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が昨年4月1日に施行されましたことに伴いまして、教育公務員特例法の適用を受ける常勤の職員としての教育長の職が廃止され、特別職の常勤職員として教育長になりましたことから、経過措置として、これまで旧教育長の職でありました浅井啓言委員を本年4月1日から法改正の趣旨に基づく特別職の常勤職員としての教育長として任命することにつきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。

御承知のとおり、昨年4月1日から教育委員会制度が新しくなり、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置をされることとなりました。当町につきましては、法律の経過措置として認められておりました在任中の教育長がその委員として任期が満了するまでは、旧制度の教育長として在職することが可能でありましたことから、当町はこれまで旧制度の教育委員会の体制でございました。

浅井氏の教育委員としての任期につきましては、平成29年3月31日までとなっております、あと1年残されているわけでございますが、平成28年度からは町の新たな教育指針となります吉田町教育大綱が施行されること及び当町の教育委員会の体制が新制度の体制に移行

することなどから、法の趣旨に基づきまして浅井氏は一旦教育公務員特例法の適用を受ける常勤の職員としての教育長の職を本年3月31日に退職し、翌日の4月1日から特別職の常勤職員として教育長として町長が任命することにつきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。

浅井氏の住所につきましては吉田町片岡2039番地、氏名は浅井啓言、生年月日は昭和30年6月27日、現在60歳でございます。

浅井氏は人格が高潔で、教育、学術及び文化に関しまして高い識見を有し、地域からの人望も厚く、そして、何より町の教育行政の主である義務教育現場を一番よく知っている方でございます。また、現在町教育委員会が進めております吉田町ラーニングプランを初め、公設学習塾の開設に向けての取り組みなど、町の教育の充実を図るため、多くの教育改革を手がけられております。

今後は、町の教育大綱に沿って幼保、小中連携を初めとする教育の充実を図る施策展開を図っていくためにも、新制度の教育長として、引き続き町の教育行政を担っていただけるものと確信をしているものでございます。

以上が、第32号議案 吉田町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての概要でございます。

以上が総務課から上程を提出しております12議案の概要でございます。

なお、先ほど町長の上程説明の中でもございましたとおり、第1号議案から第4号議案までの平成27年人事院勧告に基づく給料等に関する条例の一部改正に係る4議案及び第7号議案の平成28年4月から施行予定の機構改革に伴う課設置条例の一部改正の1議案の合計5議案につきましては、早期の執行及び3月の早い段階からの準備を行う必要がありますことから、早期の議決をお願いするものでございます。

それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、防災課長兼防災監、お願いします。

防災課長兼防災監、大石悦正君。

〔防災課長兼防災監 大石悦正君登壇〕

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 防災課でございます。

防災課からは、第5号議案、第25号議案、第26号議案、第27号議案の計4議案について御説明を申し上げます。

この四つの議案につきましては、静岡市、島田市、牧之原市、川根本町及び吉田町の3市2町で構成する静岡地域の枠組により、来月4月1日から静岡市へ2市2町が消防事務を委託することに関連するものでございます。

それでは、第5号議案 吉田町防災会議条例及び吉田町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例の制定についての内容につきまして御説明を申し上げます。

議案書17、18ページ及び参考資料ナンバー5をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、当町を管轄する消防本部は、現在吉田町牧之原市広域施設組合にありますが、消防事務委託に伴い4月1日から静岡市消防局へ変更したため、消防長を構成員としている吉田町防災会議条例及び吉田町地震災害警戒本部条例について、構成員等を改める内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

条例の内容でございますが、第1条は、吉田町防災会議条例の一部改正でございます。

吉田町防災会議条例第3条第5項中、第8号を第9号とし、第7号を8号とし、同項第6号中の消防長及びを削り、消防団長とし、同号を第7号とし、同号中第5号を6号とし、第4号を5号とし、第3号の次に第4号、静岡市消防局の消防職員のうちから町長が任命するものを加えるものであります。

第2条は、吉田町地震災害警戒本部条例の一部改正でございます。

吉田町地震災害警戒本部条例第2項第5号中第5項を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に第2号、静岡市消防局の消防職員のうちから町長から任命する者を加えるものでございます。

施行期日は、平成28年4月1日からでございます。

この静岡市消防局の消防職員のうちから町長が任命する者につきましては、当町が管轄する静岡市吉田消防署所長を任命することで協議が調っております。

次に、第25号議案 吉田町牧之原市広域施設組合の共同処理をする事務の変更及び吉田町牧之原市広域施設組合同規約の一部を変更する規約についての内容につきまして御説明を申し上げます。

議案書72、73ページ及び参考資料ナンバー15をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、消防事務を静岡市へ委託することに伴い、吉田町牧之原市広域施設組合が共同処理する事務を変更するとともに、消防職員の任免に関する記述を削る内容の規約変更をお認めいただくものでございます。

内容であります。規約第3条第3号の消防に関する事務（消防団に係るもの及び水利施設の設置、維持及び関するものを除く）を、旧吉田榛原消防署庁舎（土地、その他附属施設を含む）の維持管理に関する事務に改めるとともに、第10条の執行機関の選任について、消防事務の委託に伴い組合から消防組織が消滅するため、第5項、ただし書き以降の消防職員の任免についての記述を削るものでございます。

施行期日は、平成28年4月1日からでございます。

旧吉田榛原消防署庁舎（土地、その他附属施設を含む）の維持管理については、平成25年11月に策定された静岡地域消防運営計画に記載されているとおり、静岡市へ無償貸与された庁舎等は所有者が建てかえ及び大規模修繕を実施することとなっており、引き続き、組合の事務として行っていくものでございます。

なお、この規約の変更の内容につきましては、静岡県と事前協議を終えており、今議会定例会に牧之原市と吉田町が議案上程し、議決後、静岡県へ規約変更許可の申請を行うこととなっております。

次に、第26号議案 吉田町と静岡市との間の消防指令業務に関する事務の委託の廃止について及び第27号議案 吉田町と静岡市との間の消防事務の委託については関連していますので、一括して御説明申し上げます。

議案書74ページから81ページまでをごらんいただきたいと存じます。

今回の二つの議案につきましては、吉田町と静岡市との間の消防事務の委託に関する規約により、吉田町が静岡市へ消防事務を委託することにつきまして、地方自治法252条の14第1項の規定に基づき、同3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の同意を求めるとともに、あわせて平成26年3月の第1回吉田町議会定例会においてお認めをいただきました吉田町と静岡市との間の消防指令業務の事務委託に関する規約につい

て、同規約の附則第2項をもって廃止することを地方自治法252条の14第2項の規定に基づき、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の同意を求めるとでございます。

規約の内容でございますが、第1条では、委託事務の範囲を消防団と消防水利を除いた消防に関する事務と火薬類取締法、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、静岡県事務委託の特例に関する条例により、市長が処理することとされたものとする内容となっております。

第2条では、委託事務の管理及び執行については静岡市の条例、規則、その他の規定によるものとする内容でございます。

第3条では、当町が負担する経費について経費の額、その支払い時期等の内容を静岡市と別に協定を締結することを規定し、経費の見積もり処理を事前に送付するとともに、その他、負担についての必要事項はその都度協議し、定めることとを規定しております。

第4条では、明確な経理を静岡市に求める内容となっております。

第5条では、委託事務に伴い、徴収する手数料等は静岡市の収入とすることを規定したものでございます。

第6条では、当町が静岡市に納付した額に過不足がある場合は、翌年度に当町が負担すべき額において調整することについて規定してあります。

第7条では、静岡市が決算の要領を公表したときは、事務委託に関する部分について当町に通知するものと規定したものであります。

第8条では、静岡市は委託事務の適正な管理及び執行を図るため、関係市町の長と定期的に協議を行うことについて規定したものであります。

第9条では、静岡市は委託事務について適用される条例等を制定、改廃しようとするときは、あらかじめ当町に通知する等の内容を規定したものであります。

第10条では、静岡市の消火活動に常に有効に使用し得るよう、当町が消防水利を設置し、適正に維持管理することを規定したものであります。

第11条では、静岡市が委託事務を行うに当たり、消防庁舎等は無償で使用させることを規定したものであります。

第12条では、この規約に定めるもののほか、委託事務に当たり必要な事項は甲乙が協議して定めることを規定したものであります。

附則につきましては、第1項では、平成28年4月1日から施行する規定となっております。

附則第2項では、平成26年3月31日付で締結した吉田町と静岡市との間の消防指令業務の事務委託に関する規約を廃止することを規定しております。

附則第3項では、委託にかかわる静岡市との条例等を公表することについて規定されております。

附則第4項では、委託事務を全部または一部を廃止する場合において、静岡市が決算し、当町が負担すべき費用に過不足が生じたときは速やかに精算することを規定してあります。

附則第5号では、書類、帳簿等で静岡市へ引き継ぎが必要なものについて速やかに行うよう規定してあります。

以上が、吉田町と静岡市との間の消防事務の委託に関する規約でございますが、静岡地域消防救急広域化を構成する3市2町は、この規約をそれぞれ今議会において議会上程すること

となっております。

議案をお認めをいただいた後、規約制定に係る協議書の調印式を3月28日月曜日に予定をしております。

以上が防災課からの4議案についての説明となります。

なお、第25号議案、第26号議案、第27号議案の3議案につきましては、3月の早い段階での準備を進めることが必要であること、また、静岡県に報告する必要があることから、早期の議決をお願いするものでございます。

以上が防災課からの4議案についての説明となります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） ここで暫時休憩とします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 零時55分

○議長（大塚邦子君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

続きまして、総務グループ参事兼企画課長、お願いします。

総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

〔総務グループ参事兼企画課長 塚本昭二君登壇〕

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

企画課からは、第13号議案、それから、18号議案、第28号議案の3議案につきまして御説明を申し上げます。

最初に、第13号議案 平成27年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についての内容を御説明申し上げます。

別冊の補正予算書の表紙裏面をごらんいただきたいと思います。

まず、第1条でございますが、現計予算に歳入歳出それぞれ3億189万1,000円を追加いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ102億8,133万7,000円といたしまして、その款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、1ページから4ページまでの第1表、歳入歳出予算補正のとおりとすることをお目通りいただくとするものでございます。

次に、第2条でございますが、平成27年度の事業のうち年度内に事業が終わらない見込みがあるものといたしまして、地方自治法第213条第1項の規定に基づいて、翌年度に繰り越して使用することができる経費を5ページと6ページに掲げる第2表、繰越明許費補正のとおりとすることをお認めいただくとするものでございます。

そして、第3条でございますが、地方債の補正につきまして7ページに掲げる第3表、地方債補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

具体的な内容といたしまして、繰越明許費補正から御説明を申し上げますので、5ページをごらんいただきたいと思います。

今回、追加で措置をさせていただいております繰越明許費でございますが、全部で9事業につきまして総額3億5,750万8,000円の予算を翌年度に繰り越して使用することをお認めいただくとするものでございます。

それでは、繰り越しをお認めいただく事業費とその財源につきまして、事業ごとに申し上げます。

まず、まちづくりにぎわい創出事業費につきましては、創業支援や情報発信プラットフォーム構築のための委託料や工事請負費等にかかわる予算4,350万円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫補助金と一般財源でございます。

次の情報化推進費につきましては、自治体情報セキュリティ強化対策にかかわる委託料の予算1,472万1,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫補助金と一般財源でございます。

次の戸籍住民基本台帳事務費につきましては、個人番号カード交付事務費交付金の予算854万8,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫補助金でございます。

次の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費につきましては、給付金及び給付金支給に係る事務費の予算6,477万6,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫補助金でございます。

次の社会福祉施設管理事業費につきましては、地域密着型介護老人福祉施設よしだアスカの里の建設にかかる補助金の予算1億4,183万9,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、県補助金でございます。

次の保育園管理費につきましては、保育所等の利用者負担軽減に係るシステム改修委託料の予算86万4,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫補助金と一般財源でございます。

次の担い手育成総合対策事業費につきましては、農業者に対する農業用機械等の導入支援助成金の予算1,071万円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、県補助金でございます。

次の水産振興費につきましては、広域連携事業として水産物等を活用した産業活性化事業を実施するための委託料等の予算297万4,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫補助金でございます。

次の都市防災総合推進事業、富士見幹線整備事業費につきましては、避難誘導灯整備に係る工事請負費の予算6,957万6,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫補助金と一般財源でございます。

以上の9事業が今回の補正予算において追加で措置しようとする繰越明許費でございますが、民生費の社会福祉施設管理事業費及び土木費の都市防災総合推進事業、富士見幹線整備事業費以外の七つの事業費につきましては、平成27年度国補正予算に対応して今回の補正予算に追加計上させていただき、その予算を繰り越すものでございます。

6ページをごらんいただきたいと思います。

都市防災総合推進事業、防災公園整備事業費につきましては、平成27年度第3回議会定例会において建物を建設するための予算を繰り越すことをお認めいただいておりますが、今回公園部分の整備に係る予算につきましても繰り越しをさせていただくことといたしまして、変更後の金額を2億1,691万6,000円とさせていただくものでございます。繰り越す財源につきましては、国及び県補助金、地方債、そして、一般財源となっております。

なお、繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づいて、翌年度

の5月31日までに繰越計算書を調整して、次に開会される議会に報告しなければならないとなっておりますことから、この繰越明許費につきましても、そのルールに従って御報告をさせていただきますようにさせていただきます所存でございます。

続きまして、7ページの地方債補正につきまして御説明を申し上げます。

起債につきましては、事業の実施状況に沿って第3表に掲げる5事業の起債限度額につきまして変更をお認めいただこうとするものでございます。この地方債の補正によりまして、起債全体の限度額は補正前と比べまして1億980万円減額となります。

続きまして、別冊の平成27年度吉田町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書に沿って、補正予算の内容を御説明をさせていただきたいと思っております。

別冊をごらんいただきたいと思っております。3ページの歳入からごらんいただきたいと思っております。

まず、1款町税でございますが1億4,683万3,000円の増額でございます。これは現在までの実績を勘案いたしまして、1項1目の個人町民税を520万円減額する一方で、2目の法人町民税を1億900万円、4項1目の町たばこ税を4,403万3,000円増額するほか、5項1目の都市計画税を100万円減額するものでございます。

次に、4ページの3款利子割交付金でございますが30万円の減額、4款の配当割交付金につきましては1,130万円の減額となっております。

次に、5ページをごらんください。

5款の株式等譲渡所得割交付金でございますが400万円の増額、6款の地方消費税交付金は3,000万円の増額でございます。

6ページとなりますが、7款自動車取得税交付金につきましては250万円の増額となります。

9款の地方交付税につきましては529万4,000円の増額でございます。

7ページでございますが、11款の分担金及び負担金につきましては1,959万9,000円の減額でございます。このうち1項1目農林水産業費分担金につきましては532万円の減額でございます。これは水産業費分担金につきまして、県補助金の確定に応じて漁港改修事業費を増額する一方で、事業実績に応じて漁港施設町単改良事業費を減額いたしました結果として532万円の減額となるものでございます。

次に、2項1目民生費負担金につきましては1,427万9,000円の減額でございます。これは、児童福祉負担金につきまして実績を勘案いたしまして、保育所保護者負担金を減額する一方で、一時預かり利用者負担金を増額することにより1,427万9,000円減額となるものでございます。

次に、8ページとなりますが、13款の国庫支出金につきましては9,142万8,000円の増額となっております。このうち1項1目民生費国庫負担金につきましては2,715万8,000円の増額でございます。これは社会福祉費負担金につきまして、決算見込みによりまして障害児施設措置費給付費等負担金が増額となるほか、過年度分の障害児施設措置費給付費等負担金が確定になりましたことから、実績に応じて増額をさせていただくものでございます。

また、保険基盤安定制度負担金が本算定の結果1,693万2,000円増額となります一方で、児童手当国庫負担金を決算見込みにより1,252万円減額するほか、低所得者保険料軽減国庫負担金を7万4,000円増額する内容となっております。

次に、9ページの2項1目総務費国庫補助金につきましては1,164万6,000円の減額でございます。これは、総務管理費補助金につきまして事業実績に応じ、省CO₂加速化・基盤整備事業費を減額する一方で、国の補正予算で措置されました地方公共団体情報セキュリティ強化対策費を新規に計上いたしました結果、1,463万7,000円の減額となるものでございます。

また、戸籍住民基本台帳費補助金につきまして事業実績に応じ、社会保障・税番号制度にかかわるシステム整備を減額する一方で、国の補正予算で措置されました個人番号カード交付事業費を増額いたしました結果で299万3,000円増額となるものでございます。

2目の民生費国庫補助金につきましては1,042万6,000円を減額するものでございます。これは内示額に沿って社会福祉費補助金の中の地域生活支援事業費を783万4,000円減額するとともに、児童福祉費補助金につきまして事業の実績に応じて施設型給付費補助金を減額する一方で、国の補正予算で措置されました保育所等の利用者負担軽減に係るシステム改修補助金を新規に計上した結果として259万2,000円減額するものでございます。

次に、3目の衛生費国庫補助金につきましては、内示額に沿って保健衛生費補助金を94万9,000円減額するものでございます。

10ページをごらんいただきたいと思います。

5目土木費国庫補助金につきましては、国の内示や決算見込みに沿って1,246万5,000円減額するものでございます。

6目教育費国庫補助金につきましては1,050万5,000円を減額するものでございます。これは、教育総務費補助金につきまして当初予算で予定しておりました文部科学省の学校施設環境改善交付金補助につきまして、緊急地震・津波対策事業基金を活用することといたしましたことから、全て減額することとなりましたことが主な要因でございます。

次に、8目の臨時福祉給付金等給付事業補助金につきましては、国の補正予算で措置されました年金生活者等支援臨時福祉給付金に係る事務費を366万6,000円、給付事業費を6,300万円新規に計上するものでございます。

11ページの10目地方創生加速化交付金につきましては、国の補正予算で措置されました交付金でございます4,297万4,000円の計上でございます。

次の3項1目総務費国庫委託金につきましては、中長期在留者の事務処理件数増加により戸籍住民基本台帳費委託金を13万3,000円増額するとともに、2目民生費国庫委託金につきまして国民年金事務費に係るシステム改修費用48万6,000円増額するものでございます。

12ページとなります。

14款県支出金でございますが1億4,134万円の増額となります。

まず、1項県負担金でございますが2,252万2,000円の増額でございます。

1目民生費県負担金につきましては2,232万3,000円の増額でございます。これは社会福祉費負担金につきまして、決算見込みより障害児施設措置給付費等負担金を増額するとともに、過年度分の障害児施設措置費給付費等が確定されましたことから、実績に応じて増額いたしまして、総額として1,133万5,000円の増額となるものでございます。

また、保険基盤安定制度負担金につきまして、本算定により1,307万2,000円増額する一方で、児童手当県負担金につきまして決算見込みにより212万1,000円減額するほか、低所得者保険料軽減県負担金を3万7,000円増額するものでございます。

2目の衛生費県負担金につきましては、後期高齢者医療事業費の本算定後の交付決定に沿

った増額でございます。

13ページをごらんいただきたいと思います。

2項の県補助金でございますが1億1,881万8,000円の増額でございます。このうち1目民生費県補助金につきましては342万5,000円を減額するものでございますが、これは社会福祉費補助金において地域生活支援事業費が内示額により減額する一方で、児童福祉費補助金につきましては実績に応じて施設型給付費補助金を増額するものでございます。

2目の衛生費県補助金でございますが100万8,000円を増額するものでございます。これは決算見込みにより子ども医療費を増額する一方で、生活排水改善対策推進事業費の内示額に沿った減額を行うものでございます。

3目の農林水産業費県補助金でございますが1,766万4,000円を増額するものでございます。これは農業費補助金において実績により経営体育成支援事業費、青年就農給付金を全て減額する一方で、国の補正予算で措置されました担い手（経営強化支援事業費）を新規に計上した結果、741万8,000円増額となっております。

また、水産業費補助金につきましては、内示額に沿って1,024万6,000円増額するものでございます。

14ページとなりますが、5目の土木費県補助金につきましては、事業費の減額に伴いまして都市計画費補助金を392万4,000円減額いたします。

6目の消防費県補助金につきましては、決算見込みにより石油貯蔵施設立地対策等交付金39万5,000円減額するものでございます。

7目の総務費県補助金につきましては、静岡空港隣接地域賑わい空間創生事業費として、新たに1億789万円を計上するものでございます。これは静岡空港と静岡空港に隣接する2市1町の調和ある発展を図るための補助金でございます。また、空港隣接地域の道路整備事業と公園整備事業に充当するという財源でございます。

15ページをごらんいただきたいと思います。

16款寄附金でございますが132万7,000円を増額するものでございます。

まず、1項1目一般寄附金につきましては、静岡県町村会から公有建物災害共済事業に係る収益の一部を御寄附いただいたものと、「ふるさとよしだ寄附金」として御寄附賜りました7万円を合わせました17万円を増額するものでございます。

また、2目指定寄附金につきましては、株式会社サイサン及び住吉壮年会から御寄附いただきましたものと、「ふるさとよしだ寄附金」として御寄附賜りました6万円を合わせまして115万7,000円を増額するものでございます。

15ページから16ページにかけましての17款繰入金につきましては672万円の増額でございます。これは吉田町高等学校等奨学金の交付対象人数が確定したことに伴い、教育振興基金繰入金を120万円減額するとともに、本年度末をもって精算することとなっております緊急地震・津波対策事業基金の残高であります792万円を増額するものでございます。

16ページから17ページにかけましての19款諸収入でございますが1,344万8,000円の増額となります。

1項1目延滞金につきましては、現在までの実績を勘案いたしまして税に係る延滞金収入として700万円を増額するものでございます。

5項2目の雑入につきましては644万8,000円を増額するものでございます。これは総務費

雑入において市町村振興協会市町交付金の確定によりまして55万4,000円増額する一方で、民生費雑入において介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金の返還時期が次年度へ先送りになりましたことから、計上額全額を減額するものでございます。

衛生費雑入でございますが、決算見込みにより後期高齢者医療広域連合からの健康診査委託金を増額するほか、後期高齢者医療給付費等の過年度精算金についても増額となりましたことから、結果として239万9,000円増額となっております。

消防費雑入でございますが、地震・津波対策事業交付金につきまして、事業実績に応じて226万5,000円増額するほか、平成28年度から開始される静岡地域消防救急広域化に伴い、吉田町牧之原市広域施設組合で管理しておりました災害補償基金を廃止することとなりましたことから、基金積立金を構成市町で案分した382万円を新たに計上した結果、608万5,000円の増額となるものでございます。

教育費雑入につきましては、事業実績を踏まえ、講座受講料を増額する一方で、チャレンジ教室参加料を減額し、結果として20万8,000円の減額となるものでございます。

次に、18ページ、20款町債につきましては1億980万円を減額するものでございます。

1項2目土木債につきましては9,570万円の減額でございますが、これは防災公園整備事業に静岡空港隣接地域賑わい空間創生事業費の県補助金を新たな特定財源として充当することといたしましたことから、町債を減額するものでございます。

4目教育債につきましては、各小・中学校で実施いたしました屋内運動場天井等落下防止事業の調査につきまして、事業実績に応じ1,410万円減額するものでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明を申し上げますが、19ページからとなります。

1款議会費でございますが571万8,000円の減額でございます。これは人事院勧告に沿って今回職員人件費を13万8,000円増額する一方で、決算見込みにより議会運営費を547万7,000円、議会調査活動費を37万9,000円それぞれ減額するものでございます。

20ページの2款総務費につきましては3,826万6,000円を増額するものでございます。このうち1項1目一般管理費につきましては126万4,000円の増額でございます。これは人事院勧告に沿って今回職員人件費を91万7,000円増額するとともに、吉田町牧之原市広域施設組合負担金を34万7,000円増額するものでございます。

20ページから21ページにかけての5目財産管理費でございますが1,320万2,000円を減額するものでございます。これは平成28年予定の機構改革を踏まえ、庁舎の修繕や備品購入費を増額する一方で、環境省の省CO₂加速化・基盤整備事業補助金を活用して実施いたしました庁舎内のLED照明及び空調設備に伴う借り上げ料の実績から、使用料及び賃借料を2,198万7,000円減額するものでございます。

また、マイナンバー制度の運用開始を踏まえ、個人情報保護の環境を充実させるために、庁舎1階の相談室を機密性の高い施設に変えるための工事請負費297万円を増額するものでございます。

21ページから22ページにかけての6目企画費でございますが4,350万円を増額するものとなっております。これは歳入で申し上げましたとおり、国の補正予算で措置されました地方創生加速化交付金を活用して、まちづくり賑わい創出事業を新たに予定するもので、創業支援や情報発信プラットフォームの構築等を行っていくための事業費を計上しております。また、

今回計上する予算につきましては、全額28年度に繰り越しをさせていただき予算となっております。

9目交通安全対策費につきましては、指定寄附としての「ふるさとよしだ寄附金」を活用した財源振替となっております。

10目の人事管理費につきましては、決算見込みによる減額でございます。

11目の事務改善対策費でございますが1,470万1,000円を増額するものでございます。これは国の補正予算で措置されました地方公共団体情報セキュリティ強化対策費の補助金を活用いたしまして新たに実施するもので、平成29年7月に予定している自治体間におけるマイナンバー情報連携までに順次情報システムのセキュリティを強化する必要がありますことから、システム間のネットワークを再構築するための必要を増額するものでございます。

また、今回計上する予算につきましては全額28年度に繰り越しをさせていただきます。

23ページをごらんいただきたいと思います。

2項1目税務総務費につきましては、人事院勧告に沿って今回職員人件費を72万3,000円増額するものとなっております。

次の3項1目戸籍住民基本台帳費でございますが129万1,000円を減額するものでございます。これは人事院勧告に沿って今回職員人件費を111万6,000円増額するほか、戸籍住民基本台帳事務費につきまして社会保障・税番号制度にかかわるシステム改修の実績による委託料を740万円減額するとともに、今回、国の補正予算で追加措置されました個人番号カード交付事業費の補助金を地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISでございますが、この機構に事務委託経費として499万3,000円を交付するようにいたしますことから、結果として240万7,000円の減額となっております。

また、今回提示をさせていただきます個人番号カード交付事務費交付金につきましては、全額平成28年度に繰り越しをさせていただきこととなります。

次の4項1目選挙管理委員会費につきましては、人事院勧告に沿った増額でございます。

25ページをごらんいただきたいと思います。

3款の民生費でございますが1億1,214万5,000円を増額となっております。

25ページから26ページにかけての1項1目社会福祉総務費につきましては、人事院勧告に沿って職員人件費を52万6,000円増額するほか、国の補正予算で措置されました年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費等の6,666万6,000円を新たに計上いたしますことから、6,719万2,000円を増額となっております。

なお、この給付金給付事業費の予算につきましては、電算処理委託料を除く予算を平成28年度に繰り越すこととしております。

2目の国民年金事務費につきましては、人事院勧告に沿って職員人件費を増額するほか、国庫委託金を活用して実施いたします電算処理システム改修の委託料を増額いたしますことから58万7,000円を増額となっております。

27ページをごらんいただきたいと思います。

3目国民健康保険費につきましては、人事院勧告に沿って職員人件費を26万1,000円増額するほか、本算定に基づく保険基盤安定繰出金及び一般会計からの財政安定化支援事業繰出金を増額いたしますことから4,387万9,000円を増額となっているものでございます。

4目の老人福祉費につきましては238万2,000円の減額でございますが、これは県補助金の

返還時期が平成28年度になりましたことから減額するものでございます。

28ページをごらんいただきたいと思います。

5目になります。心身障害者福祉費でございますが、事業実績に基づき心身障害者自立支援事業費を3,526万9,000円増額するものでございます。また、地域生活支援事業費につきましては、国・県補助金が減額されましたことから、その減額分を一般財源に振りかえるものでございます。

28ページから29ページの7目介護保険費でございますが1,857万6,000円減額するものでございます。これは人事院勧告に沿って職員人件費を29万5,000円増額する一方で、介護給付費の決算見込みにより繰出金を1,887万1,000円減額するものでございます。

29ページから30ページにかけての2項1目児童福祉総務費につきましては54万4,000円の増額でございます。これは人事院勧告に沿って職員人件費を増額するとともに、事業実績に基づきまして県補助金等返還金を増額したことによるものでございます。

2目の児童措置費でございますが、児童手当費を実績に応じて1,676万円減額するものでございます。

30ページから31ページにかけての3目保育諸費につきましては239万2,000円の増額となっております。これは人事院勧告に沿って職員人件費を152万8,000円増額するほか、国の補正予算措置されました保育所等の利用者負担軽減に係るシステム改修補助金を財源として実施するシステム改修の委託料86万4,000円増額するものでございます。

なお、このシステム改修委託料の予算につきましては、全額平成28年度に繰り越しをさせていただきますこととしております。

続きまして、4款の衛生費でございますが2,530万円を減額するものでございます。

1項1目保健衛生総務費につきましては、人事院勧告に沿って職員人件費を89万1,000円減額するものとなっております。

32ページの2目予防費につきましては920万円の減額でございます。これは実績に基づき4種混合ワクチンの医薬材料費と子宮頸がん予防ワクチン接種等の委託料を減額するものとなっております。

3目の環境衛生費につきましては2,12万7,000円の減額でございます。これは国・県補助金の減額に伴って生活排水改善対策事業費を284万6,000円減額するとともに、吉田町牧之原市広域施設組合負担金を減額するものとなっております。

33ページをごらんいただきたいと思います。

5目の母子保健衛生費でございますが317万3,000円を増額するものとなっております。これは決算見込みによる増額でございます。

7目の老人保健事業費につきましては96万3,000円を増額でございます。

続きまして、34ページをごらんいただきたいと思いますが、6款の農林水産業費でございます。1,131万9,000円を減額するものとなっております。

1項1目の農業委員会費と2目の農業総務費につきましては、いずれも人事院勧告に沿った職員人件費を増額となっております。

35ページの3目農業振興費につきましては741万8,000円を増額するものでございます。これは実績に基づき農業振興費の経営体育成支援事業及び担い手育成総合対策事業費の青年就農給付金を減額する一方で、国の補正予算で措置されました担い手確保経営強化支援事業費

につきまして、助成金1,071万円を計上するものでございます。

なお、今回計上いたします担い手確保経営強化支援事業助成金につきましては、全額平成28年度に繰り越しをさせていただくこととしております。

35ページから36ページにかけの3項1目水産振興費につきましては243万2,000円の増額となっております。これは歳入で申し上げましたとおり、国の補正予算で措置されました地方創生加速化交付金を財源として、静岡市、焼津市、牧之原市、御前崎市、吉田町が連携いたして水産物等を活用した産業活性化事業を新たに実施しようとするものでございます。

なお、地方創生対応分の予算につきましては、全額28年度に繰り越しをさせていただくこととしております。

36ページから37ページにかけての2目漁港管理費につきましては、人事院勧告に沿って職員人件費を増額する一方で、水産基盤整備事業費につきまして事業実績に基づいて減額いたしますことから2,143万9,000円の減額となるものでございます。

続きまして、7款の商工費でございますが16万1,000円を増額するものでございます。これは1項1目商工総務費において、人事院勧告に沿った職員人件費の増額を行うものでございます。

38ページをごらんください。

8款の土木費となります。土木費につきましては1,881万円の減額となっております。

1項1目土木総務費は、人事院勧告に沿って職員人件費を107万8,000円増額するものでございます。

38ページから39ページの2項1目道路維持費につきましては、国庫補助金の減額と決算見込みを踏まえまして1,868万4,000円減額するものとなっております。

39ページから40ページの2目道路新設改良費につきましては、事業費が確定いたしましたことから、その実績に基づいて921万9,000円減額するものでございます。

4項1目都市計画総務費につきましては877万4,000円の減額、41ページから42ページの2目土地区画整理事業費につきましては780万7,000円の減額でございますが、いずれも人事院勧告に沿った人件費の増額と事業実績に応じた減額との差額となっております。

3目街路事業費につきましては3,762万8,000円を減額するものでございますが、これは事業費が確定いたしました都市防災総合推進事業、住吉幹線整備事業費につきまして3,194万8,000円減額する一方で、富士見幹線整備事業費につきまして町民が安全に避難するための避難誘導灯の整備費として6,957万6,000円を増額計上いたします予算となっておりますが、この増額予算につきましては平成28年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。

43ページの4目公共下水道費につきましては、公共下水道事業特別会計の決算見込みに沿って繰出金を583万2,000円減額するものとなっております。

6目の公園費でございますが、都市防災総合推進事業、防災公園整備事業費につきまして、静岡空港隣接地域賑わい空間創生事業費の県補助金を活用することといたしましたことから、財源振替を行うものでございます。

5項1目住宅管理費につきましては、事業費が確定いたしました町営住宅の改修工事につきまして720万円を減額するものでございます。

44ページをごらんいただきたいと思います。

9款の消防費につきましては200万5,000円の減額となっております。

1項1目常備消防費につきましては、人件費などに係る吉田町牧之原市広域施設組合負担金を363万円増額することとなっております。

2目の非常備消防費、3目の消防設備費につきましては、事業実績に基づく補正となっております。

45ページの5目災害対策費でございますが、住居手当に係る職員人件費の増額のほか、本年度末で緊急地震・津波対策事業基金を精算することとなっておりますことから、要綱上、事業に充当できない1,000円未満の端数を県に返還するための予算を計上することにより21万7,000円の増額となったものでございます。

続きまして、10款教育費につきましては1,918万9,000円の減額となります。このうち45ページから46ページにかけての1項3目教育諸費につきましては、事業実績に応じて144万2,000円の減額となるものでございます。

次に、46ページから47ページにかけての2項の小学校費につきましては、人事院勧告に沿った人件費の増額と事業実績に応じた補正のほか、住吉小学校維持管理費において寄附を財源とする図書費100万円を計上しております。

また、48ページの3項中学校費につきましては、人事院勧告に沿った人件費の増額と事業実績に応じた補正となっております。

49ページから50ページにかけての4項社会教育費につきましても、人事院勧告に沿った人件費の増額と事業実績によりまして30万円を減額する補正となっております。

50ページから51ページの5項保健体育費につきましても、人事院勧告に沿った人件費の増額と決算見込みにより43万5,000円の増額となっております。

最後に、13款の諸支出金でございますが、今回の補正に際しまして、すぐに事業の財源とすることのない収入2億2,965万円を財政調整基金に積み立てる補正でございます。

なお、この補正予算には人事院勧告に沿って執行すべき人件費、それから、早期執行が求められている国の補正予算に対応する事業費、さらに機構改革に対応するための予算が措置されているというものになっておりますので、町長からも申し入れがございましたが、早期議決をお願いさせていただくということでよろしくお願ひしたいと思います。

以上が平成27年度吉田町一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、第18号議案 平成28年度吉田町一般会計予算について御説明を申し上げます。議案につきましては、議案つづりの42ページからとなります。

それでは、議案つづりの43ページをごらんいただきたいと思います。

議案つづりの43ページの第1条になりますが、第1条につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億9,200万円とし、また、この款項区分ごとの金額は44ページから50ページまでに掲載しております、第1表、歳入歳出予算のとおりお認めいただくものでございます。

第2条につきましては、51ページから52ページに掲げました第2表、地方債のとおり、総額7億4,760万円の地方債を措置することをお認めいただくものでございます。

第3条につきましては、一時借入金の借り入れの最高額を5億円と定めることにつきましてお認めいただくものでございます。

第4条につきましては、歳出予算の各項間の金額を流用することができる経費を定めるも

のでございます。

以上が平成28年度一般会計予算案でございますが、引き続き概要を御説明させていただきます。

それでは44ページからの第1表、歳入歳出予算に沿って御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款の町税につきましては50億9,714万4,000円を計上いたしまして、歳入総額に占める割合は53.1%となっております。

次の2款地方譲与税でございますが9,290万円の計上となっております。これは地方財政計画の率を考慮いたしまして、1項地方揮発油譲与税を2,590万円、2項の自動車重量譲与税を6,700万円計上するものでございます。

3款の利子割交付金につきましては480万円、4款の配当割交付金につきましては2,730万円、5款の株式等譲渡所得割交付金につきましては2,550万円をそれぞれ計上しております。

45ページとなりますが、6款の地方消費税交付金につきましては5億8,620万円の計上でございます。これは前年度に比べて600万円の減額を予定しております。

7款自動車取得税交付金につきましては2,640万円、8款地方特例交付金につきましては2,310万円を計上しております。

9款の地方交付税につきましては、平成28年度においても引き続き交付団体と推定しております。3億4,900万円を見込んでおります。このうち2億4,900万円は普通交付税、1億円は特別交付税という内容としております。

10款交通安全対策特別交付金は440万円の計上でございます。

11款の分担金及び負担金につきましては1億2,869万4,000円の計上で、分担金として629万5,000円、負担金として1億2,239万9,000円を計上しております。

次に、12款使用料及び手数料でございますが6,550万円の計上で、使用料として5,128万2,000円、手数料として1,421万8,000円を計上しております。

46ページとなりますが、13款国庫支出金につきましては8億7,972万1,000円の計上でございますが、都市防災総合推進事業補助金の減額が主な要因となりまして、前年度と比べまして1億9,412万6,000円の減額となっております。その内訳といたしましては、国庫負担金として6億2,123万8,000円、国庫補助金として2億4,941万3,000円、国庫委託金として907万円を計上させていただいております。

次の14款県支出金でございますが8億995万5,000円の計上でございます。内訳といたしましては、県負担金として2億9,634万円、県補助金として4億5,063万円、県委託金として6,298万5,000円を計上しております。

15款財産収入につきましては1,231万3,000円の計上でございます。財産運用収入といたしましては471万2,000円、財産売払収入といたしまして760万1,000円を計上させていただきました。

16款の寄附金につきましては3,150万円の計上でございますが、そのうちふるさと納税分として3,000万円を予定させていただいております。

17款繰入金につきましては3億7,162万6,000円の計上でございます。内訳といたしましては、特別会計繰入金として12万6,000円、基金繰入金として3億7,150万円を計上しております。合計で前年度よりも1億797万3,000円少ない額を計上させていただきました。

次に、47ページの18款繰越金につきましては2億円、19款の諸収入は1億834万7,000円の

計上でございます。

20款の町債につきましては7億4,760万円の計上でございますが、これは前年度より1億290万円多い額となっております。

続きまして、歳出でございますが、48ページからごらんいただきたいと思います。

1款議会費につきましては9,919万4,000円の計上となっております。

また、2款の総務費でございますが10億5,858万8,000円の計上で、吉田町総合計画策定事業や国土利用計画事業の終了などが主な要因となりまして、前年度より1,412万3,000円減額となっております。

3款の民生費でございますが25億1,152万8,000円の計上でございますが、介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金の減額などの影響で、前年度よりも1,878万2,000円少ない額となっております。

4款の衛生費につきましては17億3,240万5,000円の計上でございますが、出産等支援交通費や妊娠・出産包括支援事業の増加などの要因から、前年度より2,292万1,000円増額となっております。

5款の労働費につきましては287万円の計上でございます。

49ページをごらんいただきたいと思います。6款の農林水産業費につきましては5億870万2,000円の計上でございます。漁港環境整備事業にかかわる経費を計上したことが主な要因となりまして、前年度より2億813万6,000円の増額となっております。

7款商工費は1億1,002万2,000円の計上でございますが、企業立地促進事業費補助金を計上したことなどが主な要因となりまして、前年度よりも4,605万4,000円増額となっております。

次の8款土木費につきましては14億2,680万1,000円の計上でございますが、都市防災総合推進事業の防災公園整備事業や富士見幹線整備事業等の事業量が減っておりますことから、前年度よりも1億6,171万6,000円の減額となっております。

9款の消防費につきましては4億3,488万6,000円の計上でございますが、静岡地域消防救急無線デジタル化整備事業が終了したことが主な要因となりまして、前年度よりも1,274万5,000円減額となっております。

次の10款の教育費でございますが7億4,093万3,000円の計上となっております。各小学校、中学校の屋内運動場天井等落下防止事業が終了したことが主な要因となりまして、4,529万9,000円の前年対比の減となっております。

50ページの11款災害復旧費につきましては4,000万円、12款の公債費は9億4,468万6,000円、13款の諸支出金につきましては138万1,000円の計上となっております。

14款の予備費につきましては2,000万円の計上となっております。

続きまして、51ページと52ページに掲げてあります第2表の地方債につきまして御説明を申し上げます。

平成28年度において起債を予定している事業は11事業でございます。その11事業に加え、臨時財政対策債4億円を予定いたしまして、総額7億4,760万円の限度額となる起債をお認めいただくとする内容となっております。

以上が平成28年度吉田町一般会計予算案の概要でございます。

なお、予算に関する説明書を用いての詳細な説明につきましては、後刻それぞれ担当課長

からございますので、財政担当としては以上で本件については御説明を終わらせていただきます。

続きまして、第28号議案 第5次吉田町総合計画基本構想についての内容説明をさせていただきます。

議案つづりの82ページと別冊の第5次吉田町総合計画基本構想並びに参考資料ナンバー16、第5次吉田町総合計画前期基本計画をごらんいただきながらお願いしたいと思います。

本議案につきましては、平成28年3月末をもって第4次吉田町総合計画の目標年次が終了を迎えることとなりますことから、新たに第5次吉田町総合計画を策定するに当たり、平成28年度を初年度とし、平成35年度を目標年次とする8年間の計画期間となる第5次吉田町総合計画基本構想につき、吉田町総合計画の策定に関する条例第6条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

第5次吉田町総合計画は、平成23年5月2日に平成23年法律第35号として公布された地方自治法の一部を改正する法律により、地方自治法9の第2条第4項に規定されておりました議会の議決を得て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定義務、これが廃止されたことに伴いまして、今後においても町行政全般にかかわる計画が必要でありますことから、平成27年6月19日に総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、まちづくりの基本的な方向性を示し、町の発展及び住民福祉の向上を図るための総合的な指針である総合計画の策定に関し、必要な事項を定める吉田町総合計画の策定に関する条例が施行され、その条例に沿った最初の計画となるものでございます。

第5次吉田町総合計画基本構想の策定に当たりましては、まちづくりに関する住民意識調査、まちづくりタウンミーティング、結婚、妊娠、出産、子育て等に関する意識調査などを実施いたしまして、住民の意見を反映させていただいたほか、国・県及び関係機関の各種計画との整合を図るとともに、平成27年8月に吉田町総合計画等審議会条例に基づき、住民代表やさまざまな多様な分野から20人の委員で構成される総合計画等審議会を設置いたしまして、吉田町総合計画の策定に関する条例第5条の規定に基づいて基本構想と基本計画の諮問を行っております。

審議会では10回に及ぶ慎重なる御審議をいただく中、1月15日に基本構想案について答申をいただき、2月8日に前期基本計画案について答申をいただいております。今回上程させていただきます基本構想案につきましては、その審議会の答申に沿った内容となっております。

それでは、別冊の第5次吉田町総合計画基本構想をごらんいただきたいと思います。

まず最初に、1ページから3ページにかけての第1編、総論でございますが、ここでは第5次吉田町総合計画全体に通じる事項について、1ページに、1の計画策定の趣旨、それと2の計画の性格を掲げてございます。

2ページには、3の計画の構成及び期間を掲げさせていただいております。

3ページには、4の時代の潮流を述べさせていただいております。こういう内容でございます。

そして、4ページから本論となります。

第2編、基本構想でございますが、4ページから5ページにかけての1が将来フレームを掲げさせていただいております。

4 ページの人口世帯数でございますが、平成27年以降の人口につきましては、吉田町人口ビジョンにおける将来人口の展望値を国勢調査の人口水準に置換した推計値として用いて整合を図っております。計画の目標年次である平成35年における吉田町の人口は2万9,100人、世帯数は1万1,200世帯と想定させていただいております。年齢、階層別では、年少人口が14.8%、生産年齢人口が58.8%、高齢人口が26.1%となるものと想定しております。

次に、5 ページの就業者数でございますが、平成35年における吉田町の就業人口は1万5,120人と想定しております。産業別では、第1次産業が430人で全体の2.9%、第2次産業が7,040人で全体の46.5%、第3次産業が7,650人で全体の50.6%と想定しております。

次に、6 ページから7 ページにかけての2の将来都市像、まちづくりの基本理念でございますが、将来都市像につきましては、「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」とさせていただいております。

ここにつきましては、少し朗読をさせていただきながら説明をさせていただきたいと思いますが、本町は駿河湾や大井川などの雄大な自然がもたらす恵みを楽しみながら、先人たちのたゆまぬ努力によって、人と人との交流を深め、文化を育み、産業を根づかせ、豊かで勢いのある町として今日まで発展を遂げてきました。このような中で、現在少子高齢・人口減少社会の本格的到来を初めとする幾多の新たな課題が顕在化しており、本町を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しております。

その課題の中でも、とりわけ、平成23年3月に発生した東日本大震災による津波被害への危惧は深刻で、沿岸域に位置する平坦な地形が特徴の本町に、津波対策に対する早急な対策の必要性を突きつけ、また、これを一因とする同年8月からの人口減少も相まって、本町のまちづくりは今までにない大きな変革期を迎えています。

このため本町は、これまでのさまざまな施策に加え、平成23年度から誰もが安心できる新たな安全を構築するため、津波防災まちづくりに取り組んでいます。また、同時にこの取り組みとにぎわいづくりを一体的に進めるシーガーデンシティ構想の実現にも着手しました。第5次吉田町総合計画では、この取り組みを継続し、新たな確固たる安全を構築しつつ、これまで培ってきた歴史や文化の継承を図り、さらには次代を担う人づくりに努めるとともに、輝く未来につながる町の魅力を創出しながら、人と人が相和して心豊かに暮らすことができる、さらに豊かで勢いのある町にすることを目指します。

今後こうした意識を持って次代につながるまちづくりを進めることとし、本計画における将来都市像、「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」としますとしてあります。

このような思いを凝縮いたしまして、将来都市像を掲げたものでございます。

次に、7 ページのまちづくりの基本理念でございますが、将来都市像の実現に向けたまちづくりを進めるに当たりまして、その根本的な考え方となるまちづくりの基本理念について、基本理念1では、津波を初めとする自然災害や事故・犯罪などの危害から守れているとともに、人々の優しさと健やかさに満ちあふれていて、不安なく住み続けることのできるまちづくりを進める「安全で安心して住み続けることができるまちづくり」を掲げたものでございます。

基本理念2では、人々の多様な価値観やニーズに対応した魅力的な取り組みにより、生活者や来訪者が増加するとともに、多様な交流や活発な経済活動により、にぎわいが生まれ、

活力がみなぎるまちづくりを進める「賑わいが生まれ、活力がみなぎるまちづくり」を掲げております。

基本理念3では、誰もが郷土の歴史・文化を学び、高い教養を身につけることにより豊かな心を育み、先人から受け継いだ愛する郷土を守るとともに、次代に継承していくまちづくりを進める「豊かな心を育み、愛する郷土を守り、次代につなげるまちづくり」を掲げさせていただきます。

次に、8ページから14ページにかけては、3の施策の大綱となっております。

参考資料の16の2ページ及び3ページ、見開きのページとなっておりますが、このページをごらんいただきますと、第5次総合計画の施策体系図が掲載されております。

この体系図には、さきに御説明いたしました別冊6ページの将来都市像、7ページのまちづくりの基本理念も掲げてございます。基本構想と基本計画の全体をごらんいただけるようになっているページでございます。

それでは、基本構想の別冊の8ページに戻らせていただきますが、施策の大綱は7章から成っております。

まず、第1章、自然に強く安全・安心に暮らせるまちづくりとはという大綱のところでは、津波災害対策を推進する、地域防災力を高め、安全・安心に暮らせる環境を創出するという3点を達成することとしております。

次に、9ページの第2章、誰もが健康で生き生きと暮らせるまちづくりの中では、誰もが健やかに暮らせる環境を創出する。2点目として、安心して出産、子育てができる環境を創出する。3点目として、誰もが生き生きと暮らせる環境を創出する。この3点を推し進めることで達成を目指そうとしております。

次に、10ページの第3章となりますが、活力あふれる産業振興のまちづくりにつきましては、1点目として、地域に根づく産業を育成支援する。経済の活力を高める新たな産業を創出するというのが、2点目でございます。3点目が、魅力ある雇用、就業環境を創出するという、この3点をもって達成を目指そうというものでございます。

次に、11ページの4章の魅力あふれる多様な交流を生むまちづくりでございますが、1点目が、良好な住環境を保全創出する。2点目が、安全で利便性の高い交通環境を創出する。3点目が、新たなにぎわいが創出される交流を促進するという3点を推し進めることで達成を目指すものでございます。

次に、12ページの5章でございますが、次代を担う心豊かな人を育むまちづくりでございます。1点目が、次代を担い、社会を生き抜く力を持つ人づくりを進める。2点目が、地域の歴史・文化を継承し、心豊かな人を育む活動を推進する。3点目が、心身の健康を保ち、向上心を育む活動を推進するという3点を推し進めることで達成を目指すものとしております。

次に、13ページの6章でございますが、豊かな自然と共生するまちづくりでございますが、1点目が、豊かな自然環境を保全する。2点目が、水資源を活用する。3点目が、地球に優しい循環型社会を実現する。この3点を掲げてございます。

そして、1章から6章までの政策を下支えする7章、14ページにございますが、行政と住民が一体となって取り組むまちづくりを掲げさせていただきます。この中では、4点ございまして、1点目が、適正かつ効率的な行財政運営を推進する。住民本位の行政を推進す

る。住民参画を推進する。4点目が、誰もが輝ける社会を実現する。この4点を掲げさせていただきます。

最後に、15ページの4の土地利用の構想でございますが、本年度策定いたしました第3次吉田町国土利用計画との整合を図りまして、基本方針として、1点目には、自然環境と美しい景観の保全に配慮した土地利用の推進、2点目には、安全で安心できる土地利用の推進、3点目に、活力ある産業振興を図る土地利用の推進、4点目として、長期的、広域的視点に立った土地利用の形成、5点目として、住民の意思を反映した土地利用の推進を掲げ、土地利用の方向性を示させていただきます。

以上が第28号議案 第5次吉田町総合計画基本構想についての概要でございます。

以上、3議案につきまして御説明をさせていただきましたが、御審議をよろしく願います。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、久保田千江子君。

〔町民課長 久保田千江子君登壇〕

○町民課長（久保田千江子君） 町民課でございます。

町民課からは、第14号議案、第15号議案、第20号議案、第21号議案の4議案につきましてお認めをいたどころとするものでございます。

最初に、第14号議案 平成27年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書の38ページと別冊の平成27年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算書及び補正予算に関する説明書をごらんください。

今回の補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,177万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,310万4,000円とする補正予算でございます。

歳入から御説明申し上げます。

補正予算に関する説明書の3ページ、4ページをごらんください。

1款国民健康保険税は、収入見込み及び実績により1,563万円の減額でございます。一般被保険者の現年課税分が698万円の減額、滞納繰越分が1,202万6,000円の増額、退職被保険者の現年課税分が2,115万1,000円の減額、滞納繰越分が47万5,000円の増額でございます。

5ページをごらんください。

3款国庫支出金は4,268万4,000円の減額でございます。国庫負担金の交付額の確定により、療養給付費等負担金が4,081万円、高額医療費共同事業負担金が81万2,000円、特定健康診査等負担金が106万2,000円、いずれも減額でございます。

6ページをごらんください。

4款療養給付費等交付金は、退職者医療交付金で交付額の見込みにより1億557万8,000円の減額でございます。退職者医療制度は平成20年度に廃止されることになりましたが、経過措置として平成27年度からは新規の適用がなくなり、退職被保険者全員が65歳到達等で該当者がいなくなるまで制度が存続されておりますので、退職被保険者の減少等に伴い減額となっております。

5款前期高齢者交付金は、交付額の確定により5,755万4,000円の増額でございます。医療費のかかる65歳から74歳までの前期高齢者の国保と被用者保険の負担の不均衡を是正し、公

平に負担する仕組みで、各医療保険者の前期高齢者加入率に応じて調整をするものでございます。

7ページをごらんください。

6款県支出金は187万4,000円の減額で、交付決定により県負担金の高額医療費共同事業負担金が81万2,000円、特定健康診査等負担金が106万2,000円の減額でございます。

7款共同事業交付金は2,281万9,000円の増額でございます。交付額の確定により高額医療費共同事業交付金が1,137万5,000円、保険財政共同安定化事業交付金が1,144万4,000円の増額でございます。

8ページ、9ページをごらんください。

9款繰入金は4,361万8,000円の増額で、一般会計からの繰入金でございます。保険基盤安定繰入金の保険税軽減分が614万1,000円、保険者支援分が3,386万8,000円の増額でございます。財政安定化支援事業繰入金は、地方交付税に財政措置された額を繰り出すもので360万9,000円の増額でございます。

次に、歳出でございます。

10ページから13ページをごらんください。

2款保険給付費は、歳入の補正に伴う財源の振替でございます。

13ページの3款後期高齢者支援金等は1,773万6,000円の減額でございます。

14ページ、15ページをごらんください。

4款前期高齢者納付金等は27万3,000円の減額でございます。次に、16ページをごらんください。6款介護納付金は821万5,000円の減額でございます。いずれも納付額の確定によるものでございます。

7款共同事業拠出金は、拠出金額の確定により1,555万1,000円の減額で、高額医療費拠出金324万6,000円、保険財政共同安定化事業拠出金1,230万5,000円の減額でございます。

8款保健事業費は財源の振替でございます。

以上が平成27年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての説明でございます。

続きまして、第15議案 平成27年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

議案書の39ページと別冊の平成27年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算書及び補正予算に関する説明書をごらんください。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ966万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,581万4,000円とする補正予算でございます。

歳入から御説明申し上げます。

補正予算に関する説明書の2ページをごらんください。

1款後期高齢者医療保険料は939万6,000円の増額でございます。現年分が849万2,000円、滞納繰越分が90万4,000円で実績から見込んだものでございます。

3款繰入金は、保険基盤安定に係る一般会計からの繰入金で26万6,000円の増額でございます。低所得者の均等割額減額分が66万1,000円の増額、社会保険被保険者の均等割額減額分が39万5,000円の減額でございます。

3ページをごらんください。

歳出でございます。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金は966万2,000円の増額でございます。保険料と一般会計からの保険基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

以上が第15号議案 平成27年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての説明でございます。

続きまして、第20号議案 平成28年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてを御説明させていただきます。

議案書の56ページから59ページと別冊の吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の吉田町土地取得事業特別会計の次に吉田町国民健康保険事業特別会計がありますので、ごらんください。

最初に、議案書の57ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億2,595万8,000円と定めるものでございます。

第2条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの限度額を1億円と定めるものでございます。

第3条では、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の保険給付費における各項間の流用について定めるものでございます。

それでは、議案書の58ページ、59ページ、予算に関する説明書の3ページからをごらんください。

平成28年度当初予算は、歳入歳出それぞれ33億2,595万8,000円とする予算で、前年度と比較しますと3,258万2,000円の増額でございます。この主な要因といたしましては、医療費の増加による保険給付費、共同事業拠出金の増額によるものでございます。

それでは、歳入から御説明させていただきます。

1 款国民健康保険税は7億6,340万4,000円でございます。前年度に比べ2,795万7,000円の減額となっており、一般被保険者の現年課税分が6億9,584万9,000円、滞納繰越分が2,886万円、退職被保険者等の現年課税分が3,755万5,000円、滞納繰越分が114万円でございます。次に、5ページをごらんください。

2 款使用料及び手数料は10万円で、督促手数料でございます。

3 款国庫支出金は6億1,264万9,000円でございます。国庫負担金では、国が療養給付費等の保険者負担分について定率で負担する療養給付費等負担金や高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金で5億6,008万7,000円、国庫補助金では財政調整交付金5,256万2,000円でございます。

7ページをごらんください。

4 款療養給付費等交付金は8,979万8,000円で、退職者医療交付金でございます。退職被保険者の療養給付費等のうち保険税で賄うことのできない部分を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。退職者医療制度は経過措置として存続をしております。

5 款前期高齢者交付金は7億3,169万5,000円でございます。国民健康保険や被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を各保険者の前期高齢者加入率に応じて調整するもので、保険者から徴収する前期高齢者納付金を財源とし、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

8ページをごらんください。

6款県支出金は1億7,753万9,000円で、県支出金は国庫負担金と同様に高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金で2,092万2,000円、県補助金は財政調整交付金で1億5,661万7,000円でございます。

次に、9ページをごらんください。

7款共同事業交付金は7億555万8,000円で、レセプト1件、80万円を超える医療費が対象の高額医療費共同事業交付金が6,651万3,000円、レセプト1件、1円以上80万円までの医療費が対象の保険財政共同安定化事業交付金は6億3,904万5,000円でございます。

8款財産収入は2万円で、基金利子でございます。

10ページをごらんください。

9款繰入金は2億3,297万1,000円でございます。国民健康保険給付等支払準備基金繰入金が8,000万円、一般会計からの繰入金は保険基盤安定事業繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金などで1億5,297万1,000円でございます。

11ページをごらんください。

10款繰越金は1,000万1,000円で、前年度繰越金でございます。

12ページ、13ページをごらんください。

11款諸収入は222万3,000円で、延滞金や預金利子、雑入の第三者行為納付金、返戻金、前期高齢者療養費でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出を御説明申し上げます。

14ページから16ページをごらんください。

1款総務費は1,394万5,000円でございます。総務管理費1,024万円、徴税費344万1,000円、運営協議会費は26万4,000円でございます。一般管理費では社会保障・税番号制度に係る連携システム改修や国保制度改革に伴うシステム改修の予算を計上いたしております。

16ページから21ページをごらんください。

2款保険給付費は、被保険者の高齢化や医療の高度化などによる医療費の増加を見込み20億2,052万2,000円でございます。主な項目といたしましては、療養所費は一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費、療養費、審査支払手数料で17億6,997万2,000円、高額療養費では一般被保険者及び退職被保険者と高額療養費、高額介護合算療養費で2億3,184万1,000円、このほか出産育児諸費1,680万9,000円、葬祭諸費175万円などでございます。

次に、22ページをごらんください。

3款後期高齢者支援金等は3億9,709万1,000円でございます。後期高齢者の療養の給付等に要する費用の約4割は、国保や被用者保険などの現役世代が加入する保険者からの後期高齢者支援金が充てられております。

次に、23ページをごらんください。

4款前期高齢者納付金は47万2,000円でございます。国民健康保険や被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を各保険者の前期高齢者加入率に応じて調整するもので、保険者から徴収する前期高齢者納付金を財源としております。

24ページをごらんください。

5款老人保健拠出金は1万4,000円でございます。老人保健制度は廃止されておりますが、

経過措置として継続されており、事務費に係る拠出金でございます。

6款介護納付金は、介護保険事業への支援金で1億4,486万3,000円でございます。

次に、25ページ、26ページをごらんください。

7款共同事業拠出金は7億381万5,000円でございます。高額医療費拠出金が6,476万9,000円、保険財政共同安定化事業拠出金が6億3,904万5,000円でございます。

27ページ、28ページをごらんください。

8款保健事業費は3,289万6,000円でございます。糖尿病等の生活習慣病の予防のために支出する特定健康診査等事業費2,350万6,000円、人間ドック委託料などの保健事業費939万円でございます。

29ページをごらんください。

9款基金積立金は2万円、国民健康保険給付等支払準備基金への積み立てでございます。

10款公債費は3万5,000円で、一時借入金償還利子でございます。

30ページをごらんください。

11款諸支出金は228万5,000円で、保険税還付金や償還金でございます。

32ページをごらんください。

12款予備費は1,000万円でございます。

以上が第20号議案 平成28年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についての説明でございます。

続きまして、第21号議案 平成28年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案書の60ページから62ページと別冊の吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の吉田町国民健康保険事業特別会計の次に吉田町後期高齢者医療事業特別会計がありますので、ごらんください。

最初に、議案書の61ページをごらんください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,809万2,000円と定めるものがございます。

それでは、議案書の62ページ、予算に関する説明書の2ページからをごらんください。

平成28年度当初予算は、歳入歳出それぞれ2億3,809万2,000円とする予算で、前年度と比較いたしますと2,333万6,000円の増額で、後期高齢者医療保険料の増額によるものがございます。

歳入から御説明いたします。

予算に関する説明書の2ページをごらんください。

1款後期高齢者医療保険料は1億9,396万2,000円でございます。加入者の皆様から医療給付費などの費用の約1割を負担していただいているもので、後期高齢者医療広域連合が賦課し、市町が徴収をしており、2年ごとに保険料率の見直しがされております。平成28、29年度の保険料率が決定したこと、被保険者数の増加により前年に比べ増額となっております。

2款材料及び手数料は2万1,000円で、督促手数料等でございます。

3ページをごらんください。

3款繰入金は、保険基盤安定繰入金4,329万8,000円で、低所得者の均等割額減額分が3,615万5,000円、社会保険被保険者の均等割額減額分が714万3,000円で、一般会計からの保

険料の減額分を繰り入れるものでございます。

4 款繰越金は1,000円で前年度繰越金でございます。

4 ページ、5 ページをごらんください。

5 款諸収入は、延滞金や保険料還付金で81万円でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。

6 ページをごらんください。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金は2億3,726万円でございます。後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

7 ページをごらんください。

2 款諸支出金は、保険料還付金や繰出金で80万6,000円でございます。

8 ページをごらんください。

3 款予備費は2万6,000円でございます。

以上が第21号議案 平成28年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算の説明でございます。

町民課から本定例会に提出いたしました4議案の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、高齢者支援課長、お願いします。

高齢者支援課長、久保田明美君。

〔高齢者支援課長 久保田明美君登壇〕

○高齢者支援課長（久保田明美君） 高齢者支援課でございます。

高齢者支援課からは本定例会に上程いたしました第10号議案、第16号議案、第22号議案の3議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第10号議案 吉田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び吉田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の28ページから30ページ及び参考資料ナンバー10をごらんいただきたいと思っております。

本議案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴い、関係法令である介護保険法の改正により指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する厚生労働省令が平成28年2月5日に公布され、同年4月1日から施行されることから、町が条例で定めております地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの運営に係る基準の内容の一部を改正することをお認めいただくものでございます。

この法令の改正によりまして、施設の利用定員が18人以下の小規模な通所介護が地域密着型サービスに移行されることとなり、指定基準については国の基準を勘案し、町が条例で定めることとなりました。また、あわせて厚生労働省において地域密着型サービスを運営するに当たり、地域との連携や運営の透明性を確保するための運営推進会議の設置が義務づけられました。このたびの条例改正は政令に基づきまして、既に条例制定しております認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護の運営基準に運営推進会議の設置などの規定

を追加し、改正を行うものでございます。

なお、小規模な通所介護の地域密着型への移行につきましては、施行から1年の経過措置が設けられていることから、この経過措置を得た後に指定基準を定めることといたします。

改正内容でございますが、第1条において、吉田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することを定めております。

第70条第2項中、指定認知症対応型通所介護事業者の次に、単独型及び共用型の指定認知症対応型通所介護事業者を加え、第74条第4号中、第76条において同じの文言を削除し、第79条第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同条に第1項及び第2項を加えております。

第1項は、利用者やその家族、住民代表、市町の職員、地域包括支援センター職員、知見を有する者などで構成する運営推進会議を設置し、会議において活動報告を行い、評価、要望、助言等を聞く機会を設けることを規定し、第2項は、運営推進会議における会議の記録を行い、その記録の公表を規定しております。そして、新たに第5項を加え、同一建物に居住する利用者以外に対してもサービスを提供する規定を定めております。

次に、80条第2項に1号を加え、記録の整備として運営推進会議における会議記録について加えております。

次に、第2条では、吉田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することを定めております。

さきの第1条で定めましたように、介護予防認知症対応型通所介護の運営基準に運営推進会議の設置等、関連する条文を定めております。

第40条に、運営推進会議の設置に関して、会議の記録、公表に関する事など、三つの条項を新たに加え、41条第2項に1号を加え、記録の整備について規定しております。そして、附則におきまして、施行期日を平成28年4月1日からと規定しております。

以上が第10号議案でございます。

続きまして、第16号議案 平成27年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書の40ページと別冊の補正予算書第2号及び補正予算書第2号に関する説明書をごらんいただきたいと思っております。

補正予算書第2号の1ページでございます。

歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1億265万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億5,995万円と定めることをお認めいただくとするものでございます。

今回の補正は、第6期介護保険事業計画初年度の計画に沿った予算に対しまして、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の実績値に鑑み、見込み額により歳入歳出それぞれ予算額を規定するものでございます。

補正予算に関する説明書の2ページからごらんください。

歳入から申し上げます。

1款保険料は1,238万3,000円を増額し、総額4億2,367万2,000円とするもので、当初の見込みに比べ65歳到達者の増、そして、年金からの特別徴収が当初見込みよりは増えたことにより、保険料見込み額が当初予算を上回ることから増額を行うものでございます。

3款国庫支出金は2,791万円を減額し、総額3億5,787万8,000円とするもので、歳出の保

険給付費及び地域支援事業費の減額に伴い、介護給付費を初め、介護予防事業費、包括任意事業費をそれぞれ法定負担割合分減額するものでございます。

次に、3ページ、4ページをごらんください。

4款支払基金交付金は4,062万5,000円を減額し、総額4億4,966万4,000円とするもので、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の減額に伴い、介護給付費、介護予防事業費の法定負担割合分を減額するものでございます。

次に、4ページ、5ページをごらんください。

県支出金は2,063万9,000円を減額し、総額2億4,194万6,000円とするもので、国庫支出金と同様に歳出の保険給付費及び地域支援事業費の減額に伴い、法定負担割合分を減額するものでございます。

次に、5ページ、6ページをごらんください。

7款繰入金は2,524万9,000円を減額し、総額2億5,418万7,000円とするもので、これまでの国・県支出金と同様に一般会計からの法定負担割合分及び事務費繰入金を減額するものでございます。

繰入金のうち5目低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者に係る介護保険料の軽減措置として、国・県・町からの補助金でございしますが、対象見込み人数の増加により15万1,000円を増額するものでございます。

また、2款基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金からの繰り入れをせずに保険料及び補助金等で賄えることから減額をするものでございます。

次に、7ページをごらんください。

9款諸収入は61万6,000円を減額し、総額190万7,000円とするもので、雑入のうち介護予防事業、任意事業の利用料の減によるものでございます。

次に、8ページ、歳出でございします。

1款総務費は48万円減額し、総額4,584万5,000円とするもので、介護支援サービス推進事業費のうち印刷製本費を減額するものでございます。

次に、8ページから10ページをごらんください。

2款保険給付費は9,982万5,000円を減額し、総額16億2,628万3,000円とするもので、1項介護給付費は実績見込みにより減額、2項高額介護サービス等諸費、4項特定入所者介護サービス等費は見込みにより、それぞれ増額するものでございます。

次に、11ページ、12ページをごらんください。

4款地域支援事業費は237万7,000円を減額し、総額5,688万3,000円とするもので、1項介護予防事業費、2項包括的支援任意事業費、それぞれ実績見込みにより減額するものでございます。

次に、13ページをごらんください。

5款諸支出金は2万6,000円を増額し、総額1,986万8,000円とするもので、保険料還付金を増額するものでございます。

以上が第16号議案 平成27年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

続きまして、第22号議案 平成28年度吉田町介護保険事業特別会計について御説明申し上げます。

議案書の63ページから66ページと別冊の平成28年度予算に関する説明書の吉田町後期高齢者医療事業特別会計の次にございます、吉田町介護保険事業特別会計をごらんいただきたいと思ひます。

初めに、議案書64ページをごらんいただきたいと思ひます。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,869万1,000円と定め、歳入歳出の款項別の金額は次ページの第1表のとおりと定めております。

第2条では、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の保険給付費における各項間の流用について定めることをお認めいただくこととするものでございます。

それでは、予算に関する説明書の1ページをごらんください。

平成28年度は、第6期吉田町介護保険事業計画の中間年度に当たり、予算につきましても計画に沿った予算内容となっております。前年度の当初予算と比較しまして総額で1億1,591万9,000円、率にして6.3%の増となっております。高齢者が安心して住みなれた地域で在宅生活が継続できるよう、サービスの充実を図っております。

2ページをごらんください。

歳入から申し上げます。

1款保険料は、1号被保険者保険料で4億2,220万2,000円でございます。特別徴収保険料が3億6,623万5,000円、普通徴収保険料が滞納繰越分を合わせて5,596万7,000円でございます。

2款使用料及び手数料は4万6,000円で、督促手数料でございます。

3ページ、4ページをごらんください。

3款国庫支出金は4億1,690万円で、介護給付費国庫負担金、財政調整交付金、地域支援事業等補助金で、法定負担割合により計上させていただいております。

4款支払基金交付金は5億1,972万2,000円で、介護給付費交付金及び地域支援事業交付金で第2号被保険者の負担分になります。

5ページ、6ページをごらんください。

5款県支出金は2億7,824万5,000円で、介護給付費県負担金、地域支援事業補助金で法定負担割合より計上させていただいております。

7ページをごらんください。

6款財産収入2万円は、介護給付費準備基金利子でございます。

7款繰入金は3億784万1,000円で、介護給付費地域支援事業費に対しての一般会計からの法定負担割合による繰入金と事務費繰入金、そして、低所得者保険料軽減繰入金、介護給付費準備基金からの繰入金でございます。

9ページをごらんください。

8款繰越金は100万円で、前年度繰越金でございます。

9款諸収入は271万5,000円で、1款雑入の介護予防事業の教室利用料や任意事業の配食サービス利用料が主な収入でございます。

以上が収入でございます。

次に、歳出を申し上げます。

11ページから14ページをごらんください。

1款総務費は4,334万9,000円で、介護保険制度運営事業費、介護保険料賦課徴収事業費、

介護認定審査事業費が主な事業でございます。

次に、14ページから17ページをごらんください。

2款保険給付費は18億3,112万1,000円で、居宅介護サービスや施設介護サービスなど、介護保険サービスに係る介護給付費が主な予算となっております。そのほか高額介護サービス等諸費、審査支払手数料、特定入所者介護サービス等費を計上しております。いずれも第6期介護保険事業計画に沿った給付見込み額を予算計上させていただいております。

次に、18ページをごらんください。

3款基金積立金が2万円で、介護給付費準備基金への積立金でございます。

次に、18ページから23ページをごらんください。

4款地域支援事業費は7,294万1,000円で、1項の介護予防事業費、2項の包括的支援任意事業費がございます。介護予防費のうち2次予防事業では、運動器の機能向上を目指すパワリハ教室は栄養改善事業など、介護が必要とならないように予防する事業を実施しております。一時予防事業では、運動器の機能向上を目指す単体操教室や認知症予防のためのはつらつ講座、生涯現役人材バンク事業などを実施いたします。包括的支援任意事業費では、地域の高齢者の総合相談窓口となっております地域包括支援センターの運営事業費、認知症高齢者やその家族を支援するための認知症施策推進事業、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の在宅生活を支援するためのサービス提供体制を整えることを目的とした生活支援体制整備事業費などがございます。

次に、5款諸支出金は26万円で、保険料の還付金及び補助金等の償還金、一般会計繰出金でございます。

6款予備費は100万円でございます。

以上が第22号議案 平成28年度吉田町介護保険事業特別会計でございます。

以上、高齢者支援課から3件の議案について御説明を申し上げます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、都市建設課長、お願いします。

都市建設課長、大石 充君。

〔都市建設課長 大石 充君登壇〕

○都市建設課長（大石 充君） 都市建設課でございます。

本議会定例会に上程いたしました第29号議案、第30号議案の2議案について御説明いたします。

説明に先立ちまして、2月19日開催の全員協議会におきまして、参考資料の統一性とわかりやすさを観点にした修正をお約束した件でございますが、参考資料ナンバー17の1ページと参考資料ナンバー18の1ページと3ページに、榛南幹線等の位置を追加し、より明確にすることで対応させていただきましたので、御理解をいただきたいと思います。

それでは、最初に、第29号議案 町道の路線廃止について御説明いたします。

議案書の83ページ、84ページ及び参考資料ナンバー17をごらんいただきたいと思います。

本案は、道路法第10条第2項の規定に基づき、町道の路線を廃止しようとするもので、今回廃止しようとする路線は10路線であります。

議案書の84ページには一覧表を記載しております。道路の延長及び幅員は、この一覧表をもとにごらんください。

初めに、都市計画道路住吉幹線の未整備区間の道路改良工事に伴い、廃止使用とする1路線について御説明申し上げます。

議案書の84ページとあわせ、参考資料ナンバー17の1ページ、2ページをごらんください。

路線名は住吉幹線2号で、延長が1,022.7メートル、幅員が2.2メートルから15メートルでございます。幹線道路の未整備区間の道路改良工事に伴い、一旦廃止をお願いするものでございます。

次に、浜田土地区画整理事業により進められている道路整備に伴い、廃止しようとする7路線について御説明申し上げます。

議案書の84ページとあわせ、参考資料ナンバー17の3ページから5ページをごらんください。

一つ目の路線は前田浜河原1号線で、延長が648.5メートル、幅員が3.2メートルから6.7メートルでございます。

二つ目の路線は前田浜河原2号線で、延長が553.5メートル、幅員が5メートルから6メートルでございます。

三つ目の路線は西向浜河原1号線で、延長が642.7メートル、幅員が2.3メートルから9メートルでございます。

四つ目の路線は川尻幹線で、延長が240.9メートル、幅員が10.2メートルから16.1メートルでございます。

五つ目の路線は東向平島線で、延長が206.4メートル、幅員が2.3メートルから6メートルでございます。

六つ目の路線は西向浜河原2号線で、延長が155.8メートル、幅員が1.8メートルから2.5メートルでございます。

七つ目の路線は西向浜河原3号線で、延長が371.8メートル、幅員が2.1メートルから5.3メートルでございます。

前田浜河原1号線、前田浜河原2号線、西向浜河原1号線、西向浜河原3号線につきましては、現在認定されている道路の区間の一部が土地区画整理事業の換地となるため、一旦廃止をお願いするものでございます。

川尻幹線、東向平島線につきましては、路線を廃止し、新たな名称で道路認定をお願いするものでございます。認定のときにも御説明させていただきますが、川尻幹線は東名川尻幹線の区域内にありますことから路線を廃止し、東名川尻幹線として再認定するために廃止するものでございます。また、東向平島線は土地区画整理事業の換地の関係から、一旦路線を廃止し、東向平島2号線と東向平島3号線に分けて認定するため、廃止をするものでございます。西向浜河原2号線につきましては、認定されていた道路区間全てが浜田土地区画整理事業の換地になるため、廃止をお願いするものでございます。

次に、避難路の整備に伴い廃止しようとする1路線について御説明申し上げます。

議案書の84ページとあわせ、参考資料ナンバー17の6ページ、7ページをごらんください。

路線名は下片岡16号線で、延長が42.7メートル、幅員が6メートルから13メートルでございます。避難路の整備に伴い、一旦廃止をお願いするものでございます。

次に、路線の整理をするために廃止しようとする1路線について御説明申し上げます。

議案書の84ページとあわせ、参考資料ナンバー17の8ページから11ページをごらんください。

い。

路線名は東名川尻幹線で、延長が3,195.0メートル、幅員が22メートルから43メートルでございます。路線の整理をするために一旦廃止をお願いするものでございます。

以上が第29号議案 町道の路線廃止についての説明でございます。

次に、第30号議案 町道の路線認定についてでございます。

議案書の85ページ、86ページ及び参考資料ナンバー18をごらんください。

本案は、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を認定しようとするものでございます。今回認定しようとする路線は13路線でございます。

議案書の86ページには一覧表を記載しております。廃止と同じく、道路の延長及び幅員は、この一覧表をもとにごらんください。

初めに、都市計画道路住吉幹線の未整備区間の道路改良工事に伴い認定しようとする2路線について御説明申し上げます。

議案書の86ページとあわせ、参考資料ナンバー18の1ページ、2ページをごらんください。

一つ目の路線は住吉幹線2号で、延長が1,021.1メートル、幅員が12メートルから42.5メートルでございます。

二つ目の路線は西浜12号線で、延長が131.3メートル、幅員が2.2メートルから3.5メートルでございます。

住吉幹線2号につきましては、都市計画決定されている牧之原市の行政境から海岸幹線までの区間を再認定するものでございます。また、西浜12号線につきましては、住吉幹線2号内にありました一部の区間を新たな路線として認定をお願いするものでございます。

次に、浜田土地区画整理事業により進められている道路整備に伴い、認定しようとする7路線について御説明を申し上げます。

議案書の86ページとあわせ、参考資料ナンバー18の3ページから8ページをごらんください。

一つ目の路線は前田浜河原1号線で、延長が608.3メートル、幅員が3.2メートルから13メートルでございます。

二つ目の路線は前田浜河原2号線で、延長が484.4メートル、幅員が5メートルから7メートルでございます。

三つ目の路線は東名川尻幹線で、延長が1,371.1メートル、幅員が16メートルから25メートルでございます。

四つ目の路線は西向浜河原1号線で、延長が548.7メートル、幅員が2.5メートルから9メートルでございます。

五つ目の路線は西向浜河原3号線で、延長が330.0メートル、幅員が2.1メートルから5.3メートルでございます。

六つ目の路線は東向平島2号線で、延長が108.6メートル、幅員が6メートルから10メートルでございます。

七つ目の路線は東向平島3号線で、延長が101.5メートル、幅員が6メートルから10メートルでございます。

前田浜河原1号線、前田浜河原2号線、西向浜河原1号線、西向浜河原3号線につきましては、浜田土地区画整理事業の進捗により換地処理される区間を除いたもので再認定をお願い

いするものでございます。

東向平島2号線、東向平島3号線につきましては、同じく換地処理に伴い東向平島線を一旦廃止いただき、山通り浜河原2号線から東向浜河原2号線までの区間を東向平島2号線として認定を行い、前田浜河原1号線から山通り浜河原2号線までの区間を新たな道路、東向平島3号線として認定をお願いするものでございます。

東名川尻幹線につきましては、都市計画決定されている区間で、現在町が管理しております国道150号から大幡川までの区間を東名川尻幹線として再認定することをお願いするものでございます。

次に、避難路として整備した1路線について御説明申し上げます。

議案書の86ページとあわせ、参考資料ナンバー18の9ページ、10ページをごらんください。

路線名は下片岡16号線で、延長が124.9メートル、幅員が6メートルから13メートルでございます。

下片岡16号線につきましては、都市防災総合推進事業において整備した路線で、下片岡地区の住宅地の皆様を迅速に津波避難タワーへ誘導するため、避難路として整備した路線の再認定をお願いするものでございます。

次に、開発行為による商業施設の建設に伴い、新設される1路線について御説明させていただきます。

議案書の86ページとあわせ、参考資料ナンバー18の11ページ、12ページをごらんください。

路線名は日の出上6号線で、延長が305メートルちょうど、幅員が6メートルから12メートルでございます。

最後に、開発行為による大幡地区における宅地造成に伴い新設された2路線について御説明申し上げます。

議案書の86ページとあわせ、参考資料ナンバー18の13ページ、14ページをごらんください。

一つ目の路線は堤内9号線で、延長が208.0メートル、幅員が6メートルから13メートルでございます。

二つ目の路線は堤内10号線で、延長が54.3メートル、幅員が6メートルから13メートルでございます。

以上が第30号議案 町道の路線認定についての説明でございます。

都市建設課からは以上、2議案について御説明いたしました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、下水道課長、お願いします。

下水道課長、大石剛久君。

〔下水道課長 大石剛久君登壇〕

○下水道課長（大石剛久君） 下水道課でございます。

下水道課からは、第17号議案、第23号議案の2議案につきまして御説明を申し上げます。

初めに、第17号議案 平成27年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

別冊の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）をごらんください。

表紙の裏側の第1条でございます。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,853万2,000円を

減額をしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,360万6,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、1ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めをいただこうとするものでございます。

第2条は、地方債の補正で、2ページの第2表、地方債補正のとおり、公共下水道事業に充当する起債限度額を減額し、2億4,970万円とすることをお認めいただこうとするものでございます。

以上の補正予算の内容につきまして、詳細を御説明申し上げますので、別冊の補正予算(第3号)に関する説明書の2ページからごらんいただきたいと思います。

歳入でございます。

4款繰入金は583万2,000円の減額でございます。一般会計からの繰入金で歳出の公共下水道事業費のうち、町単排水設備建設費、町単浄化センター建設費の減額により財源である繰入金を減額するものでございます。

7款町債は1,270万円の減額でございます。下水道事業債について、歳出、1款1項公共下水道事業費、1目管渠建設費の請負工事費に係る減額分970万円と4目浄化センター建設費の委託料に係る減額分300万円の起債について減額をするものでございます。

次に、歳出でございます。

3ページをごらんください。

1款公共下水道事業費は1,853万2,000円の減額でございます。

その内訳でございますが、1目管渠建設費の1の事業、職員人件費は人事院勧告に基づいて職員人件費を20万3,000円増額するものでございます。

3の事業、町単管渠建設費は943万7,000円を減額するもので、事業実績により町単管渠整備工事費が760万円、地震対策工事費が837万円の減額でございます。また、NTT中電柱移転等補償費につきましては、今年度移転補償が発生しないことから減額をするものでございます。

4の事業、町単排水設備建設費は131万6,000円を減額するもので、事業実績を見込み、公共ます設置手数料の減額を行うものでございます。

4ページをごらんください。

3目浄化センター維持管理費の1の事業、職員人件費は人事院勧告に基づいて職員人件費を3万4,000円増額するものでございます。

4目浄化センター建設費の3の事業、町単浄化センター建設費は801万6,000円の減額でございます。委託料につきましては、事業実績及び事業の見直しにより減額をするもので、工事請負費につきましては事業実績により減額を行うものでございます。

以上が平成27年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の概要でございます。

続きまして、第23号議案 平成28年度吉田町公共下水道事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

議案つづりの68ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,273万5,000円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額は69ページに掲げました、第1表、歳入歳出予算のとおりお認めを

いただこうとするものでございます。

第2条は、70ページに掲げました、第2表、地方債のとおり、公共下水道事業について2億5,890万円の地方債を措置することをお認めいただくこととするものでございます。

第3条は、一時借入金の借り入れの最高額を3億円と定めることについてお認めをいただくこととするものでございます。

それでは、69ページの第1表、歳入歳出予算につきまして別表の予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の公共下水道事業特別会計の2ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

1款分担金及び負担金の予算額は253万6,000円で、これは下水道受益者負担金でございます。

2款使用料及び手数料の予算額は8,389万5,000円、下水道使用料と指定工事店証手数料でございます。

3ページでございますが、3款国庫支出金の予算額は1億8,810万3,000円で、下水道事業に対して交付される社会資本整備総合交付金でございます。

4ページをごらんください。

4款繰入金の予算額は6億2,127万6,000円で、一般会計からの繰入金でございます。

5款繰越金の予算額は500万円で、前年度決算による繰越金でございます。

5ページの6款諸収入の予算額は302万5,000円で、受益者負担金に対する督促料、預金利子及び消費税還付金等でございます。

6ページをごらんください。

7款町債の予算額は2億5,890万円で、下水道事業建設費に充てる起債でございます。

続きまして、歳出でございます。

7ページをごらんください。

1款1項公共下水道事業費の1目管渠建設費のうち1の事業の職員人件費でございます。予算額は4,054万円で、財源は全て繰入金でございます。職員6人中5人分の給料、職員手当等でございます。

次に、2の事業、公共管渠建設費でございます。予算額は1億9,473万3,000円で、財源は国庫支出金のほか地方債、負担金、繰入金でございます。

8ページの下水道総合地震対策計画策定業務委託料につきましては、耐震性能を有していない管路の耐震診断を行い、工法の選定をして補強の詳細設計を行うものでございます。公共下水道全体計画修正業務委託料につきましては、汚水処理施設整備構想を踏まえて、現計画である公共下水道事全体計画の見直しを図るものでございます。工事請負費では、県道住吉金谷線と国道150号交差点の推進工事、主要地方道島田吉田線や国道150号歩道への管渠整備などと地震対策工事として幹線管渠のマンホールの耐震対策を行うものでございます。

次に、3の事業、町単管渠建設費でございます。予算額は8,725万3,000円で、財源は繰入金、地方債、繰越金でございます。主な支出としましては、8節の受益者負担金、前納報奨金、9ページの15節であります補助路線に付随して行う町単下水道管渠整備工事費や22節特別支援学校周辺などの水道管布設がえに伴う水道管の移設補償費などでございます。

次に、4の事業、町単排水設備建設費でございます。予算額は544万8,000円で、財源は繰入金、手数料でございます。これは公共ます設置手数料、公共ますの材料費が主な支出でございます。

次に、10ページの2目管渠維持管理費、2の事業、管渠維持管理費でございます。予算額は858万3,000円で、財源は全て繰入金でございます。既設済みの管渠やマンホールポンプの維持管理費、それから、新たに整備した管渠や排水設備をデータ化する下水道情報管理システム整備などが主な支出でございます。

次に、3目浄化センター維持管理費のうち、1の事業、職員人件費でございます。予算額は679万1,000円で、財源は全て繰入金でございます。職員1人分の給与、手当でございます。

次に、11ページの2の事業、浄化センター維持管理費でございます。予算額は9,534万3,000円で、財源は使用料のほか繰入金、消費税還付金等でございます。これは、汚水処理に要する費用でございます。浄化センターの運転管理業務、汚泥処理業務及び機械電気設備点検業務などが主な支出でございます。

次に、12ページの4目浄化センター建設費のうち、2の事業、公共浄化センター建設費でございます。予算額は1億6,710万3,000円、財源は国庫支出金と地方債でありまして、浄化センターの長寿命化計画に係る改築工事でございます。地震対策実施設計委託料につきましては、処理場施設における地震対策事業として、地震発生後の停電による機能停止を防止するため、自家発電設備の整備を計画をしております。具体的には汚水を水処理棟に揚水する汚水ポンプに必要な容量の発動発電機の設計業務でございます。長寿命化実施設計業務委託料につきましては、平成29年度、平成30年度に実施を予定している電気設備及び機械設備改築工事の詳細設計業務委託でございます。

13ページの施設整備につきましては、長寿命化計画に基づく浄化センターの電気設備と機械設備の改築工事でございます。電気設備改築工事につきましては債務負担行為を設定して実施している工事でございます。

次に、3の事業、町単浄化センター建設費でございます。予算額は1,219万4,000円で、財源は全て地方債でございます。長寿命化改築工事の管理委託料と地方公営企業法適用に向けた下水道固定資産の調査、評価を行う業務委託料でございます。

次に、2款1項公債費の1目元金、2の事業、元金でございます。予算額は3億9,576万2,000円、財源は繰入金でございます。過去の建設費に充てた下水道事業債に係る償還金でございます。償還計画に基づく償還でございます。

次に、2目利子、14ページの2の事業、利子でございます。予算額は1億4,798万5,000円、財源は繰入金で、年次償還に基づくものと一時借入金の償還利子を計上してございます。

3款1項予備費の予算額は100万円でございます。

以上の内容が歳入歳出それぞれ11億6,273万5,000円と定めさせていただく内容でございます。

下水道課から2件の議案につきまして御説明申し上げましたけれども、第17号議案につきましては、人事院勧告に基づいた給与条例の改定に関連をいたしまして、職員人件費の補正が必要であるため早期の議決をお願いをするものでございます。御審議のほどよろしく願います。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、水道課長、お願いします。

水道課長、大井一弘君。

[水道課長 大井一弘君登壇]

○水道課長（大井一弘君） 水道課でございます。

水道課からは第24号議案 平成28年度吉田町水道事業会計予算について、別冊の平成28年度吉田町水道事業会計予算、参考資料ナンバー14の1、平成28年度吉田町水道事業会計予算附属書類、参考資料ナンバー14の2、平成28年度吉田町水道事業会計予算資料を用いて御説明申し上げます。

初めに、平成28年度吉田町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

別冊の平成28年度吉田町水道事業会計予算の1ページをごらんください。

予算第2条の業務の予定量でございますが、給水戸数は平成27年度の予定給水戸数をもとに、平成27年1月と平成28年1月の人口変化率を乗じて1万2,757戸、年間総配水量は平成27年度の実績に前年度変化率の平均を乗じて446万7,000立米、1日平均給水量は平成28年度の予定有収数量を年間日数で除して1万755立米、主要な建設改良事業費としては配水管布設がえ工事の事業費として2億850万1,000円をお認めいただくとするものであります。

次に、同じく第3条の収益的収入及び支出の予定額でございます。ここに記載してある金額は税込み金額でございます。

収入の第1款の水道事業収益につきましては5億8,277万2,000円、支出の第1款の水道事業費用につきましては5億4,048万1,000円にすることを認めいただくとするものであります。

次に、2ページをごらんください。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額でございます。ここに記載してある金額も税込み金額でございます。

収入の第1款の資本的収入につきましては2,363万8,000円、支出の第1款の資本的支出につきましては3億5,860万5,000円にすることを認めをいただくとするものであります。また、資本的収入金額から資本的支出金額を差し引いた不足金額は3億3,496万7,000円になります。この不足金額3億3,496万7,000円を減債積立金3,000万円、建設改良積立金7,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,526万2,000円、過年度分損益勘定留保資金1億7,176万9,000円、当年度分損益勘定留保資金4,796万3,000円で補填することを認めいただくとするものであります。

同じく、第5条の一時借入金の限度額を5,000万円にすることを認めいただくとするものであります。

次に、3ページをごらんください。

予算第6条の予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費8,353万3,000円、交際費1万円、第8条の棚卸資産購入限度額を568万7,000円にすることを認めいただくとするものであります。

以上が平成28年度吉田町水道事業会計予算の内容でございます。

続きまして、平成28年度吉田町水道事業会計予算附属書類について御説明申し上げます。

別冊の参考資料ナンバー14の1、平成28年度吉田町水道事業会計予算附属書類の目次をごらんください。

この目次の項目の中で税込み金額で記載してあるものは、平成28年度吉田町水道事業会計

予算実施計画、平成28年度吉田町水道事業会計予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、平成28年度吉田町水道事業会計予算執行計画であります。その他の項目については税抜き金額で記載してあります。

それでは、予算附属書類の1ページをごらんください。

これは、平成28年度吉田町水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。まず初めに、収入から御説明させていただきます。

水道事業収益は5億8,277万2,000円を予定しております。

その内訳としまして、営業収益の給水収益は水道料金の算出基礎がもととなる有収水量を393万6,590立米とし、その有収水量に税抜きの供給単価122.2円と消費税を乗じて算出し、5億1,953万5,000円を予定額とするものでございます。受託工事収益は消火栓の修繕などの修繕工事収益として12万9,000円を予定額とするものでございます。その他の営業収益は、材料検査及び設計審査などの手数料や消火栓維持管理料として173万3,000円を予定額とするものでございます。

次に、営業外収益の受取利息及び配当金は、減債積立金、建設改良積立金などの利息として13万6,000円を予定額とするものでございます。長期前受金戻入は、建設改良事業などの償却資産の取得、改良のために交付された補助金などを収益化するもので5,573万8,000円を予定額とするものでございます。雑収益は、下水道使用料、算定資料の提供に係る負担金、コピー代などとして550万1,000円を予定額とするものでございます。

次に、2ページをごらんください。

支出について御説明させていただきます。

水道事業費用は5億4,048万1,000円を予定しております。

この内訳として、営業費用の原水、浄水及び配水給水費はアセットマネジメント業務委託などの委託料や水道施設の修繕費、動力費などとして1億3,664万4,000円を予定額とするものでございます。受託工事費は、消火栓などの修繕費や材料費として160万円を予定額とするものでございます。業務費は、電算業務委託や検針業務委託の委託料、納入通知書などを郵送する通信運搬費などとして4,588万6,000円を予定額とするものでございます。総係費は、平成27年度分の水道料金不納欠損処分額の貸倒引当金繰入額などとして3,012万9,000円を予定額とするものでございます。減価償却費は、配水管などの構築物、量水器などの機械及び装置などとして2億2,779万5,000円を予定額とするものでございます。資産減耗費は、配水管の布設がえ工事による配水管除却費として998万6,000円を予定額とするものでございます。その他営業費用は公用車の車検に伴う重量税や代行料などとして9万3,000円を予定額とするものでございます。

次に、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費は、財務省及び地方公共団体金融機構からの借入金の利息などとして5,957万5,000円を予定額とするものでございます。繰延資産償却費は、管網図作成などの費用を毎年度均等に償却する費用として896万円を予定額とするものでございます。雑支出は、仕入れ行為ではできない仮払消費税として3万2,000円を予定額とするものでございます。消費税は、借受消費税から仮払消費税を差し引いた1,878万1,000円を予定額とするものでございます。予備費は1,000万円を予定額とするものでございます。

次に、3ページをごらんください。

これは平成28年度吉田町水道事業会計予算実施計画の資本的収入及び支出でございます。
まず初めに、収入について御説明させていただきます。

資本的収入は2,363万8,000円を予定しております。

その内訳として、企業債は、借入金を予定していないためゼロ円とするものでございます。他会計出資金は、新設消火栓2基分の設置費として130万円を予定額とするものでございます。その他資本的収入の工事負担金は、下水道関係や牧之原市建設課の関連工事に伴う補償費として1,385万円、加入分担金は13ミリ、20ミリなどの量水器執行に伴い給水申込者から徴収するものとして848万8,000円を予定額とするものでございます。

次に、4ページをごらんください。

支出について御説明させていただきます。

資本的支出は3億5,860万5,000円を予定しております。

その内訳として、建設改良の建設改良費は、委託料や工事請負費などとして2億850万1,000円、固定資産購入額は、新品の13ミリや20ミリなどの量水器を執行する費用として33万7,000円を予定額とするものでございます。企業債償還金は、財務省及び地方公共団体金融機構からの借入金の元金を償還する必要として1億4,976万7,000円を予定額とするものでございます。

次に、5ページ、6ページをごらんください。

これは平成28年度吉田町水道事業会計予定キャッシュフロー計算書でございます。

1の業務活動において2億4,034万9,000円の現金が増える予定であります。また、2の投資活動において1億7,506万3,000円、3の財務活動において1億4,856万3,000円の現金が減る予定であります。この結果、平成28年度は8,327万7,000円の現金が減り、平成28年度期末には現金が3億749万2,000円となる予定であります。

次に、22ページから26ページまでをごらんください。

これは平成28年度吉田町水道事業会計予定貸借対照表でございます。

初めに、23ページをごらんください。

2の流動資産の現金については、先ほどのキャッシュフロー計算書で御説明したように、3億749万2,000円となる予定であります。また、未収金については、現年度分の水道料金などとして1,997万2,000円となる予定であります。

次に、24ページをごらんください。

未払金については、平成28年度の消費税納入分として1,878万1,000円となる予定であります。

次に、26ページをごらんください。

当年度未処分利益剰余金については2億3,378万9,000円となる予定であります。

その内訳としましては、平成28年度当年度純利益3,162万9,000円、前年度繰越利益剰余金1億216万円、その他未処分利益剰余金返戻額1億円となる予定であります。

次に、27ページから36ページまでは、先ほど御説明しました収益的収入及び支出、あと資本的収入及び支出の詳細を記載させていただきました。

また、37ページから39ページまでは注記としまして、重要な会計方針などを記載させていただきましたので、御確認をいただきたいと思っております。

最後になりますが、平成28年度吉田町水道事業会計予算資料について御説明申し上げます。

別冊の参考資料ナンバー14の2、平成28年度吉田町水道事業会計予算資料をごらんください。

1ページから3ページまでは、当課が平成28年度に実施予定しております請負工事と業務委託を記載した、平成28年度執行予定事業一覧表でございます。

また、4ページ、5ページは予算執行計画書の比較、6ページは資本的支出補填財源の一覧表、7ページは予定繰延資産の償却明細、8ページ、9ページは当課が平成28年度に実施を予定しております請負工事の事業予定箇所図を記載させていただきましたので、御確認いただきたいと思います。

以上が第24号議案 平成28年度吉田町水道事業会計予算についての説明でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、議会事務局長、お願いします。

議会事務局長、仲田京司君。

〔議会事務局長 仲田京司君登壇〕

○議会事務局長（仲田京司君） 議会事務局でございます。

提出議案の19ページと20ページ、参考資料ナンバー6をあわせてごらんをいただきたいと思います。

第6号議案 吉田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

本議案は、吉田町監査委員に関する条例第9条に規定する決算、証書類、その他の書類の審査の結果に基づく意見について、審査に付された日から30日以内に通知するとしているものを60日以内と改正し、施行につきましては、平成28年4月1日からとする条例をお認めいただくものでございます。

監査委員の監査につきましては、平成27年4月から従来の吉田町監査基準を改め、吉田町監査基準として改めて定めて行ってきました。同条例に定める意見につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、町長から決算等の審査を付され、同条第4項の規定により、その審査の意見を監査委員の合議で決定をし、通知するものとしております。

この意見を通知するまでの現行の30日の期間には審査を費やす時間も含んでいるため、審査資料の数値等の確認と審査内容を整理する時間も限られてまいります。また、審査後の意見のまとめと委員間の合議の時間も限られてしまうことから、審査及び意見調整を行う全体の期間として通知までの期間を延ばし、60日以内と定め、施行期日につきましても平成28年4月1日とするものがございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 各担当課長からの説明が終わりました。

ただいま説明のありました第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案、第7号議案、第13号議案、第17号議案、第25号議案、第26号議案及び第27号議案の10議案については、この後、全員協議会で内容確認を行い、4日に審議を行います。

また、第18号議案、1議案については10日に質疑を行います。

第14号議案、第15号議案、第16号議案、第19号議案、第20号議案、第21号議案、第22号議案、第23号議案及び第24号議案の9議案については14日に質疑を行います。

その他の第5号議案、第6号議案、第8号議案、第9号議案、第10号議案、第11号議案、

第12号議案、第28号議案、第29号議案、第30号議案、第31号議案及び第32号議案の12議案については最終日に審議をしますので、よろしくお願ひします。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 動議を提出をいたします。

動議の題名は「河原崎昇司議員に対し辞職勧告を求める決議」でございます。

○議長（大塚邦子君） この動議に賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚邦子君） ただいま大石 巖君外7人から河原崎昇司議員に対し辞職勧告を求める決議が提出されました。

この動議は2人以上の賛成者がありますので成立いたしました。

ここで暫時休憩します。休憩中に議会運営委員会を開きますので、議会運営委員は第1会議室に御集合ください。再開は議会運営委員会が終了次第とし、再開時間をお知らせします。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 4時03分

○議長（大塚邦子君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

○議長（大塚邦子君） ここでお諮りします。

お手元に配付のとおり、河原崎昇司議員に対し辞職勧告を求める決議を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 追加日程第1、発議案第1号 河原崎昇司議員に対し辞職勧告を求める決議を議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定によって、12番、河原崎昇司君の退場を求めます。暫時休憩とします。

休憩 午後 4時04分

再開 午後 4時04分

○議長（大塚邦子君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は12名です。

提出者、大石 巖君の説明を求めます。

3番、大石 巖君。

〔3番 大石 巖君登壇〕

○3番（大石 巖君） 発議案第1号。

吉田町議会議長、大塚邦子様。

提出者、町議会議員、大石 巖。

賛同者、名前を読み上げます。

山口一博、山内 均、三輪正邦、杉本幸正、増田剛司、藤田和寿、八木 栄、各町議会議員の賛同をいただいております。

上記の議案を、別紙のとおり吉田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

それでは、決議案を読み上げまして提案をさせていただきます。

河原崎昇司議員に対し辞職勧告を求める決議。

平成28年1月18日に開催された新春交流会（主催 吉田町商工会・Yoshida異業種交流会）の閉会后、河原崎昇司議員が代行運転を頼んだにもかかわらず数十メートル飲酒運転をしたと、翌日開催の全員協議会の席上、藤田和寿議員並びに八木栄議員から指摘があった。

河原崎昇司議員は、この指摘に対して一旦は飲酒を認めるような発言をし、これに対して大塚邦子議長が厳しい指導を行った。

しかしながら20日開催の全員協議会では、「口を付ける程度の飲酒」と述べ、さらに2月10日の全員協議会では「ノンアルコールビールを飲んだ」と述べ、議会を混迷させた。

河原崎昇司議員が起こした今回の飲酒運転疑惑は、主催者である吉田町商工会及び吉田町異業種交流会の関係者の方々、並びに出席者の皆様に大変ご迷惑をおかけし、町民の皆様にも多大なご心配をおかけする事態となった。

このことは、選良として町民の模範となるべき議員の信頼が大きく揺らぐ事態であり、吉田町議会にとっても重大なことと受け止める。

折しも、悲惨な交通事故が起きないように全町挙げて交通安全に取り組んでいる最中に起きた議員の飲酒運転疑惑に、我々としても責任を痛感している。

2月10日開催の全員協議会において協議の結果、河原崎昇司議員に対しては、飲酒運転の疑惑及び議会を混乱させたことに対し、議会活動の謹慎及び議員活動の自粛を促すことを決定し通知した。

しかるに河原崎昇司議員は、こうした議会の意思を無視し続けている。

吉田町議会副議長の職に就く者の行為として誠に遺憾である。

社会通念としての規範及び町議会議員としての行為規範に著しく反する行為を看過できない。よって河原崎昇司議員に大して議員の辞職を求める。

以上決議する。

平成28年3月1日、吉田町議会。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○議長（大塚邦子君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 4番、遠藤です。

ただいま決議文を読んでいただいたわけですがけれども、議員辞職を勧告しなければならない問題点ですね、簡単にもう一度お願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

〔3番 大石 巖君登壇〕

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

これまで数回にわたりまして、全員協議会の中で全議員がこのことに対して、いろいろの意見を申し述べてきました。そして、2月15日の日に2月10日付の日付で大塚議長から、この決議文の中段までの文書を交付をいたし、本人の謹慎と自粛を求めてきました。こうしたことに対して、率直に河原崎議員が議会の意思を受けとめていただければ、そして、反省の態度を示していただければ本当に結構、それが議員としての態度だったと思います。しかるに、私たち議員のそうした総意を全く、もう無視し続ける。これは議員の資格が問われる問題だと私は思います。こうした問題について、きっちりとした対応、議会の意思を表明することが町民に対する責任ではないのかと思いますので、議員辞職を求める決議を提案させていただきます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 4番、遠藤です。

ただいまお伺いいたしました。町民に対する責任、それらのことを今お伺いしたわけですがけれども、先ほど議会を混迷させたというようなこともありましたけれども、確かに19日の日と20日の日の発言が翻ったということはありませんけれども、しかし、その飲酒をしたというふうな明らかな証がまだありません。そして、議会をそういうことで混乱させたということなんですけれども、私も考えるに、河原崎さんだけが議会を混乱させたのかというようなことが、私は一つ疑問に思うわけですね。

それから、飲酒運転の疑惑ということですがけれども、先ほど述べましたように19日と20日の日の発言が違うわけですがけれども、しかし、よくよく考えて本人は飲酒運転をしていないというふうに一貫して述べているわけです。さらに、このたび訴訟を起こしたというふうなことで、それがさらに本人の飲んでいないという強い意思が示されているというふうにして、私は思います。

よって、議員辞職を求めるというのは大変重い勧告になるわけです。そういうふうなことを考えますと、私としてはこのところでその重い決断をするというふうなことはためらうわけです、今、言ったように。さらに、もし、結果が出てないわけですので、事実誤認であれば決議も重大な誤りになるのではなかろうかというふうに考えます。

この点について、私は今、述べたような形で私の意見とさせていただきます。

○議長（大塚邦子君） 質疑なので、聞きますか。

○4番（遠藤孝子君） すみません。ということで、そのことについていかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

[3番 大石 巖君登壇]

○3番(大石 巖君) 3番、大石です。

これまで全員協議会の中でも、そうした経過についてはいろいろ議論してきましたし、そのことについて、この決議の中でも記載をさせていただきました。

私も1月18日の商工会の新春交流会の中で席に来賓としてお呼ばれをいたしまして、そして、河原崎議員に対して日本酒、熱かんをついでつがれてということをやってきましたので、私、あるいは私の近くにいた皆さんも同じようなことで飲む河原崎議員に対してお酒をついだという事実は、これは変わらないと、そういうふうに思いますし、警察からのそうした問い合わせについても、そういう状況についてはしっかり警察のほうにも説明をしてあります。

ですから、そうした飲んだ飲まない、あるいは本人が言った言わない、そうした問題ではなしに、そうした飲む席上で最初から飲まないなら、もう飲まない、あるいは飲んだら代行を頼む。そして、しっかりと飲酒運転をせずに帰宅をする。そのことは、もう社会通念上はつきりした問題ですので、そのことをまず議員としての立場からもしっかりと認識をしていただく、そういう視点が非常に欠落をしていたのではないかと私は思います。そうした点で、河原崎議員に対してはもっとその場で厳しい反省の態度を示していただきたかった、そういうふうに思います。議会としてのこうした議論をしていく中で、やはり議員の町民に対する責任の重さ、これを改めて自覚をしたわけですので、議会全員の意思表示として、こういうことが二度とあってはならない、また、事故がなかっただけでも幸い、そうした思いをしながら、この決議にぜひ御賛同いただきたいと思います。

以上です。

○議長(大塚邦子君) ほかに質疑ありませんか。

5番、蒔田昌代君。

○5番(蒔田昌代君) 5番、蒔田です。

警察の捜査も入っています。先日、民事訴訟を起こされました。その件に関して、まだ回答が出ていませんが、どうお考えになられますか。

○議長(大塚邦子君) 3番、大石 巖君。

[3番 大石 巖君登壇]

○3番(大石 巖君) 3番、大石です。

河原崎議員が警察に相談に行ったという話は聞いております。そして、警察からも関係者のところにいろいろ、どういうふうな事情だったのかということでも事情聴取、あるいは現地での検分もされたというように聞いています。しかし、それは河原崎議員のその飲酒運転のあったかどうか、警察のほうでの調べであって、私たち議会としては議員の立場から議会の中でしっかりこの問題を議論すべきでないのかなと思いますし、警察は警察での調べがあるだろうと、これは一緒にしないほうがいだろうと私は思いますし、また、民事裁判も提訴されているようですが、これについても議会としてはそのことにかかわりなしに議会人としての意思表示を皆さんでしていただく、このことがやはり大事じゃないかなと、そうした警察だ、裁判だということに、悪い言葉で言えば振り回されると、そういうことはないようにそれぞれの議員の立場としてしっかり意思表示をすべきでないのかなと私は思います。

以上です。

○議長(大塚邦子君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） これで質疑を終結します。

大石議員、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 4番、遠藤です。

反対討論を行います。

4番、遠藤孝子、私は発議案第1号 河原崎昇司議員に対し辞職勧告を求める決議案に反対討論をします。

本決議案には、河原崎議員に対し、辞職を求める明確な論拠がありません。発言を二転三転させ、議会を混迷させたことが辞職を求める論拠なのか、飲酒運転の疑惑及び議会を混乱させたことなのか、あるいは社会通念としての規範及び町議会議員としての行為規範に著しく反する行為を見過ごすことができない、そういうことなのかで辞職を求める論拠ははっきりしていません。今、申し上げても幾つか挙げたとおりでございます。

選挙で選ばれた議員の辞職を勧告するという事は重大なことでであると認識しております。ゆえに、それに値する相当な理由がなければ慎むべきではないかというふうに考えます。この議論の中で、本事件は河原崎議員御本人が飲酒運転はしていないと明言しております。さらには、飲酒運転をしたと発言した同僚議員も提訴するという行為に及ぶほど強く主張されています。しかしながら、飲酒運転したという証拠もないままに、明確な論拠もなく、河原崎議員に辞職勧告を決議することは私は同調できません。私は、議会としては司法の判断を待ち、冷静に議会の対応を決めるべきであるというふうに考えます。

以上、反対討論とします。

○議長（大塚邦子君） 反対討論が終わりました。

賛成討論ありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今の発議に関しまして賛成の討論をいたします。

私も交流会には参加しましたがけれども、その後、その次の18日、19日のときに全員協議会の中で河原崎議員の口から「1杯いただいた」と、そういう発言がありました。その次の20日、1日置きまして議長のほうから明日話をとということで、1月20日、話を、どんな話があるかお伝えしたわけですがけれども、その中に、そのときに「なめた程度」ということの発言になったわけですね。あとは2回重ねました。その中に、飲んでいないから、ノンアルコールで飲んだと、ノンアルコールしか飲んでいないと。それと、本当に何が正しかったのか、憶測にするに、代行を呼んだことに対して、何で、じゃ、代行を本当に呼ぶ必要があるんだ、なかったのか、あったのか。それと、一番不可解なのは、その後、何で警察へ行ったのか、その辺が非常にわからない部分がありました。

それも含めて、あと委員会の中で皆さんから、全員の一致の中で河原崎議員に対して謹慎と自粛の話は議長のほうから改めて手渡されたわけですがけれども、その後も同じように反省の色というんですか、それは見えなかったと。そして、しかも、2月12日に総務文教委員会があったんですけれども、そのときには、「議会の決議に拘束力はない」というわけでした。

そうすると、その言葉をもって、それがあいまいであるかということも含めまして、私はやはり議員としてしっかりとした態度をとっていく、それが欠けて、やはりお酒ですか、アルコールを口にした以上は、やはりそれなりの自分のしっかりした態度であり意思をあらわすべきであると、そう思っております。

以上が私の動議に賛成した理由でございます。賛成の立場として討論をいたします。

○議長（大塚邦子君） 賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか。

2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪美由紀です。

河原崎さんの本当の言動というのが二転三転しております。そして、私たちも初め、本当にそういう飲んだんなどということは思いましたけれども、それと私たちの議員の対処の仕方ですね。初めから、もう飲んだと決めつけて、もう逃げる、少しは余裕を持っていただいて、もう少し河原崎議員の事情を聞いてあげればよかったなどということも、今になって少しは考えておりますけれども、もう少し、本当に、もう司法のほうに行ったということでありますので、私はその司法のほうの結果を待って、結論を出したいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 賛成討論はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

私はこの決議に賛成する立場であります。

今、反対討論の方々が言われた中で、司法の場であるとか警察の判断であるとか、飲んだか飲まないかは、もう本人が飲んでないんだということで、飲んでないのではないか、そのような発言がございました。我々きょうに至るまで、4回、5回と全協の場で皆さんとこのことについて話をしてきましたよね。そうした中、皆さん議員全員が、この方はもう議員として認められないよね、皆さん、賛成しましたよね。なぜ今になって、そんなこと言うんですか。おかしいと思います。

さらに、もう飲んだ飲まないはいいんですよ。もう議員として、これまでやってこられて、もう6期目ですよ、河原崎議員。そうした中で、議会の中でやって、全協の中で議題としてやっていることを提訴する。これはもう議員じゃないですよ、自分から言わせると。もう既に、彼はもう議員の立場で物事を考えられていないのかなって考えております。ですから、もうぜひこの決議を皆さんで、全会一致で可決していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 反対討論はありませんか。

5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

先日、全員協議会が行われて、この決議の文の内容について話があったんですが、その中で、増田議員もおっしゃっていたんですが、きのうの全協の目的は何か、何を決めるのかとおっしゃっていて、その中で辞職勧告をするに当たっては、その議員としての辞職勧告なのか副議長としての辞職勧告なのかということをお話したい、話すべきではないかという話がありました。私はそれについて、まだ話し合いが、議会として話し合いがなされていないと思っております。なので、そのなれていない中で議員辞職だけというこの決議は受け入れられま

せんので、反対といたします。

○議長（大塚邦子君） 賛成討論ありませんか。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 私は賛成いたします。

なぜならば、たとえ少しでもお酒は口にはいけない。これは当たり前のことなんです。ですから、河原崎議員が、なめた、少しなめた程度だと、そんな認識では交通の安全を叫んでいる皆さんのために、私は申しわけないと思っております。議員としての立場があるならば、例えばお神酒であっても飲んだら車を運転しちゃいけない。これは私は当たり前のことだと、そのように私は思っております。ですから、おちょこでなめた程度、すすった程度、そんな程度の認識では私は困ると思います。ですから、私は河原崎議員のこのあいまいなところに対して、しっかりしたことをやっていただきたい。ですから、私は河原崎議員へのこの行為に対して賛成いたします。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 反対討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大塚邦子君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。起立しない方は反対とみなします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚邦子君） ありがとうございます。

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、12番、河原崎昇司君の入場を許可します。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 4時31分

再開 午後 4時32分

○議長（大塚邦子君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後 4時33分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大塚邦子君） 改めましておはようございます。

本日は定例会2日目でございます。

ただいまの出席議員は13名であります。これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第18号の詳細説明

○議長（大塚邦子君） それでは、議事に入ります。

日程第1、議案第18号 平成28年度吉田町一般会計予算についてを議題とします。

これから、第18議案について、項目ごとの詳細説明を行います。

初めに、歳入の1款から10款及び20款について説明願います。続けて、歳出の説明を順次願います。

なお、歳入の11款から19款までは、歳出の説明に合わせて願います。

説明は、一般会計歳入歳出予算事項別明細書により、項目順に各事業区分に沿って、わかりやすく簡潔に願います。一部順序が前後する場合がありますが、御了承願います。また、説明は自席で願います。

それでは、歳入の1款から10款まで及び20款について説明を求めます。

初めに、税務課長、願います。

税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

お手元の予算に関する説明書により、歳入1款町税について御説明申し上げます。

3ページから5ページをごらんいただきたいと思います。

町税全体では、50億9,714万4,000円、前年度対比1.8%の増でございます。

1項町民税でございますが、個人町民税につきましては、現年度課税分の所得税割額14億2,128万9,000円、前年度対比4,164万円の増でございます。増額の要因といたしましては、平成27年度の課税状況が、給与所得者、営業等所得者の納税義務者数所得が平成26年度より増加しており、雇用状況の改善と給与所得の増が見込まれると判断いたしまして、平成28年度については増額となっております。

均等割額は5,393万2,000円、前年度対比26万3,000円の増で、納税義務者の増加によるものでございます。

滞納繰り越し分につきましては、現年分の徴収強化により、過年度分として繰り越される

ものについて、困難な案件が多くなっておりますことから、500万円の減額をしております。

次に、法人町民税でございますが、現年課税分法人税割額3億8,995万円、前年度対比3,570万7,000円の増でございます。予定納税を含め、法人町民税申告見込み調査を行い、企業の状況判断は横ばいと判断いたしまして、平成27年度の課税状況に基づき予算計上いたしました。

均等割額は1億617万1,000円、前年度対比1,018万3,000円の増でございます。主な増額の要因といたしましては、法人数は前年より減少しているものの、資本金及び従業員数の増加により増額となっております。

次に、2項固定資産税でございます。固定資産税の現年分は、25億7,972万6,000円、前年度対比4,013万7,000円の減でございます。土地につきましては、7月1日の地価調査に対応いたしまして評価額の修正を行い、地目変更等を含め試算を行いまして、8億2,986万5,000円、前年度対比2,128万1,000円の減額でございます。

町内の地価につきましては、下げどまりの地域も見られるものの、町内の平均下落率は2.7%、最高下落率は9.1%となっております。家屋につきましては、平成27年度分の減失分の減、新築家屋分の増を見込み11億2,024万8,000円、前年度対比2,485万1,000円の増でございます。

償却資産につきましては、経年の下落率に、企業統計等から大幅な設備投資は見込めないと判断いたしまして、6億2,961万3,000円、前年度対比4,370万7,000円の減となっております。滞納繰り越し分につきましては、町民税と同様で300万円の減額をしております。

次に、4項たばこ税でございますが、現年課税分1億9,374万3,000円、前年度対比4,777万7,000円の増でございます。前年度の課税状況により見込み本数を算出し、また、たばこ税の税率が改正されたこともあり、増額となっております。

次に、3項軽自動車税でございますが、現年分7,317万1,000円、前年度対比362万円の増でございます。増額の主な要因は、平成28年度から税率が改正されたこと及び660cc未満の四輪軽自動車の台数が増加したことによるものでございます。

次に、5項都市計画税でございますが、2億3,656万5,000円、前年度対比138万6,000円の減でございます。減額の要因につきましては、固定資産税と同様でございます。

以上が1項町税についてでございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、総務グループ参事兼企画課長、お願いします。

総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 続きまして、企画課に関する歳入につきまして、予算に関する説明書に沿って御説明を申し上げます。

5ページから6ページをごらんいただきたいと思います。

2款地方贈与税でございますが、9,290万円計上させていただいております。これは、地方財政計画の伸び率を考慮いたしまして、1項地方揮発油譲与税を2,590万円、2項自動車重量譲与税を6,700万円計上するものでございます。

次に、3款利子割交付金でございますが、480万円を計上させていただいております。これは、個人県民税で集められました利子割の合計額を過去3年分の配分率で算定した額となりますことから、景気動向を勘案いたしまして、額を決定させていただいております。

また、4款配当割交付金でございますが、2,730万円を計上するものでございます。これ

は、県民税として特定配当等の額の5%課税いたしまして、収入された額から所要額を控除した100分の64.6相当額を各市町に交付されるという交付金となっております。

7ページと8ページとなりますが、5款株式等譲渡所得割交付金でございますが、2,550万円の計上となっております。県民税として一括徴収されるものでございますが、その徴収額の一部が市町村に配当されるというものでございます。

6款地方消費税交付金につきましては、5億8,620万円でございます。これは、県の地方消費税収入額の2分の1に相当する額が市町村に交付されるものでございます。交付額は、直近の国勢調査による各市町の人口と、経済センサス基礎調査による各市町の従業員数によって算出されることになっております。

なお、国勢調査があったわけでございますが、まだ速報値ということで、平成22年の国勢調査数字で把握しております。

また、この地方消費税交付金につきましては、引き上げ分を社会保障財源化分として、どれだけ予算化したかということを示すことになっておりまして、大変恐れ入りますが、参考資料番号13、平成28年度吉田町一般会計予算参考資料というのがございますが、この一般会計予算参考資料の19ページに、社会保障財源化分の地方消費税交付金の使途内訳ということで使途内訳を記載させていただいております。右下の合計のところ、合計額として2億2,733万円が社会保障財源化分ということで計上させていただいております。

続きまして、予算に関する説明書にお戻りいただきまして、8ページの7款自動車取得税交付金につきましては、2,640万円の計上でございます。これは、県の自動車取得税収入のうち、徴税経費を差し引いた額が交付されることになっております。市町への配分基準につきましては、道路の延長と面積となっております。

8款地方特例交付金につきましては、2,310万円の計上でございます。これは、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実績に伴う地方団体の減収を補填するための交付でございます。

9ページ、10ページになりますが、9款地方交付税につきましては、3億4,900万円の計上となっております。普通交付税につきましては2億4,900万円、このほか、特別交付税につきましては、前年度と同額となる1億円を計上させていただいております。

10款交通安全対策特別交付金につきましては、440万円でございます。これは、道路交通法第128条第1項の規定により納付されます反則金に係る収入見込み額から事務費相当額を控除した額が都道府県及び市町村に交付されるという性格の交付金でございます。

続きまして、ページが飛びますが、34ページをごらんいただきたいと思います。

34ページから20款町債となっておりますが、町債につきましては、7億4,760万円を計上するものでございます。1項1目総務費につきましては、1,070万円を計上するものでございますが、これは庁舎内の非常用発電機整備事業に係る起債でございます。

次に、2目農林水産業債につきましては、7,230万円の計上となります。水産基盤整備事業に710万円、水産物供給基盤機能保全事業に360万円、漁港環境整備事業に6,160万円をそれぞれ計上する内容となっております。

35ページをごらんください。

3目土木債でございますが、2億1,050万円の計上となっております。これは、町内道路舗装修繕事業や高島9号線整備事業に充てるための起債といたしまして1億2,500万円、大

幡川改修事業に充てるための起債として2,700万円、そして、西の宮雨水幹線整備事業に充てるための起債として5,850万円を予定するものでございます。

次に、4目消防債でございますが、3,870万円の計上となっております。これは、同報無線デジタル化整備事業に充てる起債でございます。

次に、5目教育債でございますが、1,540万円の計上でございます。これは、学習ホールにおける非常用発電機整備事業に640万円、総合体育館における改修事業に900万円の起債を計上するものでございます。

最後の6目臨時財政対策債でございますが、これは、国の地方交付税の財源不足分について、国と地方との折半ルールに基づいて借り入れを行う制度のもとで、町が地方債を発行するものでございます。制度の性格から、この起債につきましては全額一般財源となりますが、平成28年度の当町の臨時財政対策債の発行可能額を4億円と推計いたしまして、今回計上させていただきます。

以上が歳入の2款から10款及び20款に関する概要の説明でございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 歳入の説明が終わりました。

これから歳出に入ります。

歳出の1款議会費、2款総務費の1項までの説明を求めます。

初めに、議会事務局長、お願いします。

議会事務局長、仲田京司君。

○議会事務局長（仲田京司君） 議会事務局でございます。

予算に関する説明書の36ページから38ページをごらんいただきたいと思います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費になります。財源は全て一般財源でございます。

36ページから37ページでございます。

2の事業、議会運営費は6,858万9,000円でございます。議員報酬、議員期末手当、議員共済費が主な内容となっております。昨年度と比べまして、議員期末手当が条例改正により増額、それから、議員共済費の給付負担率が下がったことによりまして減額してございます。それから、議会の改選も終わりましたので、必要とする事業費が減額となっております。

次に、37ページから38ページ、3の事業、議会調査活動費であります。466万3,000円でございます。この事業費は、主に議員に係る研修、常任委員会等の活動費を計上しております。昨年度と比べまして、こちらにつきましても、議員の改選が終わりましたので、事業費が減額となっております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、総務課長、お願いします。

総務課長、矢澤智英君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

2款総務費の1項総務管理費につきまして、平成28年度吉田町一般会計予算に関する説明書の事項別明細書により御説明申し上げます。

なお、各款項目の1の事業、職員人件費につきましては、後ほど総括的な人件費として御説明申し上げますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、説明書の39ページから41ページ、2の事業、一般行政事務費をごらんいただき

たいと存じます。

予算額は4,214万1,000円で、財源内訳は、一般財源のほか、県支出金でございます。行政事務の円滑かつ適正な執行を行うとともに、他の部署に属さない事務を全庁的に執行するもので、経常的経費が主なものでございます。

なお、平成28年度に特筆すべき事項といたしましては、平成28年度から、行政不服審査法の施行に伴い、新たに吉田町行政不服審査会を設置する予定でありますことから、1節報償費に行政不服審査会委員報酬として3万5,000円を計上しております。

また、現在、静岡県弁護士会主催により、毎月第3金曜日に無料法律相談を開催しておりますが、当弁護士会から他市町と同様に有償にしてもらいたいとの依頼がございまして、協議した結果、平成28年度からは、これまでの月1回の開催から毎月2回、第1・第3水曜日に開催することを前提に、本年度から19節負担金及び交付金に、無料法律相談負担金として12万円を計上しております。このことによりまして、当町では、社会福祉協議会の心配ごと相談とあわせて、毎週水曜日、無料の弁護士相談が開催されることとなります。

次に、説明書41ページの3の事業、吉田町表彰費でございます。予算額は52万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。町の各分野における業績顕著な方、または行政に貢献してくれた方を表彰し、町政のさらなる発展に寄与することを目的としたものでございます。

次に、説明書41ページ、4の事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金総務管理費でございます。予算額は3,182万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合の事務費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。この負担金は、一般管理費としての人件費が主なものでございます。

次に、説明書42ページの5の事業、日曜開庁事務費でございます。予算額は421万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。住民の多様化する生活環境に対応するため、日曜日に役場庁舎を開庁し、町民生活に関連の深い諸証明交付事務を中心とした業務を日曜日に実施し、住民サービスの向上に努めるもので、日曜開庁を円滑に実施するため、行政サポーター4人分の賃金が主なものとなるものでございます。

次に、説明書42ページ、43ページの2款1項2目文書広報費、2の事業の広報事業費をござらんいただきたいと存じます。

予算額は911万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。行政のさまざまな情報を積極的に町民に提供するため、広報紙の発行やFM島田における放送番組制作委託料が主なものでございます。

次に、説明書44ページ、45ページの2款1項5目財産管理費、2の事業、庁舎管理費をござらんいただきたいと存じます。

予算額は9,277万5,000円で、財源は国庫支出金及び一般財源でございます。役場庁舎及び周辺の附属施設等の快適な公共施設空間の確保を図るための維持管理を行うもので、庁舎管理に必要な施設点検業務、電話料などの役務費に加え、庁舎の清掃業務、警備保障業務の委託料など、庁舎管理に係る経常的経費が主なものでございます。

なお、平成28年度に特筆すべき事項といたしまして、環境省のモデル事業であります省CO₂加速化基盤整備事業の関係で、庁舎内の照明をLED化及び空調設備の改良工事が終了しましたことから、LED照明の借上料として14節に機器借上料79万7,000円を、空調設備借上料として684万3,000円をそれぞれ計上しておりますが、この借上料は環境省モデル事業

となりますので、今年度の機器借上料の全額、全て国庫支出金が交付されるものでございます。

また、非常用電源設備の老朽化に伴いまして、蓄電池システムの更新、停電時に安定した電力を供給するための整流器の更新を行うため、施設整備工事費としまして1,079万円を計上しております。そのほか、庁舎の防水改修工事として残ってございました庁舎ロビーの天井部分の防水改修工事を実施するため、750万円を計上しております。

次に、説明書46ページ、47ページの3の事業、公有財産管理費でございます。予算額は4,298万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。公共施設及び町有地の適正な管理を図ることを目的に、総務課が管理しております公共施設の修繕を初め、町が所有する公共施設の損害保険料、普通財産など町有地の草刈りなどの管理業務費や、わかば保育園やあやめ保育園等の公共施設の土地借上料など、経常的な経費が主なものでございます。

なお、平成28年度に特筆すべき事項といたしまして、P C B処分について、静岡県内の市町については、平成28年7月に収集運搬処理委託契約を締結することがようやく決定いたしましたので、当該P C Bの処分、運搬に関する経費としまして1,055万9,000円を計上しております。また、国からの要請に基づき、平成28年度中に当町の公共施設等の総合管理計画を策定するため、業務委託料としまして495万円を計上しております。

次に、説明書47ページの4の事業の公用車管理費でございます。予算額は268万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。公用車の適切な維持管理を図るため、総務課の管理車両であります9台分の修繕、車検等の維持管理費と、公用車リース料が主なものでございます。

次に、説明書47ページ、48ページの5の事業、契約管理費でございます。予算額は197万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。町が行う契約管理事務の円滑かつ適正な執行を図るため、発注工事に係る材料検査の旅費を初め、担当職員が発注予定事業の設計積算事務を進める上で、資料として徴取する見積書や図面等の作成費用が主なものとなっております。

次に、説明書53ページ、54ページの2款1項7目自治振興費、2の事業、自治振興費をごらんください。

予算額は1,834万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。自治振興費でございますが、自発的・積極的にコミュニティ活動を行っていただき、自治意識の高揚を図ることを目的に、地域の自治組織であります各自治会の正副自治会長、町内会長、隣組長の活動に対しまして定額の補助金を交付するとともに、円滑なコミュニティ活動が図れるよう、自治会連合会に対しまして、研修費やスポーツ大会等の補助金が主なものでございます。

次に、説明書53ページの3の事業、自治会運営費でございます。予算額は422万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。自発的・積極的にコミュニティ活動を行っていただき、自治意識の高揚と地域の特性が活かされた自治会活動に資するため、各自治会の基礎数値となる世帯数に定額の補助額を乗じて得た額を運営補助金として各自治会に交付するものでございます。

なお、平成28年度に特筆すべき事項といたしましては、これまでの各自治会の基礎数値となる世帯数には外国人世帯は入っておりませんでした。自治会等と協議を行った中で、今年度から外国人世帯を含む基礎数値としております。多文化共生による地域コミュニティの醸成が期待できるものでございます。

次に、説明書53ページ、54ページの4の事業、地域施設管理費でございます。予算額は265万円で、財源は全て一般財源でございます。自発的・積極的にコミュニティ活動を行っていただき、自治意識の高揚を図ることを目的に、各自治会が所有するコミュニティ施設や、町が管理委託している地域コミュニティ施設などのコミュニティ活動の拠点施設に対して、管理運営に係る補助金を交付するものでございます。

次に、説明書54ページの5の事業、町内会運営費でございます。予算額は380万円で、財源は全て一般財源でございます。各自治会の下部組織となります町内会の活動に対しまして、1町内会当たり20万円の補助金を交付し、円滑な町内会の運営に資するものでございます。

次に、説明書54ページの6の事業、町内会活動費でございます。予算額は820万9,000円で、財源は一般財源のほか、利子及び配当金収入でございます。各町内会活動の活性化を図るため、交通安全、防災会、社会福祉、環境美化、青少年育成の5つの分野につきまして、コミュニティ活動費補助金をそれぞれ4自治会に交付し、自発的・積極的なコミュニティ活動の推進と自治意識の高揚を図ろうとするものでございます。

次に、説明書54ページ、55ページの2款1項8目防犯対策費、2の事業の防犯対策推進費のうち、13節委託料及び14節の防犯灯機器借上料をごらんいただきたいと存じます。

各自治会に管理委託しております防犯灯につきましては、13節防犯灯整備委託料として、新規設置及び移設整備に関しまして200万円、14節の防犯灯機器借上料として、環境省LED化補助対象の1,801基分の機器借上料として590万2,000円をそれぞれ計上しております。財源は全て一般財源でございます。

次に、説明書57ページの2款1項10目人事管理費、2の事業の職員福利厚生費をごらんいただきたいと存じます。

予算額は369万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。職員の福利厚生費は、職員の健康管理に資するため、定期的に職員の健康診断を実施するほか、産業医の委託料が主な支出でございます。

次に、説明書57ページ、58ページの3の事業、臨時職員対策事業費でございます。予算額は5,493万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。多様化する行政需要に対応するため、臨時職員を含めた効率的な行政執務体制を整備するとともに、緊急時に臨時職員を雇い、事業の執行に支障が生じる不測の事態に対応するため、臨時職員の雇用に必要な人件費に係る経費が主なものでございます。

なお、平成28年度に特筆すべき事項といたしましては、全体にかかわってきますが、臨時職員の処遇改善を図るため、静岡県の最低賃金の引き上げ額を参考に、一般事務の臨時職員等の時間給の単価を20円引き上げを平成28年度から行うことで計上しております。

次に、説明書58ページの4の事業、職員研修事業費でございます。予算額は600万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。自立した職員を育成することを目的に、職員が研修に参加するために必要な経費が主なものでございます。

次に、説明書58ページ、59ページの5の事業、人事管理費でございます。予算額は1,313万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。必要な人材を確保しながら、定員管理を適正に実施していくため、職員採用に係る経費を初め、適正な人事管理を行うための給与・人事システム委託料、県からの技術派遣職員の人件費に係る負担金などの経費が主なものでございます。

次に、説明書60ページの2款1項11目事務改善対策費、3の事業の情報公開制度推進費をごらんいただきたいと存じます。

予算額は327万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。町政の透明性の向上及び公平性を確保するため、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示請求に係る事務に必要な経費を初め、例規集の電算化サポート処理、文書目録管理システムの委託料などの経費が主なものでございます。

なお、平成28年度に特筆すべき事項といたしましては、昨年度再リースしておりました文書管理システムのバージョンアップによる更新のため、システム料が増額となっております。

次に、1款から10款までの各項目の1の事業、職員人件費でございます。

説明書の208ページから210ページの4、給与費明細書をごらんいただきたいと存じます。

1款から10款までの各項目の1の事業に計上しております職員人件費につきましては、この4の給与費明細書に総計を掲載しておりますので、こちらで御説明させていただきます。

まず、208ページでございますが、1、特別職の表の長等の欄をごらんいただきたいと存じます。

町長及び副町長の2名分の給与費及び共済費でございます。前年度より期末手当が増加しておりますが、これは、本定例会で議案上程しております期末手当の率の改正が増加要因でございます。

続きまして、一般職職員の関係ですが、209ページ及び210ページをごらんいただきたいと存じます。

一般職の関係ですが、職員数は、前年度に比べ8名増員の221名分の人件費を計上しております。給与と職員手当であります給与費は、全体で12億4,809万1,000円で、共済費は2億2,624万5,000円でございます。

なお、ここで言います一般職の職員には、職員のほか教育長、再任用職員等全て含むものですが、育児休業により平成28年度中に復帰予定をされていない職員は除いております。

なお、職員手当の詳細につきましては、(1)の総括の下段に職員手当の内訳がございます。給料及び職員手当の増減額の要因につきましては、210ページの(2)給料及び職員手当の増減額の明細に記載しておりますとおりでございますが、平成28年度当初につきましては、平成27年度の人事院勧告を踏まえ、今議会に議案上程しております給与改定を含めておりますので、その分が増加要因の主なものとなっております。

なお、211ページ以降は、給与や職員手当等についての現状を示す数値資料となっております。このため、この数値と平成28年度当初予算額との相関関係はありませんので、御承知おきくださるようお願いいたします。

以上が、2款1項の総務管理費及び各款項目に係る1の事業であります人件費の説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、総務グループ参事兼企画課長、お願いします。

総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

企画課に關します歳出の御説明をさせていただきます。

まず、2款1項1目の6の事業になりますが、42ページをごらんいただきたいと思っております。

6の事業、行財政構造改革推進事業費でございますが、予算額は6万7,000円となっております。

ります。財源は全て一般財源でございます。

次に、43ページをごらんいただきたいと思いますが、43ページの3目財政管理費でございますが、予算額につきましては189万7,000円で、財源は全て一般財源となっております。予算の編成、執行管理を行うための経費となっております。

次の48ページから49ページに移らせていただきますが、48ページから49ページにかけましての6目企画費の2の事業でございますが、企画調査費でございます。予算額につきましては391万6,000円で、財源は全て一般財源となっております。平成28年度は、第4次吉田町総合計画の総括を行うための住民意向調査を予定しておりますことから、中でも委託料が主な計上額となっております。

続きまして、49ページとなりますが、49ページの3の事業、国際交流推進費でございますけれども、予算額は181万円で、財源は全て一般財源となっております。国際交流協会への補助金が主な計上となっております。

次の4の事業、地域交流費でございますが、予算額は487万1,000円でございますが、財源は一般財源のほか、諸収入に計上しておりますが、静岡県市町村振興協会からの地域づくり推進事業助成金300万円を計上させていただいております。福岡県八女市との交流に伴う事業費や、地域活性化大規模イベント事業補助金などが主な内容となっております。

続きまして、50ページとなりますが、5の事業、男女共同参画推進費でございますが、予算額は501万2,000円でございます。財源は全て一般財源となっております。平成28年度は、男女共同参画プランを策定いたしますことから、委託料にその経費を計上させていただいております。

続きまして、6の事業の国土利用計画事業費でございますが、予算額は3,000円となっております。これは、平成27年度に第3次国土利用計画の策定が終了いたしましたことから、旅費の計上のみとなっております。

次の7の事業、生活交通確保対策費につきましては、予算額22万1,000円でございます。地域公共交通会議を設置するための報償費を、平成28年度には計上させていただいております。

8の事業、住民参画推進事業費でございますが、予算額は1万3,000円でございます。そして、51ページの9の事業、ユニバーサルデザイン推進費でございますが、これは予算額5,000円。この両事業とも、旅費の計上のみとなっております。財源は全て一般財源となっております。

次の10の事業、コミュニティ施設整備事業費でございますが、予算額200万5,000円でございますが、財源は一般財源のほかに、諸収入に計上しておりますが、静岡県市町村振興協会からのコミュニティ施設改修事業助成金100万円が計上されております。

続きまして、11の事業、大井川流域スマイルネット事業費でございますが、予算額は376万1,000円で、財源は全て一般財源となります。これは、コミュニティFMを活用した町の情報発信事業費でございますが、株式会社FM島田に対する放送番組制作と、中継局設備の保守の委託料を計上しているものでございます。

51ページから52ページにかけての12の事業、大井川流域交流費でございますが、予算額は65万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。大井川流域における連携事業を行うための負担金を計上しております。

次の13の事業、吉田町総合計画策定事業費につきましては、予算額212万7,000円でございます。財源は一般財源となっております。これは、平成27年度に策定いたしました第5次吉田町総合計画の印刷製本費、それから、総合計画の普及促進を図るための事業費を計上させていただきます。

次に、14の事業、内陸フロンティア推進事業費でございますが、予算額6万9,000円となっております。これは、内陸フロンティアを進める事業の調整などを行うための事務費を計上したものでございます。

52ページから53ページの15の事業、シティプロモーション事業費でございますが、予算額は3,715万6,000円となっております。これは、28年度から新たに計上する事業費となっておりますが、平成28年度から、ふるさと納税制度を活用した町のプロモート事業を展開するため、その事業の中で取り扱う町の特産品の購入費や事務委託料などを計上するとともに、中部5市2町で連携して行う移住・定住促進事業に係る経費のほか、平成28年度早々での設立を目指している一般社団法人吉田町まちづくり公社への負担金が経費の主な内容となっております。

次に、59ページをごらんいただきたいと思います。

11目事務改善対策費の2の事業、情報化推進費でございますが、予算額3,627万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。これは、総合行政情報システム（L GWAN）住基ネットに係る管理運営経費のほか、社会保障・税番号制度に係るシステム改修経費や、地方公共団体情報システム機構への負担金が主な計上となっております。

次に、61ページの冒頭にあります4の事業、ホームページ運営事業費につきましては、予算額118万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。リニューアルしてスタートいたしますホームページの管理運営経費を計上させていただきます。

次に、12目空港対策費でございますが、予算額112万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。空港対策協議会や島田市、牧之原市などと連携した空港対策や、利活用促進事業の調整を進めるための経費を計上させていただきます。

以上が当課に関します2款1項の事業内容でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、会計管理者兼会計課長、お願いします。

会計管理者兼会計課長、増田惣一君。

○会計管理者兼会計課長（増田惣一君） 会計課でございます。

会計課関係の予算につきまして御説明いたします。

予算に関する説明書44ページをお開きください。

2款1項4目会計管理費の2の事業、出納管理事務費でございます。計上額185万8,000円で、昨年度に比較しまして3,000円の増額、率にしまして0.16%の増額であります。財源は全て一般財源で、内容は会計事務を行うための事務管理費で、全て経常経費でございます。予算額の増の3,000円の増の要因でございますが、この後御説明します需用費の印刷製本費が、見積書を徴取した結果、3,000円増額となったものでございます。

それでは、各節で御説明いたします。

9節旅費でございます。こちらは5,000円でございます。内容は、資金運用等説明会などの出張のための普通旅費でございます。

11節需用費でございます。こちらは50万8,000円の計上でございます。会計事務に必要な消耗品、あるいは追録代、それと印刷製本費などでございます。

12節役務費は、108万5,000円でございます。主なものとしましては、指定金融機関の窓口派出手数料、こちらが108万円でございます。

13節委託料でございます。26万円の計上でございます。こちらは、備品管理業務の電算委託料でございます。

以上が会計課当初予算の説明でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 次に、2款総務費、2項から6項、12款公債費、13款諸支出金及び14款予備費の説明を求めます。

初めに、税務課長、申し上げます。

税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

2款総務費、2項徴税費につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の61ページから63ページ、1目税務総務費、2の事業、税務総務費をごらんいただきたいと思っております。

予算額は、3,315万9,000円でございます。財源は一般財源のほか、県支出金でございます。税務事務の効率化を図るため、臨時職員の雇用、各種協議会への負担金、過年度分徴税還付金が主なものでございます。

次に、説明書63ページから64ページ、2の事業、賦課徴収費をごらんいただきたいと思っております。

予算額は4,995万3,000円で、財源は一般財源でございます。課税の適正化、収納率向上を図るため、税務相談員の顧問料、電算システム委託料、固定資産課税基礎作成委託料、滞納整理機構負担金が主なものでございます。

以上が2項徴税費でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、町民課長、申し上げます。

町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 町民課でございます。

2款総務費では、3項1目、2事業の戸籍・住民基本台帳費につきまして御説明申し上げます。

予算に関する説明書の65ページから66ページをごらんください。

2事業の戸籍・住民基本台帳事務費は、3,415万1,000円でございます。財源は一般財源のほか、国庫支出金、県支出金でございます。戸籍や住基等に関する届け出の受理や住民票等の証明書の交付などを行っており、主な支出は、戸籍や住民ネットワークシステム等の委託料、外国語通訳や旅券事務に係る臨時職員の賃金、協議会等への負担金などでございます。

社会保障・税番号制度、いわゆる個人番号制度は、住民票を有する全ての人に12桁の番号が付番されるもので、平成27年10月から通知カードが送付され、平成28年1月からは申請により個人番号カードが交付されております。町民課では、この制度の施行に伴い、平成28年度分の住基システム等の改修委託料や、カード裏面印字プリントシステム借上料、そして、通知カード作成、個人番号カード製造・発行などを担う地方公共団体情報システム機構に対する個人番号カード交付事業費交付金などの予算を計上いたしております。

なお、この交付金は、個人番号カード交付事業費として、国から同額が交付されます。平成27年度に比べ減額となっておりますのは、個人番号制度に係るシステム改修の委託料や、個人番号交付事業費の減額によるものでございます。

以上で町民課からの説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、総務課長、お願いします。

総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

2款選挙費、4項の選挙費と、13款1項普通財産管理費につきまして御説明申し上げます。説明書67ページの2の事業、選挙管理費をごらんいただきたいと存じます。

予算額は70万円で、財源は全て一般財源でございます。選挙の適正な執行に資するため、公職選挙法に基づく定期的な選挙管理委員会の開催の経費及び適正な選挙人名簿の管理に資する電算処理委託料などの経費が主なものでございます。

次に、68ページの2目明るい選挙推進費、2の事業、明るい選挙推進費でございます。予算額は11万円で、財源は全て一般財源でございます。選挙に対する意識を向上させるとともに、きれいな選挙が行われるよう選挙啓発を行うため、小・中学校の児童・生徒を対象としたポスターコンクールへの参加賞、副賞代などのほか、新成人及び18歳になる高校生への選挙啓発物品の経費が主なものでございます。

次に、説明書68ページ、69ページの3目参議院議員選挙費、2の事業、参議院議員選挙費でございます。予算額は947万1,000円で、財源は全て県支出金でございます。平成28年7月に予定されております参議院議員選挙の執行経費でございます。公正かつ迅速な選挙事務を執行するため、選挙管理委員、投開票管理者の報酬を初め、選挙事務従事者の職員手当、選挙事務に係る消耗品、入場券の郵送代などの通信運搬費、選挙人名簿の電算処理委託料などの経費が主なものでございます。

次に、説明書69ページの4目静岡海区漁業調整委員会委員選挙費、2の事業の静岡海区漁業調整委員会委員選挙費でございます。予算額は11万4,000円で、財源は全て県支出金でございます。平成28年8月に執行予定の静岡海区漁業調整委員会委員選挙の執行経費でございます。公正かつ迅速な選挙事務を執行するため、選挙管理委員、投開票管理者の報酬を初め、旅費、選挙事務に係る消耗品などの経費が主なものでございます。

続きまして、説明書205ページの13款1項1目、2の事業、普通財産取得費をごらんいただきたいと存じます。

予算額は2,000円で、財源は一般財源でございます。土地購入費、補償費、それぞれ1,000円の頭出しでございます。

以上が、総務課からの2款4項選挙費及び13款1項普通財産取得費の説明でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、総務グループ参事兼企画課長、お願いします。

総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

まず、70ページの5項統計調査費、1目統計調査総務費から御説明させていただきます。説明書71ページをごらんいただきたいと思っております。

1目の2事業でございますけれども、統計一般事務費でございます。予算額は23万4,000円でございます。財源は一般財源のほか、県支出金に計上いたしました統計調査費委託金4万6,000円を財源として計上させていただいております。これは、経常的な統計事務に係る経費を計上させていただいております。

続きまして、2目諸統計調査費でございますけれども、予算額は134万6,000円でございます。財源は全て県支出金となっております。統計調査費委託金の県費が財源となります。平成28年度は経済センサス活動調査が実施されますことから、この統計調査の調査員報酬などが主な計上の内容となっております。

続きまして、204ページをごらんいただきたいと思います。

204ページ、12款公債費になりますが、公債費の1項1目の2事業、公債費の元金でございます。予算額は8億2,733万9,000円でございます。財源は全て一般財源でございます。204ページから205ページにまたがっていますが、2目利子の2事業、公債費利子でございますが、1億1,734万6,000円でございます。これも、財源は全て一般財源ということになっております。

なお、それぞれ説明欄に掲げてございます元金、それから利子の償還先ということになってまいります。

それから、3目公債費諸費でございますが、1,000円の計上ということで、例年と同じ額となっております。

続きまして、13款諸支出金でございますが、この中の206ページになりますが、2項基金費、1目基金費の積立金でございます。まず、2の事業に掲げてございます財政調整基金費でございますが、予算額として47万7,000円の積み立てを予定しております。

続きまして、3の事業に掲げてございますが、減債基金費につきましては、予算額8,000円となっております。

次に、4の事業、環境保全基金費でございますが、予算額2,000円となっております。

続きまして、207ページになりますが、5の事業として掲げております小・中学校建設基金費につきましては、予算額4万8,000円の積み立てという予定でございます。

6の事業、教育振興基金費につきましては、予算額84万4,000円となっております。それぞれの計上額を合計いたしますと、137万9,000円となっております。財源といたしましては、財産収入に計上いたしました基金利子でございますが、6の事業の教育振興基金費につきましては、基金利子のほか、諸収入に計上いたしました高等学校等奨学金返還金82万8,000円を財源としております。

次に、最後となりますが、14款予備費でございますが、昨年同様2,000万円を計上させていただいております。

以上が2款、12款、13款、14款の企画課関係の内容でございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、議会事務局長、お願いします。

議会事務局長、仲田京司君。

○議会事務局長（仲田京司君） 議会事務局でございます。

予算に関する説明書ですが、戻って72ページをごらんいただきたいと思います。

2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費でございます。財源は全て一般財源でござ

います。予算額は127万9,000円でございます。この事業費は、監査委員の定期監査、例月出納検査、研修会などに係る人件費が主なものでございます。昨年度と比べましては、新たに改正・整備した監査委員監査基準により行う指定管理団体、行政監査等の監査日数が増えることから、監査委員報酬を増額しております。

また、監査委員の職印が古くなっておりますので更新することとし、備品購入費を増額しております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 次に、3款民生費の説明を求めます。

初めに、社会福祉課長、お願いします。

社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 社会福祉課でございます。

社会福祉課に係る歳出の説明をさせていただきます。

予算に係る説明書の73ページをごらんください。

3款1項1目、2事業の福祉総務費の予算額は49万5,000円で、財源内訳としましては全てが一般財源です。社会福祉業務に係る消耗品や自動車修繕等の経常的な経費が主となっています。28年度は、3年に一度の福祉有償運送運営協議会の開催の年ですので、その報酬を計上し、また、昨年までこの予算に計上してあったDV等に係る宿泊扶助費は、児童福祉の予算に移管をしております。

3事業の民生・児童委員活動費は637万7,000円で、財源内訳としましては、県支出金と一般財源です。民生・児童委員の活動費に係る負担金が主なものです。

75ページ、4事業の戦没者追悼事業費は62万9,000円で、財源内訳としましては、全てが一般財源です。10月に挙行しております戦没者追悼式に係る記念品と委託料が主なものです。

5事業の社会福祉協議会補助金は3,114万2,000円で、財源内訳としましては、全てが一般財源です。事務局人件費ほか、相談事業、民生・児童委員活動費、福祉団体に対する補助金です。

次に、7事業の臨時福祉給付金給付事業費ですが、28年は、この臨時福祉給付金と名のつく給付が合計3種類ありますので、補足をさせていただきます。

まず、消費税率が5%から8%に改正されたときに、その負担を軽減する目的で措置され、26年、27年と実施されてきた低所得者に対する臨時福祉給付金は、28年度予算ではこの7事業に当たります。事業費は1,834万9,000円で、財源内訳としましては、全てが国庫支出金です。こちら、1人当たりの給付額は、6,000円から3,000円に引き下げられています。

次に、今回から年金生活者等支援臨時福祉給付金が設けられました。これには2種類ありまして、一つは名前からイメージされる高齢者の年金生活者に対するもので、国の予算立てが27年度補正予算であることと、27年度中に準備を進める必要があることから、町の予算も27年度補正予算に計上しまして、昨日説明させていただいたところです。

もう一つが、年金生活者の中でも障害年金や遺族年金を受給されている方の低所得者に対するもので、こちらは国の予算立てが28年度予算であることから、町も28年度予算として、76ページの8事業、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費として計上しております。

27年補正と28年当初に同じ名前の給付金事業が計上されておりますが、今申し上げたように、対象とする方、国の予算立て、それぞれ異なるという事情がございますので、御承知お

きを願います。予算は900万円で、財源は全て国庫支出金です。こちらも給付額は1人当たり3万円で、変わりはありません。

次に、9事業の地域福祉計画策定事業費は221万4,000円で、29年度が本計画の策定の年に当たっているため、前年の28年度においてアンケート調査を実施するものです。財源は全て一般財源です。

82ページの5目、2事業の心身障害者福祉費は271万3,000円で、財源内訳としましては、国庫支出金、県支出金、諸収入、一般財源です。身体・知的・精神の3障害者の相談員の報酬と、心身障害者扶養共済に係る給付金が主なものです。予算が前年より減少しているのは、マイナンバーに係るシステム改修委託料が前年より低額となっているためです。

83ページ、3事業の心身障害者厚生援護費は4,891万4,000円で、財源内訳としましては、県支出金と一般財源です。身体障害者、知的障害者のうち重度障害者に対する医療費、移送費、日常消耗品の給付等であります。

4事業の心身障害者施設等負担金は1,696万円で、財源内訳としましては、全てが一般財源です。駿遠学園とつくしの家に対する負担金であり、利用実績等から算定され、請求される負担金が減少していることから、前年比減となっています。

84ページ、5事業の心身障害者自立支援事業費は4億1,088万7,000円で、財源内訳としましては、国庫支出金、県支出金、一般財源です。身体・知的障害者・障害児の自立と社会参加を促進するためのもので、扶助費の増加の主な要因には、放課後等デイサービスや児童発達支援に係るデイサービス等給付費の伸びがあります。

85ページの6事業の障害者自立支援施設管理事業費は404万4,000円で、財源内訳としましては、全てが一般財源です。障害者自立支援施設あつまりーナに係る指定管理委託料が主なもので、28年度は利用者の安全を図るフェンス設置工事を計画しているため、前年比増額の予算となっています。

7事業の地域生活支援事業費は3,357万4,000円で、財源内訳としましては、国庫支出金、県支出金、諸収入、一般財源です。訪問入浴サービス、相談支援事業、日中一時支援事業等の委託及び日常生活用具の給付等の障害者が生活を営むための事業です。

86ページの6目人権地域改善費のうち、2事業の人権地域改善費は34万円で、財源内訳としましては、国庫支出金と一般財源です。人権啓発活動を推進するための啓発経費であります。

3事業の神戸西会館運営費は649万8,000円で、財源内訳としましては、使用料及び手数料、県支出金、諸収入、一般財源です。神戸西会館の運営費で、平成28年度は、玄関自動ドア及びエアコンの修繕などを計画したことが前年比増の要因となっています。また、27年度に引き続き、28年度も館内のトイレ改修工事を予定しています。

次に、90ページをごらんください。

2項1目、2事業の児童福祉費は421万円で、財源内訳としましては、国庫支出金と一般財源です。28年度に立ち上げを目指すファミリー・サポート・センターに係る費用を計上したため、前年比増となっております。

なお、ファミリー・サポート・センターの拠点は子育て支援センターを予定しており、この予算で雇用する職員は、後で述べる子育て支援センターでの事業ともかかわりを持たせることとしております。

91ページ、3事業の児童虐待防止事業費は295万5,000円で、財源内訳としましては、国庫支出金、県支出金と一般財源です。家庭相談員の賃金等、児童虐待等要保護児童の相談、指導等に係る費用であります。

なお、DVは児童虐待と関連しているケースが多いことから、28年度からは、社会福祉総務費からこの予算に移管しております。

4事業のひとり親家庭対策事業費は603万6,000円で、財源内訳としましては、県支出金と一般財源です。20歳未満の児童を扶養している母子家庭、父子家庭等に対する医療費の助成が主なもので、このほか、ひとり親家庭にランドセル等の購入費の一部を補助するひとり親家庭就学支援事業費も計上しております。

92ページ、5事業、こども発達支援事業費は2,271万4,000円で、財源内訳としましては、使用料及び手数料、諸収入と一般財源です。こども発達支援事業所も開設から2年を経過して、施設の認知度が増し、利用者が増えてきていることから、指導員の増員に係る賃金等の費用が増えています。

93ページの2目、2事業の児童手当費は5億6,670万円で、財源内訳としましては、国庫支出金、県支出金、一般財源です。児童手当は、ゼロ歳から中学校修了前までの児童の保護者に支給するものです。対象児童数の減少が見込まれることから、前年比減の予算となっています。

94ページの3目、2事業の保育園管理費は1億4,726万4,000円で、財源内訳としましては、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、一般財源です。

8節報償費の増額は、これまで年長の5歳児に対して実施してきた教育支援事業のうち、鉛筆教室など一部を、年中の4歳児に対しても年度の後半から実施しようとするものです。

19節には、認定こども園への施設型給付費や、そこでの時間外保育に係る経費を地域子ども子育て支援事業費として計上しています。牧之原市で、28年4月に幼稚園から認定こども園に移行する施設があることから、施設型給付費が増額となっており、予算増の要因となっています。

また、歳出予算にはあられませんが、28年度から、年収360万円未満の家庭の第3子は保育料を無料とする国の施策により、吉田町でも同様の扱いとなります。

96ページ以降には、四つの保育園それぞれを運営するための事業として、96ページ、3事業に、さくら保育園運営費1,720万2,000円、97ページ、4事業、すみれ保育園運営費2,360万6,000円、98ページ、5事業、さゆり保育園運営費1,950万3,000円、100ページ、6事業、わかば保育園運営費2,083万円で、財源内訳としましては、分担金及び負担金、諸収入、一般財源であり、予算費はいずれの園も前年とほぼ同額です。

101ページ、7事業のあやめ保育園管理費は637万2,000円で、26年度に解体・撤去したあやめ保育園の用地につき、土地所有者へ土地を借用前の原状、つまり畑に復旧して返還するために必要な工事費と測量調査委託料です。財源は全て一般財源です。

4目、2事業の児童館運営費は834万3,000円で、財源内訳としましては、諸収入と一般財源です。児童館において各種事業をするための経費であります。

103ページの3事業、放課後児童健全育成事業費は4,626万3,000円で、財源内訳としましては、国庫支出金、県支出金、諸収入と一般財源です。子供たちに適切な遊びと生活の場所として提供する放課後児童クラブの運営費で、支援員の賃金等が主なものです。

なお、歳出予算額にはあられません、吉田町独自の多子世帯への経済的負担の軽減策として、28年度から、放課後児童クラブでは第3子の利用料を無料とする予定です。

104ページの4事業の地域子育て支援拠点事業費は685万4,000円で、財源内訳としましては、国庫支出金、県支出金、諸収入と一般財源です。子育て支援センターに係る運営費で、子育ての不安感を緩和し、保護者の交流の場としてセンターを提供しています。指導員は現在の2人から3人に増員を予定し、ファミリー・サポート・センターの予算で雇用する職員もここに配置して、支援センター指導員と相互に協力させる形で体制強化を図り、事業を展開してまいります。

子育ての悩み等に関する相談は、指導員の誰もが応じられる体制をとることで、26年度から配置しておりました子育て相談員は発展的に解消することといたしました。賃金等の違いから、予算比較の上では前年比減となっておりますが、体制は強化されます。

5事業の子ども会育成会連合会助成事業費は40万円で、財源内訳としましては、諸収入と一般財源です。地域における児童の健全育成を推進する子ども会育成連合会への助成費です。

105ページ、5目、2事業の児童厚生施設整備費は35万5,000円で、財源内訳としましては、全てが一般財源です。町内にある児童遊園の管理費です。

3項1目、2事業の生活保護費は20万3,000円で、財源内訳としましては、県支出金、一般財源です。行旅人に対する隣市へのバス代の支援です。

4項1目、2事業、災害救助費は頭出しの3,000円であります。

以上で社会福祉課からの説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きます、町民課長、お願いします。

町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 町民課でございます。

3款民生費では、2事業につきまして御説明申し上げます。

予算に関する説明書の77ページをごらんください。

3款1項2目、2事業、国民年金事務費でございます。予算額は90万円で、財源は全額国庫支出金でございます。国民年金の資格の得喪、種別変更等に係る事務費で、主な支出としましては、電算処理委託料や複写機借上料等でございますが、平成28年度は社会保障・税番号制度に係る連携システムの改修委託料を計上いたしております。

次に、78ページをごらんください。

3目国民健康保険費、2事業の国民健康保険事業繰出金でございます。予算額は1億5,297万1,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金、県支出金でございます。これは、一般会計から国民健康保険事業特別会計への繰出金でございます。

保険基盤安定繰出金は、低所得者に対する保険税軽減分を補填する保険税軽減分と、軽減世帯に属する一般被保険者数に応じて保険税を補填する保険者支援分となり、保険税軽減分の対象の拡大、保険者支援分の財政支援の拡大に伴い増額となっております。

このほか、職員給与費等繰出金は、一般管理費等事務費のうち対象となる経費、出産育児一時金繰入金は出産育児一時金の3分の2相当分、財政安定化支援事業繰出金は保険財政の健全化と国税負担の平準化に資するための繰り出し、いずれも基準内の繰り出しでございます。

保健事業繰出金は、県の健康増進事業費補助金の対象となった特定健康審査の検査項目に対する繰り出しでございます。

以上が町民課からの説明でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、高齢者支援課長、お願いします。

高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 高齢者支援課でございます。

3款民生費のうち、高齢者支援課が関係する1項1目の6の事業、福祉介護手当支給事業費、4目老人福祉費、7目介護保険費につきまして、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

説明書の75ページをごらんください。

3款1項1目の6の事業、福祉介護手当支給事業費でございます。予算額は282万円で、財源は、一般財源のほかに財産収入でございます。在宅で寝たきりの高齢者や重度の心身障害者の介護者に対して支給する福祉介護手当でございます。

次に、78、79ページをごらんいただきたいと思っております。

4目老人福祉費でございます。2の事業、老人福祉対策費をごらんください。

予算額は159万3,000円で、財源は一般財源でございます。ここでは、経常経費に加えて、高齢者移動支援事業、特殊寝台など日常生活用具貸与事業、紙おむつなどの費用を助成する在宅支援生活品助成事業など、高齢者の在宅生活を支援するための事業費を計上しております。

次に、3の事業、敬老事業費でございます。予算額は373万7,000円で、財源は一般財源でございます。高齢者を敬い、長寿をお祝いするために、100歳を迎えられた方へのお祝い金、米寿を迎えられた方へのお祝いのお写真、喜寿及び80歳以上の方を対象にいたしました敬老記念品の贈呈を行っております。

次に、80ページをごらんください。

4の事業、社会福祉施設管理事業費でございます。予算額は6,298万8,000円で、財源は、一般財源のほかに使用料、県支出金、諸収入でございます。当課が所管する各施設の指定管理料や健康福祉センターの設備管理料、牧之原市にあります相寿園の組合負担金が主な支出でございます。

23節県補助金と返還金は、県の施設整備に関する補助金の返還金で、北区で事業を行っておりますアサヒサンクリーンの事業所移転に伴う県補助金の返還金でございます。

次に、81ページをごらんください。

5の事業、老人保護措置費でございます。予算額は637万9,000円で、財源は、一般財源のほかに負担金でございます。現在、お二人の方が措置入所をされております。

次に、6の事業、高齢者社会参加推進事業費でございます。予算額は1,004万5,000円で、財源は、一般財源のほかに県支出金でございます。さわやかクラブやシルバー人材センターへの運営費補助で、高齢者の社会活動を支援しております。

次に、7の事業、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業費でございます。予算額は259万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。3年に一度策定いたします高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の次期計画、30年度からの計画策定のための意向調査の業務委託料でございます。

次に、82ページをごらんください。

8の事業、高齢者見守り体制整備事業費でございます。予算額は56万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。高齢者の見守りネットワーク体制を構築するとともに、関係機関による連絡会を開催し、地域で見守ることの大切さを理解していただいております。

次に、9の事業、ひとり暮らし高齢者等対策事業費でございます。予算額は137万1,000円で、財源は、一般財源のほかに諸収入でございます。緊急通報システムや配食サービスなど、ひとり暮らし高齢者の安心・安全を守るため、事業を実施しております。

次に、88ページ、89ページをごらんください。

7目介護保険費でございます。2の事業、介護保険事業会計繰出金をごらんください。

予算額は2億8,631万7,000円で、財源は、一般財源のほかに国・県支出金でございます。平成28年度の介護保険事業の介護給付費、地域支援事業費、事務費の法定負担割合繰出金と、低所得者の保険料に対する軽減分繰出金でございます。

次に、3の事業、低所得者利用者負担額軽減措置事業費でございます。予算額は35万1,000円で、財源は、一般財源のほかに県支出金でございます。社会福祉法人等が、低所得で生計が困難な利用者に対して介護保険サービスの利用負担額の軽減を行った場合に、法人に対して補助を行うものでございます。

以上、高齢者支援課関係につきまして御説明を申し上げました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） ここで暫時休憩とします。

〔「議長、11番、八木ですけれども、発言を求めます」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 休憩時間に改めて、携帯電話を持っている方はちゃんと置いてくるようにお願いします。周りで着信が鳴って少し気になりますので、よろしくお願いします。

○議長（大塚邦子君） それでは、そのようにお願いします。

再開は10時40分とします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時37分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、4款衛生費の説明を求めます。

初めに、健康づくり課長、お願いします。

健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 健康づくり課でございます。

健康づくり課が所管する4款衛生費、1項保健衛生費から、説明書により御説明いたします。

それでは、107ページをお願いします。

1目保健衛生総務費の2の事業、保健衛生管理費をごらんください。

予算額は910万5,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金でございます。健康づくり

課の総務経費と保健センターの管理費で、平成27年度に健康増進計画、食育推進計画策定が終了いたしましたので、策定委託料分が減額となっております。

次に、109ページでございます。

3の事業、救急医療対策事業費でございます。予算額は730万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。志太榛原地域の市町が連携し、地域の救急医療体制を整えるための事業でございます。平成28年度は、志太榛原地域救急医療センターの運営費負担金について、救急医療センター運営費の繰り越し額の減額により、全ての関係市町の負担額が増額となります。

続きまして、4の事業、榛原病院負担金をごらんください。

予算額は3億8,296万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。町民に安定した医療を提供するため、榛原総合病院の運営に必要な負担金を支出します。平成28年度の吉田町の負担割合は32.455%でございます。

次に、6の事業、災害時医療救護対策事業費でございます。予算額は62万9,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金及び諸収入でございます。災害時医療救護対策事業は、災害時の医療救護体制の整備を目的に事業を進めており、平成28年度も引き続き、必要物品の購入を行うとともに、研修会を開催いたします。

次に、110ページ、7の事業、地域医療対策事業費でございます。予算は8万1,000円で、財源は一般財源でございます。核家族化や高齢化の進行により変化する地域が必要とする医療体制を構築していくための会議、研修等事業費を計上しております。

次に、2目予防費、2の事業、感染症予防費でございます。予算額は9,192万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。伝染のおそれのある疾病の発生と蔓延を予防するため、予防接種を行い、また、感染症及び予防接種について正しい知識の普及などを行います。

平成28年度は、体制が整ったことから、ジフテリア、破傷風、百日ぜき、不活化ポリオの4種類の4種混合予防接種を集団接種から個別接種へ移行することとしていることから、8節報償費、11節需用費の医薬材料費が減額、13節委託料の予防接種委託料が増額となっております。

また、新たに、妊娠を希望する20歳以上40歳未満の既婚女性を対象に、麻疹、水痘、おたふく風邪の抗体検査及び予防接種費の助成を行う妊娠前麻疹等感染予防助成金事業を開始するための予算100万円を計上しております。

次に、説明書115ページから116ページ、5目、2の事業、母子保健衛生費でございます。予算額は2億255万6,000円で、財源は一般財源のほか、国・県の支出金及び諸収入でございます。母子保健衛生費の事業は、不妊の支援から始まり、妊婦・産婦・乳幼児の健診、相談等の事業、こども医療費などの助成事業を実施しております。

平成28年度は、新規事業といたしまして、平成26年度繰り越し予算で実施中の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型事業の妊娠・出産母子保健支援体制強化事業のうち、7カ月児の健康相談事業、妊産婦の健康相談、支援体制強化事業を継続して実施することとしております。

また、特定不妊治療費と男性不妊治療費の助成額をより充実するとともに、昨年の榛原総合病院の分娩休止を受けて、町外の施設で分娩する妊産婦の交通費を助成する出産等支援交通費を810万円計上しております。

次に、説明書117ページ、5目、3の事業、妊娠・出産包括支援事業費でございます。予算額は470万5,000円で、財源は一般財源のほか、国・県の支出金でございます。この事業は新規の事業でございます。妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を行うための国庫補助事業、母子保健型子育て支援包括支援センターの設置と、それに関連する事業でございます。保健師と助産師が母子保健サービスの個別コーディネートを行うものでございます。

また、リフレッシュママ事業を産後ケア事業として継続実施するとともに、産前・産後に助産師やヘルパーなどを派遣する産前・産後サポート委託料286万2,000円を計上しております。

次に、6目、2の事業、健康づくり事業費でございます。予算は192万7,000円で、財源は一般財源のほか、諸収入でございます。健康づくり事業費の事業は、運動習慣の定着を図ることを目的とする若返り貯筋塾などの開催、地域の健康づくりのリーダーを育成する保健協力員活動事業、町の健康づくりの推進を図る住民歯科会議及び健康づくり推進協議会の開催などでございます。

平成28年度は、地域ぐるみで健康づくりへの取り組みを推進するため、若返り貯筋塾事業を地区公民館を会場に開催するほか、27年度に開催いたしましたウオーキングイベント等の継続開催も計画しております。

次に、説明書118ページ、6目、3の事業、ダンス健康づくり事業費でございます。予算額は400万円で、財源は一般財源でございます。吉田町オリジナルダンスを用いて健康づくりを推進するダンス推進会の事業に対して、実績に基づき補助金を交付します。ダンス推進会も発足3年目に入ります。

次に、4の事業、健康体操運営費でございます。予算額は429万7,000円で、財源は一般財源のほか、諸収入でございます。総合体育館を会場として、年間を通じて各種健康体操教室を実施することにより、運動不足の解消や体力低下の防止を図り、運動習慣の定着を目指す事業でございます。

続きまして、5の事業、食育推進事業費でございます。予算は61万7,000円で、財源は一般財源のほか、諸収入でございます。食育連絡推進会の開催、食育に関する講座等の実施、健康づくり食生活推進協議会に対する補助金、町ぐるみで食育推進を図るための事業でございます。27年度に見直し策定いたしました食育推進計画に沿って事業を展開するとともに、食育推進連絡会の中で進捗管理をまいります。

次に、説明書120ページ、8目、2の事業、健康増進事業費でございます。予算は3,034万2,000円で、財源は一般財源のほか、国・県支出金でございます。各種がん検診、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診などの成人の検診事業、健康相談、検診事後の個別指導と集団指導、禁煙推進事業などを実施いたします。

28年度は、平成27年度に中間評価、策定いたしました健康増進計画に基づき、生活習慣病対策を重点に、公民館単位で行う地区健康度アップ事業や重症化予防事業を実施してまいります。

また、平成28年1月の国のがん検診指針改正に合わせまして、平成28年度からマンモグラフィ検査と医師の診察のセット検診で行いました乳がん検診を、マンモグラフィの検査のみの検診に変更となります。これにより、さらに受けやすい体制となる予定でございます。

以上、健康づくり課所管事業の当初予算の説明でございます。御審議のほど、よろしくお

願いたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 町民課でございます。

町民課から、4事業、衛生費では、11事業につきまして御説明申し上げます。

予算に関する説明書の109ページをごらんください。

4款1項1目、5事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金、火葬場費でございます。予算額は1,353万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合火葬場の運営費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。火葬業務の委託料や、例年実施しております火葬炉補修工事などに係る負担金でございます。

次に、111ページをごらんください。

3目、2事業の環境衛生推進事業費でございます。予算額は502万5,000円で、財源は一般財源のほか、使用料及び手数料、県支出金でございます。死亡猫等の回収や狂犬病予防注射等の犬猫を初めとする動物保護に係る経費が主なものとなっております。

主な支出といたしましては、犬猫等死体収集運搬委託料や、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金などがございます。飼い主のいない猫の繁殖制限をし、不幸な猫を減らすとともに、猫による被害を減らすための不妊去勢手術費補助金につきましては、平成27年度は補正予算で増額をお願いいたしましたが、平成28年度は、当初予算で不妊・去勢、それぞれ100件を実施する計画で予算計上させていただいております。

次に、112ページをごらんください。

3事業のごみ減量・リサイクル推進事業費でございます。予算額は863万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。分別収集や排出抑制をし、減量化、リサイクル率の向上を図るものですが、主な支出は、生ごみ処理機設置費補助金などがございます。

平成28年度は、シルバー人材センターに、剪定枝等をチップ化し堆肥化するための委託料を計上しておりまして、増額となっております。

次に、113ページをごらんください。

5事業の地球温暖化防止対策事業費でございます。予算額は200万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの利用を促進し、環境保全を図るため、太陽光発電システムを設置する方に、その経費の一部として1件2万円、太陽光発電等で作られた電力を安定的かつ効率的に利用するために蓄電池を設置する方に1件10万円の補助金を交付するもので、蓄電池システム補助の増加に対応して増額となっております。

次に、6事業の環境教育推進事業費でございます。予算額は21万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。地域の環境を守るための意識を高揚させるもので、環境学習教室に係る経費とエコチャレンジKIDS事業に係る予算を計上しております。

平成28年度に実施するエコチャレンジKIDS事業につきましては、子供たちがエコリーダーとなり、学校や家庭で地球温暖化防止に取り組むプログラムでございますが、町内小学校で実施する予定でございます。

次に、7事業の環境保全費でございます。予算額は2,585万7,000円で、財源は全て一般財

源でございます。公園や河川等公共用地の除草や低木の剪定、害虫駆除、不法投棄の回収等の作業に係る経費でございます。

平成28年度は、公共用地の草刈りや、都市建設課で計上しておりました由比川等の河川や公園などの管理業務をあわせて樹木管理業務委託料として、シルバー人材センターに委託するための予算を計上いたしております。このほか、臨時職員賃金や燃料費などの需用費、車両の借上料、備品購入費などの経費を計上いたしております。

次に、115ページをごらんください。

8事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金、し尿処理費でございます。予算額は9,073万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合し尿処理施設の運営費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。この負担金は、施設運転管理委託料や修繕費などの施設の管理に係る経費が主なものでございます。

次に、9事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金、ごみ処理費でございます。予算額は4億4,658万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合ごみ処理施設の運営費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。この負担金は、施設整備修繕料や施設運転管理委託料、ごみ収集業務委託料などの経費のほか、平成27、28年度で実施しておりますリサイクルセンター旧焼却施設撤去等の事業に係る経費の負担金でございます。

次に、4目、2事業の公害対策費でございます。予算額は729万8,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金でございます。主な支出は、通年で実施しております環境調査及び分析調査委託料や、大井川地域地下水利用対策協議会負担金などでございます。

次に、119ページをごらんください。

7目老人保健事業費、2事業の老人保健事業事務費でございます。予算額は274万8,000円で、全て一般財源でございます。これは、平成27年度に収入となりました過誤等による医療機関からの診療報酬返還金に対し、国・県社会保険診療報酬支払基金への返還金が主な支出でございます。

次に、3事業の後期高齢者医療事業事務費でございます。予算額は2億6,040万7,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金、県支出金、諸収入でございます。この事業は、後期高齢者医療事業に係るもので、主な支出は、後期高齢者の方に人間ドックの費用の一部を補助するための人間ドック委託料や、特定健康診査等委託料、また、後期高齢者医療広域連合の負担金では、事務費負担金と後期高齢者の医療給付費市町村負担見込み額の12分の1を市町が負担する療養給付費負担金、後期高齢者医療特別会計への保険基盤安定繰出金などでございます。このほか、社会保障・税番号制度に係る連携システム改修委託料を計上いたしております。

以上で町民課からの説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、下水道課長、お願いします。

下水道課長、大石剛久君。

○下水道課長（大石剛久君） 下水道課でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費につきまして、予算書に関する説明書により御説明を申し上げ

げます。

説明書の113ページ、3目環境衛生費の4の事業、生活排水改善対策事業費をごらんください。

予算額は3,288万円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金、県支出金でございます。合併処理浄化槽の設置を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的としまして執行するもので、主な支出としましては、浄化槽設置費補助金でございます。

以上、下水道課の説明でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 次に、5款労働費、6款農林水産業費及び7款商工費の説明を求めます。

産業課長、お願いします。

産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 産業課でございます。

産業課から、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費につきまして、一般会計予算に関する説明書により御説明いたします。

説明書の122ページをお開きください。

5款1項1目の2の事業、雇用対策費であります。予算額は31万8,000円で、全額一般財源であります。職業訓練校への補助金が主なものとなっております。

同じく、122ページ、3の事業、労働福祉費であります。予算額は255万2,000円で、全額一般財源となっております。勤労者の福利厚生への支援として、榛南地区労働者福祉協議会と榛南地区勤労者共済会へ、それぞれ補助金を支出するものであります。

5款労働費は以上であります。

続きまして、6款農林水産業費であります。

説明書124ページとなります。

6款1項1目の2の事業、農業委員会運営費であります。予算額は353万6,000円で、財源としましては、一般財源のほか、県支出金及び諸収入であります。農業委員会の所掌事務を進めるための運営費であります。主な支出としましては、農業委員会委員報酬と県農業会議等の各関係団体への負担金となります。農業委員会総会は、毎月1回の合計12回を予定しております。

また、2ヘクタール以下の農地転用許可申請につきましては、権限移譲事務により町が許可権者となる関係で、現在の標準処理期間が約2カ月となっておりますが、4月からは速やかな事務執行となるため、処理期間が短縮され、受け付けから総会の開催、そして許可に至るまでを約1カ月間で行うこととなりますので、混乱が起きないように、農業委員など関係者に周知をしているところであります。

説明書の125ページとなります。

3の事業、農業者年金事務費であります。予算額は15万3,000円で、財源は全額諸収入となります。この事業は、農業者年金基金からの受託事業で、事務に伴う需用費が主なものとなります。

説明書の、同じく126ページをお願いします。

2目、2の事業、農業総務費であります。予算額は98万3,000円で、全額一般財源となります。農業共済組合事業負担金等の各関係団体への負担金と公用車関係経費が主なものとな

ります。

説明書の、同じく126ページから127ページになります。

3目、2の事業、農業振興費であります。予算額は989万8,000円でございます。財源としましては、一般財源のほか、県支出金となります。意欲的な農業経営と地域農業の振興に寄与することを目的とした農業経営振興会と部農会組織への活動補助金のほか、県費10分の10の補助事業であります経営体育成支援事業を計上しております。この事業は、地域の担い手が融資を受けて、農業用機械・施設を導入する際に補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援いたします。

説明書の、同じく127ページから128ページとなります。

3の事業、担い手育成総合対策事業費であります。予算額は388万2,000円で、一般財源のほか、県支出金と使用料及び手数料が財源となります。農用地の有効利用及び利用権の集積を通じて担い手の育成を図るため、農地利用集積奨励補助金と10分の10県支出金であります青年就農給付金の計上が主なものとなっております。

青年就農給付金につきましては、平成26年度の1名と、28年度に新規に1名の計2名を予定しております。また、土づくりや化学肥料、農薬の使用低減を一体的に行うことを、県知事の認定を受けたエコファーマー導入計画を提出することで補助金を受けることができます。平成28年度から、新たに1経営体が申請することになっております。

説明書の128ページとなります。

4の事業、農業経営所得安定対策推進事業費であります。予算額は12万4,000円で、財源としましては全額国庫支出金であります。自給率の向上と農業経営の安定を図ることを目的に事業実施しております。主な支出は、水田台帳システム保守委託料と需用費及び旅費の計上であります。

説明書の、同じく128ページとなります。

5の事業、耕作放棄地対策事業費であります。予算額は20万円で、全額一般財源であります。耕作放棄地の解消のため、小規模農家への取り組みとして、国の採択条件以外でも補助の対象とすべく、新たに町独自の補助制度を設けることで、昨年より倍の予算としまして解消に努めております。

説明書の128ページから129ページになります。

4目、2の事業の畜産業費であります。予算額は11万1,000円で、全額一般財源となります。負担金、補助金が主なものとなっております。

説明書の130ページになります。

5目、4の事業の土地改良事業費であります。予算額は2,205万4,000円で、全額一般財源となります。大井川土地改良区負担金が主なものであります。国営第1期事業元利償還金、国営農業用水路多面的機能保全事業費負担金、それから組合の賦課助成金であります。

説明書の、同じく130ページになります。

2項1目、2の事業の松くい虫防除事業費であります。予算額は412万4,000円でございます。財源は全額一般財源となっております。例年同様、地上散布防除、予防剤注入防除、被害木伐倒駆除事業を実施しまして、松枯れの蔓延防止を図るものであります。

説明書の、同じく131ページになります。

3の事業、保安林等保護環境整備事業費であります。予算額は399万2,000円で、財源内訳

としましては、一般財源のほかに、県支出金、使用料及び手数料であります。例年同様、保安林等の環境維持事業としまして、除草や支障木の伐採、大幡川の桜並木の保護として薬剤散布を実施いたします。

説明書の131ページから132ページになります。

3項1目、2の事業、水産振興費であります。予算額は352万8,000円で、全額一般財源となります。事業内容でありますけれども、水産業の振興や活性化を目的とした負担金、補助金が主なものとなります。

続きまして、説明書の、同じく132ページとなります。

3の事業、地域栽培推進事業費であります。予算額は49万9,000円で、財源は全額一般財源となります。事業の内容としましては、負担金が主なものでございます。榛南地域における漁場の環境整備や漁業資源を確保する活動を実施し、豊かな漁場を取り戻す事業としまして、ヒラメ、マダイの稚魚放流や、藻場の保全のための植食性魚類の駆除を行っております。

説明書の133ページから134ページになります。

2目、2の事業、漁港管理費であります。予算額は1,240万円で、全額一般財源となります。吉田漁港の維持管理費であります。漁港管理会の開催、公用車の維持管理と陸閘、水門、津波防災ステーションの保守点検業務が主なものになります。駐車場の管理業務委託料は、海岸事業者のため、駐車場出入り口の開閉管理を委託するものでございます。修繕料につきましては、大幡川水門のドアの修繕を計上しております。また、その他の事業としまして、県漁港漁場協会負担金、パソコン等の使用料及び賃借料でございます。

説明書の、同じく134ページになります。

3の事業、水産基盤整備事業費であります。予算額は3,400万円でございます。財源内訳でありますけれども、一般財源のほか、県支出金、町債、分担金及び負担金であります。事業内容は、漁港改修として継続の航路護岸改修工事、延長75メートルを予定しております。

説明書の、同じく134ページになります。

4の事業、小規模局部改良事業費であります。予算額は1,200万円でございます。財源内訳は、一般財源のほかに県支出金と分担金及び負担金となります。漁業従事者や漁業利用者が安全で安心して漁港を利用できるように安全施設設置工事としまして、防舷材、係船柱の取りかえ工事を行います。

説明書の、同じく134ページになります。

5の事業、津波・高潮危機管理対策事業費であります。予算額は3,078万円でございます。財源内訳であります。全額一般財源となります。こちらのほうは、予想されます東海沖地震や東海・東南海地震等による津波から、漁港後背地に居住します地域住民の生命・財産の安全・安心を確保するため、胸壁や陸閘、水門等の海岸保全施設の津波対策を実施するもので、平成28年度は、海岸保全施設の安定照査と胸壁の基本設計業務委託を計上しております。

説明書の135ページになります。

6の事業、水産物供給基盤機能保全事業費であります。予算額は1,500万円でございます。財源内訳は、一般財源のほか、県支出金、町債、分担金及び負担金となります。大幡川導流堤は矢板構造物でありますけれども、鋼矢板が腐食し、場所によっては朽ちている箇所があるため、早急に手当てをする必要があり、水産物供給基盤機能保全事業において改修するものであります。

平成28年度は、導流堤の実施設計と早期完成を目指し、一部工事のほうに着手します。説明書の、同じく135ページになります。

7の事業、漁港施設機能強化事業費であります。予算額は1,600万円でございます。財源内訳であります。一般財源のほか、県支出金となります。近い将来に発生が確実視されております東海・東南海地震など、地震・津波対策を早期に進めまして、漁港後背地の住民の生命や財産を守るために、東・西・内防波堤の基本設計及び主要陸揚げ岸壁の機能診断業務を実施いたします。

説明書の、同じく135ページになります。

8の事業、漁港環境整備事業費であります。予算額は2億7,400万円でございます。財源内訳は、一般財源のほか、県支出金、町債となります。吉田漁港における地震・津波対策としては、早期に進め、防波堤の粘り強い構造化を実施し、既存の胸壁などと組み合わせた多重防御により防災・減災を図る計画であります。当該事業により整備する漁港の東側においては、既存用地にL2津波高以上の盛り土をし、上部を多目的広場として活用するものであります。事業内容は、水産業振興や新たなにぎわいの場の創出とともに、防災機能をあわせ持つ多目的広場を整備するための護岸詳細設計業務と盛り土工事を計上しております。

6款農林水産業費は以上であります。

続きまして、7款商工費であります。

説明書の136ページから137ページをお願いします。

7款1項1目、2の事業の消費生活費であります。予算額は104万1,000円で、財源内訳としましては、一般財源のほか、県支出金と諸収入であります。主な支出は、週2日お願いしております消費生活相談員の報償金と被害防止のリーフレットの作成となります。

説明書の、同じく137ページとなります。

2目商工業振興費の2の事業、商工業振興費であります。予算額は506万7,000円でございます。財源内訳であります。一般財源のほかは県支出金であります。商工会への運営費補助金と、特産品開発や6次産業化、イベント交流等を促進するための産業振興事業費補助金が主でありまして、町内商工業の振興を図っております。

説明書の、同じく137ページから138ページになります。

3の事業、中小企業振興費であります。予算額は236万2,000円で、全額一般財源となります。事業内容としましては、中小企業者の事業資金の低利融資や利子補給を実施することで借り入れ者の負担を軽減し、経営基盤の安定及び合理化を図るため、補給金、負担金が主なものとなります。

吉田町では、ことしの1月13日に創業支援事業計画が認定されました。これは、町と創業支援機関が連携して吉田町創業支援ネットワークを構築し、産業課内にワンストップ窓口を設け、創業者の内容に応じ、商工会、金融機関、日本政策金融公庫と連携を図り、問題解決支援に取り組みます。

また、吉田町図書館に創業支援コーナーを設け、ビジネス支援サービスを提供し、さらに、NPO法人しずかちゃんや吉田町まちづくり公社の協力を得て、町全体で創業相談から創業実現まで、ハンズオンできめ細やかなサポートを実施します。

平成28年度の予算では、セミナーの講師謝礼とパンフレットの作成、セミナーPRのためのチラシ印刷代を計上しております。

説明書の、同じく138ページになります。

4の事業、企業立地振興費であります。予算額は5,458万7,000円となります。財源内訳は、一般財源のほか、県支出金となります。主なものとしまして、委託料と補助金になりますけれども、企業立地促進事業費補助金として、地域産業の振興及び就業の場の確保を図るため、町内で製造工業などを新規に立地した企業の用地取得費と新規雇用に対し、県と連携して補助金を交付します。28年度には2件が予定しております。

説明書の138ページから140ページになります。

3目観光費、2の事業の観光振興費であります。予算額は3,167万8,000円でございます。財源内訳としましては、一般財源のほかは県支出金、使用料及び手数料、そして諸収入であります。主な支出は、小山城管理の3人分の臨時職員の賃金、需用費、役務費、使用料など経常経費のほか、委託料と各負担金及び補助金となります。委託料につきましては、観光協会へのイベントの委託でありまして、凧揚げまつり、港まつり・花火大会、小山城まつりの委託と、警備保障、樹木管理の業務委託であります。

説明書140ページになります。

3の事業、産業委員会運営事業費であります。予算額は11万9,000円で、全額一般財源となります。こちらのほうは、産業委員会の委員報酬となっております。

以上が産業課からの説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 次に、8款土木費及び11款災害復旧費の説明を求めます。

都市建設課長、お願いします。

都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 都市建設課でございます。

都市建設課からは、2款総務費、1項9目交通安全対策費のうち4の事業、交通安全施設整備費及び6款農林水産業費、1項5目農地費のうち2の事業、水門・排水機場管理費と3の事業、用水路改良維持修繕費、8款土木費、9款消防費、1項4目水防費及び11款災害復旧費について、予算に関する説明書に基づき御説明いたします。

最初に、説明書の57ページをごらんください。

2款総務費、1項9目交通安全対策費のうち4の事業、交通安全施設整備費について御説明いたします。町内全域を対象に、通学路や生活道路等の安全性・利便性を確保するため、各種交通安全施設を維持・修繕し、住民の皆様が安全で安心して暮らせるような事業を実施しております。主な事業内容は、区画線工2,860メートル、グリーンベルト130平方メートル、転落防止柵50メートルを施工するものでございます。予算額500万円でございます。財源は一般財源となっております。

次に、飛びます。説明書の129ページをごらんください。

6款農林水産業費、1項5目農地費のうち2の事業、水門・排水機場管理費について御説明いたします。用排水路の維持管理で、主に排水機場の維持管理になります。修繕料は第1排水機場の非常用発電機の冷却水の漏れに対応するものであり、委託料は第1・第2排水機場の除じん機の点検を行うものであります。負担金は、県が施工します町の第1排水機場建屋の耐震補強に係るものでございます。予算額は744万1,000円となります。財源は一般財源となります。

次に、130ページをごらんください。

6款農林水産業費、1項5目農地費のうち3の事業、用水路改良維持修繕費について御説明いたします。用排水路の維持費となります。機械借上料は、用排水路内の堆積土砂等のしゅんせつなどの撤去費用を計上いたしました。予算額は95万円となります。財源は一般財源となります。

次に、説明書の141ページから143ページをごらんください。

8款土木費のうち土木総務費の2の事業、土木管理費について説明いたします。

土木管理費については、土木行政の事業を円滑に運営するための費用で、賃金は臨時職員1名を雇用し、道路・河川の占用事務の電算化によるデータ入力等を行い、占用事務の効率化を図っております。委託料では、道路台帳の更新のための修正業務費用となります。使用料及び賃借料については、大型複写機の借上料、土木積算システム使用料と道路河川占用システムの借上料でございます。負担金及び交付金では、土木事業の推進を支援するため、各同盟会への負担金と、同盟会等が主催する研修会への参加、県への要望活動等を行う計画でございます。予算額は1,725万2,000円となります。財源は一般財源となります。

次に、説明書の143ページ、144ページをごらんください。

2項1目道路維持費のうち2の事業、道路維持費について説明いたします。委託費として植栽管理委託料を計上し、幹線道路の樹木の剪定、除草、防除等を行います。また、道路照明灯の改修が必要なことから、委託料と工事費を計上しております。維持修繕費では、突発的に発生する道路の陥没、舗装の剝離などに対処するため、年度当初に単価契約を行い、修繕工事を行っております。地元からの要望・苦情などへの対応や、道路パトロール結果に基づき執行しております。予算額は4,897万1,000円となります。財源は国庫支出金、一般財源となります。

次に、同じく3の事業、吉田町内道路舗装修繕事業でございます。平成24年度の路面性状調査に基づき、社会資本整備総合交付金事業を活用し、特に状況が悪いところから、舗装の打ちかえや切削オーバーレイなどの工事を実施し、道路の延命を図るものでございます。予算は5,400万円ちょうどで、財源内訳としまして、国庫支出金と地方債、そして一般財源でございます。

次に、説明書の144ページ、145ページをごらんください。

2目道路新設改良費のうち2の事業、高島9号線道路改良事業費です。この路線は新規であり、内陸フロンティアを拓く取り組みの中で、企業活動維持支援事業の区域における主要な道路であり、大幡川の橋梁架設を含んだものでございます。道路橋梁の詳細設計や用地買収、橋梁下部工の費用を計上しております。予算は1億334万8,000円となり、財源内訳としまして、地方債と一般財源を予定しております。

次に、145ページ、3目橋梁維持費のうち2の事業、橋梁維持補修費です。この事業は、吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げたものであり、町が管理しております橋梁のうち、橋長15メートル以上のもの31橋の健全度を調べるものでございます。予算は2,200万円で、財源内訳としまして、国庫支出金と一般財源になります。

次に、同じく説明書の145ページ、146ページをごらんください。

3項1目河川総務費のうち2の事業、河川総務費について説明いたします。委託料の水門管理委託料ですが、由比川水系3カ所、坂口谷川水系3カ所の水門管理について、県から委託を受け、町は消防団に再委託をしております。予算は98万5,000円で、財源内訳としまし

て、県支出金と一般財源となります。

次に、同じく146ページをごらんください。

3の事業、治水対策推進事業費について説明いたします。坂口谷川水門建設促進期成同盟会において、坂口谷川河口に津波水門設置のための要望活動を県に対して行う計画であり、その同盟会への負担金でございます。予算の1万円は一般財源です。

次に、同じく146ページ、147ページをごらんください。

3項2目河川維持費のうち2の事業、河川維持管理費について説明いたします。委託料として、大井川の堤防除草を初め、湯日川、大幡川、大窪川などの河川の除草業務を行います。また、工事請負費の維持修繕費として、問屋川河口付近及び大窪川の日の出公民館付近のしゅんせつ工事を実施する計画です。予算は1,003万8,000円で、財源内訳としまして、一般財源となります。

次に、同じく147ページの3項3目河川新設改良費のうち2の事業、大幡川改修事業費について説明いたします。

この事業は、大幡川、大窪川の治水対策として行っているもので、下流域の大幡川の改修から事業着手、護岸改修工事を予定しております。予算は4,500万円で、財源内訳としまして、国庫支出金と地方債及び一般財源を予定しております。

次に、説明書148ページをごらんください。

4項1目都市計画総務費のうち2の事業、都市計画総務費について説明いたします。都市計画事業を推進していく上で必要な経常経費となっております。予算は93万9,000円で、財源内訳は一般財源となります。

次に、同じく148ページです。

3の事業、建築確認事務費について説明いたします。建築確認事務に係る図書の追録代が主な内容でございます。予算は18万1,000円で、財源内訳としまして、県支出金と権限移譲事務交付金、そして一般財源となります。

次に、説明書の149ページ、4の事業、土地利用対策費について説明いたします。需用費のうち修繕料は、宅地分譲地内の公園のネットフェンスの修繕を行い、宅地分譲地内の公園及び調整池の樹木の剪定も行います。予算は137万2,000円で、財源内訳としまして、県支出金と権限移譲事務交付金、そして一般財源となります。

次に、同じく149ページになります。

5の事業、TOUKAI-0促進事業費について説明いたします。

TOUKAI-0促進事業は、わが家の専門家診断事業、既存建築物耐震診断促進事業補助、木造住宅耐震補強助成事業、ブロック塀等耐震化促進事業補助の四つの事業となっております。予算は1,269万1,000円で、財源内訳としまして、国庫支出金と県支出金と一般財源となります。

次に、同じく149ページ、6の事業、都市計画マスタープラン策定事業費について説明いたします。

吉田町都市計画マスタープランの中間見直しを行うものであり、主な内容は全体構想の案作成でございます。予算は797万1,000円で、財源内訳は一般財源となります。

次に、説明書の150ページ、151ページをごらんください。

4項2目土地区画整理事業費のうち2の事業、土地区画整理事業費について説明いたしま

す。

事業内容としまして主なものは、浜田土地区画整理組合への負担金及び補助金でございます。この内容は、浜田区域内の榛南幹線と東名川尻幹線の交差点付近へ大型商業施設の進出が予定されており、その周りの道路整備を重点的に行うほか、造成工事などを行うものとなっております。整備に当たり、交付金を国から受け進めております。その事業費の22.5%が町の負担となります。また、町の助成要綱に基づき、区域内道路の築造工事に係る経費の一部を助成しております。予算は1億799万6,000円で、財源内訳としまして、権限移譲事務交付金と一般財源となります。

同じく151ページになります。

3の事業、西の宮雨水幹線整備事業となります。西の宮雨水幹線が東名川尻幹線を横断している部分の上下流約158メートルを施工するものでございます。予算は1億3,100万円で、財源内訳としまして、国庫支出金と地方債、そして一般財源となります。

次に、同じく151ページをごらんください。

4項3目街路事業費のうち2の事業、都市防災総合推進事業、住吉幹線整備事業費について説明いたします。住吉幹線に照明灯5基を設置するものでございます。予算は728万1,000円でございます。

次に、同じく151ページ、152ページをごらんください。

3の事業、都市計画道路事業負担金について説明いたします。町では、都市計画道路関係の協議会、同盟会に加入していますので、その負担金でございます。予算は13万8,000円でございます。財源は一般財源となります。

次に、同じく152ページの4項5目都市下水路費のうち2の事業、都市下水路費について説明いたします。機械を借り上げまして、都市下水路のしゅんせつを行う計画です。予算は10万円で、財源は一般財源となります。

次に、同じく説明書の152ページ、153ページをごらんください。

4項6目公園費のうち2の事業、公園維持管理費について説明いたします。

この事業の主な内容につきましては、委託料として、都市公園の樹木等の管理について造園業者に委託発注し、樹木の剪定、除草、防除、芝の管理などを実施する計画です。予算は3,580万8,000円で、財源は一般財源となります。

次に、同じく153ページの3の事業、公園愛護会支援事業費でございますが、公園愛護活動を自発的に行う団体に褒賞金を交付しております。現在の活動団体数は6団体で、小藤路公園、青柳公園、湯日川親水公園、西ノ坪公園、西の宮公園、大井川清流緑地で活動しております。予算は30万円で、財源は県支出金と一般財源となります。

同じく153ページの4の事業、都市防災総合推進事業、防災公園整備事業費について説明いたします。北オアシスパーク防災公園が9月末までに完成することに伴い、登記事務手数料、樹木管理業務委託料、備品の購入を計上しております。予算は2,130万6,000円でございます。

次に、説明書の154ページの4項7目緑化推進費のうち2の事業、緑化推進費について説明いたします。

緑化推進費の主な支出につきましては、委託料として、みどりのオアシスマつり実行委員会へお願いし、毎年みどりのオアシスマつりを開催しており、平成28年度も4月29日に開催

する予定でございます。予算は333万2,000円で、財源内訳は一般財源となります。

次に、同じく154ページの3の事業、花のまち推進事業費でございますが、吉田町花の会への補助金と花いっぱい活動団体への補助金が主な事業内容であり、花いっぱい活動団体は現在16団体が活動しております。予算は204万9,000円で、財源内訳としまして、諸収入の地域コミュニティ活性化助成事業助成金と一般財源となります。

次に、同じく154ページの4の事業、みどりのまちづくり事業費でございますが、道路に面している部分を生け垣として利用する個人に、5万円を上限に補助金を交付しております。予算は25万円で、財源は一般財源となります。

次に、説明書の155ページをごらんください。

5項1目住宅管理費のうち2の事業、町営住宅維持管理費について説明いたします。

現在、吉田町が管理しています町営住宅の戸数は141戸となっており、1月末現在では入居戸数は104戸となっております。通常の維持管理業務に加え、吉田町公営住宅等長寿命化計画に基づく改修事業に着手しており、松下団地B棟の外壁及び屋上防水、A棟の高架水槽の改修工事が主な事業となっております。予算は3,746万円で、財源内訳は国庫支出金と使用料、一般財源でございます。

次に、説明書の159ページをごらんください。

9款1項4目水防費のうち2の事業、水防費について説明いたします。水防資機材の充実を図ることにより、水害の軽減を図ることを目的としています。主な内容は需用費で、土のうやバリケードなどの購入や排水ポンプの借り上げになります。予算は66万8,000円で、財源内訳は一般財源となります。

続きまして、説明書の202ページの11款災害復旧費のうち、1項1目農林水産施設災害復旧費と、203ページの2項1目公共土木施設災害復旧費について御説明いたします。農林水産施設と土木施設のどちらも、頭出しとして2,000円を計上しております。

以上、都市建設課からの説明でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 次に、9款消防費の説明を求めます。

防災課長兼防災監、お願いします。

防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 防災課でございます。

防災課関係の歳出について説明させていただきます。

初めに、2款総務費、1項総務管理費、8目防犯対策費につきまして御説明させていただきます。

予算に関する説明書の54ページ、2の事業、防犯対策推進費でございます。

さきに、総務課長のほうから防犯灯の説明がございました。13節、14節の関係でございます。それ以外につきまして、防災課のほうで担当しておりますので、私のほうから説明させていただきます。

主な支出としましては、防犯まちづくり推進協議会委員の報酬と、機械借上料として、防犯カメラ4基の借上料が主な支出となっております。

次に、55ページ、9目交通安全対策費、2の事業、交通安全推進費でございます。予算額は619万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。交通安全施設等の修繕や交通安全運動、交通指導等を実施し、多発する交通事故等の削減を目的とさせていただきます。主な支出と

しましては、修繕料としてカーブミラーの修繕と、工事請負費としてカーブミラーの新設を計上させていただいております。

また、負担金として、交通安全指導員4名の負担金を計上してございます。

次に、56ページ、3の事業、交通指導員活動費でございます。予算額は558万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。現在、34人の交通指導員が児童等の交通指導に当たってくれていますが、その活動費が主な支出でございます。交通指導員30人の報酬、それから、交通安全指導等の出勤に伴う費用弁償、それから、4月から3人の方がかわられますので、その方々の被服費を計上させていただきました。

次に、9款消防費、1項消防費、1目常備消防費につきまして説明を申し上げます。

説明書の156ページ、2の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金、消防費をごらんください。

予算額は497万7,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金でございます。吉田町牧之原市広域施設組合負担金の消防費分を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。消防庁舎の管理のための費用と起債償還のための費用でございます。

次に、説明書157ページ、3の事業、消防救急広域事業費でございます。予算額は2億3,941万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。3市2町で構成する静岡地域の枠組みにより、静岡市へ事務委託方式で広域化することになっており、その事務委託経費が主な支出でございます。

次に、同じく157ページ、2目非常備消防費、2の事業、消防団運営費でございます。予算額は1,725万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。主なものとしてしましては、消防団員の報酬、費用弁償、本部運営費交付金、分団運営費交付金の支出が主なものでございます。

次に、説明書158ページ、3の事業、消防団福利厚生費でございます。予算額は1,241万1,000円で、財源は一般財源のほか、諸収入でございます。主なものは、報酬費の退職団員報償金と、自動車借上料は、消防団員福利厚生事業のためのバス借上料でございます。

負担金補助及び交付金は、消防団員退職報償金負担金と損害補償掛金が主なものでございます。

次に、説明書159ページ、3目消防施設費、2の事業、消防施設整備事業費でございます。予算額は994万4,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金でございます。主なものとしてしましては、修繕料として消火栓格納箱の修繕や取りかえ、それから、消火栓の修繕、消防用のホースの修繕費でございます。

備品購入費であります。分団への資機材配備として、消防ホースとデジタル無線機10台を配備する計画でございます。

繰出金でございますが、消火栓維持管理料として、水道課のほうへ繰出金を予定しております。

次に、説明書161ページ、5目災害対策費、2の事業、地震対策費でございます。予算額は2,323万6,000円で、財源は一般財源のほか、国庫補助金、県支出金、諸収入でございます。大規模地震や津波災害から地域住民の生命と財産を保護することを目的に、津波防災対策を最重要課題と位置づけ、ハード、ソフト両面で事業を推進する計画でございます。

需用費の特定消耗品として、災害用救急医療セットの更新費用、災害避難生活間仕切

りセットの購入、また、毛布、非常食としてのアルファ米の購入を行います。

役務費の清掃管理委託料は、避難地給水タンクの清掃料で、年に一度清掃を行っています。

委託料としまして、防災機能をあわせ持った水産振興のための多目的広場を漁港区域内に設置するために大量の土砂が必要になっており、その土砂の搬入のための吉田漁港第9陸開出入口の警備業務委託を計上させていただきました。

工事費としまして、都市防災総合推進事業を活用しまして、災害時においても避難所として利用できるよう、ガラス飛散防止工事を行うことといたしました。

次に、説明書162ページ、3の事業、国民保護対策費でございます。予算額は1万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。国民保護のため、会議・研修への旅費となっております。

次に、同じく162ページ、4の事業、防災意識向上事業でございます。

予算額は630万6,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金でございます。防災訓練や防災研修を実施し、町民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図る計画でございます。ジュニア防災士養成講座と地域防災指導員養成講座を隔年で実施してまいりましたが、28年度から、どちらも毎年実施することといたしました。

防災公園の開設に伴い、防災公園施設の維持管理を設立される吉田町まちづくり公社へ管理委託をお願いする計画でございます。その指定管理委託料を計上させていただきました。

次に、同じく162ページ、5の事業、情報伝達充実・強化事業でございます。

予算額は6,586万9,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金、地方債でございます。情報伝達用資機材等の整備を通じて、災害時における情報収集及び情報伝達体制の整備が図られてきています。

通信回線使用料は、防災メール、衛星電話等の回線使用料でございます。

委託料としまして、防災行政無線を初めとしまして、県防災ファクス、防災用MCA無線の保守点検料を計上させていただいております。

また、同報無線のデジタル化に向けての電波伝搬調査や、システム設計をするための委託料を計上させていただきました。

工事費としまして、町が保有している同報無線操作卓を平成9年に整備しており、使用期間が19年を経過し、老朽化が進んでいるため、同報無線の操作卓の更新を計画いたしております。

土地の借上料は、同報無線柱の土地の借上料でございます。

電波塔使用料は、防災用MCA無線の電波塔使用料でございます。

工事費としまして、同報無線の操作卓の更新費用を計上させていただきました。

備品購入費は、MCA無線の電池の交換時期となりましたので、計上させていただきました。

以上、防災課からの説明でございます。御審議のほど、よろしくお申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 次に、10款教育費の説明を求めます。

初めに、教育委員会事務局長、お願いします。

教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） 教育委員会事務局でございます。

図書館費を除く10款教育費につきまして、予算に関する説明書により御説明いたします。

説明書の164ページ、2の事業、教育委員会費をごらんください。

予算額は118万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第2条に基づき設置された教育委員会の活動を行おうとするためのもので、経常経費が主な内容でございます。

次に、説明書の165ページ、2の事業、事務局事務費でございます。予算額は484万6,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金でございます。教育委員会の事務局を運営するためのもので、臨時職員賃金のほか、経常経費が主な内容でございます。

次に、166ページの2の事業、小・中学校健康診断費でございます。

予算額は1,226万8,000円で、財源は全て一般財源でございます。児童・生徒並びに教職員の健康を管理し、正常な学校運営を維持しようとすることを目的としたもので、主な支出につきましては、校医の報酬、健診委託料でございます。

次に、説明書の167ページの3の事業、教育振興事業費でございます。予算額は4,861万1,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金、繰入金及び諸収入でございます。町内小・中学校において、教育効果を高め、良好な学校教育を展開できるよう、児童・生徒及び教職員を支援することを目的としたものでございます。

27年度に設置したいじめ問題対策協議会や、平成28年度に設置を予定しております中学校通級指導教室開設のための施設改修などの経費を計上しております。

また、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーを引き続き配置しまして、関係機関の連携調整や相談体制の拡充を図ってまいります。

次に、168ページ、4の事業、教職員等負担金・補助金でございます。予算額128万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。学校運営が円滑にできるよう組織されている各団体への負担金と、小・中学校活動への補助金でございます。

次に、説明書169ページ、5の事業、ちいさな理科館事業でございます。予算額は739万6,000円で、財源は一般財源のほか、諸収入でございます。ふるさとの自然に愛着を持ち、自然の事物・現象に触れる活動を通して、子供たちの自然科学に対する興味や関心を引き起こすことを目的に行われる、ちいさな理科館に要する経費でございます。

次に、説明書の170ページ、6の事業、ラーニングプラン事業でございます。予算額は1,792万円で、財源は一般財源でございます。平成26年度と27年度は、教育振興事業の中で実施しておりましたラーニングプランに係る事業の経費でございます。平成26年度から29年度を計画期間としまして、確かな学力の向上のため、学校の授業改善を基盤としつつ、学校・家庭・地域が連携して取り組む事業を支援するもので、平成28年度の中では、平成26年度から進めてまいりました学力状況調査結果に基づいた授業改善の取り組みのほか、学力調査結果の分析による、つけたい力がつけられる学習教材を取り入れた公設学習塾を実施する経費を計上しております。

次に、同じく説明書の170ページの7、幼児教育振興事業でございます。予算額は2,194万9,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金でございます。町内にございます私立幼稚園2園に対し、その運営に対する補助及び、幼稚園へ通園する幼児を持つ保護者に対する補助金、これに加えて、本年度は、小1プロブレムに見られる課題などへの対応に向け、幼稚園、保育園と小学校の連携を図り、幼児教育を充実するための幼保小連携推進委員会を設置しまして、それに係る委員報酬と幼児教育支援業務委託料などを計上するものでござい

ます。

次に、10款教育費、2項小学校費につきまして御説明させていただきます。

説明書の172ページの2、住吉小学校維持管理費でございます。予算額は2,813万6,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金でございます。住吉小学校の教育活動が円滑に行われることを目的としたもので、経常経費が主なものでございます。

なお、28年度は、各小・中学校のパソコン教室のパソコンにつきまして、ウインドウズXPのメンテナンスが終了になることから、パソコンを更新するパソコン借上料をそれぞれ計上しております。

次に、説明書の174ページの3の事業、中央小学校維持管理費でございます。予算額は3,529万8,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金、使用料でございます。中央小学校の教育活動が円滑に行われることを目的としたもので、経常経費が主なものでございます。28年度につきましては、雨漏り対策のため、校舎A棟、屋上防水工事費を計上しております。

次に、説明書の177ページの4、自彊小学校維持管理費でございます。予算額は2,471万1,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金、使用料でございます。自彊小学校の教育活動が円滑に行われることを目的としたもので、経常経費が主なものでございます。28年度は、今後の児童の増加に対応できるよう、多目的ホールを教室に改修する工事の設計業務委託料を計上しております。

次に、説明書の179ページの2、住吉小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。予算額は189万2,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金でございます。住吉小学校の要保護・準要保護世帯の就学援助に要する経費で、経常的な経費が主な内容でございます。

次に、180ページの3の事業、中央小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。予算額は206万4,000円で、財源は一般財源でございます。中央小学校の要保護・準要保護世帯への就学援助に要する費用でございます。

次に、同じページの4の事業、自彊小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。予算額は82万7,000円で、財源は一般財源でございます。ほかの学校と同様に、要保護・準要保護世帯への就学援助に要する経費でございます。

次に、同じページの2の事業、住吉小学校特別支援学級費でございます。予算額は58万6,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金でございます。住吉小学校の特別支援学級運営及び援助に要する経費で、こちらの経常経費が主な内容でございます。

次に、181ページの3の事業、中央小学校特別支援学級費でございます。予算額は48万9,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金でございます。住吉小学校と同様に、特別支援学級運営及び援助に要する経費でございます。

次に、同じページの4の事業、自彊小学校特別支援学級費でございます。予算額は51万4,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金でございます。ほかの学校と同様に、自彊小学校の特別支援学級運営及び援助に要する経費でございます。

次に、10款教育費、3項中学校費でございます。

説明書の182ページの2の事業、吉田中学校維持管理費でございます。予算額は3,952万8,000円で、財源は一般財源のほか、使用料でございます。吉田中学校の教育活動が円滑に行われることを目的としたもので、経常的な経費が主な内容でございます。

次に、説明書184ページの2の事業、吉田中学校要保護・準要保護生徒就学援助費でございます。予算額455万4,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金でございます。吉田中学校の要保護・準要保護世帯への就学援助費に要する経費でございます。

次に、同じページの2の事業、吉田中学校特別支援学級費でございます。予算額は82万9,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金でございます。吉田中学校の特別支援学級運営及び援助に要する経費でございます。

次に、10款教育費、4項社会教育費につきまして御説明させていただきます。

説明書の186ページの2の事業、社会教育総務費でございます。予算額は58万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。社会教育事業を行うことを目的としたもので、経常的経費が主な内容でございます。

次に、同じページの3の事業、社会教育委員費でございます。予算額は69万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。社会教育法第15条に基づき設置された社会教育委員の活動を行うことを目的としたもので、委員の活動に係る経費でございます。

次に、説明書の187ページの4の事業、人権教育事業費でございます。予算額は18万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。人権教育の充実を図り、人権に対する意識の啓発を行うことを目的としたもので、人権教育講演会の講師謝金が主な経費でございます。

次に、同じページの5の事業、芸術・文化振興事業費でございます。予算額は330万3,000円で、財源は一般財源のほか、諸収入でございます。芸術・文化の振興を図るため、芸術・文化に親しむ場の提供とともに、普及を図るための活動を行う事業の経費でございます。県巡回劇場負担金や文化協会補助金が主な支出でございます。

次に、188ページの6の事業、文化財保護事業費でございます。予算額は32万1,000円で、財源は一般財源でございます。文化財に対する理解と関心を高めるとともに、文化財の保護と活用を図ることを目的としたもので、経常的な経費が主な内容でございます。

次に、同じページの7の事業、青少年健全育成事業費でございます。予算額は49万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。青少年健全育成事業に係る事業の経常経費でございます。

次に、189ページの8の事業、生涯学習推進事業費でございます。生涯学習を推進する事業費で、生涯学習推進委員の研修費及び講座委託料が支出の内容でございます。

次に、同じページの9の事業、地域教育推進事業費でございます。予算額は76万6,000円で、財源は一般財源のほか、諸収入でございます。子供たちが地域の大人たちと、さまざまな体験や活動を通して、地域で子供を育む体制を確立することを目的として、地域で活動する団体あるいは個人への支援を行う事業で、補助金がこちらの主な内容でございます。

次に、189ページの2の事業、中央公民館運営費でございます。予算額は1,166万7,000円で、財源は一般財源のほか、使用料でございます。中央公民館の維持管理を目的としたもので、経常的経費が主な内容でございます。

工事請負費としまして、中央公民館駐車場の舗装工事を実施する事業費を計上しております。

次に、191ページの3の事業、中央公民館活動費でございます。予算額は603万3,000円で、財源は一般財源のほか、諸収入でございます。中央公民館を活用して、教育、学術及び文化に関する各種の事業を行うことを目的としたもので、生涯学習講座や経常的経費が主な内容

でございます。

28年度におきましては、高齢者のための2年制のシニアカレッジを新たに実施する経費を計上しておるところでございます。

次に、同じページの4の事業、地域教育活動費でございます。予算額は312万6,000円で、財源は一般財源のほか、諸収入でございます。地域の教育力を活用して、町内の児童を対象とした講座や体験活動を行うことを目的とした事業で、チャレンジ教室の運営費などが主な支出の内容となっております。

次に、192ページの2の事業、学習ホール運営費でございます。予算額は1,432万8,000円で、財源は一般財源のほか、使用料及び地方債でございます。学習ホールの維持管理を目的としたもので、経常的経費が主な内容でございますが、28年度につきましては、工事請負費として、施設補修としまして、非常用発電機更新工事費を計上しておるところでございます。

次に、197ページの2の事業、社会体育振興費でございます。予算額929万5,000円で、財源は一般財源のほか、諸収入でございます。町民のスポーツ振興と体力向上を目的としたもので、経常的な経費が主な内容でございます。

次に、198ページの3の事業、体育施設・広場維持管理費でございます。予算額は756万円で、財源は一般財源でございます。各コミュニティ広場及び高島グラウンド等の体育施設の維持管理を目的としたもので、こちらの経常的経費が主な内容でございます。

次に、説明書の199ページ、2の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金でございます。予算額1億1,117万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合の吉田榛原学校給食共同調理場の経費を牧之原市とそれぞれ負担しまして、広域行政の円滑な執行に資するもので、負担金でございます。

次に、同じページの2の事業、総合体育館運営費でございます。予算額4,492万5,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金、使用料、それから諸収入及び地方債でございます。総合体育館の維持管理の経常的経費でございますが、平成28年度につきましては、総合体育館の耐震補強計画や天井落下防止工事、それから防水改修工事を行うための設計委託料を計上するものでございます。

次に、201ページの2の事業、吉田町体育センター運営費でございます。予算額は171万6,000円で、財源は一般財源のほか、使用料でございます。吉田町体育センターの維持管理を目的としたものでございまして、維持管理に係る経常的な経費がこちらの内容でございます。

以上、教育委員会事務局の予算内容でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きます、図書館長、お願いします。

図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） 図書館でございます。

10款4項4目図書館費につきまして、予算に関する説明書により説明させていただきます。説明書の194、195ページ、2の事業、図書館管理費をごらんください。

予算額は4,072万6,000円で、財源は一般財源のほか、図書館使用料でございます。図書館管理費は施設の維持管理のための経費で、経常的経費が主なものでございます。

なお、11節需用費のうち印刷製本費は、図書館利用カードの印刷代でございます。

修繕料につきましては、通常の修繕費に加え、浄化槽のプロウアーの交換と、ビジネス支援

コーナーと子育て支援コーナーを設置するため、書架と館内掲示板の移設費を計上しております。

また、現在、再リースで6年目を迎えております図書館情報システムを10月に更新するため、195ページの13節図書館情報システム保守管理委託料と14節図書館情報システム借上料が増額となっております。

18節一般備品は、ビジネス支援、子育て支援関係に使用するスチール書架、パンフレットスタンド等の購入費でございます。

次に、説明書195、196ページ、3の事業、図書館活動推進費でございます。予算額は2,547万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。図書館活動推進費は、図書館サービス運営のための経費で、主な支出といたしましては、図書館協議会委員報酬、臨時職員賃金、講師謝礼金、図書費、図書・視聴覚資料のMARC作成費、日本図書館協会、静岡県図書館協会への負担金等でございます。

平成28年度は、ビジネス支援、子育て支援の蔵書を充実させるため、11節需用費のうち図書費を100万円増額し、700万円としております。

また、13節委託料のうち、新規に計上させていただきました図書館MARC保守業務委託料は、図書館の蔵書約13万冊分のMARCと呼ばれる目録データの内容を、改訂されました日本十進分類法第10版に対応できるように書きかえるための委託料でございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（大塚邦子君） これで、第18号議案の詳細説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後 零時10分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会4日目でございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第1、第1号議案 吉田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから、第1号議案の質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いします。

質疑はありますか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

今回の改正は、人事院の給与勧告で主に月例給、ボーナスの引き上げ、給与制度総合的見直しという観点の御指摘を受けて、町が行うものということで理解しておりますが、その中で、民間との格差が平均1,100円の引き上げを基本に改正されているということで説明を受けまして、初任給の方で2,500円、若年層においても同程度の改正ということで御説明を伺ったところであります。

過日の全協で、5年目の方で約6万6,000円、10年目の職員で2万8,000円、15年目で3万4,000円ということで例示も示されまして、非常に理解するわけでございます。

一方でありますけれども、過去の吉田町の給与改正の中におきまして、他市町と給与表の中で差があるということで、号給のところでございますけれども、募集を行ったところ、なかなか給与の格差があるという形で難しいという面も聞いた記憶があるわけでございます。なかなか待遇の面で差があるということも聞いているものですから、今回の改正で給与表の改正も行ったわけで、そういった近隣の他市と比べて、そういったところも踏まえた改正も行っているかどうか、御答弁のほうをお願いします。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 今回の改正につきましては、他市町の比較ということではなくて、あくまでも人事院勧告どおりということで、人事院勧告に沿った改正を行っております。以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 今回は、あくまでも人事院勧告という形で、従来から懸案であったものという形で。というのは、給与制度の総合的な見直しという形で、平成20年4月1日完成で総合的な見直しを図っていくということで、国のほうの指針が示されていると思われるものですから、今後うちの町の採用状況、今年度、28年度の採用がどういった応募状況かわかりませんが、たくさんの方がお見えになって、吉田町でぜひ働きたいといったようなことも含めた、国のほうの給与制度総合的な見直しという形で、俸給表及び諸手当のあり方を含む給与制度の総合的な見直しを実施するといった形の第一弾でありますので、今後、過去の答弁で、なかなか有望な方々が賃金格差において集まりにくい現状にあるということを知っておたものですから、今後においても、今回の第一弾の改正は民間格差の是正もありますけれども、そういったことも今後予定されているかどうか、お願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 当町におきましては、人事委員会を持っておらないということになります。そうした中で、やはり指針となりますのは、当町を含め他市町も同じなんですけれども、人事院勧告というものが一つの基準ということになっておりますので、当町としましては、これまでも人事院勧告を踏まえながら行ってきたわけですが、今現在のところは人事院勧告もそうした給与改定という、その給与の改定につきましては、こうした形で勧告を出していただいておりますので、それに沿って行っていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

それとあわせて、勤めていただく方々の待遇改善という形で、フレックスタイム制の勤務時間のワークライフバランスを意識した改正も行うわけでありまして、うちの町はまだそういったものについては導入する予定はないということで答弁を聞いているわけでありまして、非常に今、非常事態という形で、町一丸となって津波防災まちづくり及びシーガーデンシティ構想に向けて取り組んでいるさなかでありますので、それはそれとして一生懸命頑張らせていただくということで思っております。

先ほどちょっと、有望な方が人材確保ということですから、有望な方が入っていないということではありませぬので、誤解を招かないように補足しておきますけれども、有望な方も入っていただいているんですけれども、やはり内定を出して御辞退があったということがあったものですから、少しその点で言わせていただきましたので、誤解のないようお願いしたいと思いますが、話を戻しますけれども、フレックスタイムという形で、今後でありますけれども、育児及び介護を担う職員から希望が出たときには、より柔軟な対応が求められるといったことで指針が示されているわけで、やはり介護とかなんかですと、なかなか子供たちももう出てしまつて、我々の年代のあれで、あと親を抱えているといいますと、なかなか非常に難しいことがありますし、そういった方々はある程度それなりのポストの、責任ある職務にあるとなかなかとりづらいということもあるんですけれども、今後、このフレックス

タイムをそういった導入に当たり、今は検討しないということの御答弁いただいたんですけども、導入していかない、今後どのような課題があって今ペンディングというか、保留しているかと。これは国の、国家公務員でありますのは十分理解していますが、将来的にはうちの町もそういったものを考えられると思いますので、そういった方、悩みを持つ職員もいらっしゃるかもしれませんので、そういった職員の方々に、ある面、こういったものがあるということも知らしめることも必要だと思いますので、課題があるようでしたら、その辺の懸案事項のことを御答弁お願いしたいと思いますが。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 今回、フレックスタイム制を人事院勧告に基づきまして、制度として当町は一応やれる準備をするといえますか、制度としては整えておくということで、今回フレックス制のほうを人事院勧告どおり、今回改正のほうさせていただいております。

フレックス制の課題といえますか、細かな課題というのは今後いろいろあるかとは思いますが、まず一つは、当町のような窓口業務を有しているところにつきましては、このフレックス制は時間をずらすということになりますので、例えば今、窓口時間、執務時間というのは8時15分から5時までです。窓口も今5時までやっています。例えば、この延長とかを全体的に考えていくという中では、フレックス制というのは出てくると思います。例えば、県であるとか、窓口業務のない、要するに内部事務的などころであれば、時間を、例えば8時15分から9時15分に1時間ずらしてやるとか、後ろに持っていくことも可能だと思いますが、どうしても窓口の時間というのがありますので、その辺がちょっと課題になってくるのかなというのがあります。

実際の役場の窓口は、全て8時15分から5時ということではありませんけれども、場所によってありますので、そうしたところをちょっと整合性も含めて、全体としては考えていかなきゃいけない課題があるかなというのもちよっとありましたので、ただ、申し出によってできる制度をやりながら、今後はその制度を、この目的というのは男女共同参画、それから職員の勤務というのと、あと育成もありますので、そうした観点から今後検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第2、第2号議案 旧吉田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから、第2号議案の質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

今回は、旧の吉田町教育長の勤務時間及び条例の改正ということで、先ほどの人事院勧告に沿った措置ではあるということとは十分理解しております。

今回の改正のやり方として、旧の条例を改正する方法と特別職、新教育制度においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正で新教育長が特別職になったわけがあります。でありますから、これは残存期間ということであるものですが、これにあわせて、やはり教育長は特別職であるという形で措置で条例を改正してあれば、今後でありますまたなるときに、その特別職の給与改定、この次の次の議案でございませけれども、特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで一緒にやれば、そこに特別職であるという形で新教育長を、条例を改正していけば、今後においてそれ一本で済むわけですよ。と思うんですけれども、それについて私は疑問を持ったものですから、特別職は今度から町長、副町長、教育長という形になるわけで、ここでやっておかないと、また今後において給与改正があったときに、旧吉田町のことになる可能性もあるということ懸念して、その辺のところはどういうお考えなのか、私のちょっと考えがあれなら指摘もしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 今回、今現在が教育長が経過措置ということで旧の教育長になっているものですから、今回こうした旧教育長という形をさせていただいております。

なお、今後の形なんです。これはなぜ今回、旧ということを行っているかと申しますと、今回の人事院勧告は、平成27年度の人事院勧告に基づくものでございます。現在、教育長につきましても、特別職ではございません。その関係で、平成27年度分を引き上げに当たっては旧のところを条例を改正をしなければ、経過措置中ですので、そこを改正をして、今回していますが、恐らく、多分第2条のところは28年からとなっているものがあつたものですから、多分そのようになっているかと思いますが、これは第2条も今現在、まだ旧のままです。これが今度、先ほど今、議員がおっしゃられました常勤のものの給与等に関する条例には新教育長の給料等がもう改正を既にされています。

ですので、今度こちらにもう自動的に切りかわる形でいきますので、この2条、確かに4月1日からとなっておりますが、まだ選任されていない状況でございますので、これは講じておかないと改正ができないということで、これがこの後の他の議案になりますが、そこで御同意をいただければ、これはもうそのまま廃止になるという形になりますので、その辺

は問題ないかと思っております。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第3、第3号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから、第3号議案の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第4、第4号議案 特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから、第4号議案の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第5、第7号議案 吉田町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから、第7号議案の質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

過日の全員協議会で、課が変わることによって町民の皆さんが来庁した際に戸惑うんじゃないかということで、どのようなお知らせを、お知らせというか、どのような方法で皆さんに周知するかということで、広報とか、お知らせ版をやりますということで。本日ここでこれが認められたら、私の考えですね、あしたからでも入り口のところにちゃんとした変わった旨のものを周知して、先に具体的な広報とお知らせ版ということでしたけれども、その辺を、中身をもう少し具体的に教えてください。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） まだ、可決というか、いただいていない状況であれですので、あくまでも予定ということで御容赦いただきたいと思っておりますけれども、今回、課の改正がお認めいただいた後は、この後自治会等の連合会等もございます。そうした中でもお話もさせていただきながら、それから広報、お知らせ版。広報には、当然その課名とあと業務名、何課がこういうことをやっているというのをわかりやすくしたものを、一応、広報のほうにも趣旨も載せさせていただきながら、あとそれにプラスお知らせ版ということで、これは保存版になります。以前、電話番号帳というのを各戸世帯配布させていただいています。そうし

たものを、ちょっと今までA4、1枚だったんですけれども、今、予定としましてはA3判の、要するに折り曲げた形ので、各課の所掌事務、それから階数、電話番号、それからファクス、それからあと関係機関の電話番号等も踏まえて、それからあと日曜開庁の業務もあわせてお知らせをしていこうということで、保存版のものを各戸世帯に配布していきたいというふうに思っております。

一応、広報としてはそういう形を考えております。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

今、保存版というのを聞いて、その内容というのは私たちがいただいた資料の7号議案の資料があるんですけれども、そういう形の分掌事務という中身がこう内容が書いてある、その辺まで細かく書いていただいたものを配付するというところでよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 今、7号議案のというのは参考資料の関係でよろしいですか。参考資料をかいっつままでこうしたものという、例えば総務課であれば、選挙管理委員会、選挙に関することとか、そうした身近なもの、あと届け出がどここの課とか、戸籍はこういうの、住民票とかというのを、こういうのもやっている課ですということを知りやすく一応電話番号表には全て載せるものですから、そうした形で周知をしていきたいというふうに思っています。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

本日、これ認められたら、とりあえず始まるまでは時間があるものですから、その間にでも皆さんにお知らせできるように、玄関のところにちゃんと新年度からこういうふうになりますということを、その間に来た方がいれば、それを見て納得してくれるし、あとはもう少しお知らせ版、広報ですか、そういうものでやるのも一つのそれは大変いいことだと思いますが、それ以外にも、役場へ来庁したときに、ある程度内容がわかってするものが、受付の方が、ある程度周知するまで、ちょっと今言ったメモというか、ちゃんと書いたものを来る方に配るとか配布するとか、そういうことをしていけば、ある程度常会でいただいたその資料だけでなく、余分かもしれませんが、そこまでしたほうが私は住民へのサービスという感覚になりますので、できればそうしていただきたいなど、要望になっちゃいますが、そういうことを、これが決まったら、あしたからでも進んでそうやっていただけるかどうかということをちょっとお願いしますけれども。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 当然、住民、また関係する方々には周知は必要なことでありますので、中に変わるという表示等も当然そうしたものも入っていると思いますので、どういった方法かというのはちょっとあれですけども、方法というのは、ちょっとそこは検討させてもらって、お知らせのほうをしていきたいというふうに思います。

○11番（八木 栄君） 了解。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

事務の効率化という観点から御質問をしたいと思っておりますけれども、課の表示も皆さんにわ

かりやすい課の名前、表示ということで印象を受けました。しかし、町民の皆さん、私もそうなのですが、窓口で相談をした場合に、幾つかの課にまたがるような話というものがあまして、例えば草刈りの問題、それから道路にはみ出している枝払い、そういう問題、話を持ってきた場合に、例えばそれは都市建設であったり、産業課であったり、環境課の関係であったり、いろんな分野にまたがる、その場所によっても違って来るわけです。そうしますと、窓口で話した内容がほかの課にも行かないと話が通じないというようなことも多々あったんですが、今、ワンストップサービスということで、一つの窓口にお話しをすればその窓口から回答をいただくというような形で、内部の効率化ということも含めて住民にサービスを向上させるということも求められているわけですが、今度のこうした機構の改正によって、そうした住民へのサービス、特にそうした課をまたがる問題について、相談に来られた方が窓口でお話を聞いたら、そこから早急に回答をできるような、そういう事務の効率化というような観点はいかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 今の御質問でございますが、ワンストップということでお話ありましたが、これ多分恐らく、これまでよく行政が言われています縦割りということの御指摘からのお話だと思っております。

現状におきましても、各担当課におきましては、当然そこでまずお話を聞いた中で、他課に関係するのはそこに行くってくださいますというふうなことではなくて、例えば関連する場合はその担当課の方に来てもらって、一堂に会してそのお話をするということが非常にあると思っております。今現在もそうした形でやっているかと思いますが、ただ、例えば1階に来て、都市建設課のという、例えば草刈りですということで、草刈りだけですと今度わからないわけです。民地なのか官地なのか、そうしたところもありますので、そうしたところは丁寧に接遇をしていけば、こうしたワンストップ的なのは可能かなというのは思っております。

ただ、それとあとワンストップの中でもう一つ大事な視点というのがありまして、今回それをうちのほうは考えて配置をしたつもりでいるんですが、執務場所というのが非常にあります。これは住民の皆さんからの視点、それからあと業務からの視点も両方から見ながら、配置というのを極力一番いい方向性でということを考えて、今回配置をさせていただいています。

これは、議会の皆様で以前補正予算のほうお認めいただいたものですから、6階の執務スペースというのを非常に今回活用させていただいて、大分この辺の関係で、場所の配置が可能になってきているというところがございますので、そうしたことの例としましては、例えば都市建設課と、今現在、都市建設課で、環境の関係はこれまでも隣にするということで今2階のほうにも配置しておりますけれども、環境関係、そうしたことで先ほどの道路の関係も今後同じく2階に全て来れば、すぐ隣にありますので、何かあればすぐに呼んでお話ができるということもありますので、そうしたことでワンストップ的な要素は一応取り入れているということで御理解いただきたいと思っております。

○3番（大石 巖君） 了解です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

今、ワンストップの話もあったんですが、逆に今回、社会福祉課と高齢者支援課を一つに

して一つの課になったということで、これから高齢社会がもうどんどん進んでいく中で、あえてまた、これ一つにしたという、一つの課にした、今までは別個にあったものを一つにしたということで何かメリットというのか、そういったものがあるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 現在、高齢者支援課、それから社会福祉課というところで今同じフロア、隣のところにありまして、それぞれ課が独立しているという状況です。

そうした中で、今回のメリットとしましては、一つは総合戦略の体系というのがまず一つございまして、基本計画も含めてそうした政策をしていく中で、福祉といいますと、今回残ったのは児童ではありません、児童はちょっと別の今回視点になっていますので、例えば具体的にいきますと、民生委員は今現在、社会福祉課で持っています。でも高齢者は今、高齢者支援課で持っているんですが、それぞれが横にいますので連携はとれているんですけども、政策的な同じ方向性を向くときには、やはり一体的な課長がまず中心となって、その課を取りまとめた形で、その福祉施策を推進ができるというメリットというのは非常にあると思っています。要するに、課と課の調整がなくなるというのがまず一つメリットとしてはあると思います。相対的に行けるということがありますので、そうしたことで、高齢者福祉といいますが、例えば民生委員さんとかはすごく重要なキーマンでもありますので、そうしたことのメリットというのは今回の機構改革ではあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 横のつながりが今もできているとは思いますが、それがよりやりやすくなるということで理解しますが、高齢者福祉関係は介護保険とかいろいろほかのものもありますよね。そういう中で、職員の配置というのはこれまでどおり、人数的なものは余り変わらないということで、高齢者支援はもう今までどおりやって大丈夫ですということよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 先ほど、課が一つというのは、要するにリーダーといいますか、課長のところが一つになって相対的に、これまで以上に横断的に推進ができると。なお、私たちはやはり住民サービスというところの観点がございまして、今回のを見ていただきますと、ある程度部門、いわゆる係といわれるところはほとんど触っておらない状況ですので、現状のサービス水準は下げないというのが大前提になりますので、そうした中で、これまでの水準は保ちながら、さらに効率化も図っていくということになります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 今、住民サービスということでありました。今度、こども未来課が5階に移りますね。現状は今1階のフロアにキッズコーナーというのがございまして、そこで子供連れできた方がそこで子供を遊ばせることができるというようなことになっていると思うんですが、これ5階へこども未来課が行くと、当然子供連れの方もいると思うんですが、5階のほうにもそのようなコーナーというような設置を、サービスという意味で置かれるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） ただいまの議員の御質問のキッズコーナーですが、大変皆さんからも好評をいただいています。それで、確かに子供さんを連れてくるのはこども未来課だけではないものですから、ただ、今度お子様が上に行くという中で、お子様を連れる方もいらっしゃるということもうちのほうも考慮してまして、ただキッズコーナーのような広いスペースはちょっとあれなんですけれども、例えば絵本を置くとか、そうした対応はうちのほうも今考えておりまして、そうした形でちょっとキッズコーナー、広いスペースはないんですけれども、そうした絵本を置いたりとかというのを考えております。

以上です。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

下水道課が、今度、上下水道課ということになるということで、先日の全協の中では、お客さんというかサービスの部分でメリットがありますと、過去の経緯を見てみますと、今までは下水道課と単独浄化槽が別のものが一緒になって、それも非常に合理的になったと思っています。

そのときの経過を見てみますと、いろいろ本来はもともとはあったところ、それが下水道課のほうに行って、それでまた帰ってくるわけです。それがスペース的なこととはいろいろ聞きましたけれども、その辺もうちょっと詳しく教えていただけますでしょうか。なぜかという、それはまた同じようなことが次に起きてはいかんし、それができるだけ、多分一番合理的なことをやっていると思いますので、その辺でちょっと説明をいただきたい。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） まず確かに、上下水道課で今回、上下水道が庁舎の中に来るということで今お話しいただいているわけですが、これまで今、議員おっしゃられたとおり、なぜ下水道課が向こうに、これ平成13年に浄化センターのほうに行っておるんですけれども、これは、一つは事務スペースというのがございました。当時は静岡緑化祭準備室、国体準備室等、そうした大きなイベントといいますか、関係の担当課がありまして、それから都市整備課というのが以前、都市計画の関係が企画と昔、その当時は一緒になって3階にあったわけなんです、そうしたやはり事業化にという、まずそのときも同じように住民のサービスを一体化してどう考えていくかという、それぞれそのとき、そのときに機構改革の検討委員会なり、立ち上げてやってきたわけです。

今回、この下水道課に関しましては、スペースということではなくて、これまでもない中で、事務スペースのフロアの中でどう配置をしたらいいのかということで、設置をしたらいいかということでやってきまして、特に下水道につきましては、当時はまだ住吉と、川尻がまだ工事し始めたときだったと思うんですが、住吉だけの対象区域だったものですから、住民の皆さんにほかに下水道料金ということで直接窓口に、納付書があればいいですけれども、直接窓口に相談とかというのは住吉にあるということで、下水道、浄化センターでもというようなことで、当時はなったというふうに聞いております。当然社会情勢というのはどんどん変わってきていますので、機構というのもその都度見直しをさせていただいてやっております。

今回、本当に議会の皆様の御理解をいただきまして、6階という、これまでデッドスペースと私たちはあれだったですけども、そこを事務フロアということでお認めいただいて、今スペースのほう、もうほぼでき上がりつつありますけれども、そうした中で、施設の有効な利用ということも考えながらさせているものですから、今回そうしたことで上下水道課というのが可能になったということで考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

詳しくありがとうございます。

当然、今、時代によって変わっていくのは、それに合わせていくのはやっぱり非常に重要なことだと思うんですけども、その中で課を合併して事務部分が、今までいた人たちが庁舎のほうへ来ると、そうするとちょっと心配するのは、やっぱり下水道の部分の大きな金額、本当にでかい金額をそこで実際に稼働するわけですよ。そうしたときに非効率的な部分をちょっと心配するわけです。要するに、当然災害であるとか、雨であるとか、話の中では常に行っていますと。そのときに緊急性の部分が必ず出てくるわけなんです。それに対して課をこっちから全部こう動かすことによって、そういう部分の心配する部分、デメリットの部分というか、非合理的な部分というか、そういうのはあると思うんですけども、その辺はどんな感じで考えていますか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） やはり庁舎から離れているということで、その辺の御心配、機械等の関係の御心配ということでいただきます。

デメリットと申しますか、今現在、下水道課につきましては浄化センターにありますので、機器類もあわせてそこをその場で確認がとれるという、管理的な面では、そのメリットに比べれば若干今度そこがデメリットに当たるのかなというところはありますけれども、これは当然、下水道課というか町が管理する施設になりますので、あそこには一応中の運用については、業務委託ということで常駐者がおるわけですが、そこに任せるのではなくて、当然その日報、この間も全協でもお話ありましたけれども、日報であるとか、毎朝の点検時に行くとか、そうしたことで、まず平時については可能であるというふうに考えています。

特に、緊急時につきましては、そこが多分恐らくあれだと思いますが、緊急時につきましては、もうこちらに集まるのではなくて、直接、例えば大雨であるとか、何かもう、台風とか、そうした予想もできるものはそのまま直接浄化センターに集まるという形の対応を、これまでと同様の対応をとっていくものですから、その点は特に大丈夫かなというふうに、うちのほうは思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

それはもう、万全の態勢を敷いていただいて、当然防災課との関係もあるでしょうから、しっかりしたものはつくってあると思いますけれども、その辺はもう大きなものを扱いますので十分な対処が必要と思うんですよ。そのときに、それはそれでしっかりやってくと。

あとは、今回幾つかの課が再編したことによって、本来は、いただいた資料の中にも横断的などという、課の横断的な、これ非常に、本当は本来なら先日お伺いしたときに、参事制ができたことによって本来ならば進んでいっているはずなんだろうということなんですけれども、なかなかそれが浸透しない。

先ほどの八木議員のあれと同じで、こういうのが決まったときに、本当は一番わかっているんじゃないのが、僕らではなくて町の人たち、それを利用する人たち、特に下水上水とか、水の関係とか、ライフラインに関しては。そういう意味で、この横断的な部分をもっと本当はアピールをするとか、もっとそれを効率的なものにする。そして僕らも今まで意外と非常に縦割りなものしか見えてこなかったと、その辺でこれからそれに関しての、これから課が変わって行って、そして利用する方々にどのように周知していくか、それはどのような形で考えていますか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 今、議員がおっしゃられたとおり、平成26年から横断的組織の運営ということで、機構を26年に改正をさせていただきまして、参事制という、参事・理事制を一応とらせていただいています。これは横断的ということで、これまで課の縦割りというのを一つのグループとしまして、福祉であれば高齢者だけではなく健康づくりとか、そうしたのを横串を刺す形でグループをしまして、そこに参事を配置するという形をとらせていただいています。今も特に組織の関係につきましては、今度このグループも超えた形の横断的というのがもう今出てきています。

例えば、まち・ひと・しごと創生の関係、これは今、企画もやっていますが、産業課でもしています。組織図でいきますと、要するに産業建設グループと総務グループという二つにまたがるわけですが、そこを理事、それから参事で、庁議というのがうちにあります。会議もこれまで課長会議だけではなくて幹部会議というのをその都度やりまして、その連絡調整もあわせてそういう形で今しているものですから、そうした中で、今大分、たしか26年に改正したものですから、職員の中も大分その参事という形で調整をとったりとかということできているものですから、確かにまだ完全なものではありませんけれども、その目標に向かって、その制度の目的に沿った運用が今、図られつつあるというふうなうちのほうは認識していきまして、その辺もあわせて、周知というのは、議員の皆さんを初め町民の皆さんにしていかなきゃいけないというふうに思いますので、またこの辺は機構改革もあわせながら、今回の組織改編あわせて、今現在の機構もあわせて御周知していきたいというふうに考えていますので、これは、町政報告会とか、書面だけではなくて、そうした報告会もあわせて、そうした中でもお話をさせていただければというふうに思っておりますので、その点は役場のほうの事務を御理解していただくという行為も当然必要なものですから、そうした形で対応していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今、言われましたこの中ではもう大体周知はしているんですけれども、これから本当に利用していただく方々、要するに町民の人たちにいかにアピール、宣伝していくかというか、PRしていくか、それを効率よく使ってもらうことが目的の一番の方法だと思いますので、

その辺でしっかりとしたPRであるとか運用を、合理的な運用ができる形でぜひやっていただけたらと思います。回答はいいです。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

過日の全員協議会でも確認させていただきまして、こども未来課という形で、吉田町がどういったところに力点を置いているかというのがやはり課の名前にあらわれてくると思います。でありますから、子供の未来についても津波防災にあわせて、うちの町は真剣に取り組んでいくというあらわれということで、非常に評価するところでございます。

そうした中で、全員協議会の中で、教育主事及び保健師もこども未来課の中に配置していくという形で答弁いただいたと覚えているわけでございますけれども、そうしたところで、福祉の関係と児童、子供のある面一体的なものを担うということを考えたときに、幼保小中連携という形の教育大綱に基づいての、今回のこども未来課ということで書かれているものですから、そうしたことを考えたときに、もう少し、それよりももう一歩進んで、教育委員会の中で、5階へ持っていったという意味合いもあると思われるんですけれども、縦割り行政のあれでなくて、そういうフラットの考えたときに、将来的なことで、今回ありますけれども、将来的にはやはり教育委員会がこのこども未来課というものも所管して、やはり子供のことは教育委員会で、福祉も含めて全てやるような格好というのも可能なんではないでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） こども未来課のほうに期待していただいているということで、大変ありがたく思っています。

ちなみにちょっと一点、保健師の配置ということでありましたけれども、今現在も配置をしておりますし、ここについては今後の人事のほうの関係になってくるものですから、この辺についてはちょっと私のほうは答弁のほうは控えさせていただきたいと思っておりますけれども、あと、今回のこども未来課、それから教育委員会の連携ということで、今回は教育を主眼に置いた連携をさせていただいています。そうした中で幼保小中連携、小1プロブレムということで、今いろいろ教育の中で課題が出ておりますので、そうしたところで今回こども未来課におきましては、これまで児童福祉という一本だったものを保育支援と、それから児童福祉と、いわゆる福祉系とこの保育園系を今度、部門のほうをちょっと分けさせていただいています。

そうした中で、保育園とあと小学校の連携ということでさせていただきますので、それとあと、その連携の中で教育委員会には当然教育主事が配置を今しておりますので、その教育主事も中心となって幼保小中連携のほうをやっていきたいと、ラーニングプランもあわせてやっていけるという構想の中で、今回こども未来課を5階にということでさせていただいています。

それから、あと一応将来的に教育委員会の中でやったらどうかという御意見というか、それは確かに今現在の状況でありますと、幼児、要するに幼稚園につきましては、教育委員会の、文部科学省の所管になって、保育園については現在厚生労働省の所管ということに現在しておりますけれども、当町のような小さいところであれば連携はまず可能であろうということで、今回5階にさせていただきました。将来的につきましては、これについては今後機構

改革も、これは毎年見直さなければいけませんので、今回の実態がどうなのかということで検討はしていくものがあると思いますので、そうしたことで御理解をいただきたいと思ます。

なお、保育園をやっているところが、じゃ、ほかにあるかどうかというのは、これは確かにあります。これは条例というか、委任事項を、あれは町長の事務になりますので、そこを教育長に委任するというような形で、ちょっと別の規則、たしか規則だと思ったんですが、それを定めないと教育委員会に移管できないというのがありますので、ちょっとその例規について、例規を定めないとその移管ができないものですから、そうしたことも踏まえながら、今後トータル的にも見て検討していきたいというふうに思ます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 藤田です。

すぐということではなくて、やはり町が示す姿勢というのは、そういうところからもあらわれてくると思ますし、今回教育大綱も新たに策定して、ましてや教育長が特別職ということで町長から任命して、それを議会が同意をするという形でありますので、執行をするに当たっても町長部局のあれが、相当意向が入るということで、今回の新教育長の改正もなされていると思ますので、もう一回、そういうことの延長線からすれば、そういった対応をしていただければ、より明確な、やはり子供は、これからの吉田町を担う子供を育てるに当たりましては、児童から子供にかけましてやはり一体的なビジョンのもと、指導することが必要だと考えますので、そういったものに期待するわけでありす。

そうした中でありすけれども、生涯学習課が、今までこども未来課は子供としますと生涯学習課は大人といったようなイメージがとられると思ますし、大人の方々は中央公民館のほうへ行かれて、全てそういったものに関しては、教育にしてもスポーツにしても一体的なもので、非常にわかりやすい配置で、本当に1階は受付、2階は工事関係、3階は町のいろんな全てのもの、4階は我々、5階は子供、6階は吉田町の将来を全て考えるところというところで非常にわかりやすい配置だと考えるわけでありすけれども、そうした中で、中央公民館の設置条例があるわけでありすけれども、この生涯学習課を置くということは、特には問題ないということによろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 中央公民館の建物ということと、あと中央公民館には中央公民館事業と、活動事業というものがあるかと思ます。

そうした中で、生涯学習課につきましては、中央公民館の事務を所管するところになりますので、配置自体につきましては、何ら問題ないというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） わかりました。

全てがそれに、中央公民館の設置の条例の目的は社会教育法に基づく管理運営となっておりますので、少し大きくなるような感じですがけれども、特にそれに対してじゃないですがけれども、問題なければ、確認できましたので結構です。

それと、先ほど同僚議員からの答弁の中で、この組織図の中で、3グループ制の中でとい

うことでありますけれども、今、現実的には参事がお二人という形でやっているわけで、やはり意味合い的からしますと、総務と産業建設は一体的なグループで、連絡調整はやっていくということでお伺いしたんですけれども、今、町が目指そうとしたところを考えたときに、やはり2人のグループ長がいるよりも、1人のグループ長で一体的に展開していったほうがスピード感もあらわれるだろうし、そういったことも考えられると、私は先ほどの御答弁聞いていて考えたわけでありまして、今度の組織図案も3グループ制になっているものですから、総務グループと産業建設グループは兼ねてやるおつもりだったらまた話が違うんだけれども、非常にわかりやすくするためにはそういったのも御検討されたのか。それは、人事のことでありますので、私は言うことはできませんが、今、御答弁聞いていてそんな感じがしたんですけれども、そういったことも御検討されているのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） あくまでも組織、機構の関係で3グループということで今、参事を置くことができる規定をさせていただいています。また理事については現在特命事項ということで配置をして、要するに横断的な、重要特命事項、いわゆる町の重点施策です。そうしたもののところで今理事が中心となってグループ間のさらに横串を刺していると、その特命事項についてですけれども、そうした形で今行っています。

配置につきましては、ちょっと今この時点では申し上げられないですけれども、そうしたことも、今言われたのも可能な組織にはなっているということになりますので、そうしたことで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第6、第13号議案 平成27年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから、第13号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。

引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

11ページの地方創生加速化交付金であります。

これは、国の27年度補正で上がったものでありまして、大体4,000万円から8,000万円ぐらいの交付実績であるということでもちょっと調べたものでありますけれども、これにはさまざまな、とにかく早く事業を遂行するということであるわけで、その中に官民一体となったとかいろんな項目があるわけで、短い間にこれに手を挙げたというのは、いつもうちの町はスピード感というものはずばらしいものがあるわけでありまして、そういったものの実態として、今度この支出のほうで出てくると思うんですけれども、その辺のところの裏づけというんですか、そういったものの計画というものについてはどのようなお考えで、そのいろいろな条件をクリアしていくところで、主に三つぐらいで結構ですけれども、今回の補正を提案するに当たって、企画書というんですか、そういうのはよくわかりませんが、そういうのを出すに当たって三つの主なものを提出して、それを国が認めてもらったから今度おりたということでありまして、その大きなものはやはり町民の皆様方にお知らせしたいと思いますので、その辺について御答弁のほど、お願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 今回の補正予算の中においてあります加速化交付金につきましては、当町単独のもの、もう一つが広域連携のもの、こういう二つがございますが、広域連携につきましては、静岡市が中心となって取りまとめて提案をいただいているものに沿っていると、こういうところでちょっと答弁を省略いたしますが、当町のものにつきまして中心にお話をさせていただきますと、今回の加速化交付金の採択基準というのがございまして、その採択の中では、全員協議会の中でも申し上げましたけれども、官民協働、それから地域間連携、それと政策間連携、この三つの中の二つ以上が含まれていることと、こういうようなものがございます。

それと、もう一つかなり重視されているのが自立性という点でございます。これは、加速化交付金自体は50%以上ソフト事業で成り立つものと、こういうような内容となっておりますので、そのソフト事業が、加速化交付金がなくなった段階で、もうソフト事業が継続されないというふうなものではだめだと、そういう国の方針でございます。

これに沿って、当町としてどうしていくかということを検討したわけですが、今、行っているにぎわいづくり、このにぎわいづくりのところをさらに伸ばしながら、それと総合戦略に入れ込んでいる企業支援とか、そういう産業振興、それからにぎわいづくり、そうした点をさらに推し進めていくという観点を捉えまして計画をつくってございます。

その中で、自立性ということについては、その受け皿を行政がずっと持っていくということでは、国のほうでは採択はなかなか難しいと、こういうことになりますので、そこに民間を入れながら、それを継続させていくという方策として、現在計画をしておりますまちづく

り公社を主体として、そこでそのソフト事業をさらに継続させていくというものをイメージして計画に盛り込んでございます。その計画をもって官民協働というところもクリアできますので、そこで二つを同時に達成させていると。

それから、政策間連携というところで、にぎわいづくりの中で情報発信のためのプラットフォームをつくるというような一連の情報発信機能、それから町の町づくりを協働してやっていただくというようなところと、それから創業支援の部分、この創業支援を一緒に手がけていただくというような、そういうイメージを入れ込んでございます。

それと、企業間ネットワークを構築する中で、ワークライフバランスの取り組みも一緒にやっていただくというような、そういう複数の政策をもって政策間連携を内閣府にお認めいただいていると、こういう部分でございます。

一応、こうした計画を上げて、今のところは国のほうでお認めいただく方向になっていると、こういう実態でございます。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで歳入の質疑を終結します。

次に、歳出に入ります。

1款議会費について質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありますか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

6目企画費の中なんですけど、説明書の22ページ、まちづくり賑わい創出事業ということであります。その中で、18番に公用車ということでございます。先日、担当課にお聞きしたところ、これは町で買ってまちづくり公社に貸すんですというようなこととお聞きしました。まだ公社自体が動いていない時点で、事業をやるのに公用車を町で買って貸すというようなことなんですけど、今後、じゃ、町のほうで何か大きな企画をしたときにもそういう形で車を、もし欲しいことがあったら町で買って貸せるというような、そういうことをするようになるのか。

もともと公社をつくる、これからつくっていく、今いろいろやっていると思うんですけど、当然、車は欲しいというのは、もう当然あって、その公社が使う車というのは多分用意されるのかなと思うんですけど、そういう中でもまた今回、こういう形で1台貸せるというようなことなんですけど、何か特別なことに使うように貸せるというようなことなんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この公社の設立については、全面的に行政がバックアップする中で設立をしない限りはできないというふうに思っております。

その中で、設立、それから運営支援をどうしていくかということを一体的に考えていかなければいけないわけですが、まちづくり公社ができ上がった後には、情報発信のプラットフォームをつくっていくとかいうことでも、座っていたのではできなくて、情報を収集することから始めなければいけないということもございまして、機動力を持たないまちづくり公社ではもうどうしようもないだろうと、こういうような発想をしております。

そうした中において、じゃ、その機動力の車をとった場合に、公社が取得をするという方法は当然あるわけですが、ただその取得費というのは、社員がいっぱい集まって自主財源を持てればいいんですけども、そうじゃない限りは町が支援をしていくというようなことになろうかと思っておりますので、町が支援をする財源をどこに求めていくかと、こういう中で、今回、加速化交付金の申請の中で50%以内であれば、こういう公用車の取得も認められております。以前、先行型の交付金のときに、母子保健室を設置するという中で、あそこでも相談業務の機動力確保ということで公用車の取得を認めていただきました。それと同じイメージをしまして、今回10分の10の加速化交付金の財源の中でこれを手当てして、いずれ防災公園で使う備品という形で取得をして、公社でも、指定管理をお認めいただければ公社がそこを拠点ともできますので、そうした中で公社専用ということではなくて公の使い方も可能なようにいたしまして、今回の地方創生加速化交付金の対象事業とさせていただいたと、こういうものでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 公社専用ではないということをお聞きして、理解しました。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

一般質問もやるものですから、まちづくり公社のことはあれですけども、全員協議会の中で、21ページも入っていると思うんですけども、設計委託、監理委託及び22ページの施設改修という、この辺の一連のところはインキュベーターの創業支援という形ですみれ保育園を改修していくということでございますけれども、どのようなイメージの改修なのか、県に都田の発信インキュベーターセンターってございますが、ああいった形で小さい小間をつかって、創業にかかわるまでの間、活動ができるようになるようなイメージなのか、それともそういった窓口相談業務を行うようなそういったものもある、もう少しそれについて説明をお願いしたいという点と、将来的にどのような形に持っていくかということもあわせて御答弁のほど、お願いをいたします。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 21ページの設計監理委託、それから22ページの15節の施設改修という部分でございますが、これにつきましては、御質問にありましたとおり、旧すみれ保育園の園舎の耐震性を有している部分を活用して、インキュベーションセンターをつくっていくというような事業でございます。これも加速化交付金の事業として、国に今申請をしているものでございますが、このインキュベーションセンターについては、ここへ相談窓口まで置くというようなことにはしておりません。創業支援につきましては、

現在も事業として行っていますが、創業支援ネットワークも構築いたしまして、それで産業課を窓口として創業支援を行っていこうと。

それに、金融機関の皆様方とか商工会とか、それとまちづくり公社、あとNPO法人しずかちゃん、こうした連携を図りながら創業支援を行っていくというソフト的なシステムはでき上がったわけですが、そこに相談に見えられて創業支援の場所が欲しいというような、短期的な創業を行うための準備期間をどこで行うかというような、そういう機能が当町にはないというところを考慮いたしまして、旧すみれ保育園の一角をすぐに事務室にできるような、そういう機能まで備えるということで、大体、今、設計の中では、同時に3人ぐらいの方が創業を志そうとして使おうとすれば使える程度ということで、それぐらいの規模で今改修をしようということで計画をしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

そうしますと、開設前の運用規定というんですか、そういったものもできてくると思われるんですけども、今想定しているのは、創業の間、半年とか1年の間ということなのか、それは無償なのかということも含めて、もう少し具体的な説明を、もうここで承認すれば、そのままいってもらえれば、後で決算で聞くだけしかありませんので、もう少し説明をしていただきたいと思います。

同時に3人というんですが、3件ですか、それとも3名の方が3カ所、それとあと事務的なもの、ネット環境とか、机とか、そういったもの、空調管理も含めてそういったものを、もう身一つで来ていただければ創業のあれができるという、その辺のところはどうなんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 申請の中で、使用料を取るとかそういうことになりますと、加速化交付金の趣旨とまた異なる部分も出てまいりますので、今のところ、旧すみれ保育園はもう用途廃止も行っていて普通財産になっておりますので、普通財産としてお貸しするという事で考えております。そこで発生する水道料金とか、実費部分についてはいただくと。

身一つでおいでいただいても、お一人ということより3件というつもりでおりますが、3件の申請があっても、同時にそこに入って創業にすぐ取りかかれるというような、そういう機能までを整えるように、今、この加速化交付金の中では対応しようというふうにしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。了解しました。

そうですね、そういった環境にないために諦めている方も大勢いらっしゃると思いますし、また、これを中央に発信することによって、東京から優秀な方がこちらへ来て創業しようという方も期待されると思いますので、大変期待しております。

続いて、21ページの同じところですが。情報発信プラットフォームです。こういった形での過日の全員協議会の中では、個別商品の発掘、データベース化ということであるわけですが

ども、これはやはりどのような形で1,400万円でまちづくり公社が担うということでは聞いているわけなんですけれども、やはり町民の中から今までの吉田町のいいものとか、それぞれ昔はこういうものがあったんだけれども、今はなくなってしまったよとか、そういったものもあると思われるものですから、町民の参画ぐあい、これは、今、あくまでも公社がやるんですけれども、町民との協働の部分ではどのような形で御検討されているんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） こちらの情報発信プラットフォームでございますが、まずは公社で運営するホームページを持つというのが一つの大きな柱になってまいります。

それで、吉田町の行政として発信していくと、なかなか個別の商店とか個別の商品とかいうものを発信しにくいというところがございます、そうしたところをこのまちづくり公社の中で、一つの例を申し上げますと、ウナギでも非常に広い範囲で組合を構成することになったところから、あれだけブランド力があつたと私は思っているんですが、吉田のウナギというものが、吉田のウナギとしての商品名がなくなっているわけですね。そういうものを吉田のウナギとして売り出せるような、そういう取り組みまで含めて、それを紹介して、なおかつ欲を言えばふるさと納税までつながるぐらいの、そういう全般的なシステムを通して吉田町をPRしていくというところまでつなげていきたいというのが、この情報発信プラットフォーム構築というものを目指しているところです。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

ウナギということで、やはり吉田町のふるさと納税の関係で、焼津市もウナギで相当全国2位という形で昨年の年末にかけてばたばたと伸びたわけでありまして、この企画までやられるということで、プラットフォームというところ何か発信して終わりということだったんですけれども、その発信するもの自体もここでいろんな形づくりながら企画して出すということですね。そうすると、非常にうちの町の特色もなるという形なんですけれども、その企画というものまでも含めたことをやるということが確認でき、答弁いただきましたので、非常に納得いたしましたので、頑張ってくださいなと思います。特に答弁はいいです。よろしくをお願いします。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

36ページなんですが、先日の全協のときもお聞きしてあるんですが、漁業近代化資金利子補助金ということで、5件の方が利用されたということなんですが、本来ならもっと多くの方に利用していただければと思うんですが、せっかくあるもので、予算も100万円ほどとおるわけで、何で少なかったのかというような分析はされているのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、この間の全協のとき5名と言ったんですけれども、5名というのは上期で5名、下期で1名という説明のほうさせて、全部で、1年間で6名ということでした。

今の質問ですけれども、上期のほうでは5名いたんですけれども、下期のほうで1名しかいなかったということで全協のときもお話しさせていただいたんですけれども、その1名が内水面、要はウナギの関係のことということでも説明させていただきました。下期でありますので、年の半分、寒くなってきてからのことで、そのときに内水面のほうでは、通常でありますとシラスウナギを入れて夏の出荷時期に間に合わせるわけなんですけれども、その方たちがいなかったということでもあります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 細かい内容を聞いているわけじゃなくて、全体的にこれだけの枠をとってあるのに利用者が少ないということに関して、課として、もっとPRが足りないとか、そういったことはないですかということでお伺いしておるわけです。

今後も、この後もあるんですが、予算のほうでも同じ額がついているわけですよ。今期というか、27年ではもうこれしか使っていないし、利用がなかったという中で、この制度自体がもっと使ってもらえるようにやっていかないと、水産振興ということで今度いろいろやっていくわけですよ。そういう中で、もとの水産の業者自体が活力が余りないようでしたら大変なんですよ。振興を一生懸命やろうとやっていても、もとがなかったら、もとのほうがしぼんじゃっていたらできないわけですよ。だからそういう面で、そういったことのチェックというのか、しておられるのでしょうかということ、お願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） PRの関係につきましては、相手が一定の人というか、決まった人ということでもありますので、PRのほうはさせていただいているつもりでありますけれども、もしかしたら不足しているということもあるのかもしれないので、今後につきましては、さらにPRのほうを強化していきたいと思っております。

分析のほうですけれども、特に分析のところまでは行ってないんですけれども、やはり後継者不足というところは否めないというふうに担当課のほうでは考えております。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 今、後継者不足というようなことがあります。これはこの業界、水産

業だけじゃないかもしれないんですが、そういった点で産業課としてアドバイスというか、そういったこともしていくべきだと思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 一般質問のほうにも出ていますので、非常に言いにくい部分がありますけれども、産業課のほうとしましては後継者不足対策のことは現在もやっておりますし、これからもやっていくつもりで考えております。

○9番（増田剛士君） お願いします。了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） これで質疑を終結します。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

過日の全協で、吉田町内の道路の舗装修繕事業費、減額については内容を伺いました。この道路の舗装の補修事業ということ自体が、日常生活の中で町が考えるものとしてある程度舗装修繕が重要であるというのか、それとも国の補助があってやるもので、徐々にやっていけばいいかなというのか、その辺の考え方をちょっとお伺いいたします。ある程度、道路の舗装の補修というものは重要なことだというのか、それとも補助をいただきがてら順序よく、順にやっていけばいいかなと、このマイナスの原因が国の補助が減ったから町のほうの一般財源からも減るといってお話なのか、その辺をちょっと伺えますか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 道路の維持補修につきましては、この項目と道路維持という項目がございまして、そちら毎年度、単価契約を結びまして補修をしているわけでございます。重要性というところにつきましては、もう本当に緊急で事故につながったりだとか、生命、財産を侵してしまうということにつながりますので、それは大至急直さなければいけないことと思っております。

その中で、効率的にやりたい、行っていきたいという中で、町の単独費をもって充てている部分もありますし、もっともっとやりたいという中で、何かシステムはないかということの中で見つけてきて、こういう国の補助をいただいて、何とかやる部分を増やしていきたいということで行っているものでございまして、今回につきましては、内示が55%ということでもかなり低いものではありましたが、そういうようなものを粘り強く補助をお願いする形で、もっともっと積極的に行っていききたいと思います。

○11番（八木 栄君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番(大石 巖君) 42ページの街路事業費の中で、富士見幹線の整備事業が追加をされています。これは富士見幹線に避難誘導灯を設置するという事で、間隔を40メートル間隔というようなことも伺いました。確かに災害時に町民が避難をする場合に、電気等停電になった場合に非常に避難が困るということが当然考えられます。しかし、私の単純な発想ですが、もし津波とか大地震とか、そういうことの大規模な災害が出た場合に、海側から山のほうに、南から北のほうに逃げるとというのが大体の道じゃないかなというふうに思いますが、そうしますと、例えば住吉幹線など、ほとんど街路灯が余りないという状態ですので、そういう南北の道路を、幹線道路にこうした避難誘導灯を設置するというのがまず考えられることじゃないのかなと思いますが、富士見幹線にこの避難誘導灯を設置ということの優先度合いのほうの関係ではいかがだったでしょうか。

○議長(大塚邦子君) 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監(大石悦正君) 富士見幹線の関係でございますが、この地区、この間もちょっと話をさせてもらいましたが、富士見スクエアという中で、物資供給拠点の話もさせていただきました。道路の関係の避難路、避難誘導灯、それ以外ではなくて、あそこについては町の防災拠点となる部分と考えています。今、大石議員のほうからも話があったように、津波に、海のほうから逃げると、逃げてくる方がここで避難生活も送ってもらうということもちょっと話をさせてもらってあります。また、先ほど話をしたように、物資供給拠点の受け渡し、物資の受け渡しの関係も出てきます。そういった中で電源が途絶えるという話になりますと、その受け渡しについても非常に問題が出てくると。

この富士見幹線については、インターに直結しているというところでございます。そこから物資が入ってくる中で、夜間にも物資が入ってくるという中で、安全・安心、そういった面でぜひここにそういう夜電気が途絶えてもいいようなソーラーシステムのものを設置したらどうかという話で、県・国のほうからもそういう指導がございまして、今回設置させていただくということになってございます。

以上です。

○議長(大塚邦子君) 3番、大石 巖君。

○3番(大石 巖君) 富士見幹線はもうじき道路が完成をすると、スーパー等もできてにぎわいかなり期待できるんじゃないかなと思いますが、富士見幹線に通常の電源からの街路灯などが設置をされるんじゃないかなと思うんですが、それにプラスこうした災害時の非常電源の街路灯がプラス加わるのかということも、ちょっと私発想したんですが、そうしますと、通常ときはスーパーの周りかなり明るいというようなイメージを受けるんですが、説明のときにその想定をした図面等もちょっとなかったものですから、もう一つ富士見幹線にどういう街路灯ができて、普通の街路灯とは違うんだということをちょっともう少し詳しくお話いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長(大塚邦子君) 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長(大石 充君) 先ほど、防災灯、避難誘導灯の必要性とかというものは防災課長のほうから御説明いただきまして、今度私のほうからは今言った基準、どういうイメージだということだと捉えましたので、整備を担当しています私のほうから少し回答させていただきたいと思いますが、もし予算を認めていただければ、工事発注ということがございますので、詳しいところまで、大変申しわけないですが、しゃべれなくて申しわけない

ですが、40メートルピッチで30本というお話を全協でお話をさせていただいた中で、現在乗り入れ部、車道から商業施設等へ入る部分、そういうようなところに柱を立つわけにはいきませんので、そういう現地踏査をやっている状況でございます。

そういう中で、じゃ、どういうものなんだというところをお話しさせていただくと、大石議員のほうでは、道路照明灯も立って、避難誘導灯も立つんじゃないかというようなイメージをされているかと思いますが、そうではなくて、道路照明灯のようなものが商業電源だと有事の際に、危機事象のときには電源が来なくて暗くなってしまうので、つきませんので、それに蓄電池機能を備えた、いわゆるソーラー的なものを兼ね備えた防災灯、避難誘導灯でございます。それが立つわけございまして、かぶって2本歩道上にできるという物理的なものではございません。

高さ的には4メートルぐらいのもので、防災課長のほうからもお話がありました北オアシスパーク富士見スクエアは防災機能も備えていますけれども、景観上もすぐれたものにしていきたいという方向性でございますので、いわゆるソーラーシステムの公園等で見かけます受光部が頭の上に乗っているようなシステムの形の防犯灯、避難誘導灯ではなくて、できればスリムに、景観上も好ましいというものを使っていきたいと思っている次第です。

以上です。

○3番（大石 巖君） 了解です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

41ページで、TOUKAI-0の関係でちょっとお聞かせください。全協の中ではいろいろこの数字を招く原因、原因というか件数、それはお聞きしました。これを見ますと、746万円がマイナスと下がって、最終的に503万円という、もう半分以下なんですよね、最初の予定からね。そういうことですよ。そうすると、実際関係者としては、県の人たちとか、一緒にやってくれているのはわかるんですけども、県のほうでも耐震化率のほうをもっと上げろという形で先日も報道がありましたけれども、その辺でこの分析というか、そういうものなんかはどういう形でしているんですか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 山内議員のおっしゃるように、県でも90%という目標率を5%上げて95%に持っていこうということで、かなり補助のベースは上げてきてくれていると感じております。そんな中で私どものほうの実績としましては、正直なかなか上がっていないというのが山内議員のおっしゃるところでございますが、そういう中で私どもも啓発運動としまして、建築士さん、耐震診断士さんと一緒に該当している方に戸別訪問を行ったり、ダイレクトメールを送らせていただいたりしています。

そういう中で、実情としましては、どうしても個人負担の部分が出てきてしまいますので、粘り強く説得はしているんですが、なかなか診断まではしてくれるんですけども、補強までの工事までには一步踏み出せないという状況がございます。

これは、まだ仮定の話なんですけど、それじゃもう少し違うアプローチを町民の皆さんにしていくということの中で、来年度からは教育委員会さんのほうにも今打診をして、お願いをしているんですけども、子供さんのところに出向きまして、建物が倒れる模型を見せて、そういう講習みたいな、研修みたいなことをさせてもらって、子供さんのほうから親御さん

のほうへ、こりゃ、やらにゃいかんよというようなところの切り口も考えてはおるのは正直なところでございます。

何とか、診断率、改修率の向上に努めたいと思っている状況でございます。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

確かにそのとおり、何とかしなきゃいかんということなんですよ。それで今言われました学校の関係というのは、以前、大岩町、志太の関係でやったことがありまして、それに参考になるかなと思うんです。

それともう一つは、お聞きしたのは、これは建築士会ともタイアップをしているものから、そちらへのアピールというんですか、そちらへのもっと強烈的な協力関係というか、そういうのをとったらいいと思うんですけれども、その辺ちょっと少ないような感じがするんですけれども、今どういう方向性を持っているんですか。建築士会とか、例えばそれをやってくれる人たちとの接触ということ、その辺はどういうふうに考えていますか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） そういうシステムとかは、うちのところで持っているわけですが、診断の項目ですとか、専門的なことというのは今おっしゃったように、資格を持った人でないとできない部分がございます。私どもだけでこの補助システムが回るというものではないと考えておりますので、おっしゃるとおり、もっと密に連絡をとりまして御協力を得られるような体制を心がけていきたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

去年ですか、自分も県の人たちと一緒に何回か行ってまして、厳しいことは非常にわかるんですけれども、その中でもやっていかんやいかんということですからね。

そして、参考になるかと思うんですけれども、森町とかそういうところというのはもう100万円近いお金を出してくれているわけですよ。その辺もこれから本当に県のほうにどういう形で出てくるかわからないんですけれども、そういうような、今、県は95%に上げるという中で、県からのそういう指示とか、いろんな連絡とか、通達とかって、そういうのはあるんですか。ほとんどないんですか。県からはただパーセントを言うだけなんですか、頑張れよと。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 議員も肌で感じていらっしゃるように、県の方も一緒に来てくれてやってくれているということも含めますと、やはり一辺倒で言っているだけではないです。やはり一緒に汗をかいてくれていますので、いろいろ相談に乗っていただいている状況でございます。

○6番（山内 均君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。再開は10時50分とします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時51分

○議長（大塚邦子君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

基金費が2億2,965万円になっております。以前、私、決算のときも翌年の繰越金の中で、多少なりとも町民の要望をというようなお話をいたしました。先ほど道路の舗装の修繕、こちらのほうで、事故などが起こり大変危険だということで、効率的にもっとやりたいということ。これを都市建設課長のほうから答弁いただきました。そういうことで、ここの2億2,965万円あるわけですけれども、この中の幾らかを使って、そういう危険をなくすためにも、こちらの、先ほどは国庫の補助金が減ったもので一般財源も減ったということですが、もしあれならこの辺のお金を充当いたしまして、それで町単の仕事として、町民に対して危険を少しでも減らすための舗装の補修事業ですか、この辺ができないかなと、こんなふうに考えますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 道路補修については、そうした考えもあろうかと思いますが、今回減額している部分の道路補修については、国庫補助事業の路面性状調査を行った中で国庫補助事業として認めていただいて、その補助金を財源として行うというような、そういうものです。国庫補助金を財源とする場合には町の単独分というのは起債措置も可能なんです。一般的な道路の修繕ということになると単純な修繕では起債もきかないし、税金でやるしかないという事業になってきます。

事業をやるためには全て財源が必要になるわけですが、今回のこの2億2,965万円というのは単純に残ったわけではなくて、全て事業に予算化されております。予算化された中で執行がそこまで至らなかったとかいうところで、結果的に残ったものを集めたところ2億2,965万円あったということで、もともと箇所なしの予算ではございませんので、それをここの結果でこういうことになったわけですが、この結果を見たところでまた予算措置をして、今から、じゃ、工事を組んでやろうかということになりますと、非常にタイトなスケジュールになって事業化は難しいということですので、一般的には、財政運営としてはここで出た

ものを一旦積み立てて、それで次年度で繰り入れをして使わせていただくというような、そういう手法をとらせていただいていると。

ここで、まだ予定できなくて余ったものについては繰越金ということで繰越財源とさせていただきます、翌年度に使わせていただくというような財政運営となりますので、余っているという考え方はちょっと誤解をされているのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木ですけれども、流用はきかないということでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 議員から流用を積極的にお認めいただけるようなお話をいただくと非常にありがたいことなのですが、一応予算は、私ども、議会の御承認をいただきながら予算措置をして使わせていただくのが原則だというふうに思っております、流用も万やむを得ない場合ということで財政サイド、それから執行部で厳しくチェックをした中で、それから監査委員の監査も適正だと言われる範囲内では認めないということにしておりますので、そういう観点からいくと、安易に流用を考えるべきではないというふうには思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

ちょっと内容確認ということになっちゃうかもしれませんが、この道路舗装修繕事業というのはどの程度の工事の内容か、ちょっとその辺がはっきりわからなかったものですからあれですけれども、内容確認かもしれませんが、今のちょっと質疑に関係してくるもので、できればその辺ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○議長（大塚邦子君） 款が外れていますので、その答弁は求められません。

○11番（八木 栄君） わかりました。じゃ、いいです。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

以上で、第13号議案についての質疑を終わります。

これから第13号議案について討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第7、第17号議案 平成27年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから、第17号議案の質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

歳出の明細書の説明資料の4ページであります。

全協の中で、町単独浄化センター建設費の中で減額されている内容につきまして、地方公営企業法適用化業務委託料が324万円という形で当初業務委託をする予定であったが、それを職員がやられたということでありますけれども、これ今回、先ほど上がりました議案の中でも上下水道課という形となるわけで、これから担う形での業務というのは全てこれで完結して、その移行に備えるものが、というのはまた来年も、今後これで適用化業務ということをやられたということで、それで代用できるところまで職員がやられたということによろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 下水道課長、大石剛久君。

○下水道課長（大石剛久君） 今回、地方公営企業法適用化に向けた基本計画の策定業務、職員のほうで策定をしたというところでございますが、この計画につきましては、あくまでも移行事務に、適用化に向けた基本方針という形で、そういったものをどういうふうに事務の移行に向けてやっていくかというようなものでございます。ですので、今後まだこの計画も案でございますので、現在は移行に向けての準備委員会というものを設置いたしまして、その委員会の中でこの計画も詰めていきたいというふうに考えております。最終的には、32年度の移行に向けて準備を進めていきたいということで考えてございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

32年度移行という形で、水道企業会計も法適用で変わって、2年ぐらい前からいろいろ変わってきた経緯もあるのですから、そういった形での職員内の連携等あると思うんですけども、普通はこういったものというコンサルとか、そういうところに委託して、最初から、基本計画から全て一連の流れでやったほうが、後でやるよりもやりやすいということがあると思うんですけども、今回プロパーの皆さん方でしっかりとしたものを基本計画構想というんですか、つくってそれですとやっていただくのが一番いいんですけども、もしいろんなことがあって途中から委託するというのも可能なわけですよ。両方選択肢としてあるということによろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 下水道課長、大石剛久君。

○下水道課長（大石剛久君） 今回、提出させていただいた議案の中に当初予算のこともありますが、その中にも載せてございますけれども、今後まだ、例えば移行に向けて下水道事業の固定資産の評価事務であるとか、そういったところはやはり職員だけではやれない部分が

ございます。そういったところは業務委託、予算上にもお認めいただければ、そういったところで業務委託を通じてやっていきたいと。ただ、全てお願いしちゃうということでもなくて、職員ができる部分は職員でもやっていきたいというふうに考えておりますし、業務委託でなければできないというところは委託に出していきたいというふうに考えてございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

今回ですけれども、職員の皆様の御努力で、324万円という形の貴重な税金を有効な事業に振り分けできる形で減額したということで、こういったことはほかに事業においても同じような形でやられているということもあるかもしれませんが、なかなかそういった事例というのは、こういう議会の中では、質疑の中でわかることもあると思いますので、非常にいい事例として、皆様の税金を貴重な形で有効に使っていただいたということで、本当に素晴らしいことだと思っております。

また、今後のこういった業務委託に関しましてもこの素晴らしい事例を参考に、よりよい業務の遂行を願いますので、非常に感銘いたしましたので申し上げます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第8、第25号議案 吉田町牧之原市広域施設組合の共同処理する事務の変更及び吉田町牧之原市広域施設組合同規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

これから、第25号議案の質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

参考資料15の中でございますけれども、今回の規約は、吉田町牧之原市広域施設組合同規約

の変更という形でなっています。改正後の第3条の3号でございますけれども、消防に関する事務という形で、それが施設管理に戻るという形になっているんですけれども、この名称のところなんですけれども、全員協議会の中で静岡市消防局になるという形で防災課長のほうからお話があったわけで、新たにこういう形で改正するのであれば、ここは旧吉田町榛原広域施設組合であったのが、吉田町牧之原市広域施設組合と変わっているわけですよ。

でありますから、この条例の頭のところも吉田町牧之原市という形でなっているわけでありまして、そういった形で新しいものに名称を変えるのであれば、新たに改正して、こういった形で名前が出る以上、これを全部の条項見ないものですからわかりませんが、静岡市吉田消防署といった形の名称にしたほうがよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 藤田議員、第25号議案でよろしいですか。

○10番（藤田和寿君） 25号議案です。

○議長（大塚邦子君） 吉田町牧之原市広域施設組合規約の一部を変更する規約で、第3条第3号を次のように改める、この件でよろしいですか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 参考資料ナンバー15を見てください。

新旧対照表がありますので、わかりやすいと思います。その第3条3号旧吉田榛原消防署庁舎といった名称を今度新しくなります静岡市吉田消防署というのが、やはり今の流れからするとよろしいのではないかと思います、それについてお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 答弁をお願いします。

総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） すみません、規約の関係ということで、ちょっと総務課のほうで例規のほうをやっているものですから、うちのほうからちょっと答弁をさせていただきたいと思います。

まず、今回名称が旧ということで、恐らく今度静岡市だということがあるかと思いますが、まず現状の消防署の庁舎につきましては、広域施設組合の行政財産ということになります。静岡市と今後消防委託をするわけでございますけれども、施設はあくまでも広域施設組合の消防庁舎を無償貸与して使用するということになります。そうした場合にこの庁舎のところの維持管理、土地と附属施設自体を含んだ維持管理については、その所有者が維持管理をします。ただし使用のほうの備品等の関係については、これは今後の規約等の関係も入ってきますけれども、そうしたものについては静岡市が無償貸与を受けて、そこで消防業務を行うということになります。

なお、この規約変更につきまして、その施設を特定、旧のところを、旧の行政財産が残っていますので、そこをする場合にどうするかということで、これは旧榛原も牧之原市に入っていますので、牧之原市とまたあとうちのほうと、あと広域施設組合と一緒に静岡県の自治行政課のほうに行きまして、どうした表記がいいのかと、新たな庁舎が残るのでという話もしたんですけれども、そうした中で、あくまでもこの規約は吉田町牧之原市広域施設組合の規約ですので、ここでは特定する場合は旧吉田榛原消防署の庁舎ということがベストであろうということで、そうした御指導もいただきまして、今回こういった形で規約のほうを出させていただいています。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解しました。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第9、第26号議案 吉田町と静岡市との間の消防指令業務に関する事務の委託の廃止についてを議題とします。

これから、第26号議案の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第10、第27号議案 吉田町と静岡市との間の消防事務の委託につ

いてを議題とします。

これから、第27号議案の質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

この規約の中で、委託事務の範囲の第1条の2のところに、これから今まで吉田消防署のいろんなものが許認可であるとか、そういうものは今までは吉田消防署にあったものが静岡へ行くということで確認をいたしました。今、事務局のところに消防の方がおりますので、消防の人がいたものですから、ちょっと聞いたんですけれども、そういう形ではこれから執行されるに当たって、この業務をされる、要するに建設業であるとか、商業、産業、すごい広い範囲で関係してきますので、この周知というか、そういうのは今まで前年か、何年か、もう2年ぐらい前からやってきたんですけれども、その辺の周知というのはなかなか出ていないと思うんですけれども、広い範囲の人たちが関係しますので、その辺はかなり町としてはやってくれているんですか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） それこそ、この救急広域化につきましては、平成22年からという話があります。そういった中で、合意については25年に合意をされたという経緯がありますが、広報についての話ですが、御存じだと思いますが、「広報よしだ」1月号を特集組ましてもらって、1ページ、2ページ、3ページくらいで、広域化についてこういうふうになるという話をさせてもらってきています。また、今後もこういう広報については指摘していくつもりでありますが、これを見てもらって、今後こういうサービスが受けられるというのを皆さんに実感していただければなと思っていますところでございます。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今の広報のやつは、なかなか見る人がいるかどうかとちょっと心配したものですから、あえて言わせてもらって、これがもうすぐに執行していくわけですから、それと同時に、内容に入っていくんですけれども、消防って各いろいろ多少ずつ違ってくるんですけれども、例えば牧之原と吉田、今一緒なんですけれども、藤枝とか、島田とか、それぞれのときに大体基準的なものというのは、これからこういう開業の中で何か静岡の基準に統一されていくとか、そういう話というのはあるんですか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 委託の契約の中の2条に載っておりますが、静岡市の例規によって進めていきますと、委託事務は例規によって進めていきますという話になっています。当然、1条については静岡県の事務処理の特例に関する条例の中で進めていくものは進めるということで、県の中の消防については同じような形で進めていかれると、その例規にのっとってやられると解釈しています。ここでやるのと向こうでやるのとは違うということはありません。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、自分が言ったのは、根本的な違いはないんですけれども、細かい部分がいっぱいあるんですよね。細かい部分が本当にたくさんあるんです。例えば、建築確

認をとるときに藤枝に行っても違うし、島田も違うし、吉田、榛原みんな違うんですね。せっかく広域化になったときに、これからこの中でも一つの方向性として統一されていくというか、当然町がもう皆同じような状況になってくるわけですから、その中でそういうものが、本当はもしなければ提案というか何かやっていただきたいし、そういうものがあるかなということでお聞きをしました。

いずれにしても、今のどうやって皆さんに周知をしていくか、広い範囲の人たちがいますので、その辺をまたしっかりとやっていただければということで質問させていただきました。回答はいいです。ありがとうございました。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第11、発議案第2号 吉田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者、三輪正邦君の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長、三輪正邦君。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

吉田町議会議長、大塚邦子様。議会運営委員会委員長、三輪正邦。

発議案の提出について。地方自治法第109条第6項及び吉田町議会会議規則第14条第3項の規定により別紙のとおり、平成28年第1回吉田町議会定例会本会議へ発議案を提出します。

提出理由、吉田町課設置条例の一部を改正する条例の制定により、「社会福祉課、高齢者支援課、都市建設課、下水道課及び水道課」が廃止され、新たに「福祉課、こども未来課、建設課、都市環境課及び上下水道課」が設置された。これに伴い吉田町議会委員会条例における総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会の所管を改める必要が生じたことから、同条例の一部を改正するものである。

発議案第2号 吉田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び吉田町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成28年3月4日提出。

吉田町議会議長、大塚邦子様。提出者、議会運営委員会委員長、三輪正邦。

吉田町議会委員会条例の一部を改正する条例。

吉田町議会委員会条例（昭和39年吉田町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、社会福祉課」を「、福祉課、こども未来課」に改め、「、高齢者支援課」を削り、同条第2号中「、都市建設課、下水道課、水道課」を「、建設課、都市環境課、上下水道課」に改める。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 説明が終わりました。

これから、発議案第2号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

議員、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は終了しました。

御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会します。

散会 午前11時22分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会10日目でございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎発言の訂正

○議長（大塚邦子君） ここで、総務グループ参事兼企画課長から発言を求められています。
これを許します。

総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 私のほうから、過日の全員協議会におきまして、静岡消防救急広域化に伴う議案の内容確認の際に、新たな吉田消防署の消防署の正式な名称の御質問がございましたが、その際に静岡市消防局吉田消防署が正式であるというようなお答えをさせていただいたんですが、静岡市のほうにさらに確認をさせていただきまして、条例名に規定される消防署の名称というのは、静岡市吉田消防署という名称で条例規定をするという確認がとれましたので、過日の答えの中で静岡市消防局というふうに申し上げましたが、消防局は入らないという名称で正式名称という御了解をさせていただきたいと思えます。

なお、消防組織の組織上としては静岡市消防局、これが今までの消防本部になりますので、その一つの機関として静岡市吉田消防署が名称として決定されるという運びということでお伺いしております。

大変、誤りの発言があったことをおわびして訂正をさせていただきます。

以上です。

◎議事日程の報告

○議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、議事に入ります。

◎議案第18号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第1、第18号議案 平成28年度吉田町一般会計予算についてを議題とします。

これから第18号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入の1款から10款、20款についての質疑を行います。

引き続き歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思いますが、説明員を入れかえながら進めるため、出席する説明員により順番が前後する場合がありますので、御了承願います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。

また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

初めに、歳入の1款から10款、20款についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

まず、一つ目が国の補助金の関係で伺いたいんですが、特別にこの予算の中に項目立てということではないんですが、過日、マイナンバー制度に伴うシステムの構築、あるいはランニングコストの関係で質問をいたしました。その際、この県内の市町会議の中でも非常にシステムの対策、いわゆるセキュリティー対策の強化ということでその費用が結構かさむ、それに対して国からの補助が少ないんじゃないかということで市町会では、国に対してそういう要望を出そうじゃないかという話が出ているということを知りました。

吉田町についても同様に非常に歳出の中でも予算計上されていますように費用がかさむわけですが、10分の10というわけにはいかないというような話もお聞きをしているんですが、吉田町としてこうした国の制度の一環としてのシステムの費用、ランニングコストの費用について国に対してもっと補助を増やしていただく、あるいはそういうことでの地方での負担が少なくなるようなそういう要望について上げていっていただきたいとは思いますが、そういうふうなお考えはあるでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 国のマイナンバーにかかわる対策の中で市長会などで取り上げているのは、セキュリティー対策の部分が最も重視されている部分でございますが、当町の場合としても同じ状況でございます。セキュリティー対策、今回国からの収入として735万円見込んでございますけれども、セキュリティー対策分でございますけれども、2分の1計上ということでそれに伴う支出を今回の予算に組まさせていただきます。

このセキュリティー対策については、今回の計上額だけで十分対応できるかどうかといいますと、まだまだ対策を継続していく必要があるという状況にある中で、そのセキュリティー対策のあり方というのはいろんな方法があるわけでございます。その一環としてクラウド化なども念頭に置いて行うということも視野に入れてございますので、そうしたところで行きますと、当町の実状としては他の自治体の方々が言うほどに深刻な状況ではないというふうに思っております。

ただ、一般財源の持ち出しというのは当然かかるわけでございますので、当町としてはマイナンバーだけではなくて、全体的なシステムをより安全なものにしていくという全般的な対応の中でマイナンバーに対してのセキュリティーも確保していきたいというふうに思っております。

そういうところですので、単独で要望するとか、そういう意思是今のところは持っておりません。

以上です。

○3番（大石 巖君） 了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

県の支出金についてその項目の点でお伺いしたいんですが、核燃料交付金ということで特定発電所周辺地域振興対策交付金という項目があるそうなんです、これまで対象が浜岡原発にすれば地元4市ということだったんですが、15年度からUPZ圏、31キロ圏内の市町についても対象が拡大されるというようなことが新聞報道でありました。この15年度から4,400万円ほど7市町に交付されるということだそうですが、ところが、この市町の中で合意ができなかったということで、この16年度にこの交付金の上乘せをされるということなんです、この市町で、7市町だと思んですが、中で合意ができなかったということで繰り越しになったという、それのところは吉田町にはどういうふうな態度で臨んだのか、その辺がお話いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ただいまの交付金につきましては、28年度予算には計上もされていないというところでございますが、このUPZ圏域が広がったところから、今までのEPZ圏内に限っていた交付金をPAZ圏とUPZ圏という2段階にしながらために、UPZ圏内までも交付金を配分するというようなそういう県のお考えが示されていることは事実でございます。

ただ、その交付金の配分については、もともと4市のところに配分していた前提を変えずに、その財源を比率を変えて収入を県としてはプラスして見込むような財源措置をしておりますので、そのプラスされる部分について5市2町の拡大される部分に配分をしたいというようなそういうお話をいただいたことは事実でございます。

ただ、そのお話をいただいた時期というのは非常に遅い時期でございまして、しかも他の会議と抱き合わせのような形で提示されたということで、物別れに終わったというよりも、調整できるような状況で提示をしていただけなかったというようなそういう状況だというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） この吉田町へも幾らかは多分内容的にあると思うんですけども、予算に計上されていないということと、吉田町に配分がまだその金額が提示されていないということなんでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ただいま申し上げたところで県の考えておられる数字というのは提示はあったんですが、ただ、数字というのはちゃんと最終的に固まった状態じゃなければ幾ら入るかも申し上げることはできませんし、それほど多くの額ではないことは確かでございますが、まだちゃんとした交付されるということが全体として確認

をされて、交付のルールもちゃんと決まった状態でなければ予算措置はするつもりもございませんし、そういう中でまだ継続をしているものというふうに思っております。

○3番（大石 巖君） 了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

町税のところでございます。

過日の議案上程の詳細説明及び内容確認等で滞納繰越の関係でございますけれども、昨年度から外国人に対しまして法律のほうも変わりました、もう完全にいない方は早目に滞納処分するという形で回収の見込みのないものもいつまでも計上しないで明確な形でということと説明を受けてはいるわけでありまして、昨年度の当初に比べまして今回、滞納繰越分が増えているわけでありまして、説明の中では困難な事例が非常に増えているということとあります。

そうした中、収納率も年々吉田町は県からの指導をいただきながら収納率も上がっているわけで、そうしたところを考えるともう少し何とかならないかなと思うんですが、その辺について取り組み状況と、やはり町税という全体的な部分では増えているものですから、やはりこの町税があることによってさまざまな事業も計画を立てているわけでありまして、そこにおいて算定がもう少し入を増やした形でやれば、さまざまな事業も反映できるんじゃないかなということもありますので、やはり一番最初に予算を組まれるときには町税のところをしっかりと数字把握をしていると思われるものから、その辺について担当課のお考えをお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 町税全般についてまず申し上げます。

町税につきましては、昨年度よりは町税を伸ばしているわけでございますが、現年度分につきましては町民税も増加しておりまして、軽自動車税、たばこ税につきましても増加してございます。固定資産税につきましては地価の下落等がございまして、今回も減額となっております。

先ほどおっしゃられました滞納繰越分につきましては、調定額でございますが、調定額は年々減少しておりまして、全体に対しまして滞納繰越分の調定額につきましても、わずかながらではございますが、年々減少しております。平成26年度は4.15%でございました。25年度は4.9%でございました。今年度につきましても滞納繰越の調定額としては減少するのではないかと考えてはおりますが、それに反しまして予算額を減額させていただいたわけでございます。それにつきましては、担当のほうでも日々徴収につきましても努力を重ねておりまして、督促状、催告書、それから電話での催告、それから財産調査を行ってその上での処分の決定というふうに日々できることは重ねてきております。

今回、滞納繰越分につきましては、予算が減額になったことにつきまして一番大きなことは、当初申し上げたとおり困難案件が大変増加したということがございます。それにつきましては、現年度分を徴収することに強化しておりまして、現年度分につきましてはそれなりの成果を上げて徴収率も伸ばしてきているところでございますので、その徴収し切れなかったところが滞納繰越となってくるわけでございます。その方々につきましては、分納の誓約を受

けたり、財産調査をして財産がある方については差し押さえをさせていただいたりしておるわけですが、分納とか財産調査をしての処分となりますと長い時間かかっておりまして、なかなか1回に徴収できるというものが少なくなっているというところでございます。

それに加えて、交付要求とかの案件も、そちらも今増えているところで、なかなか滞納繰越の分につきましては徴収が伸びていないという状態でございます。

町の事業の根本を担っております税でございますので、できる限り担当も私どもも努力いたしまして、徴収を伸ばすということはもちろん日々考えておるところでございます。滞納者の方々、納税される方々にできるだけ接触を持って、納税していただけるよう努力させていただいております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

了解しました。現年をしっかりとした形でとって、徴収率も上がっているという実績は決算等で聞いておりますわけございまして、案件として内容が悪いというか、徴収が困難な部分が残って累積しているということが理解できました。

次にですけれども、普通交付税でございます。

算定として中央財政計画に基づいて28年度の内示で起債を行ったという内容確認をしているわけですが、地方交付税の関係ですけれども、基準財政需要額にこれを別にあれですけれども、基準財政収入額、不足額、その他です、単位費用、測定単位、補正係数等であるということなんですけれども、総務グループ参事の御答弁の中でそういった基準財政需要額に算定される起債部分、工事が非常に多かったということでこういったものが増えたということで聞いているわけでありまして、そうしますと、国のほうのメニューの中の公共事業、単独事業という形でそういったものが増えているということで理解したわけですが、そうしますと、たしか過去の議会の中で起債残高がピークが27年だよといったことでもありますので、今の試算でいくとこの普通交付税、ここ二、三年で一番多い金額になっているわけございまして、これが普通交付税として、考え方として来年もまた財政計画が変わったらまた変わるかもしれませんが、今のうちの町の考え方とするとこの2億4,900万がそういった起債の残高等を考えるとピークになるということでよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 普通交付税の考え方はただいま御質問にありましたとおりでございますが、基準財政需要額と基準財政収入額との差でございますが、基準財政収入額につきましては大体実績に沿った形で収入額は算定していく、それに対する75%を基準財政収入額として見込むというものになっております。

基準財政需要額につきましては、その算入する費目が全て決まっております、それに沿った形で把握していくという作業の積み重ねで基準財政需要額は出ていくわけでございます。

その中で公共事業が多くなったから基準財政需要額が増えるということではなくて、その公共事業に対して反映される部分といいますと借り入れを行った場合の償還額、この元利償還に対して交付税措置があるものについては基準財政需要額に乗せ込むことができるというそういう計算となっております。最近借り入れを行ったものについて、大体2年据え置き

とか3年据え置きとかいう借り入れになってきますので、その据え置き期間が終わって元利償還、今まで利息だけだった償還が元金も入ってくるというようなそういう状況になってきますので、そこで算入額が増えているという実態はございます。

それで、以前お示しをさせていただいたピーク時点というのは27年度というときもございましたけれども、最近の中では30年度もしくは31年度、ピーク時期が先に延びているというような試算をしております。また、この試算については今後の事業計画によって大きく変わってまいりますので、現在、念頭に置いているところでは、平成31年度がピークであるというふうに推計をしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

過去の答弁で27年度がピークであるということで、その辺のところで国からあと補填されますよという形でできているわけで、これから第二段の事業も始まってくるわけで、28年度末起債で普通会計のあと上下水道です、地方債総括表でいきますと約200億が28年度末の起債で、27年度が204億円という形で償還見込みよりも起債はしないというルールの中でやっているわけで、毎年着実に減っているというのは評価するわけでありましてけれども、そうした中でこれよりももう少しピークを持ってくるということだと、どのぐらいの金額まで今想定されているんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 説明資料の216ページで、この中の推移の中で、償還の見込みというところで、この表に沿った形でピーク時の償還というものを試算しているわけでございますが、その試算の中ではピーク時では大体元利合わせまして12億弱というところまでの償還額というふうに試算をしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

普通交付税からの質問でありますので、余り深くはあれですけれども、今後も交付団体としていくような格好というのでも理解しました。

そうした中でございますけれども、やはり大きな事業を喫緊にこなしていかなきゃならないという形で、町税の形も目いっぱい一生懸命頑張らせていただいているということで、普通交付税のほうもそういった形の国のルールの中で、財政計画の中で基づいて適正な試算をされて、計上されているということも理解できました。

そうした中で、国の補助をいただきながらという形であるわけですがけれども、水産費補助金という形で、今回は国の補助金を県を通じて県の支出金という形で補助をいただいているわけがあります。このメニューというのが水産基盤整備事業だと推測するわけでございまして、このメニューというのが水産日本の復活のため国土強靱化に資するため漁業地域の地震、津波対策及び長寿命化対策、そういったものの中で南海トラフの切迫した大規模地震、津波による被害、地域産業への影響、老朽化した漁港施設増加及び維持管理の更新費増大という形で農水省の関係と思われま。

そうしますと、たしかこれも過去確認しているんですけれども、国からの補助金というの

は一つの事業に両方から来ないよといったことで、一つに限られるということで今までは国交省でやってきたといったことでありますので、今度のシーガーデンシティ構想は直轄地においては国交省、町がやらなければならないという形の漁港に関しましては水産省というすみ分けの中で今回こういった形での事業ということで、町が本来やらなきゃならない吉田港周辺に関しましては、直轄地以外に関しましてはこの農林水産の関係のもので国と提携しながらやっていくということによろしいのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ただいまの御質問のとおりでございます、漁港区域につきましては町が占用して専用施設を設けてございますので、その町が占用している中において事業を展開していくということになりますので、漁業の基盤整備の中での補助金を活用しながら事業を進めていくというスタンスでございます。それ以外のところについては国・県と含めまして役割分担をしながら、進めていくということになってまいります。以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

漁港区域ということであると防潮堤とか橋梁とかそういった海と面するところ、今回はその背後地も入っているわけでありますよね。その背後地に関しましても農水のこの水産基盤という形でのメニューでやっていくというものでよろしいのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 今回の多目的広場の整備を予定している区域についても漁港区域ということで占用している区域の中にも含まれるものでございますので、漁業の振興につながる事業という補助メニューを活用できるところになっております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

この農水の関係も補助メニューとして10分の10とか、あと一部負担金いただきながら2分の1とかいろんなメニューがあるわけで、今回、今度町債でありますけれども、その関連で町債が起債をしているわけでございます。

この辺のメニューに関しましても先ほど出た交付税措置されるメニューの中の起債ということで理解してよろしいのでしょうか。農林水産業債ですけれども、これについても後年度において基準財政需要額に算定される事業債という形でのメニューに入っているか、その辺についてお願いします。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 今回予定させていただきましたこの関連の町債につきましても交付税措置がきくものを選択させていただいております。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） 質疑の際はページ数を示していただくと円滑に行くと思われまして、よろしく申し上げます。

ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

ちょっと今度は話題を変えまして、26ページ、財産収入でございます。

不動産売り払い収入という形で760万円上がっておるわけでございますけれども、これは過去5カ年の平均を上げているということでもありますけれども、実際、今、土地の売買、大きなものに対しては大分動きも出てきたということでもありますけれども、近年、ことしも町有地が売れたということも聞いているわけでありまして、少しずつ回復基調にあるかどうか、そういった見込みでこれを上げてあるかどうか、実績も含めて御答弁のほどお願いしたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 不動産売買の売り払い収入でございますが、こちら今議員がおっしゃられたとおり、これはあくまでも5年間の平均値としまして見込んでいるというものでございます。

今の現状としましては、やはりたまたま今議員がおっしゃられたとおり、みどり団地等の売却ができたというような事例もございますけれども、なかなかやはり一般的にはまだ厳しい状況ということで認識をしております。

そうした中で廢路といいますか、通常赤道と言われるようなところであるとか、そうしたところを話があればこちらもすぐにお話をさせていただきまして、こうした売り払いのほう適切な土地の管理というようなことで今行っているところでもあります。今後もそのような形で進めさせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

過去においてですけれども、常任委員会のほうで新しい道の関係でいろんなところを調査しまして、町内見渡してみますと、新しい道ができたために旧道で残った残路というんですか、があるわけで、そういったものに関しましてですけれども、町が持っているよりも今課長が答弁されたように地域の方々、隣接者の方々が有効利用できれば、簿価もあるでしょうけれども、適正な価格で売却して、土地の限られた20キロ平米である吉田町の中の土地を有効に利用するという観点から、もう少し積極的にそういったものを有効利用するような手だても必要だと思うんですけれども、その辺については前向きに取り組んでいくということによってよろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） やはり通常道路等の買収等の関係で残地というのは、道路に関してのは私どもないというふうに思っていますが、やはり土地のこれまでの水路であるとか、先ほどの赤道のほうの関係であるとか、また、さらには行政財産等も含めて今後適切な土地の管理を進めていくためにはその土地の所有者、隣接者も含めて土地の有効活用ということで今後も進めていきたいというふうに思っております。御理解いただきたいと思っております。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

歳入全体に関してですけれども、昨年、私債を放棄するというで条例のあれを認めたわけですが、28年度の予算におきましてはそれらを活用という言い方はちょっとどうか分かりませんが、それに関してそれを使った予算であるかどうかということをお伺いしますけれども。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この予算につきましては収入が見込めるもの、あくまでも予算の考え方というのは総計主義ということで、1年間の収入と支出についての見積もりを計上させていただくということになりますので、私債権放棄条例を適用してどうなったかということについては決算上で出てくるものでございまして、その条例適用する際には、議会に御報告をさせていただくということになっておりますので、そういう機会に明らかにされるということになると思います。

以上です。

○11番（八木 栄君） 了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時40分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、歳出に入ります。

歳出の1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費、1項総務管理費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

53ページであります。

ふるさと納税推進業務委託料ということでもあります。

ふるさと納税に係る経費ということで2,038万8,000円ぐらい支出がついているわけであり、入のほうでは予測として3,000万ぐらいのふるさと納税を見込んでいるということを出ておりました。そうした中で、この使う経費と入ってくるものとのバランスというかそういったものを考えておられるのでしょうか。

これまで吉田町は余りやってこなかった中で、国の方針も変わってきたということで力を

入れていきますよというのわかるんですが、他の市町のように景品合戦みたいにならないようなそういった手だてというのを考えてのこの金額なのか、これからもたくさんそういったものをすればたくさん入ってくるんだから、どんどん使っていきますよという、入ってくるものと使うほうのバランスということではどのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 収入で3,000万を見込む中で、その経費として計上させていただいたのは2,038万8,000円という歳出経費というふうになっております。

この考え方でございますけれども、御寄附いただいた金額に対しておおむね50%を返礼の形でお返しをさせていただくようなそういう比率を考えてございます。それと、それを配送しなければいけないものですから配送の手数料、それからこれは職員が専属的に行うというのはなかなか本来の行政事務とは異なるようなものになりますので、代行業者へ委託をしないと、一部の事務についてはということをお考えまして、全体として2,038万8,000円を計上したものでございます。

この50%の返礼という考え方については、本来私どもの主張としてはあくまでも税制の中での展開であるということで、節度あるものとしていかなければいけないというふうに主張もしておりましたし、今もその考え方は変わっておりません。

その中でどういう形で節度というものを示していくかということについては、まず、この比率にこだわるよりも、御寄附をいただく方々のその意思がどう直接的に反映できるかという部分ではないかというふうにも思っております。返礼を目的とした寄附ではなくて、吉田町を応援していただける、この応援をする場合のこの事業に対して応援をしたいんだというような事業メニューを掲げる中で選択をしていただけるような、そういう御寄附をしていただける方々の意向というものがあらわれるような形で御寄附を募らせていただくというようなことをもって、御寄附の受け方としてはそうしていきたいというふうに思っております。

また、返礼については、今吉田町の特産品というものをもっと大々的にアピールできるような、吉田の特産というものが掘り起こされるような、そういう掘り起こしを含めて返礼の充実を図っていきたいというふうに思っております。単なる返礼ということじゃなくて、地域振興ということをお踏まえて、事業名もプロモーション事業の中に組み込んでいるというようなそういう内容に仕立てたものでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

理解しました。返礼50%ぐらいでやっていきますよということで、その中身にしてもふるさと納税なんだけれども、返礼によって吉田町にまた来てもらうというようなそのシティープロモーションというか、そっちも絡んでいますよということで理解してよろしいですね。了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

39ページの一般管理費の中の人件費の中の時間外勤務手当です。

今年度も補正で大分大きな金額になったわけですがけれども、確かに総合計画等、あるいは

そういう突発的といいますか大きな事業があったということで大変仕事の業務量が増えているということは理解をしますが、緊急的、突発的な仕事に限って超過勤務を命ずるということもありますし、通常的な業務の中で残業が増えるということは好ましくないわけですし、予算的にもやはり効率的な運営等ありますし、職員に対してもできるだけ残業せずに効率的な事務を遂行できるという執務環境が大事だと思うんですけども、今年度、この予算の中で通常の予算計上だと思うんですけども、できるだけこれをオーバーしないような対策といいますか、追加の補正が出ないようにできるだけやっていただきたいと思うんですけども、そういうふうな手段、今年度の反省の上に立った対策のようなものは何か講じていますか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 今議員からの御質問は、職員のほうの労働環境ということに御配慮ということの観点から御質問いただいているというふうに思っています。

総務課としましても、やはり残業というのはやはり必要であればする必要もあるんですけども、やはり公務の効率性を図りまして残業を極力減らして、ワークライフバランスの関係もございまして、そうしたことで時間外の削減ということを進めていきたいというふうに思っております。

そうした中で具体的な対策というか、まず今現状のお話をちょっとさせていただきたいと思いますが、現状につきましてはまず一つのルールというのは、まず20時間というルール設定をしております。課長が当然職務命令によりまして時間外というのが発生してきます。そうした中でまず20時間というルールの中で課長がその配分を見ながら、あと係員との協力も見ながら20時間までは課長のところになります。その20時間を今度超える場合は理由を示しまして、こうしたことで今月はということがありまして、そうしたものを私どもの総務課のほうに私の合議ということで今現在回ってきています。

さらに、先ほどもありましたが、地方創生であるとかそうした本当に突発的に大量な事務が発生した場合は、次のルールとしまして60時間を超えるような場合は、副町長に合議をとるということでその許可を必要というようなことでルールづけをしておりますので、あくまでもそれは目安でございまして、その目安の段階でその都度その事務の見直し、また、副町長からも指導等もというような形で今確認も含めて行っているということでございます。

今後は、確かに執務環境というのはありますけれども、一つは人的配置であるとか、あとは臨時職員も含めて、あと再任用職員等も活用しながらトータル的にそうした時間外を減らしていくというようなことで総務課のほうでは考えています。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 実情はよくわかりました。

ただ、残業が続きますと、どうしてもそれがマンネリ化といいますか、習慣化してしまいますし、それからつき合い残業的な、上司がちゃんとチェックをしないとそういうことで残業する人も増えてしまうというようなことがありますので、ぜひ無駄な残業はしないということでのPR、それからそういう習慣づけも大事だと思いますけれども、例えば国のほうは毎週水曜日がノー残業デーとか、今やっているかどうかわかりませんが、今までやって来た経過があると思うんですか、そういうことで庁内についても、そういうふうな一つの、

一定の職員に対してルールを励行するというようなそういうふうなお考えというのは、今どうでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 先ほど総務課長のほうからある一定の時間を超えた場合、私のほうに報告があって、私のほうからも、どうしてもある一部門、あるいは特定の人に集中するような傾向もありますし、そこは十分注意をしていかななくてはいけないんですが、先ほど少なくともうちのほうの町の実情を申せば、非常に少ない時間で、例えば例に挙げられましたけれども、ことしは総合計画があり、地方創生があり、市町村の仕事というのは増えこそすれ減らない状況と。その中で少ない職員で仕事をする上では、どうしても必要な時間外勤務は生じます。それについては町民福祉のためにはそれは仕方ない部分もありますから、当然ワークライフバランス、オンとオフを切りかえるというようなことはきちっと考慮した上で、課長から適切に超過勤務命令を発して、時間外に仕事してもらうことはあります。

国のほうも、議員は国の職員であったわけですからノー残業デーでありますとか、早く帰るとかいろんな手だてをとっております。私どもも少なくとも超過勤務が常態化する、あるいはつき合い残業というようなお話をしましたが、そういったことは一切ないと思っておりますが、十分注意をして超過勤務命令を発していく、超過勤務をなるべく増えないようにするというのは、これは国であれ、地方であれ同じということですので、十分注意して執行してまいります。

○3番（大石 巖君） 了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑ありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

53ページをお願いします。

ここに自治振興費の中の自治会の運営費で、全協の中で人口構成であるとか、外人の方の人数はお聞きしました。その中で今回外人の方が入ってくることによって説明をいただいたのは全世帯が1万556人で、うち外国人の世帯が534ということですよ。そうすると、そうした方がずっと入ってきますと結構大きな割合というか、総数が来ると思うんです。そのときに前回の全協の中の説明では、いろいろ時系列的にいろんな案を練ってきた、相談してきた。その中で今回これが、今まで本来ならもっと早く取り入れてあるべきだったんだとは私は思うんですけれども、今回こうなってきた理由というのは特にあるんですか。ことしの中に出てきたという理由は。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 今回確かに全協のほうでも御説明させていただきましたが、平成28年度から外国人の方の世帯も同じ地域に住んでいるというようなことで、活動の補助金の算定の基礎のところ今回加えさせていただきました。

この要望につきましては、これまでも自治会からもいただいているところでございまして、そうした中で当町としましても、当局としましてもやはり外国人の世帯の方ということになる場合にやはり多文化共生であるとか、地域、やはり一緒のところに住んでいますので、そうした地域の中でいわゆる日本人、外国人問わず、そうした施策的にいただければというようなことで今回自治会のほうからも外国人のという話もあった中で、うちのほうとし

ましてその地域として外国人の方も同じ地域という中で活動していただいて、多文化共生が成熟していただければということで、今回28年度から算定のほうに入れさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今回というよりも本当は必要なときがあったはずなんです。それは今回からやっていただけるということは非常にいいことだと思います。そして、いずれにしてもコミュニティを形成するに当たっても外人の方とか分けて、無視をしてやっていくということはもう到底できない話ですので、特に吉田町も外国から頑張ってきている方が多いですから、その人たちを応援する意味でも非常に必要なことだと思うんです。

ただし、その中にこれから今町の中の自治会の組織の中に組の組織ありますよね、組単位の組織が。それで、組単位の組織で大分減ってきたんですけども、以前は皆さんが集まって、そして顔を見せながらやっていた、一つのコミュニティをしっかりとしたコミュニティに形成するために。それがだんだん集金条例になってきて、そしてうちの組というのは近くもそうですけれども、結構やっているとところがあるんですけども、その中に必要な難しいルールが多分中にありますよね、単純なルールというか難しいルールというか、それが組長を順番にやっていたときに、順番にやっていく問題がいろいろ出てきますよね、生活の問題、言葉の問題、そういうのも本当はこれをやるに当たっては当然かなりの時間を割いて、何ていうんですか、相談とかあれはしていると思うんですけども、その辺の不合理な可能性というのは心配はしていませんか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） こちらのまず自治会振興費は、あくまでも自治会活動の自主活動を活性化を図るための補助という一つの手段で確保した補助金というのをさせていただいております。

実際には自治会のほうで、今のお話のほうは自治会の具体的な中のお話がいろいろ課題が多分それぞれの自治会のほうでも、または町内会、隣組のほうであるというふうに、その辺の危惧をされてということだと思います。

こうした中もこれ直接の行政というわけではないですが、自治会連合会等の中でもそうした昔で言う「おひまち」であるとか、そうした区民がもっとコミュニティを醸成して図ったほうがいいじゃないかとか、希薄になってきていないかというのは自主的に自治会のほうでもお話をされている状況でございますので、そうした中から今後外国人もさらにそうしたことが出てくるかと思っておりますけれども、そうしたことは協議等もいろいろ連絡調整もしながら改善が図れるような形で、うちのほうでもしやれる手段があれば、そうした形で協力等もしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

分けて考えると確かにそのとおりですけども、実際にはこういう施策によって中に入っていく人たちが動かして、中でいろんな、何ていうんですか、やっていくわけですから、で

もその辺もしっかり指導とか、たくさんいろんな人が経験の多い人もおりますので、その辺をやっぱり指導しながらやっていってやって、不都合がとにかく出ないようにという形をやる、その目的でこういうものを上げていくというのが重要なことだと思いますので、その辺でどういうふうに考えるのか、これから指導的なものというのはいっぱいできないんですか、その辺ちょっと聞いておきます。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 答えが要るのかどうかわかりませんが、少なくとも我々が補助金を出すというのは自治会がきちっとした活動ができるように、自分たちがコミュニティのことはコミュニティが考えるのがこれ原則ですから、行政がこうしなさい、ああしなさいというような指導することが果たして適切なのかどうか。それはコミュニティはコミュニティの役割としてどういう活動したい、そこに活動に対して我々が支援できるもの、ここは補助金ですけれども、そこについてはきちっと、それがコミュニティの活動にとって必要であれば支援していくことは当たり前ですが、自治体活動をどうするかということは町民のことは町民が決めるのが正しい態度で、我々がこうしなさい、ああしなさいというのは権限もありませんし、それはコミュニティではないですよ。少なくとも自治会のことは自治会が決めるんじゃないですか。私たちが自治会に対してこういうふうにしなさいということは言えないんだろうと思います。それが少なくとも今の民主主義とは言いませんが、少なくとも我々のやることはコミュニティ活動できる、あるいはしやすいようにそういった支援についてはきちっとしていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

確かにそのとおり、分けていけば。ただしやっぱりそこにはやらなきゃならないことはあるじゃないですか。それを当然混乱が起きないようにとか、やっていただきたいねということです。指導するということではなくて、やりなさいということではなくて、やっぱりいろんな問題が出てきたときにそれに向かって一体になって、それに向けてやっていくのは必要じゃないですか、そういう意味でちょっとお聞きをしたということです。

回答は要りませんけれども、以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

49ページ、お願いします。

八女市との産業観光交流業務委託料ということでございます。

これまでは吉田の魅力創造委員会というのがありまして、そこが八女市との交流に関してはやっていただいていた部分があったと思うんですが、今産業課のほうに所管が移って、今休止状態のように聞いておりますが、この委託業務というものはどのような形になっていくのか、また、この後の成果はどのような形であらわれてくるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ただいま御質問にありました魅力創造委員会でございますが、魅力創造委員会を立ち上げたのは企画課が主体となりまして、この吉田町

における交流のあり方をどうしていくか、あと、おもてなしのあり方をどうしていくかというようなところで主体的に担っていただける皆様方にお集まりいただきまして、検討の機会を持ちまして、それでその交流のあり方についての御意見をいただくという事業が終わった中で所管を産業課のほうに移管いたしまして、一旦企画課主催の魅力創造委員会というのは終わっております。

その後に産業課主宰の魅力創造委員会が立ち上がりまして、その中では特にテーマを定めておるようですが、物販所の設置とかそういうことに特化した委員会として今も残っておるといふふうに認識しておりますが、この地域交流費に掲げてある中にはその魅力創造委員会にかかわる事業は全く含まれておりません。ただ、過去において御意見をいただいたり、御協力いただいたその魅力創造委員会の御意見を反映させていただく中で、八女市との交流というのは続いておりますので、そういう中で委員会とは別に観光振興とか産業振興とかという面で個々に御参加いただいているという部分はございます。

十分そういう中では反映されながらここの地域交流費、予算計上もさせていただいて、事業も実施させていただいている中でございますが、現在ありがたいことに静岡県市町村振興協会の補助金もいただける中で、この事業を継続させていただけることになっておりますので、その中では魅力創造委員会のメンバーの方々の中で御協力いただける分野を探しながら、個々に御参加をいただいているというような実態でございます。

○議長（大塚邦子君） 期待する効果というのは聞かなくていいですか。

○9番（増田剛士君） それ今言っていた。

○議長（大塚邦子君） 言いました。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

そうしますと、委託料という形になっているんですが、何とかという団体はなくて、個々にこの交流事業はやっていきます、やっていますよということなんですか。そこのところちょっとわからないので聞いているんです。魅力創造委員会、もう移ってもう中身変わったというのはもう理解していますので、その点を教えていただきたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ここの61万円の委託料というところに絞ってお話を申し上げますと、これはことしもお願いをいたしました。吉田町観光協会のほうに委託をいたしまして、それで八女市のほうで開催されますイベント、例えばでございますが、ぼんぼりまつりとか、かなり八女市において大きなイベント開催されますので、そうした中へ吉田町の特産品を販売するようなブースを設けて、それで産業のPRをしていただくというような取り組みを、この地域交流費の中でもそうしたメニューを持って参加をしていただいているというところなんです。

以上です。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 55ページの防犯灯の整備委託料、これちょっとお聞きします。

ここのところに200万円が今回予算計上されています。それで、特に最近の住宅事情とい

いますか、開発事情が非常に事情がいろいろ変わってきました、ミニ開発のような乱開発が結構あっちこっちで北区のほうで起きているわけですが、それに当たって、そこには子供たちが小さな子供たちが必ずいろいろとお子さんを連れた人たちが住宅を求めて、そしてそこに住み着いていくとそういう例が多いんですけれども、そうして事業所把握がそういう意味で非常に人数が多くなってきているんですけれども、先ほど言った計画上、乱開発とかミニ開発とか、それが開発できるところが飛んでいますので、それによって子供たちが歩く通学にしろ、帰るときにしろ、遊びに行くときにしろ、非常に見えない道、暗い道が多くなってきたんです。

その辺で今回この計上されている中で、その辺はこの防犯灯の整備と書いてありますけれども、これ年間にどのくらいの予定というか、計画をしているんですか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 防犯灯の関係でございますが、今回200万円ということで平成27年度と同様の金額を計上させていただいております。

こちらにつきましては、防犯灯というのは何本ということではなくて、実は移設の関係、例えば開発のところで道路が変わったとかという場合に移設する場合があります。移設と新設がこちらには一応予算計上させていただいております。

この200万円の中で、今ちょうど大体200万円近くの金額でおさまっている状況なんです、やはり申請も先ほど特に北区のほうについては、今新しい道路ができたりとか、それから住宅地があるというようなことでそうしたところもうちのほうは防犯灯の申請が出てきた場合は、現地を一度確認をしまして、例えば移設がいいのか、はたまた新設がいいのかというようなことを確認しながら一応設置をしているという状況でございます。

ちなみにちょっと一概に金額も言えないんですけれども、大体おおよそ新規設置になりますと10万円弱ぐらい1基かかります。それから、移設についても場所とかにもよって変わりますけれども、七、八万程度、移設でもかかるというような状況でございますので、単純にそれで200万円を割ればその本数というのは大体おおよそ出てくるわけですが、一応今そんなような状況になります。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

非常に現実的なことを聞きます。

それによってなかなか申請をしても思うように増えていかない、それで今計算していくと結構いきますよね、いかないですか。そういう中で要するに優先順位はどんな形で決めているんですか。優先順位の決め方というのはどうなんですか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） まず、こちらの防犯灯につきましては各地区から自治会のほうに申請が上がると思います。自治会経由で町のほうに対しまして設置の申請、また移設の申請等があるわけです。そうした中で一応その基準といいますか、まずそこを通るのが危険なのかどうかという防犯の意味がありますので、そこがまず一つあります。

それから、あと、現地に行って代替があるのかどうか、例えば現地の状況によって申請が出てきても、いや必要ないじゃないかと、ちょっと必要性がないんじゃないかというような

のは行って調査をして感じるところもあるものですから、そうしたものについては再度自治会に行って調整を図りながら一応そうした形で今設置をしているというのが現実なんですけれども、明確な基準というのは今うちのほうではないですけれども、あくまでも自治会のほうで必要だということで上げられてきた中で現地に行きながら協議をして行っているというのが実態でございます。

○6番（山内 均君） 了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

48ページの企画調査費の中の町づくり住民意識調査業務委託でございます。

これは説明の中で第4次総合計画の総括のための住民意識調査という形で伺っているわけで、この住民意識調査につきましては本年度策定する第5次総合計画の前段階で、26年度予算で意識調査をしたそのデータに基づいて第5次が決まっているわけございまして、そうしますとこの住民意識というのは第4次総合計画の終わったことのヒアリングというか、その成果に対して町民の方々に御意見を聞いて、それを第5次総合計画はもう今回決まるわけございまして、どのように反映していくかというところまでも踏み込んだ質問内容となってくるのでしょうか。ですからこの従来までのデータいただいています町づくり住民意識調査のいろんな項目の設問ございますけれども、それとは違った内容になってくるのか、その辺、どのように総括をして次に生かしていくかというところの説明をお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この28年度に予定をさせていただく住民意識調査につきましては、第4次の総括、それから第5次の総合計画始まってまいりますので、そのすり合わせ的なものの両面を含んで実施したいと思っておりますが、第4次もそうですが、第4次の後期基本計画から成果指標、第5次においては目標にしておりますけれども、そうしたものを掲げさせていただいておりますので、その達成度をはかるための基礎資料を絶えず取得しておく必要がございますので、そうした第4次の実績をはかる内容と、それから第5次の目標の進捗管理ができるような、そういう資料をこの中で収集をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

町では、町づくりステップアップシートという形で一連の行政改革の流れの中で、自分たちの行った施策に対する評価を行っているわけでありまして、できるならば第4次総合計画後期計画においては目標設定してこうだったよということでやっております。ですから、こういった意識調査をするときに役場側で我々としては目標設定こうで、成果がこうだったけれども、皆さんどうでしょうかというような聞き方をすると外部評価的になって、従来まで吉田町に来てよかったですか、いろんな設問がありますよね、過去の町づくり住民意識調査を見ますと、そのほうが答えやすいかもしれませんけれども、できればその総括という形でまた新たに始まった8カ年の総合計画をスタートする年でもありますので、ぜひ基本計画の中で目標設定していますので、そういったものをうまく入れ込みながらの従来とは違った意

識調査を期待するわけですけれども、その辺まで踏み込んだ形で考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この意識調査の内容については、今後固めていくものでございますので、でき得る限り客観的に町民の皆様方から評価をしていただけるようなそういう視点というのは大切だというふうに思っておりますので、そうしたところも踏まえて今後の内容を固めさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

61ページ、最後のところなんですけど、ホームページ運営事業費ということでございます。

リニューアル後の経費ということでありましたが、実際運用していく中でこのリニューアルは当局側である程度操作ができるようにリニューアルされましたということなんですけど、これは各課でもうそれができるような形になっているんですか。1回どこか企画課がどこかにその情報を集めて、そこで更新をしていくというような形をとっているのか、各課でその都度更新ができますよ、そのためには管内のネット環境が必要になってくると思うんですけど、そういったこともこの経費、通信運営費に入っておられるんでしょうか。それとも、1カ所でやると非常に不便、逆にせつかくホームページリニューアルして扱いやすくなったのに、どうせまた一つのところに情報を集めないとその更新ができないということ、余り効率的によくないと思うんですけど、その点を教えていただきたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） リニューアルの目的の一つはそういうところにもございまして、各課において最も効果的な方法での発信をどのように迅速に行えるかというところもリニューアルの目的の一つでございまして、今後においては各課において情報をそのまま加工して発信できるところまで持って行けると、それを情報を今度担当の部署ができ上がりますので、あと広報全体での一環として情報発信をしていくということになりますので、そういう中で全体を見る部署もあるし、発信もそれぞれできていくという機能性を持ちながら、全体も余り変にならないようにしていくというような、そういう取り組みの中で新しいシステムを入れ込んでおります。

また、その取り扱いについて、既に各課の職員に対しましてもオペレーティングの研修などももう始めているという状況でございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そうすると、各課で情報を更新をして、それを全体をちゃんとチェックする機関もあるということで、今現在はどうなっていますか、企画課で全てやっていて、今です、チェックも企画課でやっているということですか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 今も各課で情報を入れ込んで発信することはある程度は可能になっております。その内容については企画課でもチェックをしながら行っておりますが、それが今度はその自由度がかなりシステムの的に高まってきますので、その辺

の差は格段に出てくるだろうなというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） たまたま見つけちゃったんですけども、ホームページ、今の、小学校の卒業式の日付が違っていたんです。そういうのをちゃんとチェックがきいているのかなというのが一つあったので、たまたま見つけちゃったので、またチェックしていただければよろしいんですが、またよろしくお願ひしたいと思います。答弁要りません。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。再開は10時35分とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時33分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、2款総務費の2項徴税費から6項監査委員費までについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、12款公債費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、14款予備費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時42分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

104ページの地域子育て支援拠点事業と関連がありますので、あと90ページの女性労働強化負担金等と関係があります、あと臨時職員ですか。

ファミリーサポートセンターについてお伺いいたしますが、これは全員協議会の中で塾の送迎とかさまざまな夕方の一時預かりとかそういったもののニーズと、受ける側の受託会員との調整を新たに行うということであるわけでございますけれども、これは過去においてやはりこれも常任委員会のほうでこういったもの調査いたしまして、担当課のほうに聞いたわけでございますけれども、そのときにはそういった需要が、まだうちの町はそういった環境まで至っていないということで御答弁があったわけですが、今回厚労省のほうからこういったものを積極的に使うという御指導もある中で今回こういったものを上げてくると思うんですけれども、その需要と供給のバランス的なことで、どのような厚労省の指針もありますし、子育て事業に対しまして手厚くする意味からも今回の導入となったと思っておりますけれども、それについての話し合った経緯についてどのような問題があって、どういうことで今回こういったものをしたかというものについて御答弁のほどお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 社会福祉課でございます。

ただいまの御質問ですが、新制度に移行しまして子育て支援策を充実していく中で、我々は一時的預かりであるとかそういうものを行政側で提供できるサービスというものはメニューをそろえてまいりましたが、その中でどうしても民のボランティアの力をお借りしたいものもございます。行政側で人件費であるとか賃金とかを確保して提供することと、それからその必要となるサービス料と見合わない部分については、民間のボランティア的な要素もお願いしていけばそれらをかなえられるものがございます。それで、例えば2時間だけ預かってほしいであるとか、塾の送迎だけやってほしいというようなサービスは行政側でそろえるよりもファミリーサポートのようなことを活用していければそれが補えるというふうに考えまして、ファミリーサポートセンターの立ち上げを目指したものでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

27年度の実績で、静岡県下で20市町がこのファミリーサポート事業というものを行っているわけで、我が町はまだやっていなくて、28年から行うわけですが、そういった形で県内の状況を同じような静岡県民でありますので、経済的なものそれぞれの地域の事情等も似たようなところがあるわけで、そういった今実際に実施されているところに対してどのようなヒアリングして、うちの町としてこういったことということをちゃんと分析して、今いるわけでしょうか。それについてお願いします。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） ファミリーサポートの中には例えば病中児を預かるとか、病後児を預かるというようなことをメニューとしてそろえているところもございますが、吉田町においてはそこまでは求めないで、ニーズが多いものは放課後児童クラブの送迎とか、夕方一、二時間程度預かるとかそういうことが主な必要とされるニーズであろうというふうに捉えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

26年度の調査資料によりますと、利用したい会員は全国で49万人、それに対しまして協力会員、やりますよという方は12万人という実績があります。これは全国でありますので、それをそのままうちの町に当てはめるのは非常に難しいかと思いますが、新たな制度をやるに当たってどこのところも協力会員をいかにして賄うか、これは過去の常任委員会で担当課のそのときの社会福祉課長に聞いたら、やはりその担い手がなかなかいないんだよと、今期待する事業でありますので、その担い手の発掘等が今度増員されるわけですよ、アドバイザーを1名、なかなかその発掘、協力者をどういうふうにしてやるかということで、何かその協力者に想定される団体とかそういった方々を今想定されているんでしょうか。そのファミリーサポート事業の担い手として、協力会員として想定されている方々ある程度見えてきたから今回やってきたというふうには私は思っているんですけども、それについての状況についてお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 具体的なものをある程度担保した上で事業実施に踏み切っているものではございません。ただ、高齢者等の中にも子育てに対してボランティア的に、ファミリーサポートはまず少ない金額での有償ではございますけれども、金額的にはほぼボランティアに近いような要素を持っております。高齢者の中にはそのような金額でも子育てに協力してあげていいよというような機運があるように思います。

それから、拠点を子育て支援センターといたしました。子育て支援センターはそれまで子供を連れて来ているお母さん、これがやがて3歳を過ぎて保育園なり幼稚園なり子供を預けた場合に少し手があくと、そのような方にもほかの同じような保護者の方の子育てに協力をしていきたいということで、子育て支援センターから輪を広げていくようにそういうふうに想定をしております。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

101ページをお願いします。

あやめ保育園管理費ということでございます。

これは10年ごとの契約の更新をしていく中で、あそこは取り壊してもとに戻す契約であるということで畑にするということなんです、この契約内容というのは10年ごとに更新する中で多少交渉とかということはあるんですけども、畑に戻すということはある意味

農地にする、今まで保育園として使ってきた土地を畑にするというのはどれくらい期間がかかって、その間ずっと町のほうで管理費というか、修繕費というような形で上げていくのか、その辺がちょっとわからないんですが、まず1点、どれくらいの期間でこれを畑にして戻すという形になるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 畑に戻す期間でございますが、平成28年度中に地ならしとコンクリート構造物の撤去を行う、畑の状態に戻すということですので、工事期間中数カ月で畑には戻ります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

そうしますと、28年度中はもうきれいになっちゃって、次からはこのあやめ保育園に関することはもうなくなりますよということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） はい、そのとおりでございます。10年の契約期間が28年度で切れますので、まずその28年度中に畑に戻しまして、地権者の方へお返しをします。そうしますと、もうここで契約は更新しませんので、以後あやめ保育園に係る費用というのは生じてまいりません。

以上です。

○9番（増田剛士君） 了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

保育料の減免の関係で、本当は歳入のほうでやればよかったんですが、申しわけありません。子育ての施策ということでお伺いしたいと思いますが、国のほうが保育料の減免ということで360万円未満の年収の世帯について第2子の保育料半額、第3子の保育料を無料ということで方針を打ち出したということで大変歓迎をするわけですけれども、これは保育園も幼稚園も認定こども園も全て該当するというようなことですが、静岡新聞の2月23日付で吉田町の一般会計の予算についての報道がされました。その中で第3子以降の保育料は無料とする負担軽減ということで1億4,700万円というふうに報じられています。これを見た町民の方が吉田町は結構これやるなということで、いいことをやるねというようなことをいろんな人から聞いたわけですが、ちょっとこの点で新聞報道のこの言葉とそれから予算についての説明の中ではそのような説明なかったものですから、もう一度この新聞報道の中身がどうなのかちょっと伺いたいんですけれども。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 静岡新聞の記事でございますが、予算に関する説明書の94ページをごらんください。

この中で2事業、保育園管理費として1億4,726万4,000円、保育園管理費が計上されてございます。新聞の記事はこの数字を転記したと推測しております。こちらから提供しました保育料の第3子無償化については先日の全協でも説明いたしました、影響額がおよそ

339万円程度の減収を見込んでおりましたが、保育園管理費のほうのこの金額をそのまま記載したと思われる。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

新聞報道が正確じゃなかったということですよね。要するにこの新聞見ますと、第3子以降保育料無料ということで、私が前に質問させていただいたように、所得制限なしに皆さんが無料になるんだなという印象を与えたということです。

今この吉田町で、こうした国のほうの施策によって所得制限360万円という共働きの人なんかですと余り該当者がいないと思うんですけども、実際にこういう360万円以下の世帯で子供さんを保育園に預けている方、何世帯ありますか。

○議長（大塚邦子君） 質問がここの議題、今の質疑と離れておりますので、御答弁ができればということでよろしいですか。

○3番（大石 巖君） はい。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 第3子以降は予算立てをするときの推測でございます。28年度実際入るお子さんの実数ではございませんが、第3子以降を12人と見込んでいます。この条件、年収360万未満で第3子がいる家庭を12人と見込んでいます。

あとは、議員の御質問の中にもありました第2子は半額となるということがございました。第2子のほうは11人と見込んでおります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

保育園に通っているお子さんの数からすれば大変該当する人が少ないということで、子育て支援という形でこれからもっと人口ビジョンとか、子育て施策もっと推進をしていくという立場になればもっと影響のあるそういう施策が必要じゃないかなと思うんですが、国のそういう施策だけで予算化をする、あるいはそれに町の独自の施策がなぜ加わらなかったのかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 総合戦略等を検討します中で、第3子無償化の影響額というのを試算しましたときに1,700万円程度の減収が見込まれるという試算結果出ました。これは少し影響額が大きいというふうに判断をしまして見送ったわけでございます。

今回国のほうから示されたこの施策によってもおよそ339万円の減収となります。これは国が示してきたものですので、全国一律の中で吉田町も従うわけでございますが、施策を講ずることによって生ずるその減収というのも、一方で考慮していかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○3番（大石 巖君） 了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

92ページのこども発達支援事業費でございます。

これは需要増による昨年に比べまして増えているわけでありまして。26年は臨時職員3名、27年は5名、28年はプラス1名か2名ですか、そんな形でなってくると思いますし、当初想定は12名で、昨年は18から19名という形なんですけれども、今想定大分増えているということとなっているわけなんですけれども、施設的なものも含めまして職員の関係からも十分年間通じて対応できるような予算配置となっているかどうか、御答弁のほどお願いをします。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 92ページのこども発達支援事業費でございますが、7の臨時職員賃金のところを、昨年の1,220万から今回1,651万5,000円ということでここを増額させていただきます。配置する保育士等職員の増加を見込んだものでございます。

平成28年度予算においては、定期に通うお子さんを21人、それからふだんは保育園なり幼稚園なりに行って、週に1日だけここに通う並行通園のお子さんを18人というふうに見込んでおりまして、その中で必要な職員配置であるとか、賄い材料費であるとかを見込んだ予算となっておりますので、これで28年度十分な予算を確保して計上してあるというふうに見断をしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

このこども発達支援事業費というのは特定財源の中で国・県以外のその他の特定財源で賄っているということで、一般財源は全然入っていないという形ですね。その需要によって賄うと思うんですけれども、途中今後、需要が増えたりするという形でそういった財源的なものというのは別にそういった需要があれば賄えるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） ただいま御質問の中にありましたように給付費等で賄われておる部分がお1人の利用のうち9割は給付がまいります。1割を保護者に負担をしていただいております。その給付の中でやっておりますので、児童数が増えればまた給付費も増えてくるという仕組みになっておりますので、やっていけると思っております。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

80ページの県補助金等返還金で238万2,000円という形で、アサヒサンクリーンさんの移動という形になっているわけでございます。そうしますと、介護計画の中で3カ年、需要額見込む中で算定しているわけで、そうしたときにこうした施設の移動等があったときに影響というのはどうなるのでしょうか。これだけの施設があって、それで需要があって賄っていくという形で計算されていると思いますので、こういったことの影響を、また、地域密着型の介護施設もオープン時期が当初計画よりおくられているわけございまして、そういうところも含めまして介護事業全体の影響というものについて御答弁のほどお願いします。

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） アサヒサンクリーンの移転につきましては、28年度中に完成を目指しているわけですが、28年度完成したときには移転するということが事業はそのまま継続されます。新しい施設ができて事業内容につきましてはそのまま同じ内容を継続していきますので、今のところ3年間の計画に影響を及ぼすものはないと思っております。

その中で地域密着型の施設が新たに入所施設ができていくわけですが、その施設につきましても28年度中の開所という形で見込みましたので、今のところはそこの事業計画に大きな影響を及ぼすものではないと思っております。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時10分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

116ページのところです。

母子保健衛生費の中の出産等支援金交通費810万円についてお伺いいたします。

先日の全協の中で趣旨は聞かせていただきました。そして、現段階での非常に必要なことであるということは認識をします。それで、その中にこのところです、説明をいただいた中に榛原病院に産婦人科が今頑張っていますけれども、なかなか来ていただけないと、それと近くで開業医がいなくなった、これはいろんな理由があると思うんですけれども、そういう中で先日の説明では焼津の市立病院へ行く、それが試算として出されたわけです、1回3,000円だったですか。

そのときにこれは余り考えたくないんですけれども、先日の説明によるともう3万円を与える、3万円をそれに使っていただけるということで善意的な解釈でやっていると思うんですけれども、本当は考えたくないんですけれども、こういうことは世の中にいっぱいありまして、そしてそれが違う使われ方をしたりとかそういうものがあるものですから、その辺の管理というかそういうのはどういうふうな形で考えているんですか。

○議長（大塚邦子君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 違う使われ方についてどう考えるかという御質問ですが、今回タクシー代としてということで計算を3万円をさせていただいておりますが、実際は交通費等の助成ということでタクシーの利用だけでなく、自家用車であるとか、あるいはいろいろな方に送迎をお願いしたりだとか、バスで行ったりという方もあるかもしれませんが、いろいろな方法が考えられるわけですし、当然里帰り出産をして、その里帰り先から出産の場所への交通費についても該当しますよということでさせていただいております。

これをその使われ方をどこで幾らかかったというようなことの方ではなくて、そのように近くに産科医があつてさっと行ければいいんだけど、ちょっと遠くのところに行かなければならないそのいろいろな精神的な負担だとか、あるいはいろいろな方の協力を得ることのストレスだとか、いろんなものもあわせた中でその程度の助成を町としてさせていただきたいという考え方であります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

一番最初に言ったとおり、これだめとかそういう話をしているわけじゃなくて、必要なものは必要でやっていこうと、そして今の現状を見ると恐らく大変な思いをして子供の出産に向けての、よくわかるんです。そして、病院の関係も一生懸命町長含めて一緒にやっていただけるんですけども、これに関してはなかなか結果が出てこないということで、僕がちょっと税を使うことですから、その使う決める側としては全てが善意としてやっていくと思うんですけども、それは余りもうこれ以上言いませんけれども、そういう心配をしながら当然重要なこと、必要なことはやっていかないとそういうことです、そうですよ。

じゃ、次、入ります。

そのときにそうすると、今3万円をやっています。榛原病院で、もし近くで産婦人科がやっていたときに、これはその次はどうなるんですか。こういう1回できたものはなかなかいくとできないんですね、訂正は。その辺のものは当然考えてあると思いますけれども、その辺の理由をお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 議員のおっしゃることはこの3万円の交通費として支給されたものが何に使われるかわからないということだと思いますが、言っていることは意味は若干わかるんですが、全く私どもがここで狙っているのは榛原病院が産科を休診した、あるいは町内に産む場所がない、今は現実うちの職員も含めてこの近くで産むとしたら焼津であるとか島田、藤枝があるのかもしれませんが、そういったところで産んでいる。

追加的に費用がかかりますから負担をしますということは言っているんですが、当然ここには今我々が直面している人口減少社会において、今吉田町の出生率が1.73です、これを2.07に上げるという総合戦略をつくりました。その中できちっと出産、結婚もそうです、婚活、結婚を支援して、出産を支援して、子育てを支援しなくてははいけない。その中で、吉田町で出産をしていただける方に本当にできることなら全部費用無償にしたいぐらいです。出産をしていただける、吉田町で人口が増える、吉田町で吉田町のために働いていただける、そういった中では。その中でそういった状況も榛原病院が休診する、あるいは町内に産科がないというような状況も踏まえて3万円を支給すると。

3万円は何に使われるかわかりませんが、それは、ただ全体の出産費用は保険でカバーされるのは私でも知っているんですから、山内議員は知っていると思いますが、そのほかに女性議員いますからいろんな費用がかかるわけです。先ほど言ったように他市の総合病院に行くためには交通費もかかりますし、あるいは車で行く、あるいは旦那さんに休んでいただいて送ってもらう、あるいは家族に送迎をしてもらう、歩いて、月齢になったら。だからそういうことの費用について補助をするのであって、非常に短絡的に何に使うかわからないというようなことじゃなくて、これが出産がしやすくなる、人口が増えるそういった施策の一面もあることを御理解いただきたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

もちろんそれは一番重要なことであるし、これから直面していくことがそこに向かってやっていくことは当然本当重要なことだとわかっています。その中で今言った、今想定が条件として1回3,000円かかるところは行く、それが近くで一生懸命やっていた中でできたときにこういうものは、一度始まったものは修正はなかなかできないじゃないですか。私はそう思っていますので、そのときにこういう問題がまた病院との関係とか、難しい問題に発展する可能性があるんじゃないですかとそれを心配しているものですから、ちょっと質問をして、そして確認をしたわけですけども。

これはもう絶対に必要なこと、少子化の人口対策に向けては絶対必要なことだと思いますので、それを否定をしているわけではないです。そういう意味で、税を使うことですから慎重にやっていかにかいにかんじらないかということなんですけれども、その辺でまだ全然うちの理論だけでいっちゃいますか。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今一般会計の予算審議をしているわけでございまして、議員が問題だと言っているわけですから、どういう問題があるんですか。だから、その問題がと言っているわけですね、議員は、問題がと。その問題は何なんですか。その問題について説明してただけませんか。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

3万円の支給が今試算をされていて、焼津のときにはそういうことで行きますよと、3万円、1回3,000円かかって10回行きますよね、そのくらい必要でしょう。そのときにそれがこういう形で進んでいって、近くで病院の先生ができたときに、思いませんか、例えば榛原病院でできたときにずっと3万円やっていたときに、1回1,000円以内でやっていたらという話が。そうするとそういう意味での使い方の心配をしているわけです。別にいいです、そういう説明だけです。その中での範囲、それはどういう確認をしながらやっていますかということ。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） そういう事態が早く来ることを望みますが、現実においてないことは確かですので、今は少なくとも焼津、あるいは島田、藤枝といった総合病院でほとんどの方が出産されるわけですし、そういった懸念は全くないと思いますが、そういう状況が早く来るのが望ましいわけです。榛原病院でも産める、あるいは町内に今産科で産む方は非常

に少ないのかもしれませんがけれども、個人病院で産むこと、病院ができることも好ましいわけです。

少なくともこれ何人分にしたか説明をしましたが270人だったですか、今少なくとも吉田町で生まれる方は250人ぐらいです、人口が増加するときは300人、そういった状況になればこの施策が必要かどうかというのはもっと子育てに使うべきだという議論があるかもしれませんが、そこは予算というのはこう一度始めたら未来永遠に続くものではなくて、これたくさんお子様が生まれたときにはこういった施策は必要ないわけです。

だから、現状の課題に対して予算でどういうことができるかということがまさに予算ですから、28年度予算は3万円の交通費を支給して、少なくともお子様を産む方が交通費についてタクシーが利用できるような、3万円をどうして決めたかというのは3万円を決めるために根拠として焼津の市立病院を挙げているわけです。だから、焼津だけじゃなくて、先ほど課長が答弁していますけれども、実家に帰って産む方もその間の交通費が要るわけです。北海道の人がいたらじゃ、北海道までの交通費を支給しましょうかということではないわけです、でしょう。ですから、一律3万円、どなたにも3万円、交通費として支給しますという施策体系をとったわけです。

必要なくなったら、それはちゃんと予算でやめればいいんじゃないですか、議会で追求すればいいんじゃないですか、無駄だと。もう子供さんが2.07どころか2.7とか2.8になったら。今一番喫緊に総合戦略の人口、長期ビジョンを達成するために必要な施策として我々は予算案として提出をしているわけです。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

112ページ、飼い主のいない猫不妊・去勢手術費補助金ということで、昨年からことしにかけて増えてございます。そうした中で、飼い主のいない猫ということで要綱があります。要綱はグループ、団体に補助金としてあげるということであります。飼い主のいない猫というその定義がどこまでがなっているのかなというのが1点ございます。よく俗に言う野良猫、それと地域猫という言い方があります。地域猫というのは餌やりをしていてそれ以上の管理はしないけれども、餌やりはしていますよみたいなそういったイメージがあって、いろんなところを見るとそういったのを地域猫というようなくくりをしているようなところもあるんです。

そうすると、その団体の方々は餌やりとかやっているということも聞いたことあるんですが、そうすると地域猫の扱いみたいに感じるんです。その地域猫に対して不妊去勢をしているのか、その俗に言う野良猫、どこにでもいる野良猫、あっちこっちから捕まえてきて、捕まえてきてというのはおかしいけれども、やるのか、その点がすごくわからないところが1点ある。

あと、町民の方の中に本当に猫が好き、動物が好きという方でこの団体には属していないんだけど、去勢手術を結構している方というのがいるんです。そういう方々に対しては何の補助も、当然団体に入っていないので、ない。そこに不公平あるんじゃないのという声も聞いているんですが、そういう方に対しても何らかのあれがあってもいいのかなと思うんで

すが、要綱自体で言っていくと、もう全然その方々には手当てできないわけなんです。その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 地域猫ですけれども、地域猫というのはその地域においてその地域の人たちがみんなで餌やりだけでなく、いろんな排泄であるとか、そういうようなお世話をしているというのがこちらで考えている一般的な地域猫というふうに考えておりました、ただ餌やり等だけをやっているという猫についてはこちらの補助の対象になるというふうに考えております。

まして、地域猫であっても当然その人たちが面倒を見て、子供を産まないように不妊去勢手術を実施していると思しますので、考え方としてはそちらのほうも対象になるというふうには考えております。

それと、もう一つですけれども、個人の方がやっつけらっしゃるといことですけれども、一応こちらのほうといたしましては団体に補助するということになっておりますので、団体として登録していただきたいということをお願いするということと、場合によれば実際にやっている団体等を御紹介するというような形で対応していております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 現在、その一つの団体が約10名ほどで活動されているということであり、この10名の方の活動で今回は100匹ずつができる、やっつけよというような勘定で300万という勘定ですね。これを団体の人数が、そういう方がどんどん増えていった場合、もう際限なくできちゃうよと。27年度もそうなんです、補正をつけて出来高といたらおかしいんだけど、そういう中でつけていきますよね。そうすると本当、際限なく増えていく可能性があるんですが、上限というのは一切設けないで、出来高でもうどんどんやっちゃいますよという考えでよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 一応前期基本計画の中でも31年度までに1,000件の対応をしたいということで計画を立てておりました、28年度から不妊去勢手術100件ずつの予算を計上させていただきました。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

ですから、300万の計上はされているのはわかっています。これからその計画に沿ってやっつけいく中で、じゃ、もっと増えた場合、実際に補正で出しているんです。だから、そういう中でこれからもどんどん出していくのかということでお聞きしているんです。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 年度間予算は一応300万は限度だというふうに考えておりますので、その範囲の中でできるものでやっつけたいというふうに考えております。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 課長が答えたとおりになんですが、予算案で300万というふうに、まさにこれは歳入と歳出を本当に予算を審議するときに考えていただきたいんですが、歳入というのは幾らここで予算を決めても、幾ら増えてもいいんです、入っても、これは見込みで

すから。支出のほうはこれ限度額なんです。ですから300万円を限度でお願いをしているわけです、新規をです、この1年間、28年度は300万でやりますと。

先ほど補正の話がありました。補正予算というのはどうして出すかという、年度当初に見込んだものよりその年度の途中で事情が変わって追加する必要があった場合をお願いするわけです、補正予算を。ですから、もしそのようなことはないと思いますが、もう300万円以上増えるようなことは、増田議員のおっしゃる御心配はよくわかるんですが、これにはっきり言って1,000万、2,000万をかけるなんていう予算案を私ども出すつもりもありませんし、際限がなくなるようなときには、もっと抜本的な対策が必要になるんじゃないでしょうか、不妊というようなソフトな施策じゃなくて。

ですから、また本当に全然補正を出さないと約束をしているわけじゃなくて、いろんな団体ができて、きちっとできるようになって、もっとやったほうがいいのかというような事情があれば補正を出すこともあるかもしれませんが、のべつ幕なし補正予算を毎年提出して、これをどんどん増やしていくというような施策でもありませんし、これがいわば限度と考えていただいて結構だと思います。

以上です。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

116ページの出産等支援交通費の件なんですけど、先日の全協で数字の根拠をお聞きしました。PR方法、妊婦さんに、それは今どうなっていますか。多分予算が通れば28年4月からこれが施行されると思うんですけど、それ以前にやっぱり妊娠されている方がいて、既に出産を迎える方もいらっしゃるの、4月前の人たちのPRの方法と4月以降の人のPRの方法は違うのかどうか、統一しているのか、そちらのほうをお聞きしたいです。

○議長（大塚邦子君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 出産等支援交通費の助成の開始に伴うPRの方法ということでございますが、新聞等の報道の後、いろいろな問い合わせがあるわけでございますが、私たち4月1日以降に出産した方を対象というふうに考えておりますので、そういったしますと、現在妊娠中の方が対象になるわけございまして、もちろんこちらの予算が通過したところで広報を開始していくわけで今準備をしているところですが、保健センターのほうで母子手帳の交付等をしておりまして、妊婦さんの健診の受診の状況も全部管理をしておりますので、対象者は把握をできておりますので、くまなく周知できるようにしていきたいというふうに考えておりますが、それと一般的な周知については通過以降に開始をする予定でございます。要綱も今制定に向けて準備を整えているところでございます。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） じゃ、書面とか、あとホームページでもそのように掲載するということがよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 周知の方法としましては、既に母子手帳等を交付されている方々についてはちょっと個別に周知をしたいというふうに一つ考えていることと、それか

ら4月1日のところでホームページ以外に保健センターから年間の各戸配布のお便りが出ますので、その年間の行事の中にも入れ込んでいたり、あるいはそれぞれ母子手帳やいろんなものを交付する通知、セットの中に入れて置いて、渡すときに説明をするようにしたいということでやっていきたいというふうに考えております。

○5番（蒔田昌代君） 了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

いろんなところに関連しているものですから、ページで言いますと112ページのごみ減量リサイクル推進事業費の中の剪定枝等チップ堆肥化事業、114ページの樹木管理業務委託料、それとそれを受けますちょっと款は違いますが、民生費の中のシルバー人材センター運営費補助金等についてお伺いいたします。

今回のこのチップ堆肥化事業に関しましては、27年度も実際にシルバーさんのほうで行っているという形であります。そうした中でいろんなところに予算が飛んでいるわけですが、このチップ化事業で830万、樹木管理に関しましては従来町のプラント事業でやっていたものを今後はシルバーへ委託するという形で、湯日川とか親水公園等で前期においては6名、後期においては3名のシルバーの人の派遣という形でやるということ。

民生費のほうに戻りますと、運営費補助金が27年度は910万円だったのが28年度は710万円に200万円減っているわけでごさいます、それも含めてこのシルバーさんの事業にある程度事業をお願いすることを含める中で全体的な運営費補助金も減っているとか、その辺のところ、トータル的な話で少し前段階確認したいと思っておりますけれども、シルバーさんにかかわる事業、トータル的な金額が若干増えていると思うんですけども、そういったものの中で運営費も減っていて、事業の委託料のほうで実際に仕事をたくさんやっていただくような方向づけとなっているんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 藤田議員、ただいま4款衛生費についての質疑でごさいます、町民課長はここにおられるんですが、民生費は既に終わっております担当者はおりませんので、この4款衛生費に係る質疑の答弁のみとなることをあらかじめ御了承いただけますか。答えられる範囲で、町民課長のほうからはただいま御質問がありました剪定枝等のチップ堆肥化事業の委託料の関係で御答弁ということで。

総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ただいまの御質問の、ごみの減量とか、それから剪定枝等の処分について、どういう全般的な予算を組んでいるかというような御質問だと思いますので、全般を兼ねましてお答えをいたしますが、このごみの減量化につきましては当町としてもトータルで考えなければいけないということで、CO₂の削減も自治体として取り組むことが必要であるという姿勢を持っております。

27年度においても単に剪定枝等を燃して処理をするというそういう安易なものでなくて、できる限りチップ化したりして再利用できるような取り組みをしたいということで、シルバー人材センターのほうと相談をさせていただいて、国の補助金も受けながらそのチップ化のための施設、機材の購入費等、シルバー人材センターのほうでも資金手当てを一部していただきながらそういう体制をつくってきたわけでごさいます、28年度においてはさらにその

処理方法というのを徹底して、このシルバー人材センターのチップ化を進めているところにお任せをしたいというふうにお話をさせていただいております。

それで、街路樹の剪定枝とか、それから土手の草とかそういうものも含めて全体の処分先を28年度は、そのシルバー人材センターが行っている処理施設があるところに定めるというような設計の中でもそういう取り組みをしてくださいということで各課に指示を出しまして、それでここを最大限活用できるようなそういう体制を整えようとしております。そうした中で、シルバー人材センターとしての作業量も上がってまいりますし、またシルバー人材センターとして国からの直接補助としての期限が終わっておりまして、その分も含めて町で財政的な支援もする中で委託料を837万9,000円というふうに定めて、全体として効果を高めていくような予算を今回は措置をさせていただいたという経過がございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） わかりました。

国の事業という形でやられているということでありましてけれども、剪定とか除草した草のものを堆肥化して減量するということが非常にいい事業だと思われるんですけれども、担当課に聞くと人件費5人分でフル活動するような格好になっていると思うんですけれども、成果的なイメージで、もう27年度も行っているわけで、何トンというわけにはいかないと思いますけれども、この事業に非常に期待するわけで、今参事のほうから各課、それこそ教育委員会が所管しているものに関しましても、庁舎管理にしてもさまざまなものがそこへみんな集中すると、莫大な量を想定されるわけなんですけれども、場所としては住吉の防風林のところ300平米のところを今利用されているということなんですけれども、量的なものというのはどのぐらいまで想定されているんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） すみません、27年度そちらのほうへ搬入いたしました実績でよろしいでしょうか。実は搬入している場所には計量器等ありませんので、見込みになりますけれども、ダンプトラックを250キロ、軽トラックを120キロ積載しているというふうに換算いたしまして、搬入された台数から見込みますと、今年度は2月末までに12万6,000キロのものがそちらのほうへ搬入されているというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 12万6,000キロ、126トンですね、非常に減量されているということですのでいいと思います。理解しました。

114ページの樹木管理業務委託に関して、これもまた違う、なかなか款を区切ってというのとまた飛んじゃうんだけれども、都市建設がないものですからあれですけども、これに関しましては、湯日川と公園の今までプラントでやられたものをシルバーへ委託するという形になってくるわけで、プラント職員10名だったものを今度シルバーの人の派遣で前期が6名、後期が3名ということで確認しています。

なおかつプラントの臨時職員という形で人件費も計上されているわけで、事業的に人数的なものがことしと比べて減っているわけでありまして、我々も議会報告会等で各自治会にお伺いしたときに、この辺のところ、河川の周りの雑草とかいろんなところの樹木に関しまし

ては、さまざまな御意見をいただいているわけで、今回こういった形で委託するというところで、町としても28年度は新たに課も設置して、スピーディーに動きをとるような形で動いているわけなものですから、そういったところの兼ね合いからして、業務が委託されるというと、課の中で持っている機動部隊と委託先という、なかなかフットワークの差が出ると思われるんですけども、新たに環境と都市建設の計画の部分が一つになって、こういったものやっけていくということで一元管理、ワンストップというんですか、的な意味合いもあるものですから、その辺も含めた形でどのような委託を考えられているか。我々とする作業部隊も直轄で持ったほうがすごい作業性がいいと思うんですけども、それもなおかつ委託していくというところの兼ね合いから、そのほうがスピーディーであるという御判断でそうなっていると思うんですが、それについて御答弁をお願いします。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） すみません、河川等のものも含めまして実施するというところで、シルバー人材センターのほうには、夏期でいうと6名、冬期ですと需要が減るというような時期のこともありますので、一応現状では3名を考えておりますが、派遣をしていただくというふうに考えております。その金額がこちらの金額になるわけですが、ただ派遣ということなものですから実際できる業務の中で車の運転であるとか、そういうものできないというような拘束もありますので、こちらのほうの職員が一応5名を予定しております、そちらのほうの職員と一緒に行動をしていただくということで考えております。ですので、効率性もそれによって別々に行動するわけではありませんので、効率は上がっていくというふうに考えます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 御質問にありました全部を雇い上げて、それで町の組織の中で対応したほうが機動力が発揮されるのではないかという御質問でございますが、私も27年度まではそういう考え方をとりまして、環境整備に当たる職員を大体10名を予定して、それで予算立てをいたしましてそこで動かそうとしたわけですが、なかなか自家雇いになりますと草が生えていない時期も雇用しておかなければいけない。それと実際に必要なときに必要なだけ応募していただけるかという、なかなかそれも難しかったというような反省も含めまして、人だけおいでいただければいいというものじゃなくて、やはりチームを組んで、それなりの役割を担っていただける方が一つのチームをつくって動いていかなければいけない、そうしないと効率が上がらないものですから、そうしたことを踏まえますと、県のシルバー人材センターでございますが、そういう派遣の対応もしているということをお伺いしておりますので、町のほうと県と連携をしていただいて、そうした派遣の機能も使いながら、必要なときに必要な人員を整えるというやり方のほうが効率的だろうということで、そういう予算立てをしております。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑はないようですので、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 零時56分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、5款労働費についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） なしと認めます。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

135ページのこれ収入のところからいろんなところで聞いている関係でありますけれども、漁港環境施設用地整備ですけれども、2億6,000万という形でL2に対応するべく盛り土を行って多目的広場をつくるということで説明を受けているわけなんですけれども、この施設整備は農水省関係の補助金を使ってやるということでございまして、盛り土の終わった後の多目的広場というのは地目というんですか、公園的な多目的広場というところの用途と商業のにぎわいづくりの利用とかそういった利用の縛りというのは、特にその補助金において、港湾の関係の背後地という形で来ているものですから、漁港施設とはまた直接的にはかかわりがないような感じもするものですから、その辺において完成後のあれですけれども、特にそういったものの縛りというんですか、そういったものもなく、自由度に町が考えるものであるということによろしいですか。

できれば、今思い描いているものをもう少し具体的に、広場と絵は拝見はしているんですけれども、どのような形まで持って行くかというところを下の部分を決めるに当たってその強度というんですか、そういうのも必要だと思うものですから、それもあわせてお願いしたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 産業課でございます。

ただいまの件でございますけれども、まず最初に規制の話になりますけれども、農水省のほうの補助をいただいて盛り土のほう工事をやるわけですけれども、上部利用に関しましては規制のほうはかかっておりませんので、自由というのも言葉おかしいですけれども、自由に使えるような形になります。

今考えているのはあくまで考えている段階ですので、具体的なものになっているわけじゃありませんけれども、上部利用としましてやはり公園的なものやっしていきたいと、そうい

う中で、公園的なものの中にも水産振興ということでそういうものも含んだ形で、取り入れた形で整備していきたいということでもあります。

また、防災機能ということも兼ね備えますので、ヘリポート等もつくっていききたいなとそういうふうに考えておりますけれども、あくまで今のところはそういう構想までにも至らないものであります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

今自由度の持ったところという形であるんですけども、高さ的にはTP10メーターで、港湾以外のところはそういった形でシーガーデンでやっていくと思うんですけども、ここについても同じ高さでの、1カ所だけ低いとそこから入ってしまいますから、基準としては吉田町としてはL2に対応するという形でTP10ということで統一した構想のもと、今回の港湾施設補強強化に関しましてはやっていくということによろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 産業課です。

ただいまの件ですけれども、東側のほう、川尻側のほうに国交省の防潮堤がありますので、そちらのほうとの取り合いというか、そういうものもありますけれども、少なくともL2対応の高さで整備していくように考えております。

[発言する人あり]

○産業課長（八木三千博君） いや、数字につきましてはまだ確定していないんですけども、液状化がありまして液状化をどのように対策するかということによりまして天板の高さも変わってきますので、今のところはその液状化の対策についての検討をまだしている最中で、高さが幾つというところまではまだ決定しておりません。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 全員協議会の中で8月に国と協議し、詳細については検討し、決定していくよということでもありますので、その8月の国との協議の中の決定を受ける形でこれらの事業は遂行していく、それを設計を行っていくということですか、そうしますと、まだ決まっていないということですか。この盛り土から全てを含めて、工事はそれまでやらないということでしょうか。そうすると、大分話が変わってくるんですが。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） まず最初の御質問の国の補助金でそれは大丈夫なのかという部分でございますが、この多目的広場として工事を進めようとしています漁港環境施設でございますけれども、これについては水産省のほうと国と県と入りまして、それで補助事業として採択していただけるというような計画の中で事業を進めておりますので、その点ではその後の利用においても、その国の補助金にかなうようなものになってくるというふうに思っております。

それで、やはり水産の補助金になりますので、水産振興という部分は必ず中に入れていくということ整備を進めてまいります予定でございます。

また、高さ等については先ほど御質問の中で8月というようなことがございましたが、国

交省の国の直轄海岸においてのL2対応の堤防のあり方をどうしていくかということを検討していただいた駿河海岸整備検討委員会というものの結論は、これからの整備の仕方の基本的な方向についてお示しをいただいたという段階にありまして、これを実際にどういう施工していくかということについて、今さらに技術的な検討会が開催されました。これをもってどういう構造にしていくかというようところが今後決まっておりますので、それを受けて川尻海岸のほうは整備が進んでくるということになってまいります。

多目的広場のほうはあくまで町の事業になりますので、先行的に盛り土を行って高台をつくっていくという事業になってまいります。最終的には必ずL2の対応で整備を進めるといふ方針を持っていて、海側については海に対しては必ずL2の防御ができるという可能な高さを保有いたしますが、その背後地についてどのように、水産振興などと絡めてどういう施設を配置していくかということについては、今後さらに国・県とも含めて協議を進めていく段階にあるというような中で、先に高台、盛り土を始めていく事業費が28年度計上されるというものでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

L2対応という形で日経新聞に、実際の3.11で甚大な被害を受けたところで、ただ単純なるTP10の防潮堤というのは景観上、自然とかいろんな面でそぐわないという意見がたくさん出ているということで議論で、高台移転も含めてなかなか実際進んでいないよといったような記事があったわけで、この盛り土という考え方はそういったことを十分に自然に優しく及び景観上もよく、なおかつ防御もできるということで、いい構想だと思うんですけども、ある程度イメージがなったときに、実際にもう工事也开始するわけでございまして、町のほうでシーガーデンシティ構想という形で説明もされていまして、町民の方々から特にそういった御懸念というか、御心配事というかそういうものも踏まえた格好の事業でされていると思うんですけども、その辺のところは特に御意見等はいただいているということではよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この多目的広場のあり方については、町民の皆様方から直接的にというようなそういう事業にはしてなくて、全般的に町政報告会、あとそれと自治会との協議とかそういう中で、この事業に対して御賛同いただけるような町民の皆様方の御意見までは把握させていただいていると。ただ、実際にどういうやり方で進めるかというようところが、具体的な手法についてはやはり国・県との調整もございまして、今のところはそうした中でどういう財源的なものを含めて、最も町にとって望ましい整備ができるかというところで、まさに構想を練りながら工事にも入っていくということで、一日も早い出来上がりを目指すという体制で臨んでいるところでございます。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

137ページでございます。

これ商工業振興事業費補助金300万円と産業振興事業費補助金200万円という形で、地域の商工業振興事業費に関しましては商工会に対する補助金で、産業振興事業費というのは新たな企画をもって産業振興するという形で200万円でございますけれども、ここ近年でありますけれども、大型商業施設もこの富士見幹線開通に伴ってオープンするという形で、町外から大手のさまざまなそういった商業施設が今入っているわけで、町としてもにぎわい創出という形、現地からすると非常にいい面もあると思っておりますが、ある面、既存の商店主の皆様にとりましては一部の面で脅威となることも考えられるわけでございまして、そういったことを含めたときに既存の企業立地振興費とか、一般社団法人町づくり公社等新たな企業創出といった形でイノベーション的なそういった見地からの振興でありますけれども、既存のそういった商店及び工業者の皆様方にとりまして、そういったものを指導していくということも一つ必要ではないかなと思うわけでありますけれども、300万という形で毎年100万ずつ減額になっちゃっているわけなんだけれども、それについての町の考え方、減額はそれぞれの理由があると思うんだけど、そういった既存の業者の、なおかつまた復活するべく、そういった指導というのは新たな事業的なものはこの中にやっていただく、商工会のほうにやっていただくという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 産業課でございます。

今、既存の商店とか工業とかそういう事業所の方のということでありましたけれども、その中で商工会への補助金も下がっていてという話でありますけれども、商工会への補助金につきましては、商工会が行う事業の中で小規模の事業者の経営の革新や発展を図るための個別の経営改善指導事業とかそういうものを行っておりますので、商工会のほうではそういうものが図られているというふうに考えております。

それで、町のほうに関しましては、経済的な支援、利子補給みたいな、そういうものを行っている状況であります。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） そうしますと、既存の中小の企業の皆様方の経営改善等々の問題については、商工会のほうで事業をやっているから、町としてはそちらにお願いしているといった形の中で、この300万円で間に合うといったような認識でいると。新たに、もしそういったものの事業の発展的なある場合には、その都度考えていくということではよろしいんですか。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 議員の御質問非常に多岐にわたって難しいんですが、1点は商工業振興費補助金が300万円になって、そういった地元の中小企業者に対して経営指導、あるいはイノベーションと言いましたけれども、それほどのものではないんでしょうけれども、新

しいビジネスモデルみたいなものが必要だということは私どもも当然必要だという認識ですし、今そこについては先ほど産業課長が説明したように、商工会がまさにそういったための組織でありますから仕事として、商工会の業務として経営指導、あるいは税務相談そういったものをきちっとやっていただいているというふうに考えています。

町として何もやっていないのかということじゃなくて、まさに総合施策ですから、よそから大規模店舗が進出して、そこにおいてマーケットが広がれば、きちっとした商品を出している商店は十分太刀打ちができています。ですから、そういったものについてどういうふうにしていくかということについて、我々はことは中小企業振興費の中に創業支援をやって、新しい形の地元の企業、あるいは商店、そういったものが育ってくるということを期待して新たに創業支援をやる。

それ以外には、先ほど議員指摘されたように産業振興事業補助金で、地元の方が新しい商品を開発するでありますとか、マーケットを開発するというようなことについて補助金を創設してありますから十分それを活用していただきたい。

さらに言えば、商工会においてもそういった事業があるのであれば、御相談をいただければ、十分私どもも商工会と一緒に地元事業者に対して支援の必要があればやっていくというのは当然でありますので、ここはきちっと一つ一つの補助金、商工業振興補助金、産業振興事業補助金、さらには中小企業振興といった創業支援も含めて、トータルの施策として我々は地元の方々に支援できるものがあればしていく。

さらに、午前中ふるさと納税も新たに返礼品というように新しい制度入れるわけですから、こういった中では当然地元の中でいい商品があれば、企業の方も当然、商店の人も努力をしていただいて新しい商品を開発して、ふるさと納税の返礼品にそういったものを望む人がいれば、そういったことで地元企業の活性化というようにことが図れるのではないかと考えております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

このたびですけれども、経産省における企業ネットワーク事業が吉田町の採択されて、商工会もさまざまなところも入ってくるわけでありまして、そういったネットワーク的なことも今後期待されるわけでありまして、そういったものの使い勝手的には商工業としてのその企業ネットワーク支援という形で創業になったわけですが、そういったものの今回具体的な事業的なもので期待できるものというのは何かありますか。

今、副町長から御答弁があったとおり、既存の商工会もそうですし、創業支援の形で、でも従来のネットワークも必要であるよということであったものですから、そういった話し合う場というのは産業委員会とか、そういったものの中でも話し合っていくということですか。そのネットワーク支援という形での具体的なものとしての、この中小企業振興においては今までと同じメニューなものですから、何か変わったものがあるかということなんですが。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） すみません、創業支援の話でなくて、今までのということではよろしい……いや、先ほど議員のほうからも話がありましたように産業委員会、そういうものではやはり情報交換をさせていただいております、現状の課題やそういうところのほうは皆さんで話し合いをしております。

28年度につきましては、同じようなことをやっていきたいんですけども、もう少し踏み込んだ形でやっていきたいなども考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 御質問にありました創業支援ネットワークでございますけれども、4月以降、創業支援ネットワークを本格的に機能させていくということで関係の方々ともお話をさせていただいている中でございます。

その中には御質問にありまして、商工会も重要な役割を果たしていただきたいということで参画をいただいている中でございまして、主にこのネットワークを通じて開催されるものとしたしましては、創業支援のセミナーの開催が最も主なものでございます。創業に当たっての国の補助金を受けるとかということが今の制度としてありますのは、こういう国の認定を受けたネットワークといいますか機関の中で開催されるセミナーを4回以上受講していることが要件になるというようなこともございまして、今回このネットワークをつくることによりまして、その補助金を受けるセミナーを行える機関ができ上がったということになってきます。

それで、それをフルに機能発揮をさせまして、それで創業支援を行っていきたいということで、今回の予算の中では中小企業振興費の中の特定消耗品とか印刷製本費とかいうところで予算的には小さいんですけども、実際にセミナーを開催するだけのノウハウを持っていらっしゃる金融機関の、具体的には島田信用金庫さんとか日本政策金融公庫さんとかいうところがございまして、あと、商工会のほうでもそうしたセミナー実績を持っていらっしゃるということで、そうしたところと連携をしながら、そういう取り組みをしていくというのが今までと全く変わる状況になってまいります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） わかりました。

中小企業振興費の中に今後ですけども、そういった事業が発展することによって新たな事業として創業支援ネットワーク事業費という形で、このところには今後は入ってくる、ただし、ことは立ち上げの時期だから講師謝礼金とか特定消耗品、製本代という形での事業として内払いということで、このところはもう少し拡充されてくるということですね、了解しました。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時28分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

146ページでございます。

先ほどまでの質疑の中で関連してくるんですけども、坂口谷川水門建設促進期成同盟会につきましましては、全員協議会の中で、島田土木事務所の耐震水門及びそういったものを陳情するという形で、TP10メートルの新たな水門設置を要望しているということであるわけですが、河川総務費全体でもう一つ吉田町には水門がございます。湯日川水門であります。湯日川水門につきましましては耐震補強という形で、1億5,900万でレベル2の地震動に対応するべく補強して、平成24年から27年度の地震高潮事業という形で、県の事業で行ったわけであるわけでございます。

そういったところを考えたときですけども、直轄海岸につきましましては先ほども答弁いろいろいただいて、L2に対応した形でということ、あと、町が管理しています港に関しましてもL2に対応するべく高さ的なものを海岸部では設けて、背後地においてはそれぞれのことをやるということなんですけれども、坂口谷川についてはこれからつくるといいんですけども、湯日川水門につきましましては今回のレベル2対応というのはあくまでも地震動への補強という形で高さへの補強がないわけで、そういった活動を27年度で終了したということを考えてときに、これから吉田町全域に考えたときに川尻海岸、住吉海岸、港、全てTP10に対応するべく、L2に対応するべく高さがあるわけでありましてけれども、町の中心を流れます湯日川の水門が確かに耐震はあるかもしれませんが、高さ面でのところまでは診断はされていないと思われるものですから、それに対してちょうど27年度の事業が終わった後の初年度において、何も手当てがされているかどうかというのがわかりませんので、それについて御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 理事、山住和恵君。

○理事（山住和恵君） 河川についてのL2津波の対応はどう考えているかという御質問ですけども、現在県のほうで河川遡上のほうがどういった状態になるかというところのシミュレーションをしていただいています、それを踏まえて町としてどういう対応をとっていくかというところを検討しているところでございます。

ただ、河川の津波水門でございますが、湯日川については津波に対しては県のほうはL1ということになっています。坂口谷川についても同様でございます。地震動についてはL2見合いの地震動に対して壊滅的な被害を及ぼさないといった形で整備をしております。

そういった水門の設置になった状態で当町の状態がどうなるかといったところを踏まえて、これからその対策を決めていくという段階でございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

県が行う事業なものですからあれですけども、でも町としては非常に重要なポイントを占める水門だと私は認識しているわけで、ちょうど町の真ん中を流れているわけでありまして、いろんなところが高さが高くなって1カ所だけ低いとそこへ集中して流れる可能性もあ

るということで、県はそういった形でやるにしても、町独自としてやはり県に強く要望するなり何なりという形で、うちの町は全域をそういった形で守るんだというような話での要望というか、要請というか、そういった形はこの予算的には入ってこないかもしれませんが、今も現実にはやられて、検討する中でうちの町としての意見というのは述べられているんじゃないでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 理事、山住和恵君。

○理事（山住和恵君） 坂口谷川につきましては津波水門がないということで、まずはその水門をと、その水門ができて我が町にL2の津波がどういうふう被害を及ぼすか、特に河川でいきますと海岸線と違いまして、河川を遡上して入ってくるということがございますので、そういった水門があってどういうふうな状態になるかということも今出してもらっていますので、それを踏まえて町として海岸線同様にL2津波に対してどう対処するかということを決めてまいりたいと思っております。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありますか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

151ページでございます。

これも全協で確認しまして、都市防災総合推進事業住吉幹線整備事業費という形で、本年度28年度で終了するという事で都市防災の関係ですけれども、最終年度で住吉幹線にしまして街路整備で5つつけるといふ形であります。

今年度末でありますけれども、町の幹線道路として南北の道が完成いたします。そうした中で住吉幹線は5基つくりますけれども、やはり避難路として夜間の地震等であった場合、停電がなされるわけで、そのときに真っ暗い状態で、津波避難タワーにしましてはそういった措置をされているわけでありますけれども、幹線道路にしましてはそういった措置がないわけで、今回富士見幹線につきましてはそういった機能をつけた防災機能を持つソーラーの蓄電池つきの、そういった街路灯がつくわけでありますけれども、東名川尻幹線はやはり川尻、片岡地区の避難する方々にとって大きな目印的な幹線道路となると考えるわけでありまして、この事業でこれで終わりではなくて、今後こういった事業的なものもやるべきではないかなと思うんですけれども、なぜ住吉幹線で東名川尻幹線ではなかった、その選択肢も予算の関係であったかもしれませんが、今後そういったものを全てやる中で、第一弾としてこの事業をメニューを使って今年度は住吉幹線をやって、次年度以降そういったものについても検討していくということになれば理解できるわけですが、都市防災についてこれで一応終わりということで、ほかのものはないというような全員協議会のほうで答弁があったものですから、それについて御答弁のほどお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この都市防災を初めとした今後の防災対策でございますけれども、住吉幹線につきましては、住吉幹線全線が開通する中で統一的な景観の問題もございまして、そうした中で避難道としての役割も考慮して街路灯を設置するという決断をさせていただいたわけでございますが、あと、富士見幹線については国との協議が整ったということでそうした措置を講じたわけでございます。

御質問にありました東名川尻幹線についても非常時のときには重要な避難の路線となる、また、物資を運搬するための重要な路線ともなっていくという役割を担ってもらう幹線道路になりますので、でき得る限りの設備を設置してまいりたいという気持ちはございますけれども、それも財源的なものの手当てができる中で進んで行きませんか、途中で息絶え絶えになるということもございますので、そうした課題は常に持ちながら国・県との御協力もいただけるような道を探る中で、絶えず検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

河川関係の河川維持費であります。

今までいろいろな形で都市防災からシーガーデンからで、地震に関します対応という形で津波及び地震動、避難さまざまな形で質疑を行ったわけですが、ゲリラ豪雨、台風被害という形で異常気象に伴います内水氾濫等、うちの町は実際に近年起きているわけでごさいます、それに対する事業というのが今回の予算でいきますと、大幡川幹線事業費、あと西の宮の水路改修という形で西の宮雨水幹線道路整備事業という形だと思われるんですが、それ以外にも実施計画にはいろいろ載っているわけでごさいます、その中でもう少し盛り込んでもよかったのではないかなということを考える、財源のこともあるかもしれませんが、それについて選んだ優先順位のつけ方等、問屋川もありますし、住吉下水もありますし、いろんなところもある中で第一弾として今こういうふうな形でやっているということで、その辺について御答弁お願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 藤田議員の御質問は実施計画等にも載っているものがある、実際に内水氾濫を起こしているところもある、しかしながら、予算的にいうところだと思います。

そのところは私どもも実際大雨時、局所的豪雨のときにパトロール等をしていまして現場は把握しております。やはり繰り返しになりますが、弱いところ問屋川水系、稲荷川水系、住吉川水系、宮裏川というようところがポイントでごさいます、大幡川につきましては大幡川水系なんですが、そこへ問屋川が流れているという中でその上には大窪川もある、大窪川も上流で内水氾濫を起こしている実績もございますので、そのところを大幡川は集中的にやっというところで今回予算立てをさせていただいております。

あと、原課で考えておりますのは、住吉川浄化センターのところと、湯日川と稲荷川の合流点、吉田漁港のすぐ上流部です、湯日川の左岸になるわけですが、そのところをポイントして捉えておきまして、いずれにおきましても特定財源を見つけてくることを28年度から取り組んでいきたいと、単費事業におきましては河川改修計画におきましてかなりの予算が予想されますので、特定財源を見つけるということが指令としてございますので、そこから入っていきたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 平成23年3月の定例会の中の予算の中で、そのときに問屋川、要す

るに今課長が言われた水系の新たな排水の計画をたしかつくって予算を立てたと思うんですけども、3.11の地震があったために優先順位があれでということで、24年度のために質疑の中で聞いておるわけですけども、それよりも命を守るという形になってきて、あしたで6年目に入るわけでありましてですけども、そういった今ある計画というのがあると思われるものですから、そういったその当時23年度予算で、計画は立てたけれども、実施しなかったかというのとそれもあわせてなんですけれども、そのもととなる計画があつて、優先順位づけてやられているのか、それとも今課長の御答弁あつたとおり特定財源というのを見つけて、それに見合うものから随時やっていくのか、町全体の内水面に関しますそういったものに関しまして整備計画というのがたしかあつたと思うんですけども、そういったものの中でやっているか、その辺のところは毎年いろんな計画がある中で収入の部分からもあると思うんですけども、その23年のときにたしかそういったことで質疑をやつたと思われるし、24年のときもやつた覚えがあるものですから、そういったことを踏まえた中で今回こういったものになつたというのは、そのもととなる計画に基づいてやられているということで、そのときつくつた計画ですか、それともこれからまたつくっていくんですか。それについてどうでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 確かに23年度に問屋川の弱いところの調査をしております。その前に吉田町として治水計画というのは全体ではなくて、水系ごとに考えております。今、弱いところがはっきりしているところは問屋川水系でございます。それに基づきまして特定財源等県と国との協議の中で、いろいろ協議をしていった結果の中で大幡川も含めた改修も必要であるという指示がございましたので、今回大幡川の改修も載せさせていただいております。

ですので、23年度の協議のもとですけれども、多少やはり事情が変わってきておりますので、それを今の現状に合った計画に見直してきているということでございまして、ほかの水系につきましては今から大変申しわけないんですが、手をつけていく状況でございます。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木ですけれども、155ページです。

町営住宅維持管理費の関係ですけれども、全協において141戸町営住宅があつて104戸入っていますよということで、あとは入居がない状態だということで伺いました。

建物なんかは人が住んでいる間は割かし維持していて、きれいに保っているんですけども、人が入らなくなると、なぜかわからないですけども、割かし老朽化が早いといひますか、使わないでいると。そういうことで松原団地あの辺なんかもうかなり古いと思うものですから、入る人がいない分だけ古いほうから順に処分したりしていつて、もしかしたら新しく建てることも考えにやいかんかもしれませんが、そういうことでそのまま置いておくと維持管理費がかかつて、それが人が住んでいないとなると余計自然の老朽化が激しいというような形になると思うものですから、その辺で古いものをある程度処分していくとかそういう考え方あるかどうか、ちょっとお伺いしますけれども。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 八木議員おっしゃるとおり道路もそうなんですけれども、家もそうなんですけれども、住んでいないと、走っていないと傷みが激しいというのは本当のところだと感じております。

そんな中で吉田町の中では、今までのように新しく住宅を建てていくというようなものではなくて、国とか県もそうなんです、長寿命化といいまして上手に長もちをさせていくという計画を今進めております。吉田町のほうでも24年度だと思いましたが公営住宅等長寿命化計画というものを策定しておりますので、それに基づいて適切な維持管理をしていきたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

長寿命化もよくわかりますけれども、松原団地なんかトイレなんかも水洗化されているかどうかちょっと、僕が見たときは水洗化されていないような状態のトイレだったもので、そういうところで町営住宅を借りる方の条件によって入る方があるかないかということもあると思いますけれども、そういう中でやはりそこで生活するということはある程度衛生面とかいろいろ面を考えますと、やはりそういうのも大事なものだと思いますものですから、できれば計画があることは十分わかりますけれども、そういう中でもそこまで改修して長くもたせるということまでしていくならまた話は別ですけれども、そうでなかったらやっぱりなるたけ入る人もいなくて、そのままの状態にいるということも、そのまま置いておくのももったいないというような感じがするものですから、その辺で今質問をしたわけですがけれども、その辺の計画というのもう一回自分も確認してみますけれども、そういう中でやはりそれに基づいてやるということで、今現在は全てのものが寿命を延ばしていくようなやり方でやっていくということよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 全てのことという少しあれかもしれませんが、原則基本的にはその計画にのっとっていくものでございます。

先ほどおっしゃったようにトイレの構造を変えたりですとかというのものもあるんですけれども、よくすると家賃へも反映するというようなことになりますと福祉的な面もありまして、なかなかバランスをとるのが難しいところもありますので、そういうところも見ながら、なるべく入居者に入っていただく気持ちになっていただくような維持管理を心がけてまいりますので、お願いしたいと思っております。

○11番（八木 栄君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

146ページ、河川維持管理ということでございますが、27年度の行政評価結果報告書、資料ナンバー3を見させていただきますと、26年度からのことが出ておりまして、28年度の方角性ということで見直しの上で実施ということでございます。これに関しまして、何を見直してどのようなことを実施していく、それがどこにこの予算に反映されているのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 当課で維持管理しているものは道路、公園、河川等あるわけですが、河川、水路ということで捉えさせていただいてお話をさせていただきますと、その中には御存じのように県管理、町管理というものがございまして、かなりの延長、維持、日常的な維持管理をする面積、延長がございまして。その中で私どもが常に心がけておりますのは、効率的、効果的に維持管理をしていって、住環境を損なうことのないように努めてはおりますが、正直住民の皆様の全ての御要望には応えていけないというのが現状だと思っております。

やり方としまして職員が直営でやっている部分ですとか、委託で造園業者さんをお願いしている部分ですとか、シルバーさんをお願いをしている部分だとかやり方はいろいろうちのほうも考えてやっております。

そんな中で28年度におきましては、先ほどほかの款のところでもありましたシルバーさんを利用した効率的な運用ということで予算立てをしていただいておりますので、そういうようなところから改善をしていっているということでございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 河川の維持管理ということに当たるのかちょっとわからないんですけども、要は川をふたをして暗渠にしてもらいたいとかというような要望が一方ではあって、一方ではそれ暗渠にしちゃうと今度水が流れるところがなくなっちゃって、水害になっちゃうから困るよというような意見の対立がある場所があったりするんですが、それは河川というところで当てはまるんですか、申しわけないんですけども、ちょっと教えてください。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 勘定科目というか予算のところではいきますと、理解としてはこのところで結構でございます。

原則、私どもが考えておりますのは、維持管理のことを考えますと掃除がしやすいということで管理の歩き代があってオープンですね、それが一番、目視もできますし、維持管理もできるということの中で今、増田議員のおっしゃったようににおいですとか、その置かれた状況ですとかによってはふたをしてほしいというようなこともあると思います。そういうようなものにつきましては、大きなものにつきましてはやはり河川改修という規模になりまして、ここの維持ではちょっと賄えない部分もございまして、小規模なものにつきましては15節の工事請負費とか修繕費とか、草刈り等とはまた違う費用を持ってここのところに対応していくような形になると思います。いずれにしても、地元の皆さんの意見を聞きながら進めていくものだと思います。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 理解いたしました。

そうしますと、そういう中でここの15の維持修繕という中でそういったものが要望があれば、このお金を使ってやっていきますよということで、この予算をつけているということでよろしいですか。それとも、もう使い道が決まっていますよということでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） この中にはしゅんせつ等も含んでおりますので、全てが決まっておりますが、ある程度決まっております。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、11款災害復旧費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、9款防災費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

162ページから163ページにかけてお願いをいたします。

ここに情報伝達充実強化ということで、全員協議会の中ではお聞きをさせていただきました、回答をもらっているところです。それで、このデジタル防災無線とかその防災の強化に関しては、今まではずっと審査してきた中で防災、津波であるとか耐震であるとかやってきました。それで、その先にまだまだこれも重要なことになると思うんですけども、その防災であちこちで意外と聞こえないよ、電波届かないよとあるんです、この前言ったとおり。そのときには北区のほうでも、うちの近くでも大きな建物ができたり大分変わってきましたので、そういうのがあるんですけども、その辺の把握というかそういうのは防災課としてはどのくらいの、どのような形で把握をするんですか。当然この予算の中にそういうものは組み込んでいただいていると思うんですけども、お願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 同報無線の関係で聞こえないところがあるかという話でございます。

同報無線、全員協議会の中でちょっと話をさせてもらいましたが、昭和56年に設置されて、そこから設置されているという状況になってございまして、今42局あると。56年当時のことを考えますと、世帯でいきますと約5,000世帯くらい、今は約1,000世帯あると、人口でいっても約2万2,000ぐらいの、その56年当時は人口であったと、これだけ増えてきているという状況の中で、どこ増えたかという話になりますと、農地なりそういうところへ増えていったということになります。

当然、56年当時のことを考えますと、聞こえる部分についてどこに設置したらいいかとい

うところを決めましてやっていた、それ以外のところに今は少し建物が出てきているという状況の中で、今回163ページ的设计委託料というところがございしますが、1,255万1,000円という形でとらせてもらってありますが、その中で電波伝搬調査をやっていきたいと考えています。今、42子局ございしますが、最適な位置を確認させていただきながら設計をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

ありがとうございます。

それと、非常に今の住宅、特に住宅です、住宅自体が熱を逃さないため、要するに省エネ化、それによってサッシが二重サッシになってきた、それで中で聞いていて非常に聞こえなくなってきたんです。そういう面でせっかく一生懸命流してくれる情報が意外とどこかで盲点があつて聞こえなかったりとかそういう部分がありますので、その辺も含めてしっかりと、どういう調査がいいのか本当はこれだけ住宅が高密度化してきて、そうして聞くことが大変な状況になってきたときに、やっぱりアンケートというか、自治会を通してとるとか何か方法があると思うんですけれども、その辺はこれからの方法だと思うんですけれども、その辺のお考えというか、こういう中での委託の中での計画の中では持ち合わせてはいませんか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 同報無線が聞こえないよというのは、自治会を通じても少しこっちのほうにも耳に入ってきているところがあります。そういう中でどの辺がというところは外で調査してきてありますが、うちのほう聞こえないよという話は、当然また自治会のほうにも調査しながらこの委託を受け、やっていきたいと思っています。

山内議員のほうも御存じだと思いますが、当然住宅が密閉式になってきて、同報無線を流すというときには大雨とか大風が吹いていたりという中で、なかなか聞こえづらいというのは本当にそうだと思います。そういった中で二重、三重の情報の取得という話の中で防災メールなり、エリアメールなり、防災ラジオという話も配らせてもらいながら今進めてきている、二重、三重の情報の提供というところがございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

実際に何かの方法が一番伝達がしやすい方法を探さなきゃいかんということですが、その中で以前防災ラジオ、全戸に配っていただいて、そして今回今言った状況、建物がそういう状況になってくると、それが今度頼りの大きな一つの重要なファクターになってくると、そのときとときどきラジオの不具合というのが最近聞こえてきたことがあつて、そういうものに関しては町ではどういうふうな対策とかというのは考えていますか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 防災ラジオにつきましては、23年12月に地域防災訓練のときに皆さんに配らせてもらってあります。もうそれから5年という状況になってございます。

それこそ今出ている数をちょっと話をさせてもらいますと、防災ラジオ9,000台を買わせていただいたとっております。その中で今8,000ちょっと今出ているような状況になっております。中にはアダプターがだめになったよとかそういうのが来ていまして、うちのほうでそれは取りかえをさせてもらっているところがございます。

今、転入者とかそういうもので年にどれぐらい出ているかといいますと、約100台ぐらいずつ出ている状況になります。それで、このラジオにつきましては皆さんが買えるものではございませんので、もう残り1,000台というところがありますが、34年にデジタル化が今言われていまして、移行していくと防災ラジオについてはまた買いかえをしなくてはならないというときが来るというところがあります。そういうことも今後あるということだけちょっと御承知おきをお願いしたいと思います。今のところは故障したりというときは変えてやっています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

そういう話がやっぱり出てきているとなると、これから9,000台のものが外では買えませんよということになりますと、どこかで修繕をしなきゃいかんですよね。そうしてそのやつで安全を確保しなきゃいかんから、そうするとそういうことが起きたときに、自治会でも地域でもどこでもいいんですけれども、そういうものを修繕が必要になったときにここに持ってきてくださいとかそういうPRをしておくことがまた重要になってきていると思いますので、その辺も含めてちょっと答弁いただければありがたいと思いますけれども。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） それじゃ、機会があるときにまた広報でもしていきたいと思えます。

○6番（山内 均君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

4月からこの議案も出ているわけでございますけれども、消防救急広域化事業が正式に始まるわけで、全員協議会の中で従来よりも委託料という形で考えますと、従来までは吉牧の組合負担金ということで2億6,000万ほど、それに消防広域化事業化事業費ということで5,100万であります。本年度は負担金として約500万、広域事業費ということで2億3,900万ということで、防災課長のほうからは27年度に比べて28年度は約1,800万ほど委託料が減っているということで、うちの町にとりまして直近ではありますけれども、デジタルの合理化に伴うということで費用が縮小したし、それに伴っても消防の強化につながったと思うわけで、非常にメリットが大きいなという形でありますけれども、実際、救急事業に関しましても2月からもう始まっているという形でありまして、町民の中には静岡で遠隔地になって心配だという声もあるわけで、やはりこの広域化に伴うメリットをより一層PRすべきだと思うんですけれども、そういったものはどのようにお考えでしょうか。

広域化のメリットについて町民に対してこういった委託料が減った、合併することによっていろんなものが節減できたし、合併に当たっての広域化に伴う協定書の中で基準年よりも

上回らないということであって、うちの町は下回っていることもあるものですから、そういったものも一つあるかもしれませんが、メリッ的なものとしてPRはどのようにお考えかお願いします。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 広域の負担金から委託料に変わったというところで、単純に特別分担金などを除いて単純に比較いたしますと大体2,100万から2,200万ぐらいの負担軽減ということで算定上はそんな形になっております。これが経常経費部分だけを比べてこれぐらいになっておりますので、それに新たに設備が必要になったとかという部分がかかりますともう少し効果は減ってくると思いますけれども、その程度、経常経費の比較ではそうしたことになると思います。

こうしたところが運営協議会の中で、この委託の考え方をどうしていくかというところを首長が入られている中の協議会の主題なポイントの一つにもなっております、人件費などについては当面の間、27年の当初予算ベースを上回らないというようところで決着もついておりますので、そうしたところが間もなく実際にそうなりますので、そうしたところでのろんな町政報告会とか、あと広報などを通じて、そうした実態にあるというところはPRさせていただきたいというふうに思います。

それで、その辺のところについては余り緊急性はないと思っておりますが、実際に4月1日から今度119番、もう既に静岡市のほうに指令は移っておりますが、それから吉田消防署になって皆さん方がどういう今度、この前御質問にも出ましたけれども、それじゃ申請窓口がどうなるんだとか、それから出動の体制はどうなっていくんだとか、そういう今までよりも出動のタイミングなどは早くなってまいりますし、安心度も増してくるというようところは早急に広報させていただかなければいけないということで、今事務的にできるだけ早い3月の今度の文書配達の機会を捉えて広報したいというところで今準備を進めているところでございます。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありますか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

159ページの消防施設整備事業費の修繕費で、全協で消火栓収納箱、ホースとか、それは消化栓収納箱というようなことで傷んだものを交換するようなことを伺いましたけれども、うちのすぐ隣の斜め向かいのところに箱があるんですけども、これも消防団の方に聞いたら、もう何回か出してあるんですけども、役場のほうで直してくれないとこのように伺ったんですけども、それ消防団の方が調べて出したら、それはどれくらいで箱が新しくなるものか、その辺を伺いたいんですけども。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 消防施設整備費の中の修繕料188万8,000円という形でございますが、この中に28年度の予算の関係でございまして、25箱、赤い格納箱を買うような状況で今予算づけをさせていただいております。所管のほうから点検やってくれて、年に2回くらい消防団が回ってやってくれていますので、その都度うちのほうとしては優先順位

をつけながらこことここという話で、私のほうも扉がだめになっているとかそういうのを聞いていますので、この中でやっていくということになります。

今議員のほうからちょっとおくらしているという話もありますので、また教えていただければまことに申しわけございませんが、進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

自分が今言ったのは番号をちょっと見ていないものでわからないですけども、とにかく年間どのくらい上がってくるかというのもちょっとわからないですけども、できれば消防団の方も何のためにそれをチェックしているのかわからないということも耳にしましたので、せっかく皆さんが消防団の方々がチェックして、役場のほうへそれを出しているということでございますので、予算の関係もあると思いますけれども、迅速にその都度できれば出したものはその年内にきれいに変わっていけば、消防団もまたやりがいを持って活動をやってくれると思うので、それについてはいかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 私のほうも消防団から上がってきているものについては見ていまして、格納庫の箱の中にごみが捨ててあったり、こんなものが入ったということでそういう状況も消防団のほうから聞いていますので、うちのほう直すものについては直さなくてはと思っていますので、今現在、格納箱につきましては520ぐらいでしたかありますので、それを消防団のほう点検をしてくれていますので、それについては今後も消防団が点検したのものについては随時うちのほうも見に行つて、確認して直していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○11番（八木 栄君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時31分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

教育振興事業費ですけども、どこという載っていないもので聞くんですけども、先ほど午前中に自治振興費のほうで、自治会の運営補助金ということで外国人の方の世帯が吉田

町で1万566世帯の中で544世帯あるということで外国人の方もかなりいるということです。

小学校、中学校、外国人の子供がいると思うんですけども、小学校において、中学校は小学校のときにしっかりと日本語を勉強すれば、中学校で日本語をちゃんとしゃべると思うんですけども、そういった日本で生まれ育った外国人の子でも日本語がよくわからないという子がいると思うんですけども、そういう子供に対して町としてはどんなことをしているのかということをお伺いします。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 外国人児童・生徒の日本語の教育ということでよろしいでしょうか。

外国人児童・生徒の日本語の指導ということで、県の段階では外国人児童・生徒が一定レベルついた場合には、加配措置として外国人の指導する教員を加配をいただいております。本年度の例で言うと、吉田中学校と中央小学校に1名ずつ加配教員が配置されています。したがって、ワールドクラスとかそういった場所を設けてそこで日本語の指導をしております。

それは取り出しといたしまして、通常学んでいるクラスからそのクラスへ来て、日本語を指導するそういったパターンと、あるいは授業を受けている学級に行きましてチームティーチングのようにして日本語の指導と学習内容の指導というような、そういった二本柱で取り組んでいる状況があります。あと、生活文化についてもそういった取り出しのときに外国人児童・生徒何人か集めていく中で担当が行っております。

あと、町民課におります通訳さん等をお借りしたりだとか、あるいは県の総合教育センターの中にそういった要請をすれば来てくれる方がいるので、そういった方も要請をしながらやっております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

今いろいろやっていると伺いました。それで、成果を聞いちゃあれかもしれませんが、それによって今中央小学校と吉田中学校1名ずつということで、ほかの小学校にはないわけですね。今吉中に1名、中央小学校に1名いるよということで、それで特別その衆を日本語の授業のような形で教えているよと、ほかにも今言ったチームティーチングというんですか、どういうやり方かわかりませんが、そういう形で教えている。

そうすると今言った中では自彊小学校と住吉小学校にはそういう人がいないということで、自分はそう受け取ったんですけども、そういう中で自分が思うには、小学校のときにそれをちゃんとやっておけば中学校では要らなくなっちゃうんじゃないかと、改めて中学校から来た子がいればその子は日本語はわからないと思いますけれども、そういうことで小学校のときにしっかり教えておけば大体6年間あるもので、中学校のときにはしっかりと語学ができるんじゃないかと思うんです。

別に第三者機関とかそういうのを聞いた話だと、そういう子供を集めて日本語をちゃんと教えて、日本語が理解できたらまた、その地元の学校に戻すよとそういうことをやっているとところもあるというふうには伺っているんですけども、そういうところのことに関してはどのように考えますか。今吉田中学校の学校の中で教えているんですけども、よそでそういう教える場所があって、そういうところへ一旦行って、また日本語を覚えたら地元へ戻

ってくるというような形のそういうやり方もあるよと聞いたんですけども、そういうのに関してはいかがですか、どのように考えますか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 日本語の指導が必要なのか必要でないのか、あるいはいつ日本へ来たのかとそういったところによっても違いが出てくるかと思いますが、一応日常会話が通常できないというのが日本語の指導が必要というふうな基準でやっています。

今、議員さんがおっしゃったあるそういった日本語を教えてくれる機関に何カ月か行ってから町内の小学校に来た子もありますし、保護者がそれを行かない、だから直接入るんだ学校へとそういう方もありますので、それはその都度私どもの担当が転入の受け付けをしたところで確認をしています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

それで、さっき話しましたがけれども、自彊小学校と住吉小学校には今そういうふうに教える教師がないということで、自分はそうに受け取ったわけですがけれども、それは必要とする生徒がないからということではないのか、それともほかの事情ではないのか、その辺をお願いします。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 自彊小にも外国人の生徒はおりますし、住吉小学校にもおります。

住吉小学校は突然来ることになったので、やはり町の通訳さんを借りたりだとか、国際交流協会の応援を頼んだりだとかそういった機関と連携をしながらやっております。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

しっかりとした成果が出て、そういうすることによって指導された子供はきちんと日常的な日本語の会話ができて、ほかの子供たちと変わらずになっているという成果があるよということでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 日本語の指導を通して日本語の理解を深めるとともに、やはり一番大事な学校で学ぶべき教科の授業とか、そういったことも身につけていかなければならないというふうに考えています。

その今対象となっている子供たちが学校が楽しいというふうに現在言っておりますので、成果はあると思っています。

以上です。

○11番（八木 栄君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

説明書の179ページ、180ページ、就学援助費についてお聞きします。さらに、184ページに吉田中学校の援助費もありますので、これも含めて御質問します。

27年度はまだ決算、人数等は出ていないと思うんですが、26年度の説明を見ますと、3小

学校で76名、町の予算としては460万、1人当たり16万の補助をしております。中学校に対しては58名援助費を払いまして、1人当たり8万円の補助をしております。

この間事務局で聞いたところ、一度その援助費を受け取ると中学の場合、3年間受け取られる方が多いということをお聞きしましたがけれども、それに関して例えば追跡調査とか、中学3年生になったら例えば進学先等を把握を事務局のほうでしているのでしょうか、お聞きします。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） ただいまの議員の御質問でございますが、この就学援助費につきましては例年申請をしていただきまして、それによって確認をして支出をするという内容でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） その後の追跡はしていますか。

教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） 毎年、申請をされて、その中で状況を確認するという内容でございます。

それから、学校の中でその先の進路等ありましたら、うちのほうで持っている高校等の支援金の案内等学校のほうの中で行っているという状況でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

教育に関しては教育の公平性と一番大きなテーマがあります。もちろん弱者救済ということで教育に困っている方々にお金を払うというのももちろんあるんですけども、款はまたぎますけれども、この中身というのは要保護と準要保護ということで生活保護を受けられている方が結構とお聞きしました。そうすると、また母子のそういうお金等をお支払いしていることもありますので、町として二重にお金を払っていたりということで、公平性に欠けるといったら言葉は大げさかもしれませんが、全然受け取れない方は9年間何も知らないでそのまま卒業される方が多いんですけれども、前々回に副町長に御質問しまして、負のスパイラルということでお答えもいただいたんですけども、昨年よりも人口減に関係なく、人数が少なくなるという努力をされているのでしょうか、御質問します。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） すみません、もう一度御質問をお願いします。申しわけない。

○議長（大塚邦子君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

要するに、人数が少なくなる努力を事務局のほうでしていますかということですので。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） この制度の該当する方の必要に応じた助成をするという制度でございますので、そうした中で所得の低い方、あるいは特別支援等必要な方の支援を行っていくという内容でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 事務局で努力をしているかというそのところだと思いますので、今局長から話しあったように制度的な活用については十分学校とも連携をとったり、あるいは来た住民とのやりとりの中で出てくると思います。

先ほど来出ている高校等の進学についても町のものだけじゃなくて、さまざまなものがあるので、そういったものを提供しながらやっているというところが現状ですので、そういった面では努力をさせていただいています。

○議長（大塚邦子君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 御答弁ありがとうございます。

それに関連するわけじゃありませんけれども、ページが変わりまして168ページ、21の事業、吉田町高等学校等奨学金150万円の予算に関して御質問します。

補正のほうで30万円掛ける5ということで150万一応予定しておりまして、減額で120万、お1人だけが受け取ったということだったんですけれども、これを事務局でお聞きしましたら平成25年に申請された方があって、25、26、27で30万円ずつ受け取ったということでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） 高等学校就学支援の制度の利用の状況でございますが、平成20年度から実施をしております、20年に3人、それから21年度に4名、それから26年度に1人、それから27年度に1人というような状況でございます。今現在合計8名の方が利用されたという状況でございます。

27年度につきましては1名の方がこれを利用しているというようなことで、ほかの4名分を減額しました。

28年度の予算におきましてはこの方が引き続き継続をするという状況でございますので、その方の1名分と、あと新規の方が4名の方の分ということで予算計上しておるという状況でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 御答弁ありがとうございます。

先ほど吉田中学校で就学金をお支払いしている金額が約60名ということで、3学年を合わせて60名ということなので、学年別には人数載っていないんですけれども、1学年もし20名として、吉田中学校の3年生がもし20名卒業生いらっしゃる場合ですと、今公立高校の場合、今授業料無償になっております。私立高校に進学した場合、今、年間で最高で34万円の国の負担があります。それに関して20名のその支援金を受け取った方々に対して御案内もしていると思うんですけれども、応募がなくて1人になったのか、応募が少なくてこの人数になったかというのをお聞きします。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） この制度の利用につきましては、申請をさせていただいて、それを教育振興の委員会の中で審査をして決定をするという流れになっております。したがって、申請者の方が今回は1名だったというような状況でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 御答弁ありがとうございます。

今静岡県の場合、公立高校と私立高校の割合が人数が2対1になっております。そのうち今高校生は10万人強、静岡県内でおります。そのうち1年間で高校を中退する方が今県内で1,000名います。経済的な理由等いろいろなものがあるんですけども、もし中学校のときにこの申請を利用できたなら、その人数も吉田町の中でやめざるを得ない生徒さんも、もしかしたらいるかもしれませんので、ぜひとももっともっと中学生にこういう制度があるということを知っていただきたいと思っております。御答弁はいいです。ありがとうございます。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 190ページ、それと189、191に中央公民館の運営費と活動費の中でお聞かせを願います。

この中に今度中央公民館に全体に一つのビルが一つの課にという形で向こうへ引っ越しますよね。その中でまずこの中で公民館の運営会議委員報酬、それと活動費の中で委員の報酬これがあります。

以前、中央公民館の使い方に関してお聞きをいたしまして、そのときに中央公民館自体は生涯学習であるとか、非常に集中力を必要とする人たちもあそこに使われています、それで自分たちもコミカレという会合で使わせてもらっています。ところが、以前申したとおり、多分隅のほうでやってはくれているんですけども、木管楽器がカバーもかけずにそのまま流すわけです。そうすると、非常に公民館の使い方、要するに本来の使い方がどうかとちょっと心配をするところがありまして、そういう中に今言われた報酬の中にはそういう人たちが全体を見ながらその会議をやって、そういうものに関しては関心を持っているいろいろな協議をしていただいているという認識をしいんですか。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） ただいまの御質問の189ページの中央公民館の運営審議会委員報酬、こちらが中央公民館の運営に係る委員会の報酬でございます。それから、中央公民館の活動費のほうの中にございます191ページの1の委員報酬というのは、28年度に新たに実施を予定しておりますシニアカレッジの設立委員会の委員報酬及び運営委員の報酬という内容でございます。

それで、ただいまお話が出ました中央公民館の活動全体の内容について意見等、審議をしていただくものが中央公民館のこの委員の役割でございますが、当然運営の中でさまざまな問題とか課題とかありましたら、そうした中でお話をさせていただく、御意見をいただくという内容になってございます。

ただいま出ました管楽器の音等のお話でございますが、私どもも実際にその場で聞いたこともございますし、確かに同じ階で同じ時間でその団体と隣り合わせで会議するのはなかなか困難な状況というのは承知をしております。

そうした中で中央公民館の運営の方法としまして、その隣り合わせの会議にならないような工夫といいますか、そうしたものをその公民館の担当のほうでやっておるという状況がございます。ただ、非常に行事等がその当日多くて、そうした配慮ができない面もありますが、なるべくそうしたことがないような運営には努めておるという状況でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 実際に使っていて考えられることは、今実際にはオーケーを出した以上、本当はみんなが自由にしっかりと集中力を持って使えるようなものをつくる、要するに防音の装置が必要だと思うんですけども、本当は、ただし例えば高い音に関しては厚手のカーテンであるとか、そういう恐らくやってもらうとある程度は防げるものがお金をかけずにありますので、ぜひそういうものもこういう委員会の人たちが協議をしていただくところに、そういう話を出していただければ恐らくある程度の解決策、お金をかけずにできる可能性もありますので、その辺のところをお願いしたいと思うんですけど、その辺はちょっと答弁いただければお願いします。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 公民館の運営審議会の中でのことですが、先ほど局長も言ったように使用上の課題だとかそういうことにも十分議論をしておりますので、そして今言ったような可能な限りの手だては打って進めているところです。また、今議員さんから出た御意見等も参考にしながら審議会で話し合いをしていきたいと思っております。

以上です。

○6番（山内 均君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

図書館費の中で今度ビジネス支援コーナーであるとか、子育て支援のコーナーを設置するという中で、インターネット等使用料とかという項目がございます。当然、ビジネス支援というと、今の時代であるとインターネットを当然利用しているいろいろ検索したりとかということも、現場でできれば非常にいいと思うんです。ただ、本による知識だけでなく、当然それをやりながらネット検索というようなことが考えられるんですが、そのような施設をここに設けるといふことでよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） 図書館です。

ただいまの御質問はインターネット等当然必要になるのではないかと、ビジネス支援にです。今度のシステムの更新にあわせて、今インターネットのほうは1回線増やそうと思っています。それで、データベースは静岡新聞、日経テレコンというのが今バックであるんですが、それが一つ入っている状況で、それはそのまま使用するつもりでありますが、今まだ調整はしているんですが、インターネットは館内はパソコンは今使える場所が喫茶コーナーだけで、結構音がという苦情等もありますので、それとあとはパソコン室というのがカウンターの横にあるんですが、そこは2つ席があるだけなんです、そこしか今使えないので、今度は今言いました1階の公開書庫というところに机が9つあります。その場所は一応パソコンが使えるようにはして、Wi-Fiを導入して、そこでは使えて、自由にパソコン持って来れば検索できるようにはしたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

今Wi-Fiということが出て、まだしたいという状況であると、するじゃなくて、したいということですね。この修繕費の中にはまだ含まれていないということでしょうか。

また、Wi-Fiもいいんだけど、どうせやるんだったら無線LANをちゃんと引いて館内どこでも使えるようにされたほうがよろしいかなとも思う。パソコンだけじゃないんです、今、大体使うのはタブレットなんです。一般的にビジネス関係やる方が。だから、その辺を考えたときもやっぱりWi-Fiだけじゃなくて、無線LANでつないだほうがよろしいかなと思います。そういう中でぜひ予算づけして、考えていただきたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） ただいまの件、修繕費の中ではなくて、今システムのほうへ含めて、どこまで含められるかわからんですが、その中になるべく含んでやっていきたいということで考えております。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

170ページのラーニングプラン事業費についてお伺いします。

土曜日の学習補強という形で公設学習塾を行うという形であるわけでございまして、このラーニングプラン、好評を得た中で推進しているわけでありますけれども、保護者からの反響等を考慮した形で、より一步、本年度よりも28年度はもう少し推進していくということがありますので、その辺の背景について御説明のほどお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 現在、土曜学習という形でやらせていただいて、それが公設塾という形でさらに質的にも広がりを持って行くというところの背景ということでよいでしょうか。

○10番（藤田和寿君） はい。

○教育長（浅井啓言君） 土曜学習やらせていただいて、本年度は小学校1年生から中学校3年生までやりました。大体延べで100人ぐらい、中学生も100人、小学生のほうも100人という意味です、がやってまいりました。

そういった中で人は集まってやっていって、今度は中身の面でやはりもうちょっときっちりと系統的に、あるいは質を高めていきたいということで、この公設学習塾のほうに考えを持っています。それはどういうことかという、吉田町学力調査というのを町独自でやりますので、その結果に基づいて個々に手厚く指導できるようなメニューを組んでやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

町がそこまで踏み込んでやるというのはなかなかないところであって、なかなか民間の学習塾等、予備校等行けないお子様、児童にとりましては非常に喜ばしいことと考えるわけですが、この事業的なものというのはいつとことじゃなくて、ある程度長い期間継続して、育て上げていかなきゃならないと思うんですけれども、その辺のビジョン的なもの

というのは、あくまでもこの学力調査の結果がある程度を目安まで行けばということ認識してよろしいのでしょうか。その辺のところでもう少し事業を厚くしていくとか、そういったことは御検討されていますか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 現段階においてはラーニングプランの中で運行しておりますので、まずその終了のところまではやっていって、またその時点で現状を見ながら次のステップが必要なのか、どういうふうにしていったらいいのかというのは検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

ありがとうございました。

続きましてですけれども、過日の全協の中で178ページでありますけれども、自彊小学校の改修工事設計委託料のところであります。

住吉小学校で今528名、中央小学校776名、自彊小学校が416名、中学が865名ということで別の項目で児童・生徒数は聞いているわけですが、自彊小学校の児童増加に伴いまして多目的ホールの設計で教室部分を増やすということであるわけですが、そんな急激には増えないと思われるんですけれども、やはりやりくりは必要になってくると思われるんですが、全体的なこれから先ほどありましたけれども、出生率が2.07に向けてやっていくときにやはり南側から北側へ移住もあるだろうし、はばたき橋が開通したことによって藤枝のほうから環境のいい吉田町へ来ていらっしゃる方も多いということも聞いているわけでありまして、ビジョン的には1教室を想定してつけ焼き刃的な対応だとまずいと思うんです、子供の環境でありますから。そういった長い目の位置づけとしてどのような形で今回はやられているか、第2、第3を考えているかということも含めてお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） 今回予算計上させていただきました多目的ホールの居室の改修の工事、これによりまして増加した場合の手当てとしまして2教室の確保ができますので、当面はこれの中で対応できるというようなことで考えておりますが、これ以後社会的な増によってさらに増加をした場合には、増築等こうしたものも視野に入れてやっていかなければならないというようにも思います。当面、今の時点ではこの多目的ホールの改修によって対応できるというようなことで考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

自彊小学校はそういう形でということであります。

続きまして、176ページは今度は中央小学校でございます。

中央小学校もトイレ環境を直していただいて、非常に素晴らしい生活できる環境になったわけですが、今回は雨漏れのA棟、B棟の改修という形となっておりますけれども、当初は3.11前ですが、中央小学校も建てかえを検討されているんですけども、今ある施設を長寿命化で利用していくということで国のほうの政策も変わって、それにそろう格好

で中央小の建てかえ等の問題も今まとまっているわけでありましてけれども、完全なる復旧なのかその辺のところも、ここも将来的なビジョンとあわせて改修で雨漏り箇所に関するそれなのか、ある程度5年とかそのぐらいのスパンを見ながらの改修なのか、その辺についてどうお考えなのか、お願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） ただいま御質問の176ページの施設整備の中で、今回中央小学校につきましては校舎A棟の屋上の防水の改修工事を実施するわけでございますが、当面必要な箇所を修繕をして、今ある施設を使って学校の経営をしていただくということで進めております。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これをもって、第18号議案についての質疑を終結します。

◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は終了しました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後 3時11分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会14日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、議事に入ります。

本日は、提出された特別会計及び企業会計の予算に関する議案の質疑を、議案番号順に行います。

途中、説明員の入れかえを行い進めてまいりますので、ご了承願います

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。

また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いいたします。

◎議案第14号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第1、第14号議案 平成27年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから第14号議案の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

◎議案第15号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第2、第15号議案 平成27年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから第15号議案の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

◎議案第16号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第3、第16号議案 平成27年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから第16号議案の質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

まず、歳入のほうでございますけれども、2ページの保険料でございます。

これは、介護保険が3年間の計画をつくって、それに基づく費用を想定して介護保険料を決めているということで理解するわけでございますけれども、初年度、一般会計でもそうですけれども、給与所得世帯が増加するという形で徴収料が増えているということでございますけれども、担当課として計画を立てて、初年度の予算を執行して補正になったという形で、収入の部分が、介護保険料の部分の特別徴収保険料が3,300万も増えているということで、計画したときと、その辺の2号保険者のほうが増えているという形での認識だと思いますけれども、その辺をどのように分析されておりますでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 介護保険料の徴収の状況につきまして申し上げますと、年金特徴の方は100%年金のほうから介護保険料のほうをいただいているものですから、100%というような実態ではございますけれども、当初、計画の中で見込んだ年金特徴と普通徴収の割合というのは、全体の中の年金特徴の方が85%、普通徴収の方が15%として見込んでいたわけですが、結局、今回の補正を見ながら、どのような割合になったかというところを見ますと、年金特徴からいただいているのは92%ということで、年金特徴の方が当初見込みよりは増えたというところでは、ありがたいなというか、徴収のほうがうまくいったかなというふうに思っております。そんな中で65歳到達者につきましても、当初見込みよりは少し多かったというところもありまして、今回の補正については、普通徴収よりは年金特徴のほう割合が多くなったというところが理由ではあります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） その辺のところ、収入が増えたことによって、基金600万を取り崩して637万8,000円ですか、当初見込んで、介護計画では3年間の中で6,000万を取り崩してそれを財源に充てるという形で、基本的な介護保険料が4,800円といった形で決まってきたと思うんですけども、その辺のところ、今回、出のほうも計画よりも大分下回っているという形で、今、基金のほう6ページ、出のほうでいきますと9ページ、計画より93%の執行状況であるといった形で、減っているという形なんですけれども、実際の需要に対してしっかりと賄えているのか、それとも施設等がまだ完全に手当てできなくて、需要はあるんだけどもそういったサービスができないのか、それについてどのように分析されて

いるかお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 介護保険のほうの基金の繰り入れにつきましては、今回、600万という金額を上げていたわけですがけれども、取り崩さなくてそのまま減額させていただいたわけですがけれども、3年間の中で6,000万取り崩すということで保険料を決めさせていただいたわけですがけれども、今、保険給付費のほうの関係になりますと、計画値に対しまして補正後の予算については93%ということになっておりまして、今回のサービスにつきましては、皆様がサービスを使えていないということはないと思っております、サービスを使うにはケアマネジャーのケアプランに沿って皆さんサービスをお使いになっておりますし、ケアマネジャーの質も向上しているというところではあるかと思っております、介護給付費の計画値以内になっているというところでは、私どもは予算内の範囲内でサービスが提供できたと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

具体的な事例で言いますと、ショートステイが町内の施設、今まで従来受け入れていたんですけれども、職員の介護士の関係で施設が今利用をやめているとか、そういった課題というんですか、今回、今93%でケアマネジャーのケアプランに基づいてやっているから問題ないよということであるんですけれども、事業者サイドの面から町としては計画どおりしているかも知れませんが、事業者サイドの理由で本来サービスを楽しむ方が利用できていないという実態もあると思われるんですけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 一部法人において、ショートステイが今提供できないという実態はございます。その中でも、ショートステイを利用したいという方々の行き先については、今まで利用していたところが利用できないというところでは非常に残念なところではありますけれども、介護職の確保というところではどこの事業所も今大変だということでは聞いておりますので、そんなところで国のほうも介護離職ゼロというふうなことを挙げているわけですが、当町におきましては、その介護離職ゼロというところの手だてというところでは、介護事業所への支援というところは、今のところ事業所への支援というところはないわけですが、介護職に携わっている方々の質の向上とか事業所管理というところでは、包括支援センターと協力しまして研修なりを行っていただいておりますので、そういうところで質を落とさないようなサービスをしていただくように、こちらでも研修等を行っていただいて指導していきたいと思っております。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

◎議案第19号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第4、第19号議案 平成28年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてを議題とします。

これから第19号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

◎議案第20号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第5、第20号議案 平成28年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから第20号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

国保税の関係で、再来年、30年度から事業が県が主体になるということで、それに向けてそれぞれ町で今の会計をどうするかという議論がされてきたと思うんですが、今の話の続きからいきますと、それぞれの賦課や徴収というのはこれまでどおり市町が行うというようなことになっているようなんですが、そうすると、それぞれ今の保険税の市町の違いがそのままの形で残るかどうか、その辺でちょっとはつきりよくわからないんですが、再来年に向けてのこうした県への主体が変わることに対して、町のほうのその間の準備といいますか、対応というのは何かあったらお願いしたいと思うんですが。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） それでは、国民健康保険広域化につきましてちょっと御説明をさせていただきますと思います。

国民健康保険は、現在、各市町村が個別に運営をしているんですけども、平成27年5月27日に国民健康保険の改正法が成立いたしましたことにより、平成30年度からは県と市町の共同運営という形になります。

県の役割といたしましては、財政運営の主体となりまして、市町ごとの国保事業費の納付金の額の決定や保険給付に必要な費用を全額市町村に対して支払う市町村ごとの標準保険料率の設定、そして市町の役割といたしましては、国民健康保険費の納付金の納付、地域住民と身近な関係の中で資格の管理であるとか保険給付、保険料率等の決定、賦課徴収、保険事業などが現在予定されているそれぞれの役割ということになります。

県のほうでは、平成28年度から市町との協議を進めていく中でいろいろなことを決めていくということになっております。主な協議内容といたしましては、市町が県に収める国民健康保険費の納付金についてであるとか、あと県が市町に示す標準保険料率についてであると

か、また、県が作成する県内統一の国保運営方針の内容についてなどが今後28年度から検討を進めていくということになっております。

町といたしましても、システム改修であるとか条例改正などに加えて、平成30年度からの保険料率の検討とか決定が当然必要になるんですけれども、また、28年度からの県と市町の協議の中で町も同様に進めていくということになりますので、今後の県や市町との協議によって決まっていく内容に準じまして、町としても円滑な移行ができるように準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

この国保税の徴収額について、それぞれの市町でいろいろ状況も違うわけですし、これは全国的に被保険者といえますか、保険料を払う方の負担が非常に高いのではないかというような話が出ています。厚労省もこの28年度から、こうした保険者の負担の問題も含めて、もっと国がもう少し予算的な措置が必要じゃないかということで、たしか全国的には28年度1,700億の予算がつけられたというふうに聞いていますけれども、このことに対する吉田町への影響というのはどういうふうに出ていますか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 今年度、まず当初予算でありますので28年度になりますけれども、1,700億円につきましては各市町へ支援するということになりまして、これは保険基盤安定ということで、被保険者の保険税の軽減であるとか、そういう部分で支援をしていくということになっております。当町の補正予算でも、保険基盤安定の増額をさせていただいておりますけれども、28年度もそれに加えて増額をさせていただいております。

議員がおっしゃられました1,700億円の補正予算の各市町への支援になりますけれども、まず保険基盤安定制度というのは、保険税の軽減分と保険税支援分というものになっております。保険税の軽減分につきましては、昨年度から対象範囲を拡大して支援をするというふうにしております。それから、保険者支援分につきましては、被保険者の1人当たりの保険料の収納率に対して、軽減世帯に属する一般被保険者数などにより積算したものになりますけれども、以前はこの軽減割合の7割と5割の分についての支援だけがされておりましたけれどもこれが2割軽減まで対象となっている、それから、率がそれぞれ決められていたわけなんですけれどもその率も拡大になっているということで、ここの部分で国の方は1,700億円を各市町村に支援を増やしているわけです。ですから、うちの町としての保険基盤安定の支援金につきましては増額となっているということで、そちらのほうで支援をされております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） ありがとうございます。

やはり、国保の関係で本当に住民の負担が非常に年々増えています。そういう点では、保険者への負担を軽減という意味というのは非常に重いと思うんですが、厚労省の資料によりますと、この予算の中で1人当たり大体5,000円ぐらいの財政負担、財政効果、それから被保険者への負担の軽減といえますか、そういうふうになるんじゃないかなということが、単純計算だと思えるんですけれども言われております。

静岡市などで、昨年とことしあたり、国保、あそこは料かな、値下げがされてきています。こうした国のほうの予算づけもあって、吉田町としても、こうした住民に対する保険料の引き下げとか負担軽減というようなことも検討に入るんじゃないかなと思うんですけども、そういう点はいかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 今、静岡市のことを例にとられておりましたけれども、静岡市の場合は保険料を前回3年ほど前に上げたんですけども、そのときにやはり20%近くの保険料を上げられて、保険料と、あと一般会計からの繰り入れということで20億程度の繰り入れも含めて改正をしていらっしゃいます。その中で、医療費が見込よりも多少伸びなかったということもありまして、基金がたくさん残っているという形の中で、あちらは保険料になりますけれども、保険料を下げたという経緯がございます。

当町につきましても、26年度に予算編成がということで改正をさせていただいたわけですが、それからは予算編成にはできる状況にはありますけれども、そちらほど基金残高が多く残っているということではございません。28年度予算を見ていただければわかるかと思っておりますけれども、基金からも8,000万の繰り入れをして予算編成をさせていただいておりますので、当町といたしましては、30年度の広域化に向けまして、県のほうの示される保険料率等を見ながら保険税率につきましても考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○3番（大石 巖君） 了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

最近の新聞で協会けんぽの関係が、健康保険料率が静岡の場合は3月分から9.92%が9.89%に下がっているということであるわけで、その中でさまざまな努力をされているということと考えます。

うちの町も、今、同僚議員への答弁があったような形で、保険税を上げて一般会計からは繰り入れしないで受益者負担でやっているということで、健全な会計をやっているわけですが、やはり利用される方々が健康で、なるべくかからないような形での形でそれぞれの施策をされていると思うんですけども、そういった面から、25ページ、26ページの共同事業拠出金におきましては、これは全員協議会で聞いたんですけども、24、25、26の市町の実績に基づいてそれが決まってくるわけで、なるべく健康で保険を使わないような形でいていただくのが一番いいと思われるわけですが、その辺のところでは費用的なもの、ジェネリックですとか医療費の審査等レセプトの点検等、28年度、その辺のところにつきましても、より一層のさまざまな施策をされていると思うんですけども、それについて御答弁のほどお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 医療費の適正化ということで、まずジェネリックにつきましては、こちらの国保といたしましては、今、医師会のほうへはちょっとお話をさせていただいて、カードであるとかそういうものをできないかということはお話しさせていただいたんですけども、ちょっと明確なお返事をいただけないということで、今そちらのほうに

ついてはできていない状況にあります。

それ以外に、ただ、いろいろな保険者のほうで、例えば、既にジェネリックについていろいろされているという状況もありますので、国保のほうにつきましても、率については上がっている、国保の……、申しわけありません、ちょっとお待ちください。料では50%を超す率で、今、ジェネリックのほう、国保のほうも既になっているような状況がございます。

レセプトの点検につきましては、2名の臨時職員にお願いして、点検を今、引き続き継続をさせていただいております。

特定健診につきましては、病気の重症化しないということで検診をしているわけですが、ただ、率につきましては40%のところ辺で横ばいになってしまっている、また、26年度につきましては多少下がっているような状況もございますけれども、例えば26年度からは、がん検診との同時開催、26年度は1度でございましたが、それを27年度につきましては、女性限定ですが2回増やすということで今年度は実施させていただいておりますし、来年度からは、女性限定になりますけれども、今年度は土曜日の健診でありましたものを平日をもう2日増やすというようなこともする予定でございます。また、集団検診につきましては、協会けんぽであるとかほかの保険者も受診をしなければいけないということになりますので、そのような形で全体を見たような広報を今後させていただきたいということでございます。

それから、広報でございますが、今年度からですが、予定が12月までの予定になりますけれども、毎月広報のほうには次の月の予定を載せさせていただいて、受診を勧奨するというようなこともやっております。

それから、保健協力員さんの協力をいただきまして、地域での特定健診のPRであるとか、受診勧奨を進めるというようなこともさせていただいております。このような対応を一応させていただいておりますし、受診率を上げるということに對しましての、町としてのことをやって国保として実施をしているということになります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番です。

ジェネリックも50%、レセプトも臨時職員2名という形でやられているということで、健康で維持していただくためにも特定健診のほうを、29年度には60%という国からの目標も示されている中、今現状40という形で、ここ数年、26年度はちょっと下がったみたいですが、25、27、ことしも40%ぐらいで推移しているということでもありますけれども、やはり健康でいただくためにはこの面が非常に大切だと思うんですが、女性に関しましては、がん検診とかそういった形で開催等々増えていくんですけども、若い方とか男性の方に対する手当としてどのような対策をお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 受診率の低下というのは、やはり若年層の受診率というのがやはり統計上も低いということになりまして、40歳からの検診になるわけですが、だんだん40歳、44歳につきましては低いというような形になっております。

女性のがん検診とのタイアップですが、そちらのほう、若い方についても受診対象になっておりますので、そういう点では好調になるのではないかと考えておりま

す。26年から始めました土曜日検診の1日につきましては、女性限定ではなく男性の方も受けられるということになっておりますし、広報なんかも、先ほど申し上げましたとおりしているわけです。集団検診自体がなかなか午前中というのが、医師会に委託しているという形もありますので、午後の集団検診しかできないということになりまして、その辺でがん検診とのタイアップがやはり多くできないということもありますけれども、そういうことも含めまして、また健康づくり課とのほうとのあれもございますので、どのような形で啓発できるのかということを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

最近では、人間ドックも御夫婦で受診されたりして、特定健診なんかは特に御夫婦で参加されるような御案内をして、やはり食事とか運動とか、夫婦で取り組んでいただくような努力も必要ではないかなと思いますので、またよろしくをお願いします。

最後ですけれども、先ほど同僚議員から出た30年広域化の関係で、静岡市の例が述べられました。保険料の値上げに伴います基金が大分増えてきたということでもありますけれども、28年度の見込みで、うちの町の国保の基金残高が1億3,870万円ほどということと理解しているわけで、広域化に向けてそれぞれの市町のお考えもあると思うんですけれども、町として、広域化に向けても基金というのは町が持つものでありますし、もしものときの広域にならなくても、そういったもので安定的な保健行政を賄う、国保行政を賄うは必要だと思うんですけれども、この金額というのはどれくらいを、広域化に向けて認識として幾らぐらいの金額をお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 広域化になりましても、当面は、標準的保険料を参考に各市町村が保険料の決定であるとか賦課徴収をやるということになっておりますので、町といたしましては、県のほうに納付する納付金の支払い、もし万が一支払えないという状況になれば、基金からの繰り入れでそれを賄うという形になりますので、当然、基金は必要になるというふうに考えております。

条例上は5%の基金を積み立てるということになります。今の現状でいきますと、5%は1億2,000万ぐらいというふうに見ておりますので、現状の27年度末の基金といたしましては、5%はクリアできているというふうに考えております。以前も申し上げました国のほうの指針の25%には到達してということは現状ではちょっと難しいのかなというふうには考えておりますので、当面、基金を積み立てられればそれにこしたことはないというふうには考えておりますが、現状の金額、条例上のものについてはクリアできているということとございます。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

◎議案第21号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第6、第21号議案 平成28年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題とします。

これから第21号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

今回の後期高齢者特別会計におきましては、広域連合として、県の保険料の改正がなされた初年度の、2年ですけれども2年ごとに見直されるということでもありますので、28、29年度の医療費の増加を考慮して改定をされたわけでございます。それに伴いまして、全協でも確認したんですけれども、年100人ぐらい人も増えているということで、歳入の部分で増えているわけでもありますけれども、今回の保険料の改正に伴いまして、軽減も拡大もされているわけございまして、保険料の軽減措置にかかわる対象者の影響、そういった方々を漏れなくうまくカバーするような軽減がなされているというような認識でよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 保険料の軽減につきましては、今までも継続している軽減が幾つかございます。例えば、均等割額の軽減について、9割軽減であるとか8.5割軽減とか7割軽減であるとかというものもございまして、社会保険の被扶養者であった方については9割軽減というようなものもございまして、所得に応じた所得割額の軽減というものもございまして、それについてはそのまま継続をするということでございます。

今回の軽減対象につきましては、5割と2割軽減につきまして、被扶養者拡大することによってなっております。これについては、吉田町の分につきましては大きな影響というのはそんなには出ませんが、各低所得者に対する軽減につきましては引き続き同様のものがされておりますので、対象者自身は6割近くの方が対象になっているということもありますので、この辺につきまして、軽減についてはそのような状況であるということで、被保険者については、軽減についての十分な対応がされているというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

対象とされる方々が、年金で主な生計を立てられている方だと思われまますので、その辺の軽減策ということでもありますけれども、今回の均等割保険料の対象で、2割、5割の所得基礎額が上がっているわけでございますけれども、それに関しましては、うちの町の影響はないというような御答弁をいただいたんですけれども、それ以外の従来からの軽減の措置で、6割の方々がその恩恵を受けて保険料を軽減されて御利用されているということで思いますが、うちの町の特徴としましては、9割、基礎控除のどの部分の方々が非常に多い、それぞれの市町によって特色があると思うんですけれども、うちの町の軽減されている6割の方々の特徴というものはどのような形になっておるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） すみません、先ほどの今回の軽減による対象者につきましては、吉田町につきましては、十二、三名程度と出ておりますので、実際にやってみませんと正しい正確な数字は出ておりませんが、そのくらいの方が新たな軽減の対象になるというふうでございます。

対象がどの部分が多いのかというような御質問かと思えますけれども、28年予算の見込みの人数になりますけれども、9割軽減の対象者が大体330名程度、9割軽減の被扶養者ですね、社会保険の。それが70名程度、それから、8.5割という軽減が520人ぐらい、同様の被扶養者が約80人ぐらい、5割軽減が300名ぐらい、あと2割軽減が約300名ぐらい、被扶養者であった方については大体370名ぐらい、こちらのほう試算になりますので、それくらいの人数であろうという、試算からいたしますとそういうような数字になっております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

今、人数のことも述べられまして、対象とされる方々も多いという形で、今回保険料が1,000円ですけれども上がったわけでございますけれども——均等割におきまして。所得割率については若干上がっているということで理解するわけですけれども、今、担当課長が述べられたとおり、保険料の軽減措置がうまく賄っている形で、多くの方々に満足できる後期高齢者医療になっているといったことが確認できましたので、了解いたしました。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

◎議案第22号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第7、第22号議案 平成28年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから第22号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

21ページのところです。

認知症の施策推進事業費と、それに対する5番での支援体制の事業費ということで上げられております。それで昨今、認知症に関してはいろいろな問題が出ていますけれども、吉田町に関して、見直しという時期で来ているということでお伺いしましたので、これから吉田町が認知症の対策であるとか、それに向かっての方法論、どんなものをこれからやろうとしているのか。前例でもしあれば、それに向かって何か対策が、これからやることをちょっと教えていただければ。

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高年齢者支援課長（久保田明美君） 認知症対策推進事業につきましては、認知症の方ができる限り住みなれた地域で暮らし続けられるように、関係機関と一体的に認知症施策を推進していこうということで始めているわけですが、平成27年度に認知症対策委員会を立ち上げまして、認知症施策について検討をしてきております。

その中で、認知症について正しい理解と知識を持っていただくということで、認知症に関する手引書「認知症ケアパス」を作成していただいております。地域の中で、認知症ってこういうものだよという正しい認識を持っていただきたいというところで、ケアパスをつくっていただいております。28年度はケアパスを全世帯に配布しようとしております。全世帯に配布するとともに、ケアパスの利用について周知活動をしていきたいというふうに思っております。各町内会であるとか、町内会単位でなるべくきめ細やかに認知症ケアパスについて理解していただきたいなと思って、周知活動を進めていきたいと思っております。

そしてあと、ここに認知症の委託料のところにありますとおり、包括支援センターに認知症地域支援推進員ということで、認知症に関する相談とか支援をしていただく方を置いていただいて、その方の事業費もこちらに載せておりますので、より認知症に関しての相談をしやすくしていただけるように認知症地域推進員を設置しております。

あと、予算にはあらわれていないわけですが、認知症サポーター養成講座というものを開きまして、今回28年度からは、小学生を対象にした認知症サポーター養成講座をやりたいなと思って、認知症に対しての小さいころからの、認知症ってどんなことというところから理解していただきたいなと思って、小学生版のサポーター養成講座を開催する予定であります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

これから小学生に向かってということは、時期がいいのかどうか難しいと思うんですけども、ただ、その中で、自分の今回ちょっと聞いたかったこと、確認したかったことは、昨今、テレビとかメディアでJRの問題、認知症の起こす関係の問題とかありますよね。それと、ここにはそれぞれ予算の中には、それぞれに独立してくるわけですが、認知症に関して当然そういうものが複合的に絡んでくると思うんですけども、その辺の今言ったこういうケアを含めて、それはどういうふうな形でこれから周知をしていくのか、見直しをしていくのかというのはちょっと教えていただければお願いします。

○議長（大塚邦子君） 高年齢者支援課長、久保田明美君。

○高年齢者支援課長（久保田明美君） 認知症の高年齢者の事故の問題とか、介護疲れとかといった問題もあるわけですが、認知症に係る地域の方の支援といいますか、地域の方で見守っていただくというところも必要かなと思っております。そんな中で、地域支援推進員を置きまして、きめ細やく相談に乗っていきなと思っておりますし、早い時期から認知症について支援していかなければいけないかなと思っていて、認知症についてのサポートをどういうふうにしていったらいいかというところを、28年度は認知症対策委員会の中でも検討していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) 6番、山内です。

認知症とかというものに関しては、非常に個人の秘密の部分というか、そういう中になかなか入っていきますので、その辺ではこれから大変だと思うんですけども、いずれにしても、これから事件とかそれに絡んできて、いろいろなことが出てくると思いますので、その辺はしっかりとしてやっていただきたいと思うし、それに向かつての町の方向性というか、そういうのというのはおありですか。

○議長(大塚邦子君) 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長(久保田明美君) 今、町の中でも、地域で見守るといふか、見守りネットワークというものを立ち上げておまして、関係事業者さんに参加していただいて、地域で見守る体制もつくってきておまして、このごろもいろいろな問題の中で、徘徊をされていた方を一部のその事業者さんが見つけていただいて保護していただいたとか、新聞がたまっているよとかという、そういうふうな見守りをしていただいておりますので、そういうふうな地域で見守り、そして地域の方々によって高齢者、認知症の方を支援していくといふか、そういう気持ちを持っていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○6番(山内 均君) 了解。

○議長(大塚邦子君) ほかに質疑はありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番(大石 巖君) アスカの里のほうの建設も順調に進んでいるようで、地元に着したそういう施設ができるというのは、非常に楽しみにしているといふか、喜んでいるという声が聞かれるわけですが、ただ、一方、先ほど話があったようにデイサービスの事業所が大変運営が厳しいと。そういう人材の問題もあると思うんですが、一方には、介護報酬の抑制の問題が大きく影響しているんじゃないかなというふうに思うんです。やはり、希望者が安心して施設に通ったり入所できるという場合に、施設の人材なりが充実をしているということで、安心してそういうところにお任せしたいという気持ちが強いんですが、なかなか今、それぞれ介護報酬が抑制されているということで、事業所もいろいろ運営が大変だということも聞いているんですが、そうしたところに、町としてのどういうふうな支援ができるのか、財政面あるいはそのほかのサポートの面だとか、そういうことでこれからいろいろ大変になってくると思うんですけども、町としてぜひそういう点での支援をしていただきたいなと思うんですが、何かそういう策があればお願いしようと思います。

○議長(大塚邦子君) 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長(久保田明美君) それぞれの事業所におかれます問題というのものもあるかと思っておりますけれども、デイのそれぞれデイで行われている事業の特徴もあって、そこに通う人がどのくらいかということも、通える人が少なかったり多かったりするところでも経営については大変だとは思いますが、そんな中で、人材をどうしていくかということのお話になるかと思っておりますけれども、人材をサポートするという意味でも、今、町内の事業所でも介護支援員の研修をやっていただいているところもありまして、そういったところで、町内の中で介護支援員が増えていくというふうな策も考えていかなきゃいけないかなというふうに思っております、まだこれは本当に国からまだ何も示されていないわけですが、介護支援員になろうとする方のサポートを町もしていかなければいけないかなというふ

うに思っております。人材の確保というところで支援していく必要があるかなというふうに思っております。

以上です。

○3番（大石 巖君） 了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

予算書の39ページの一次事業予防費でございます。

ボランティアポイント交換交付金として30万で、これは27年度から新たに始まった65歳以上の予防事業の一環であるわけでございます。現状、参加人数が20名の見込みで31名いるよということで聞いているわけでありませけれども、この事業、非常にそういったボランティアをしていただくということと、また、そういうことに参加してもらうことによって生き生き生活していただくということで、非常にすばらしい事業だと思われるわけですが、もう少し活性化してもいいんじゃないかなと思うんですが、どのような考えを認識されているか、それについて今後の事業展開も含めて御答弁のほどをお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） いきいきボランティア倶楽部は、平成27年から始めた一次予防事業の中に入っている事業ではありますけれども、今、31の方が登録していただいて、介護予防だとか、サロンのボラさんとか読み聞かせなどの活動をしていただいております。

そんな中で、もっと活躍していただく人を増やしていくという意味では、もっと私どももさわやかクラブの皆さんにお話をさせていただいたりとか、地域で活躍していただいているボランティアさんの皆さんに声をかけさせていただいて周知活動はしているわけですが、これが有償ボラとして目指しているものですので、ぜひそこを理解していただきながら、もっと周知活動をしていく必要があるかなと思っております。そして、こんな活動をしていただいている方がいますよという御紹介もさせていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

やはり、生きがいを見つけていただくことが一番の元気づくりだと思われるものですから、広報等を使って、そういった事業紹介も含めて、もう少し活性化したほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、そういったものを使っていくということによろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 今、介護予防の関係では、介護予防体操をつくって、そういうところで高齢者の方が体操教室に通ったりしていらっしゃると思いますので、そういうところでも、こういうボランティアというのがありますよというふうに周知をさせていただいておりますので、広報も含めてあらゆる場面に行きましてボランティアの活動をお願いしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。
ここで暫時休憩とします。休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時01分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議案第23号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第8、第23号議案 平成28年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これから第23号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

歳入の2ページのところでお願いをいたします。

公共下水道負担金の1のところでは受益者負担金が、去年は、27年度は1,000万あったんですけれども、ことしが253万6,000円と、かなり4分の1くらいに減っているんですけれども、これは何か特別な理由があつての減額ですか。

○議長（大塚邦子君） 下水課長、大石剛久君。

○下水道課長（大石剛久君） 受益者負担金の入の件でございますけれども、全員協議会でもお話をさせていただきましたが、受益者負担金につきましては、今年度整備した部分の賦課する部分を28年度に徴収をさせていただくというものでございますが、今年度行った事業につきまして、例えば東名川尻幹線の場所を主に工事をしたわけでございますが、その部分というのは公共下水道区域外の部分でありまして、その部分というのは、公共下水道の事業区域である東名川尻幹線の上のほう、その区域を迎えにいく重要な幹線を東名川尻幹線の整備に合わせて整備をさせていただいたという形でございます。そんな関係で、受益者負担金が昨年度よりも賦課する面積が少なくなったということで減額をしているという形でございます。

なお、この東名川尻幹線沿いに整備した部分につきましては、希望する世帯に取りつけ管も14カ所くらいしておりますが、ここが事業区域外でございますが、公共下水道に加入をしたいということであれば、そのときに事業納付金という形で納付金を納めていただくような形にもなっております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) 山内です。

聞いた理由は、公共下水道の受益者負担金、これが入の占める割合、それが効果とともに非常に大きくなるわけですね。そうすると、これは常にこういうものを、特に今回はそういうことで余りそこに加入する部分が少ないということだったんでしょうけれども、その辺で、これからやっていく中に、細かい中で受益者の要するに加入率も当然影響してくると思うんですけども、それを含めてこれから今から下水道のほうで考えていく加入率を含めたやらなきゃならぬこと、それはどんなものを考えているかというのをちょっと教えていただければありがたいんですけども。

○議長(大塚邦子君) 下水課長、大石剛久君。

○下水道課長(大石剛久君) 来年度の受益者負担金につきましては、確かに今年度の整備の関係で賦課面積が少なかったということでございますけれども、今後、現在全体計画の見直しもしていますし、優先的に例えば受益があるところに優先して整備をしていくという形で考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(大塚邦子君) 6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) 山内です。

下水に関しては、ちょうど今言われた見直しのところで、ちょっと一般質問でやりますのであれですけども、そういう意味で、これから何をやっていくか、どういう計画を立てていくかというのが非常に重要なことだと思うんですけども、まあ一般質問で聞きます。わかりました。その辺で聞いておきます。

○議長(大塚邦子君) ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番(藤田和寿君) 10番、藤田です。

今度、機構改革で上下水道課という形でなるわけでございますが、水道の部分については遠隔操作で担当課のほうで見るような格好で当てられていると思うんですけども、下水道のこの特別会計の中で、どこに入っているかわからないんですけども、指定管理でやられている運営部分以外の、全員協議会の中でも出ましたけれども、非常時とかいろいろな場合での内容を庁舎内で把握するようなものというのは予算措置されていないように思われるんですけども、今回措置されていないんですけども、どのようなお考えでいるのか、それについて御答弁願いたいと思います。

○議長(大塚邦子君) 藤田議員、指定管理という話があったんですけども、正しいですか。それも含めて訂正があれば。

○10番(藤田和寿君) 10番、藤田です。

申しわけない、委託です。委託しているということで、失礼しました。訂正します。

○議長(大塚邦子君) 下水課長、大石剛久君。

○下水道課長(大石剛久君) ただいまの御質問ですけども、予算上でいいますと、説明書の11ページ、浄化センター維持管理費の中の委託の、すみません、12ページになりますね。13節の委託、浄化センター管理委託料というところに入っております。4,100万程度のところが浄化センターの維持管理費の委託費という形になります。これにつきましては、職員ではなくて、あそこの浄化センターの運営管理を全て業者に委託をしているという形でございます。

まして、この前の全協のときにもお話もありましたけれども、例えば運転管理の中央監視室を津波の地震対策の関係で2階に移設をしたり、今行っておりますけれども、委託の中で全てクボタ環境サービスをお願いをしているというところがございます。災害時の話もございましたけれども、そういったところも初動の体制も決められておりますので、こちらに機構改革で移動してきても特に問題はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

そうしますと、日々の運営に関しまして委託先でやるということで、主に下水道課については、今後の長寿命化とかそういった計画の部分、それとか実際の工事の部分ということで、移動しても課長が今答弁されたように、問題もなく事業も遂行できるということでよろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 下水課長、大石剛久君。

○下水道課長（大石剛久君） 今、議員おっしゃられたとおりでございます。ただ、全てお任せをしているということでもありますけれども、やはり職員も浄化センターのほうに行ったり受注先と連携強化を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

◎議案第24号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第9、第24号議案 平成28年度吉田町水道事業会計予算についてを議題とします。

これから第24号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

32ページです、予算補足書類の。これ、全員協議会の中でも内容確認させていただきましたけれども、貸倒引当金繰入金額で、27年度、不納欠損見込額という形で上げられているわけでありまして、非常に原課におかれましては収納率も大分上げているということで、98.5%ということで目標で実績のほうも推移しているところでありますけれども、それに基づいて、実績に基づいて0.345の許容範囲ということで1.1という形でなされているんですけども、これ以上減らせないと今現状来ている数字だと思われるんですけども、状況的にはどうでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 今、水道料金の収納率の件でございますが、うちのほう、98.5%

という計画を立てて、26年度は実績は計画どおり98.5%というような収納率を達成することができました。議員さんのほうからこれ以上きつい数字ですよねということで質問があったんですけども、かなりきつい数字だということはわかっておりますが、日々努力して少しずつ上げていきたいなという考えを持っています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

企業会計のシステムが変わって2年目ですよ。そういったことで、従来までは資産減耗費も、参考資料14の2の予算資料の資本的収支補填財源のところで見ますと、資産減耗費も補填財源の中に含まれるという形でありますけれども、これは新たに26年からこの計上はできなくなるということで、企業会計の中の財源的なもの、今後投資等を行うに当たりまして、財源の裏づけとなる額がだんだん減ってくるわけでありまして、それを含めて、今後予定されている事業等もあると思われるんですけども、今回も起債を行わず、自前の収入でやっているということでやってきておりますけれども、今後の見通しとしては、この辺の部分が大幅減ってくることによって、大きな事業のときにはそれ相応のものをやっていくということで、今は現行のあるものでやっていくといったような予算背景に今年度はなっているわけでございますか。

○議長（大塚邦子君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 28年度の予算の関係でございますが、うちの事業のほうでございますが、繰り延べた損益勘定留保資金の内の、これでいきますと約1億9,700万というような27年度、28年度は1億9,100万ぐらいの損益勘定留保資金という内部資金がありますので、この範囲内で計画事業を執行していくようにしていきたいと思っております。また、大きな事業がある場合は、起債を借りて事業を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

当議会の中で過去において、石綿管につきまして過去何回も対応するという形で質疑があったわけでございますけれども、28年度に全ての石綿管を終えるということで、当初課題であったものも、非常に工事の難しい部分を残ったわけですけども、本年度やり切るという形で、起債もしないでやったというのはすごくいいことだなと思うんですけども、そうなってくると、今後想定される大きな事業というものは、今回の予算的な割とコンパクトな予算だと考えているわけでありまして、想定されているものというのはどのような事業が想定されておるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 議員の想定される事業ということでございますが、議員の皆様には配付してありますように、実施計画に書いてありますように、認可の関係の事業が主な事業になってくると思います。また、具体的に見ますと、今、第9水源の築造が必要ではないかというような考えを持っています。その理由としましては、第1水源の水位の低下、また第2水源は今現在水質悪化で停止しておりますので、その代替として第9水源が必要だというような考えを持っております。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第10、発議案第3号 静岡県議会議員一人当たり人口の「1票の格差」是正に関する要望書を議題とします。

本案について、提出者三輪正邦君の趣旨説明を求めます。

7番、三輪正邦君。

〔7番 三輪正邦君登壇〕

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

発議案第3号 静岡県議会議員一人当たり人口の「1票の格差」是正に関する要望書

上記の議案を別紙のとおり、吉田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成28年3月9日提出、吉田町議会議長、大塚邦子様。

提出者、吉田長議会議員、三輪正邦。

賛成者、吉田町議会議員、遠藤孝子。

静岡県議会議員一人当たり人口の「1票の格差」是正に関する要望書

本年2月26日、総務省から2015年国勢調査速報値が公表された。

現行の県議会議員定数とその区割りにおいて、この速報値を基に、各選挙区の議員一人当たり人口を算出した場合、最も少ない「浜松市天竜区」と最も多い「牧之原市・吉田町」とでは、約2.46倍もの格差が生じているとの結果である。

この「1票の格差」の問題に対しては、これまで県議会として、議員定数、選挙区割り、配当定数など様々な視点から見直しを行い、善処に向けて不断の努力を重ねられておられることは十分認識しているところである。

しかし、今回の国勢調査速報値を基にした算定結果によれば、現状として「1票の格差」が、さらに拡大していることが明らかになった。

現在、静岡県政が抱える諸問題は、高齢化や人口減少など、より地域に密接したものが多く、問題解決に向けては、地域の特性なども考慮しながら効果的に対処する必要がある。こうした中で、県民にとっても、静岡県が目指す富国・有徳の県土づくりに向けて、地域の声を県政に届ける機会を得ることは、これまで以上に重要なこととなっており、その最大の機会が選挙権の行使となるものである。

県政の政策決定に県民の声を反映させる権能を有する県議会議員の選挙は、大変重要なものであり、当然として、その「1票の重さ」は、平等かつ公平でなければならないが、今、「1票の格差」が拡大し、県民の声を反映する機会の不平等感がさらに増した状況となっている。

以上の状況と静岡県議会の県民に果たす役割において、県民一人ひとりの「1票の格差」

是正に最大の努力を傾注され、速やかな改善策を講じるよう要望する。

平成28年3月14日

静岡県議会議長 吉川雄二様

吉田町議会議長 大塚邦子

以上です。

○議長（大塚邦子君） 説明が終わりました。

これから発議案第3号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

三輪議員、御苦勞さまでした。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は終了しました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会します。

散会 午前10時27分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会第15日目でございます。
ただいまの出席議員数は13名であります。これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（大塚邦子君） 日程第1、一般質問を行います。
会議規則第58条第1項及び第2項の規定により、通告を受け、質問を許可しております。
また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。
1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はありません。
それでは、順番に発言を許します。
-

◇ 大 石 巖 君

- 議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。
〔3番 大石 巖君登壇〕
- 3番（大石 巖君） おはようございます。
3番、大石 巖でございます。
通告をしました。私は、中部電力との浜岡原発の安全協定について、町の対応について伺いたいと思います。
東日本の大震災、それから福島原発事故から5年目という節目を迎えました。改めて、犠牲になられた方々に哀悼の意を表したいと思います。
今でも17万人もの人、被災者の皆さんが不自由な避難生活を強いられているというふうに報じられています。また、福島ではいまだに10万人もの人々が避難生活を余儀なくされて、原発の事故収束のめどもなかなか見通せない中で、帰りたくても帰れないという実態があります。
しかし、政府のほうはいろいろ期限を切って、地域の避難指示の解除あるいは賠償の打ち切りなど、そういう話も出てきています。全ての原発の事故による被災者の皆さんの生活となりわいが取り戻せるまで、国と東電は責任を持って支援をするということが必要ではない

のかと考えています。

福島原発事故から5年の、その間での明らかになった点で大きく二つあると思います。

一つは、原発に対する国民の意識の問題があると思います。原発の再稼働に反対する世論といいますか、国民の声は、どういう調査においても半数以上を超えていると数字が出ています。そして、原発が動いていない状態でも、電力不足あるいは電気料金の大幅な高騰と、そういう事態には至っておらず、原発がなくてもやっていけるという認識が定着しているのではないかなと思います。

先日、大津地裁で福井県の高浜原発の運転差しどめの仮処分という決定がありました。再稼働をした原発が停止をするという事態にもなっております。原発に安全という言葉はないということが、福島原発以来、これは国民の中に定着したといいますか、安全神話が崩れた、こういうことははっきりしていると思います。

また、かねがね浜岡原発についてもそうなのですが、本質的な原発の問題として核のごみの問題があります。こうした根本的な問題解決のない原発の再稼働、あるいはこれからの原発行政についての大きなそうした問題、これは解決しようのない問題ではないのかなと思っております。再稼働をした原発については、国民あるいは周辺の住民の反対の声があっても、立地した自治体、それから県との合意だけで再稼働が行われるという状態が起こっております。周辺の住民が大きな反対の声を上げても、なかなかそれが再稼働ストップということにはなっておりません。

一昨年4月から浜岡原発についても、UPZ圏、いわゆる緊急防護措置区域31キロ圏の中にある吉田町を含む5市2町と静岡県、中部電力との間で、浜岡原発に関する安全協定という話し合いが始まりました。私は、浜岡原発は再稼働をせずに廃炉にすること、これが一番の安全対策だというふうに思っておりますが、今協議が進められている新しいこの安全協定については、他の地域の先進的な協定の事例、そうした内容も参考にした上で実効性のある協定になるように、そういうことを望みまして、以下、幾つかの点について質問をいたします。

まず一つ目は、吉田町を含む5市2町それから静岡県と中部電力とが安全協定を締結するその意義と、それから協定の骨子となるもの、これはいかなるものか伺いたいと思います。

二つ目に、安心して暮らしたいという町民の声をこうした協定の中に反映させるという必要があるのではないかと私は思っておりますが、浜岡原発の原子力施設の建設、あるいは設計の変更、それからあるいは原子炉の稼働を行う場合には、31キロ圏内UPZ内の11市町の事前了解を得るといふ条件、そういうものが私は必要だと思いますが、そういうものが入るのかどうか、その点も伺いたいと思います。

3点目は、原子力施設の管理運営、住民生活や生産活動への損害ですね。原発の事故あるいは原発の施設に起因するそうした損害への補償、これに対するそういう安全協定の中に条項が入るのかどうか、この点も伺いたいと思います。

4点目に、浜岡原発の再稼働、あるいは事故に対する町民の不安というのは大きいわけでありまして、そうした町民の声を行政が正しく把握をする、あるいはそういう動向について常に把握をしている、そういうためにも町民アンケートなど、そうしたものをとりながら意見集約をしていくということも必要でないのかと考えておりますが、こうした町民の声を安全協定の中に生かすという点ではどういうふうなお考えを持っているのか、そういう点も伺

いたいと思いますので、よろしく御答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 中部電力株式会社との浜岡原子力発電所の安全協定についての御質問のうち、1点目の吉田町を含む5市2町と静岡県、中部電力株式会社との原子力安全協定の意義及び協定の骨子はいかなるものかについてお答えをします。

まず、現状における原子力発電事業に対する法的な権限について申し上げますと、原子力事業者に対しまして、原子力施設の安全性を確認することができる規制監督権限を有しているのは国だけであります。そして、地域住民の安全に責任を持っている地方自治体には、原子力事業者に対して、原子力施設の安全性を確認するための法的な権限は一切与えられておりません。しかしながら、災害対策基本法では、原子力災害発生時における住民の避難誘導や救護などの対応は地方自治体に委ねられております。このため、原子力施設の立地自治体は、地域住民の安全を確保するために原子力施設の安全性を確認する必要があるとの見解を有するところが多く、このような状況を念頭に置いて、原子力安全協定の意義を一般論で申し上げます。

原子力安全協定につきましては、法的に定めがあるものではございませんが、原子力施設の周辺環境の安全を確保することをもって、地域住民の健康を守ることを目的に、原子力施設が立地する自治体及びその隣接自治体が原子力事業者と相互信頼に基づき締結しているのが一般的であります。

浜岡原子力発電所につきましては、現在、原子力事業者である中部電力株式会社と静岡県、立地自治体である御前崎市、それに、これまで国が原子力災害対策を重点的に実施する区域として定めた、原子力施設からおおむね10キロメートルの区域、いわゆるEPZ圏に位置する牧之原市、掛川市、菊川市の4市が、それぞれ主体となって協定を締結しております。そして、この原子力協定は4市協定と呼ばれております。

しかし、EPZに関する概念は、東日本大震災による東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を受け大幅に見直され、国は、見直し後の原子力安全対策指針の中で、原子力施設からおおむね5キロメートルの圏域を予防的防護措置を準備する地域、いわゆるPAZと位置づけ、原子力施設からおおむね5キロメートルから30キロメートルの圏域を緊急時防護措置を準備する地域、いわゆるUPZと位置づけ、これまでのEPZから防護措置を準備する区域を大幅に拡大いたしました。これを根拠として、静岡県ではUPZを5キロメートルから31キロメートルの圏域に設定することとされたものであります。

こうした流れを受け、当町を含めた島田市、藤枝市、焼津市、袋井市、磐田市及び森町の5市2町におきましても、原子力防災対策を実施するようになったわけではありますが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故がもたらした被害状況に鑑み、5市2町が町民の皆様の安全・安心のため、PAZ圏でとられている防災体制に準じた程度の体制を整える一環として、安全協定を締結することを目指すことについて同一歩調をとるようにしたものであります。そして、その協定締結の主体は、5市2町と静岡県及び中部電力株式会社と想定し、内容の協議を進めることといたしましたことから、安全協定の骨子につきましては、4

市協定の内容を超えない程度に定めるとの基本合意のもとで協議を行っておりますが、いまだ完全に決着していない状況でございます。

次に、2点目の、安心して暮らしたいと願う町民の声を反映させるため、原子力施設の変更及び原子炉の稼働を行う場合は11市町の事前了解を得ることの条件は入るのかについてお答えします。

1点目の御質問の答弁でも申し上げましたとおり、現在、浜岡原子力発電所のUPZ圏に位置する5市2町で検討を進めている原子力安全協定は、協定締結の主体となる静岡県及び中部電力株式会社との協議を踏まえ、事前了解を含めて4市協定を超えない程度の内容にまとめることとする基本合意のもとで協議を継続しているところでございますので、そうした決着になるものと考えております。

次に、3点目の原子力施設の管理運営に起因する住民生活、生産活動等への損害を補償する条項はあるかについてお答えします。

浜岡原子力発電所の事故等に起因する損害補償につきましては、原子力損害の賠償に関する法律が制定をされており、国の責任をもって対応すべきものでありますが、4市協定の中でも規定されておりますことから、現段階では、静岡県及び中部電力株式会社と5市2町を主体とする安全協定にも同様の規定が盛り込まれる見通しでございます。

次に、4点目の浜岡原発の再稼働、事故の発生に対する町民の不安は大きい。町民アンケートなど、意見集約して協定に生かすことは考えないかについてお答えをします。

東日本大震災によって引き起こされた東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故は、それまでの原発安全神話を瓦解させ、極めて深刻な事態を引き起こしました。その光景を目の当たりにされた皆さん全員が、原発事故の恐ろしさを痛感したのではないのでしょうか。

こうした事態に直面し、すぐさま私は、震源域の上にある極めて危険な浜岡原子力発電所の廃炉を訴え、そして、吉田町議会は、浜岡原子力発電所について再稼働せずに速やかに廃炉にすることを訴える決議を行いました。浜岡原子力発電所に対する当町の考え方は、おおむねこの二つの訴えに集約されるものではないかと存じます。

一方、安全協定に関しましては、協定の当事者全員が同意できる内容でなければならないわけでございますので、協定の内容を一つの当事者の主張をもって狭めることは慎むべきものであります。むしろ、協定を締結することによって、みずからの考え方を直接的に相手に届けることができるシステムを手に入れることのほうが大切であるとの考えに立って協議に臨んでおります。

したがって、安全協定締結のために町民アンケートなどを実施して余りに狭義な内容を盛り込むような状況をつくることは、全体の利益につながらないと考えております。

○議長（大塚邦子君） 答弁が終わりました。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

答弁をいただきました。なかなか私の意図する回答をいただけないという内容で、まことに残念ではありますが、確かに町長の答弁の中に、7市町の協定の協議の中での難しさ、あるいは従来の御前崎市を含む地元4市の協定の枠を超えるかどうか、そういう点での縛りは大変難しいものがあるとは思いますが。

しかし、先ほど私が申しましたように、こうした安全協定も、一つの町民の地元の声をや

っぱり反映をした内容ということは皆さんの大きな希望でもありますので、もっと内容の濃いものにしていただきたいということを申し添えます。

それでは、再質問ですが、まず1点目は、一昨年、2014年の大飯原発の差しとめの判決、それから、昨年の高浜原発の再稼働差しとめの仮処分決定、あるいは、ことし3月の高浜原発の判決等出ております。こうした原発に対する仮処分等の判決、一連のこういう司法の判断が示されておりますが、こうした問題について町当局はどういうふうに受けとめられているのか、その点をお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ただいまの御質問の、他の原発の差しとめ判決等、それから仮処分等についての当町の考え方ということでございますが、こうしたそれぞれの原発を対象にして訴訟が起きていることは承知はしておりますし、それに対する判決というのは、それぞれの案件においてもたらされているものだというふうに認識をしておりますので、原発そのものに対して、全体を通してそうした見解が示されたというような、そういう認識は持っておりませんので、それぞれ個々において現在は判断されているところだと、こういうところで認識をしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

個々の判決内容は共通の点がいろいろあるとは思いますが、今、答弁いただいたように、個々の判決の中身、いろいろ考えますと、それぞれの地域の事情あるいは経過の事情あると思いますが、一つは、やはり福島原発事故以来、安全ということに対する考え方が大きく違って来たということと、それから原発を稼働する場合には、それぞれの原発ごとによりますが、例えば津波の対策、それから避難計画等、そうした地域住民の安全をより確保するという観点から、もっと厳しい条件をつけるということも一つ判決の中には入っています。ですから、今の状態で原子力規制委員会の審査が通ったからといって、それが即、地域の安全につながるかということには大きい疑問があるということが判決の中でも示されていると思います。

ですから、そういう点も、やはり浜岡原発の地元として、そうした各地の裁判の中での議論、あるいは判決内容については真摯に受けとめて参考にしていくということが大事じゃないかなと思いますが、そうした全国的に、今、原発の再稼働の問題、あるいは原発の今後のあり方の問題が大きく議論をされています。そうした中で、浜岡原発の安全協定についても、一昨年から議論がされてきたと思いますが、報道によりますと一昨年の4月から協議が始まったと。この協議の中身が固まるのも、そう期間はかからないだろうということが当初言われていました。ですが、なかなかこれが話が延び延びになっているという状況ですけれども、こうした5市2町の協定の案がまとまる時期というのは、今の時点でいつごろになるのかお伺いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この安全協定締結に向けて5市2町の話し合いが始まったというのは、26年2月ごろの勉強会を契機といたしまして、それでUPZ圏域に入ることから、4市協定と同様の協定を締結することが望ましいのではないかとい

うところがスタートでございます。

その契機から、担当サイドそれから首長みずからの協議等々、複数回を重ねましてここまで至っているわけでございますが、この協定の締結につきましては、5市2町が当事者としてやるだけであれば、別段、すぐ時期を予定することは可能でございますが、中部電力株式会社さん、それから静岡県、これも協定の主体になるという協定でございますので、その全者が、全ての協定主体が合意できるという内容まで固めなければいけない、こういうところに至っております、でき得れば今年度内にも協定締結を目指したいということで5市2町としては協議に応じていたわけでございますが、今のところはまだ最終的な結論までは到達していないということで、いつごろ締結できるかという時期を明示する段階にはないという状況でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

5市2町、静岡県、中部電力、いろいろ立場とかこれまでの経過も違いますし、難しい協議が進められているなどは思いますが、ただ、なかなか時間がかかって、しかもその中身については報道されていませんので、我々としては、どういうふうな議論がされていて、何が問題で、いつまでにというようなことがなかなかはかり知れないという状況にあります、今のお話のように、それぞれの立場の違いは当然ありますが、この協定がなかなか合意に至らない主な要因というのは、どういうことがあるんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この協定に関しましては、町長の答弁にもございましたとおり、4市協定を超えないというところを基本合意としております。4市協定に準じた内容で4市協定を超えないというような合意の中で協議を進めているわけですが、その4市協定も、県も中に入る中で、その監視体制なども県が有識者会議等を設置して技術的なサポートもするという、そういう担保のもとで協定が運営されているという、そういうものでございます。それと同じような機能を持つかどうかというところも議論の中にはあったわけですが、なかなかそこまでの機能を備えるかどうかというところについては、今の議論の中では、それに準ずる程度というところで決着がつきそうでございます。

また、新聞等でも報じられておりますが、事前了解という点に関して、4市協定の中にも事前了解という協定の中には明確な文言はないわけでございます。解釈書の中で一部事前了解が規定されておりますが、それに対して事前了解を行う対象となる案件というのは余り明記されていないというような、そういうところもございまして、そういう解釈的なものと実態的なもの、それからそれぞれの立場を踏まえてどう決着できるかというところが、最終的に今、最も大きく課題として残っている部分だというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） ありがとうございます。なかなかそうしたことが、私ども十分内容が、報じられていないものですから理解できないということで、そうした従来の4市との協定の中身がやはり土台になってくるだろうとは思いますが、ただ、4市協定が大分前につくられ

たものであって、それ以後は福島原発事故等もあって状況が変わってきているという中で、今協議されている5市2町の安全協定のの中身も、4市協定を超えないということでの議論とはやはりちょっと違ってくるんじゃないかなというふうに思うわけですが、一昨年の5月に、浜岡原発なくそう・吉田町民の会というところから町長に安全協定についての要請が出されています。その中身はいろいろあるんですが、主なものとしては、UPZ圏の11市町と中電との間で福島原発の教訓を踏まえて安全協定を結ぶことが必要だよということも要請の一つではありますが、この点については11市町の協定ではなしに、今、5市2町の7市町の協定ということでは協議中だということですよ。

それから、二つ目としては、現在の御前崎市などの4市協定、この協定の見直しをして、原子力施設の変更には事前了解を得るといふようなことを明記してほしいといふような要請も入っていました。この点についても、4市協定とは別に7市町との協定を今締結するといふ方向で話が進んでいるといふようなことは説明でいただきました。

特に、その次の3番目としまして、稼働に当たって、県とそれから11市町の事前の了解を得ることといふことも要請の事項に入っておりますが、この点がやはり大きな問題じゃないかなと思います。

それから、4番目として、原子力施設に起因する住民生活、生産活動への損害賠償を行うことといふような要請も入っておりますが、こうした要請事項を協定の中に、どこへどういふふうに反映されるのかといふことが私の主な質問の内容になっておりますけれども、私が先ほどの前置きのほうで先進的な協定内容を参考にといふことも若干述べましたが、幾つかの県で電力会社との安全協定の事例が出ております。

その中には、例えば島根県の場合、これは事前了解という条項がありまして、発電所の増設に伴う土地の利用契約、建設計画には了解を得るものとするといふ条項、また、運転に関する重要な変更を行おうとするときは事前に了解を得るものとするといふようなことが島根県の場合には入っております。それから、新潟県の場合、原子力発電施設及び関連施設の新増設をしようとするときはまたは変更しようとするときは、事前に了解を得るものとするといふ条項になっております。また、原子炉の運転を再開するときは、事前に協議するものとするといふことも条文に入っております。こうした福島原発の事故以降のほかの県の安全協定の条文が変わってきていますし、そうした他の事例を参考にさせていただきながら、静岡の浜岡の安全協定についても、やはりそうした事前了解の条項を充実させるといふことも大事じゃないかなというふうに思っております。

先ほどのお話にありましたように、御前崎市を中心とした4市協定の協定書にはこうした条項が入っておりません。先ほどお話ありましたように、解釈書によって実質的に事前了解が担保をされるといふような解釈がされるといふふうな曖昧になっております。しかし、この解釈書に再稼働の事前了解が含まれるのかどうか、これも4市の間でも解釈が違っているといふような新聞報道もあります。ですから、今の4市の協定の中身、これは非常に曖昧なものであって、やはり原発の再稼働、あるいはそうしたものを担保する内容とはなっていないんじゃないかと私考えていますし、そうした4市協定の内容を出ない範囲での、そうした7市町の協定書をつくるということについては、やはりもっと先進的な事例を参考にさせていただきながら、より効果的な内容につくっていただきたいといふふうに思います。

また……

○議長（大塚邦子君） 質問をお願いします。

○3番（大石 巖君） はい。損害補償の点についても、やはり同じようなことが言われておりますので、協定書の条文に事前了解条項や、あるいは放射性物質による被害補償条文というのをぜひ明記をしていただきたいというふうに思うわけですが、重ねてお尋ねしますが、こうした事前了解事項あるいは損害補償条項、こうしたものが協定の条文として入るかどうか、もう一度お尋ねします。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） まず、損害補償条項でございますけれども、これにつきましては、町長の答弁の中にもございましたとおり、現在、4市協定の中でもそうした条項がございますことから、それについては協定そのものに規定をしようではないかという方向でございますので、これはそうしたところで多分決着されるのではないかとこのように思っております。

また、事前了解についての取り扱いでございますが、これについてはいろいろ御要望いただいていることも承知しておりますし、また、5市2町の中でもこうした御意見をお持ちの皆様方が大勢いらっしゃるというのは承知をしながら協議を進めているわけでございますけれども、今回結ぶ協定が初めての協定であれば、いかようにも内容としてまとめる方法はあると思いますが、4市協定が先にある、しかも4市協定の中には静岡県それから中部電力株式会社、この二者も協定主体として入っているという別の協定があるわけでございます。その協定主体の中の二者を含めて5市2町の協定締結主体にしようと、そういう状況でございますので、その二者が違う協定の内容にまたサインできるかどうかということところは、非常に大きな課題ということになってまいります。

そうしたところを踏まえると、私どもの主張といたしましては、当然これは安全協定によって規制的なルールをその中に課してしまうということよりも、紳士協定の中においてそうした事態が生ずるようなときには、直接的に協議の場が調うということを重視した協定で臨んだ方がいいのではないかとこの考え方も主張させていただいております。そうした中で4市協定を念頭に置いて、それを超えない中で、そうした皆様方のお考えも反映させるような内容とするためにはどうするかというようなところで今議論を進めているところでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

確かに、従来の4市協定をそのままにして、その上に新たに7市町の協定がのっかるということでは、その内容がやはり矛盾するということは大変問題だと、そういう発想からだと思いますが、ただ、4市町の協定も、先ほど申しましたように大分前につくられているものということで、4市町にこちらから言うわけにはいかないと思うんですが、やはり全体の中電に対する協定の中身を、もっと今の状況に合わせて、マッチした協定につくっていくということも必要じゃないかなと思います。

そうした協定をつくることでの難しさもあると思いますが、町長にお伺いをしたいわけですが、この協定が議論されたときに、新聞等で各5市2町の首長に対するいろいろな調査、アンケート、御意見を伺ったということもあると思うんですが、そういう記事の中で、

田村町長は、5市2町の安全協定の中身というものについて、身の丈に合わせて必要最小限度の協定にすべきだというふうなことも述べておりますが、先ほど御答弁ありましたけれども、今でもそうした町長のお考えはどうか、その辺を伺いたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員にお話しして、また確認してもらいたいことがあるんですけども、私がこの協定締結の席で最初に申し上げたのは、吉田町というものは、この安全協定の締結に当たって1条でもって事足りると私は申し上げました。これは原子力安全透明化法という法律がフランスにはございます。その法律の中で一番大事なことは、協議の場が設けられるという1条でもって私は事が足りると。どういうことかと申しますと、協議の場が設けられるということが、協定の中で、そこで決着をすれば、要は単純な話、こちら側であってもいろいろなこと聞きたければ、いわゆる中電さんそれから静岡県さんと協議の場が調うと。向こうのほうもこちらに話があれば、要請をすれば必ずその協議の場が開かれると。そういうふうな協議の場を設ければ、そこにおいて全てのことが話し合われるというふうな形で、協議の場を設けると1条でもって事足りると私は提案をいたしましたけれども、基本的にはそれなりの難色がありまして、事成就りませんでしたけれども、私はそれが一番大事なことであり、そんなふうには思っております。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

町長のそうした姿勢については私も理解をしたいわけですが、この新聞記事を読みますと、必要最低限度の協定ということで、現在、4市町の協定があるという範囲内で、それから前に進まないんじゃないか、そういう範囲の中での協定だというふうなことでの受けとめ方がされてしまうわけですので、もう少し前に進むような実効性のあるそうした協定を締結すべきだというような前向きな発言を町長からいただきたいというふうに感じをしました。

ただ、これまで浜岡原発の再稼働については、町長みずからが反対をしていくというようなことの表明をいただいております。そうした町長の姿勢、あるいは町民のそうした再稼働はしないしてほしい、そういう声を私としてはそういう協議の場に反映をさせていただきたいと思っておりますが、町長として、こうした再稼働反対という立場、それと今協議が進められている安全協定ということについて関連して、その中で町長がどういう立場で安全協定に臨むのか、そうした点での方向性について、もう一度町長から回答をいただきたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私は、浜岡原子力発電所の件について意見表明をした当時と全く変わっておりません。むしろ、議会のほうの意見集約のほうに難しいんじゃないでしょうかと私は思っておりますけれども、じゃ、議会の皆さんに単純な話、もし議員のほうから、私がどうのこうの言えることではございませんけれども、原子力再稼働を言っている政党等もありますから、そこに所属している議員たちがどんなふうな考えを持っているのか、議会でお話しされたらいかがですか。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

町長のお考え変わりはないということですし、議会のほうに振られても、議会のほうとしても全員一致で浜岡原発の廃炉については決議をしているわけですので、それについては議会

のほうとして、何ら変更もないということを改めて申し上げたいと思いますが。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私の意見表明に対して再確認されたわけですから、議会のほうも再確認されたらいかがですか。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

この問題については、議会の中で議員皆さんでいろいろ議論をしていきたいと思いますが、基本的には議会の決議というものが生きておりますので、そういう方向で議員としてもそれぞれがしっかりやっていくということに変わりはありませんということを私としては表明をしたいと思います。

政府がこの間、2030年に向けてエネルギー基本計画ということでエネルギーミックスというようなことで政策を打ち出しております。その中では、原子力の発電の比率をエネルギーの全体の中で20から22%程度というようなことで決めております。最近、中部電力を中心として新聞折り込みとかテレビ等で、浜岡原発について盛んに今宣伝をしております。この宣伝の費用についても、私たちの電気料金や、あるいは税金等でこういうのが使われているということに対して、やはりもっとそういう方向ではなしに、自然エネルギーの開発、そういう方向に電気料金あるいは税金等を使っていただいて、より安心な暮らしができるような方向、そういうことを中部電力にも望みたいというふうに思います。

引き続き、浜岡原発の再稼働の問題に対しては、私は反対をもっと強めていく、あるいは廃炉を目指す声をより一層強めていくという方向で私としては活動をしていきたいということをお約束いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚邦子君） 以上で3番、大石 巖君の一般質問が終わりました。

◇ 増 田 剛 士 君

○議長（大塚邦子君） 続きます、9番、増田剛士君。

〔9番 増田剛士君登壇〕

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

第5次総合計画前期基本計画に文化財の保護と活用の課題としまして、「歴史的、文化的に価値のある文化財は後世に受け継ぐとともに、郷土への愛着を深めていくための資料として保護、活用することが重要です」と示されております。また、吉田町教育大綱第3章基本方針にも同様に、「郷土に愛着と誇りを持ち続けていくには、地域の歴史や伝統文化を学び、よいところを発見していくことが必要です」とあります。

現在、町指定の文化財は21件ございます。これらを解説しました「吉田町の文化財」という冊子が吉田町文化財保護審議会編集のもと、昨年、平成27年2月に第7版として発行されております。冊子の後書きの最後に、「今後、私たちは文化財を大切に保護し、さらにまだ公認されていない文化遺産を調べ、文化財のたて糸、よこ糸を織りなす作業をしていきたい」と吉田町文化財保護審議会会長、松澤様が記してございます。この冊子を読めば、当町の歴史、文化財について大変よく理解できるものでございます。

しかし、多くの町民の方々には余り知られていないと推察できます。郷土の歴史を知り文化財に理解を深めることで郷土愛が育まれるとともに、町に誇りを持つことができると思います。町の多くの指定文化財、歴史的な文化財及び民間伝承の保護、活用について、以下質問いたします。

- 1、町指定文化財の指定の根拠は。
 - 2、町指定文化財所有者の管理に対する支援、補助は。
 - 3、国・県指定文化財所有者に対し、町の対応は。
 - 4、文化財に関し、児童・生徒への教育は。
 - 5、町の歴史を物語る地域民間伝承に関し、町の対応は。
- 以上、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。
町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 御質問をいただきました町指定文化財及び歴史的な文化財等の保護、活用についてにつきましては、教育委員会が事務を所管していることから教育長をもって答弁をさせます。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。
〔教育長 浅井啓言君登壇〕

○教育長（浅井啓言君） それでは、教育委員会で事務を所管しております指定文化財及び歴史的な文化財等の保護、活用についてお答えします。

1点目の御質問、町指定文化財の指定の根拠はについてお答えします。

現在、吉田町内の国・県・町指定文化財は25件ございます。内訳として、国指定文化財で天然記念物が1件、県指定文化財で工芸品が3件、町指定文化財は21件ございます。

また、町指定文化財のうち、史跡が7件、工芸品が4件、古文書が3件、無形民俗文化財が2件、天然記念物が1件、彫刻が1件、書跡が1件、絵画が1件、建造物が1件となっています。これら町指定文化財は、昭和52年に制定した吉田町文化財保護条例に基づき、文化財保護法及び静岡県文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、町内に存在するもののうち、町にとって重要なものを指定しています。

町指定文化財は大きく四つに分類されており、吉田町文化財保護条例第2条において分類ごとに定義してございます。

一つ目に、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、町にとって歴史上または芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料といった「有形文化財」がございます。例としまして、萬年の茶釜や和泉太夫使用の人形がそれに当たります。

二つ目に、演劇、音楽、工芸技術その他の無形文化的所産で、町にとって歴史上または芸術上価値の高いものといった「無形文化財」がございます。

三つ目に、衣食住、なりわい、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、町民の生活の推移を理解するのに欠くことのできないものとした「民俗文化財」がございます。二つ目の無形文化財と三つ目の民俗文化財を合わせ、地蔵院の百万遍や寺島川除地蔵の灯籠あげが挙げられます。

最後に、貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で町にとって歴史上または学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で町にとって芸術上または観賞上価値の高いもの並びに動物、植物及び地質鉱物で町にとって学術上価値の高いといった「記念物」で、大熊備前守屋敷跡や萬年のサツキがそれに当たります。

吉田町文化財保護条例では、その文化財の分類によって、第2章に「有形文化財」、第3章に「無形文化財」、第4章に「民俗文化財」、第5章に「史跡名勝天然記念物」という構成になっており、指定の根拠は、有形文化財でいいますと、第4条において、教育委員会が町にとって重要なものを吉田町指定有形文化財に指定することができるかと規定しています。その他分類の指定については、無形文化財は16条、民俗文化財は21条、史跡名勝天然記念物は第27条にそれぞれ規定されています。

また、第3条において、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならないことが規定されています。なお、文化財の指定の手续としては、教育委員会が吉田町文化財保護審議会に諮問し、審議会において調査・審議していただいて、答申を参考に指定を行うこととなります。

現在、町指定文化財の具体的な指定の事由としましては、例えば、萬年の茶釜に代表されるように、武田・徳川の攻防の間、家康公から拝領したと伝えられる茶釜であり、武田・徳川の攻防などにゆかりがあるものや、地蔵院の百万遍のように、30年来続く庶民の信仰行事で、その原型が保たれているものでございます。

次に、2点目の町指定文化財所有者の管理に対する支援、補助はについてお答えします。

文化財の管理については、吉田町文化財保護条例第6条にございますとおり、原則として所有者が管理することになります。

しかしながら、吉田町文化財保護条例第8条におきまして、管理または修理の補助として、その文化財の管理または修理につき多額の経費を要し、町指定文化財の所有者がその負担に耐えない場合は、その他特別の事情がある場合には、町がその経費の一部を所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができるとされています。

また、同条例の第9条において、町指定有形文化財の管理が適当でないために滅失、毀損等のおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者に対して管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関して必要な措置を指示することができるとし、同条第3項において、指示に基づいてする措置または修理に要する費用の一部または全部を、予算の範囲内において町が費用に全部または一部を負担することができるとされています。これは、無形文化財、民俗文化財、史跡天然記念物におきましても同様な扱いとなります。これまで町が補助金を交付した事例はなく、文化財補助金交付要綱はありませんが、具体的な相談があった場合には補助金交付要綱の整備を検討してまいります。

次に、第3点目の国・県指定文化財所有者に対し、町の対応はについてお答えします。

冒頭で触れたとおり、現在、国指定の天然記念物が1件、県指定の文化財が3件、国・県指定の件数は4件となっております。国指定天然記念物は能満寺のソテツです。県指定文化財は有形文化財で工芸品の刀や脇差でございます。

国指定の文化財は国の補助金交付要綱、県指定文化財は県の補助金交付要綱により交付されますが、これまで管理及び修繕のために補助金を使用した例はございません。現在、吉田

町文化財保護条例は町の文化財の補助について規定しておりますが、国・県指定文化財については対象としておりません。

国指定天然記念物である能満寺のソテツにつきましては、平成20年度に従来の添え木が朽ちてきたことから、枝の添え木の修繕が必要になったケースがございます。その際、ソテツの添え木の修繕については現状変更届け出が必要となりましたので、町は、所有者からの申請により、修繕の内容について意見を付して県に進達するといった手続を行っています。その手続については、文化財保護法により文化庁に提出することとされておりますが、権限の移譲により、県が事務処理を行っております。その修繕の際、所有者から、ソテツの維持・管理を行っていく時間的余裕がないことから、町で管理をしてほしいとの申し出がございました。能満寺のソテツは、大変貴重な国指定の天然記念物であり、町にとっても大変貴重なものであることから、永続的に管理する必要があるとし、文化財保護法第119条の規定により、所有者にかわって吉田町教育委員会教育長が管理を行う届け出を文化庁に提出しております。その後、必要に応じて教育委員会が枯れ葉の剪定を行っております。

県指定文化財の工芸品である刀や脇差は、個人が自宅で所有しており、現在のところ町としての対応等は特にございませぬ。

次に、4点目の文化財に関し、児童・生徒への教育はについてお答えします。

小学校学習指導要領社会科では、第3学年、第4学年の目標に「地域の地理的環境、人々の生活の変化や地域の発展に尽くした先人の働きについて理解でき、地域社会に対する誇りと愛情を育てるようにする。」とあります。内容としては、地域の人々が受け継いできた文化財や年中行事を学習することが盛り込まれています。これを受け、各小学校の3年生が次のような取り組みを行っています。

まず、住吉小学校では3年生の3学期において、大単元「変わる私たちのまち」、小単元「受け継がれる行事・まちの昔をさがそう」といった項目において、自分たちの町には昔からどのような伝わる行事や文化財があるのか、場所やどのように受け継がれているのかを調べるといった内容で、能満寺原古墳や能満寺のソテツなどを学習するほか、小山城跡には遠足を兼ねた見学に行っています。

中央小学校におきましても、同じく3年生が社会科副読本を利用し、「私たちの住む町はどんな町」と題して、吉田町の地図を見ながら、町のどこにどんな文化財があるのかを確認する授業を行っています。

また、「受け継がれる行事」の単元として、吉田町にどんな文化財があるのかを学習するため、社会科副読本の「昔からの行事と文化財」を読み、そこに出てくる文化財について見たり聞いたりした経験を話し合うといった学習をしております。これとあわせて、川尻の津島神社の宮司さんを招いて、夏祭りの由来や奴道中について話を聞いたりしています。

自彊小学校においても、同様に3年生が社会科において文化財の学習を行っており、社会科副読本を利用し、自彊小学校の北側にございます地蔵院の百万遍について学習を行っております。

こうした取り組みの中で、住吉小学校では、夏休みの自由研究のテーマの中に「小山城のひみつ」あるいは「吉田町周辺のお城」「遠州七不思議」といった内容のものが見られたというのは、文化財にかかわる学習の成果のあらわれであると考えています。

次に、5番目の町の歴史を物語る地域民間伝承に関して町の対応はについてお答えします。

吉田町の歴史を物語る地域民間伝承といった中には、例えば代表的なものでいうと、能満寺のソテツにまつわる民話が思い浮かぶのではないかと思います。そういった伝承は吉田町内に多数残っており、それらをまとめ「ふるさとの民話」という冊子を教育委員会が作成しております。それは、高橋惣三郎氏が書いた「ふるさと昔話」から引用し、民話を集めたものでございますが、ほかにも「ふるさとのことば 方言・俗語」「吉田町の史話と伝承」など幾つかの書籍がございます。現在、町立図書館においてそういった冊子を保存しており、閲覧が可能となっております。

また、先ほどお話しした学校での取り組みが行われている結果だと思っておりますが、小学生がそのような民間伝承について質問を聞きに来るといったことがあります。しかしながら、そのような書籍は一般的に読み解くには難しいことから、現在、図書館の取り組みとして、小学生が見てもわかりやすい内容に訳す作業に取り組んでいます。

また、本年度、静岡大学特別公開講座におきまして、「吉田町周辺の歴史」と題し、4回の講座を実施したところ、86名の町民の皆様が参加され、大変な反響がございました。引き続き、大学特別公開講座を活用し、町民の皆さんが吉田町の歴史や文化財、民話等を学習する機会を充実させるとともに、町民の皆様の中でそういった学習をするグループがございましたら、積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（大塚邦子君） 答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

御答弁ありがとうございました。

今の御答弁は、ほとんど町文化財保護条例の中でお答えいただいたわけですが、その中で再質問としまして、町の所有者に関する支援、補助ということでお伺いしたいと思います。

先ほど答弁の中にもありましたが、第6条、第8条のほうで規定はされてございます。その中で経費の一部に充てるため、予算の範囲内で補助金等を交付するという条項がございます。予算の範囲というのは、この予算というのは俗に言う、これだけかかりますよという見積もりに対するものなのか、町が当初予算で組む予算の中でのことなんでしょうか。まず1点、そこをお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） ただいまの御質問ですが、基本的には文化財の保護の経費については所有者が負担をするという大原則がございます。それに、先ほど答弁の中で説明しましたとおり、必要な場合があるときに補助をするというものになっております。ただいま出ました予算につきましては、当然、町の予算に基づいて執行するというようなものになっておりますので、事前に必要なものについて所有者のほうから申請等、そうしたものをお話を伺いながら、予算の内容については財政当局とお話をしながら予算措置をして、初めて執行できるというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

今、所有者の方と話をするというようなことでしたが、町のほうとして先に文化財が現状

どうなっているのかということ、毎年のようにチェックをしているというようなことはないのでしょうか。その中で、これはもう大分傷んでいるなどというのはわかると思うんですが、そういったことで基本的に所有者が手当てをしなきゃいけないということはあると思うんですが、そういった中でも、見るからに厳しいなどというのはわかると思うんですが、そういう中でのアドバイスというのか、そういう中で、じゃということはチェックはされておるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） ただいまの御質問ですが、文化財の状況につきましては、教育委員会の担当者が巡回をするということに加えて、文化財保護審議委員がこうした現状について把握して、必要な予算等を計上しておくというような形になります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 先日、我々産業建設常任委員会のほうで、町の観光資源の開発ということで今やっている中で、町指定の文化財というのを見させていただく機会がありました。その中で具体的に言わせていただきますと、林泉寺さんの十王像があるんですが、あれはもうかなり痛みがひどいということで所有者の方が言っておられます。その中で、1体1体、物すごい、1体に20万以上かかっちゃうよと。でも、なかなかそれを所有者の方が修理するのは大変だ、それはもうずっと前からあるみたいなんです。そういうことに関しても、これまで教育委員会なり文化審議会というか、そっちの委員会のほうでチェックには上がってこなかったのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） ただいまの具体的な内容でお話が出ましたが、林泉寺の十王像の傷みの状況ということで、こちらにつきましては、現在のところ、私の把握している中では、所有者のほうからこれについて助成していただきたいという申し出のほうは聞いておりません。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） だから、最初からある意味諦めているんですよ、所有者の方、お金がかかっちゃうからしょうがないねということで。でも、申請があるなしじゃなくて、チェックに行ったときに、見に行ったときに、これ、現状厳しいなどというのは感じると思うんですが、そういったことは一切所有者のほうから何も言ってこなかったら、本当に壊れそうでだめになりそうでも、ほっておくということでよろしいのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） 当然、文化財の保護という観点から、そのものの保存状態が著しく劣化している、修繕が必要だというような場合には、所有者に対してその修繕を基本的にはお願いするということでございますが、それに必要な費用がかかるということであれば、その内容について、私どものほうで改めて文化財の保護の観点から検討していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 先ほどの条例の中で6条ですね。この条例及び委員会の指示に従い、町指定文化財を所有者は管理しなければならない。それに対して9条のほうでは、それに関し必要な措置を指示することができる、町がね。こういうことでありますので、ぜひ指示をしていただいて、それに対して、十王像だけじゃないですよ。ほかのところにもちゃんとチェックをしていただきたいと思う。

そういう中で、基本的に所有者がその修繕費用を出さなきゃいけないよというところがあるんですが、規定にある高額というの、どの辺のことが高額になるんですかね。非常に難しいと思うんですが、管理者にとって高額というのと、町が考える高額というのがあると思うんですが、どの辺を線引きされますか。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） 大変難しい問題でございますが、高額という判断につきましては、その所有者が生活をしていく中で、文化財に対しての負担が実際にできる、負担できる金額なのかというのが一つの判断になるかとは思いますが、今現在、明確な幾ら以上という規定は設けておりませんので、その辺は現状を踏まえた所有者の収入状況と、文化財の修繕に必要な金額と、実際に調査しながら検討しなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

指定文化財で文化財を保護しましょうよという中で、所有者が持ち切れないよとなったときには、所有者の変更ということが出来る規定が7条のほうにございます。現に国指定の能満寺のソテツが、先ほど答弁の中で所有者は教育長であるということになってございます。そうしますと、町の指定のそういったものでも、所有者が持ちこたえられなかったら、じゃ、町で、教育委員会でやってよという話になったときに、どこまで受けていかれるんでしょうか。

まず、国の指定から、国の能満寺のあのソテツが教育長に所有者になったという、その経緯も含めてお答えいただければありがたいんですが。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） ただいまの文化財の所有者が文化財の管理ができなくなった場合というようなことで、当然、今の社会の流れとしまして高齢化が進んでいる状況がございまして、所有者の中でそうした今後の文化財の管理ができないというような状況も、当然今後想定をされていくことが考えられます。

そうした中で、先ほど答弁でも申し上げましたが、国の指定の天然記念物の管理責任の選任ということで、当町の教育長がかわりにソテツの管理について行っていくということになりました。これはあくまで例外措置といいますか、そうしたものでありますので、基本はその所有者があくまでも管理をしていくという前提が文化財保護法の基本でありますので、その基本を踏まえつつ、そうした状況が生まれた場合にはかわっての管理、あるいは町が管理する前に、そうしたものをゆかりのある民間で管理する方を選任する等、そういった方法もございまして、そういうことも踏まえて、文化財の保護についてしっかりと手当てをしていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

もう1点、ちょっと個別なことで申しわけないんですが、先ほど申しました能満寺のソテツなんですが、住職が言っておられるのに、今どんどん大きく、当然ソテツなので成長します。そういう中で、今、本堂のほうまで枝が、枝というのか、伸びてきて大変大変だと。大変大変と言うのもおかしいんだけど、それで国というのか、問い合わせをしたそうなんです。これどうしたらいいか。そうしたら、本堂動かせと言われたそうです。とてもじゃないけれども、本堂動かすことはできませんよという話なんです。そういう中で、今の所有者が教育長ということなんです。その辺のところについてどうお考えですか。また、どういう対処を今後されていきますか。能満寺さんにとっては非常に深刻な問題なようでありますので、その点、御答弁もしできるようでしたらお願いしたいと思いますが。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） ただいまの御質問は、うちのほうでも、教育委員会のほうでもそうしたお話は伺っております。大変難しい問題でございます。お寺のほうの改築等、当然なかなかできるものではございませんし、ここで明確な、こういうふうにするということはちょっと申し上げられませんが、今後の重要な課題であるというふうに捉えて、対応を考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） ぜひお願いしたいと思います。

次に移りたいと思います。

今回の質問は利活用ということでも質問事項でございます。そうした中で、今、町はシーガーデンシティ構想を初めとして、観光分野にかなり力を注いでいきますよということがあります。そういう中で、指定文化財を含めまして文化財に関して活用の面ではありますが、これを観光の目玉にしていくというようなことに関しては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 産業課です。

ただいまの件ですけれども、たしか2年ほど前に、吉田町の文化財というか、そういうものを観光目的に何か利用できないかとか、そういう話も一般質問の中であったと思いますけれども、当時、吉田町がつくっておりますマップのほうにもそういうものが載っていないような状態で、全く皆さんにもわからないような状態でしたので、そういうものは取り入れていきたいよということの中で、マップのほうにも今は掲載させていただいておりますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 今回質問させてもらっているのは、今、産業建設委員会の中でやっていることで、所管が教育委員会は違うので教育委員会のほうにお聞きしたいと思うんですが、文化財の所有者にとって、保護というのは、規定はかなりちゃんとされておるわけですが、じゃ、公開というところに関係してくるかと思うんですが、条例のほうの12条に公開という意味ではここに四つ、4項ほどございます。その中で、3カ月以内の期限を切った公開で

あるとか貸し出しであるとかというような条項はございますが、常に見学者が見たいよといったときの、所有者のそういった方に対する協力ということは、町のほうではお願いをされているのでしょうか、いないのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） 文化財の保護と同時に活用という面での御質問だと思いますが、今現在の中で文化財の広報というのは、当然、町の文化財の冊子を作成しまして、そうした中での紹介、それから町のホームページの中でも、こうした文化財の指定事由とか由来とか内容について閲覧できるようにしております。こうした中で、文化財の周知を図ること、それから文化財の現地におきまして標柱、案内板の設置を行いまして、こうした中で行っていくと。もともと文化財のそのものが個人の所有という面がございますので、保護という観点からも、その公開の方法等についてはできるだけ所有者にお任せをしております。町としまして、いついつ公開してくださいという内容で今お願いをしておる状況ではございません。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そこが一番ネックになっているのかなと思うんです。観光資源としても使っていきような方向が出たときに、当然、冊子であるとかホームページであるとかで、あっ、吉田町にはこういうものがあるんだねということがわかりますよね。そうしたときに、人間てやっぱりそこへ行って、じゃ、見てみよう、見たいなというのが当然だと思います。その中で、じゃ、現場へ行った。看板はありますよ、我々も確認していますけれども、でもそれがどこにあるのか全然わからない状況ですよね。所有者のお宅もわからない状況であって、そういう中でせつかく吉田町へ来て、いろいろなものを調べてきた方が現物を見られなかったり、何もできないという、非常にがっかりして帰るのかなと思われまいます。そういう中での所有者に対する協力体制というものをしていけないといけないのかなと思います。その点について伺っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） 文化財の保護という観点からと公開というのは、やはりある意味で相矛盾するところもありまして、公開するには所有者の管理上の必要なものが当然あるかと思えます。そうしたものを所有者のほうで十分必要な、公開する場所を確保するとかセキュリティの問題ですとか、あるいは物によっては常時日に当たると劣化をしますとか、そうしたものもございますので、そうした文化財の保護の観点から、私どもの教育委員会のほうでは考えておりますので、観光を主体としました公開というところについては、当然保護上必要な措置を講じた後に公開をするというようなものになっていただきたいというように考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 教育委員会としては保護が重要である。一方、じゃ、観光を考えたら公開していくのが重要であるというのがあると思います。ここで相反すると言われちゃったんですが、それをやっぱり何とかしていけないのかなと思いますので、今後、縦割りではなく、横のつながりも持ってやっていっていただきたいと思えます。

そうした中で、昨年来、徳川400年云々のが静岡市なり浜松市でありました。吉田町の能満寺所有物であったりとか、萬年の茶釜もそうなんです、徳川ゆかりのものがあつたんですね、ありますよね。それをわざわざ、話に聞いたら、藤枝のほうで何かそういう展示会をやるので貸してくれということで貸し出した経緯もあるということでありました。そういう大きいイベントに吉田町でも乗っかって、あるんだから、そういうことは考えなかったんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） ただいまの400年祭のお話ですが、改めて町の教育委員会のほうに、そうした要請については特になかったという状況でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 要請がなかったんじゃなくて、町独自でそういうの考えたらどうなのというのが自分の本音なんです、そういったことまで考えて、もちろん便乗になるんですが、吉田町にこういった文化財があるんですよというのを町民にも知らしめる——知らしめるというか、宣伝するためにもすごいいい機会だったなと思うんですが、その点を聞いているわけであって、要請があったからどうの、ないからどうのじゃないので、教育面として、教育面から見て便乗して、そういったことができたんじゃないかということを行っているわけなんです、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） 文化財に広く親しんでいただくというところの観点からは、議員のおっしゃったようなものに、必要な場合はそうしたものを利用して、広く町の文化財について親しんでいただくということは必要であるかというように考えております。ただ、それによって文化財が傷んだりしては困りますので、その辺のことを踏まえて、必要な情報は発信をしなければならないというようなことで、今現在はホームページ等でこうしたものを知らしめているという状況でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 何か議員のお話を聞いていると、教育委員会が文化財に対して非常に何もしていないような誤解を招くんじゃないかなと思うので、あえてお答えをさせていただきますけれども、先ほど答弁の中でも申し上げたように、文化財については、文化財保護法あるいは吉田町の条例の規則に従って教育委員会としては対応をしております。そういった中で能満寺のソテツについても、平成20年度、これまで対応してきたと思います。

今、お話に出た徳川の問題ですけれども、多分それは文化財の所有者のところには個人的なお話であったと思いますので、我々のほうには要請は特にございませんでした。また、そういった要請があれば関係課とも協議しながら対応していかなければなりません、その件については特に対応はありません。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 理解しました。

続きまして、児童・生徒への教育ということなんです、小学校3年生、4年生を対象に

やっているという答弁をいただきました。その中で特に3年生が、各小学校、文化財に関して勉強していますよということでお伺いしました。では、要は語り部であるとか、そういった語り部、そういうことに関して、じゃ、小学生が勉強している中でわかんないよということをお教える方の育成であるとか、そういった方というのはちゃんとおられるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） 町内に地域教育推進事業というものがございまして、この中で例えば、自彊わくわく教室の中では、自彊探検ウォークとして能満寺ソテツの歴史の学習それから能満寺の寺号額等の学習をして、また、現在指定はされておりませんが、大井川神社の狛犬や舟形屋敷など、こうした学習を行っております。こうしたものについては、地域の文化財に精通された方に御説明をいただいて実施をしておる状況でございます。

また、片岡きらめき塾の中でも、片岡きらめき合宿の中で、坐禅の後、能満寺ソテツや小山城址それから林泉寺の十王像について、やはり地域の方にこの内容について御説明をいただいたというような内容がございます。

このほか、川尻、住吉でも同様な授業等、実際に実施をしておりますが、こうした地域の中での文化財に精通された方を活用しての授業等が子供たちにまた引き継がれるという意味でも、非常に重要な内容となっております。

当然、文化財の保護審議委員の方の活用というようなこともございますが、今後、こうした文化財に精通をした方の人材の育成についても、うちのほうの教育委員会の大きな課題となっておりますので、県の研修等を利用して、こうした文化財に精通された方の地域の指導者の方の育成について進めていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 増田です。

そういう精通した方というのは、当然、御高齢の方になってくるのかなと思います。そうした中で、町ではシニア大学、これからやっていく寿大学であるとか、そういった中でも、こういったことのカリキュラムのようなものを組んで、そうした中からも、そういった精通した方ということの育成というか、そういったことも考えておられるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） ただいま議員のほうからもお話が出ました大学講座は非常に盛況となりまして、町内にやはりこういった歴史について興味を持たれている方が非常に大勢いらっしゃるということもございます。こうした方などを文化財の保護のための指導者等にかなり有望な人材であるかと思っておりますので、今後実施を考えておりますシニアカレッジ等の中でも、こうした文化財等の内容を入れたものも考えまして、文化財の指導者等の育成を進めていきたいというように考えております。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 人材育成について、今、局長のほうから答弁があったわけですが、人材育成をどういうふうにか考えるかというのが一つの大きな、何ていうんですか、問題のところだなと思います。答弁の中で紹介させていただいた学校の授業も、人材育成につながっていく部分もあります。もちろん地域でやっている地推協を中心としたそういった中でも、文化財のことも取り入れながらやっておりますので、そういった中でも人材育成につながって

いくものがあると思います。人材育成だと銘打って今やっているということについては、また今後の課題だということで局長から答弁があったとおりです。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 大変ありがとうございました。教育委員会の考える文化財のあり方と、これから始まってくる観光面での文化財の見方というのが違うんだよということが理解できたということであります。そうした中で、今後両方を、先ほど来言っていますように生かして、宝の持ち腐れみたいになっちゃわないような形でお願いしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（大塚邦子君） 以上で9番、増田剛士君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時55分とします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時54分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 遠藤孝子君

○議長（大塚邦子君） 引き続き一般質問を行います。

4番、遠藤孝子君。

〔4番 遠藤孝子君登壇〕

○4番（遠藤孝子君） 4番、遠藤孝子です。

私は、平成28年第1回吉田町議会一般質問において、事前に通告してあるとおり、一つ、組織機構改革による子育て支援と生涯学習における吉田町の将来像について、二つ、高齢者の居場所づくりについて町長にお伺いいたします。

初めに、町長の施政方針において、吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略を重点プロジェクトとして位置づけた第5次吉田町総合計画及び前期基本計画が策定されたことについて述べられました。この計画を着実に推進するために新組織が編成されました。

そこで、次のことをお伺いいたします。

1、子育て支援策の充実と教育の幼保小中連携の確立を目指し、児童福祉部門と保育支援部門を編成し、新たに、こども未来課を設置しました。吉田町の子供たちを健やかに育むための一貫した施策はどのようにお考えですか。

二つ、教育大綱に基づく教育の推進と地域連携の強化を図るため、教育委員会に生涯学習課を設置しました。町民が学び続けられる新たな環境づくりをどのようにお考えですか。

3、それに関連してですけれども、シニアカレッジの具体的な計画と期待する成果をお聞きします。

次に、高齢者の居場所づくりについてです。

吉田町の高齢者支援事業がさまざまな形で展開されております。さらに、新組織では地域包括ケアシステムの構築を目指すことが示されています。具体的なこととして、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすため、地域住民の高齢者の居場所づくりが始まっています。総合計画前期基本計画の中に、現状と課題として「高齢者のひきこもりを予防する居場所づくりが求められています」と挙げられています。さらに、4年後の姿として「高齢者が気楽に集うことができる居場所づくり、介護予防が図られ、生き生きと暮らしていける」とあります。そこで、その実態と今後の支援対策についてお伺いします。

以上が私の一般質問の要旨です。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 1点目の組織機構改革による子育て支援と生涯学習における吉田町の将来像についての御質問のうち、1の子育て支援策の充実と教育の幼保小中連携の確立を目指し、児童福祉部門、保育支援部門を編成し、新たにこども未来課を設置しました。吉田町の子供たちを健やかに育むための一貫した施策はどのようにお考えですか及び2の教育大綱に基づく教育の推進と地域連携の強化を図るため、教育委員会に生涯学習課を設置しました。町民が学び続けられる新たな環境づくりをどのようにお考えですかにつきましては、それぞれ、平成28年4月1日から施行の組織機構改革における町の考えについての御質問と認識をしておりますので、一括をしてお答えいたします。

当町を取り巻く社会情勢は大きく変化し、とりわけ少子高齢化社会の到来による幾多の新たな課題が顕在化してきており、町はこれらの課題を解決するため、さまざまな施策を講じなければなりません。

議員も御承知のとおり、当町では、平成28年度を初年度とし、平成35年度を目標年次とする第5次吉田町総合計画の基本構想を今議会におきまして御審議いただいているところではございますが、この第5次吉田町総合計画は、国のまち・ひと・しごと創生法に基づきまして、昨年10月に先行して策定しました人口ビジョンと総合戦略を包含するとともに、教育分野におきましては、本年2月に策定しました吉田町教育大綱を個別計画として位置づけ、今後、町が進める教育施策との整合性を図った計画となっております。

平成28年4月1日施行の組織機構改革は、この第5次吉田町総合計画を着実に推進し、柔軟かつ迅速に対応するための組織体制を構築することを主眼として行うものでございます。

特に、地方創生に向けて、子ども・子育て支援の充実につきましては喫緊の課題であり、その問題解決に向けまして、新たにこども未来課を設置するとともに、課内も、これまで福祉としての側面が強かった児童福祉部門に加え、幼児教育としての側面を強化するため、新たに保育支援部門を設置し、各施策について総合的、一体的に教育委員会と連携を図ることを可能とした組織を設置いたしました。

また、一方で、学力の向上を図るためには、吉田町教育大綱に沿った教育の推進とさらなる学校教育の充実・強化に加え、地域連携を強化する必要がありますことから、教育委員会事務局を学校教育課と生涯学習課の2課制として、機動的かつ実効性を確保した組織とするとともに、部局を超えた組織的な子ども・子育て支援施策の連携を推進するため、学校教育

課とこども未来課を庁舎5階に配置し、また、生涯学習施策の効率的な展開を可能とするため、生涯学習活動の拠点となる中央公民館に生涯学習課を配置することといたしました。

このように、子ども・子育て支援の充実を図る中で、教育の充実をキーワードとして、こども未来課と教育委員会学校教育課の連携を強化するとともに、図書館、中央公民館を中心としたさらなる生涯学習の推進を図り、吉田町教育大綱に掲げる教育目標「生涯にわたり学びあい高めあう人づくり」の達成を目指し、もって、第5次吉田町総合計画に掲げた「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」を実現しようとするものでございます。

しかしながら、目標に向かって新たな組織を設置しましても、実際に機能するのか、また、いかに実効性を担保させるのかが最大の課題となります。本町の教育における現状と課題を踏まえたとき、幼児教育や小中一貫教育に力を入れ重点的に取り組むことは、議員の御指摘のとおり、大変重要であると認識をしております。

そのため、吉田町教育大綱では、重点的な取り組みとして四つの項目を掲げ、その第1番目に幼保小中の円滑な接続を目的とした「つながりのある教育」を重点施策として位置づけております。この「つながりのある教育」は、義務教育の出口である15歳の自立を見据え、乳幼児期、学童期、青年期の学びをつなぎ、一貫性のある教育を実施していくことを目的にしており、幼保小の連携、小中連携、そして小中一貫教育の推進を図る中で、学力向上を主軸とした小中一貫した教育カリキュラムの開発を進めていかなければなりません。

今回の組織機構改革では、特に幼児教育の充実、幼保小中連携による一貫した教育の推進に関しましては、町長部局と教育委員会との連携が必要不可欠であるため、私と教育長とで協議を重ねてまいりました。教育の重要政策を進める上でかなめとなるものは、やはり人材であるという意見で一致し、特に幼保小中連携による「つながりのある教育」を推進するためには、幼保小連携、小中連携のつなぎ目が重要であり、また、一貫した教育を推進するためには、担い手である指導主事の充実が不可欠であるとの結論に至りました。

そして、県教育委員会の全面的な支援をいただき、平成28年度からは、現行の指導主事1名体制から2名増員の指導主事3名体制により教育施策を展開していくことといたしました。これにより指導主事が中心となって、幼児教育、幼保小中連携の推進を初めとする町の教育施策は、着実に推進されるものと大いに期待しているところでございます。

また、生涯学習活動の推進につきましても、これまでも社会教育専門員及び社会教育主事が基軸となり、地域教育を初め、青少年の育成を推進していただいております。また、生涯学習の知の拠点である図書館では、司書が中心となって町民の皆様の学習支援活動を推進するなど、それぞれの人材がかなめとなって活躍をしております。

吉田町教育大綱を着実に推進していくため、今後も、引き続き必要な人材を配置し、その人材が推進役となってシニアカレッジなどの新たな事業を実施していくことで、町民が学び続けられる新たな環境づくりが展開されていくものと考えております。

このように、平成28年4月1日施行の組織機構改革は、第5次吉田町総合計画を着実に推進することを目的とした組織改編だけではなく、その施策展開に必要なかなめとなる人材を配置することを考慮した実効性の高い組織機構改革を実施するものでございます。

次に、3のシニアカレッジ事業の具体的な計画と期待する成果についてお答えをします。

当町の高齢化率は、静岡県内では低いほうから4番目とはいえ、23%を超えています。そのような状況におきまして、シニア世代の皆様には生き生きと充実をした生活を送っていた

だくことは大変重要なことであります。

私は、「健康を維持しやすく、社会に参加しやすい環境の整備」の一つの施策として、2年制の寿大学を掲げました。これは、シニア世代の健康管理や生きがい対策として、新たな学習機会の場を提供するとともに、社会参加活動等、生涯にわたり現役で町づくりに参加していただくという狙いを持った施策であり、まさに国が進めようとしている一億総活躍社会の実現に合致するものであると考えております。こういった考えのもと、シニアカレッジを実施することといたしました。この取り組みは、これまでのシニア世代の生涯学習の機会の提供として行っておりました、初歩的な知識や内容のプログラムを実施しておりました寿大学とは異なり、より高度で専門的かつ継続的な学習機会を提供することにあります。それゆえ、ネーミングも寿大学ではなく、シニアカレッジといたしました。

事業の具体的な計画といたしましては、やりがいのある学習環境を創出するため、学科やコースを設けることや、一般教養を高めるための一般教養講座や、みずからの知識、技能の専門性を深める専門講座といったものを設けたいと考えております。また、2年制による教育課程を実施し、卒業に当たり、一定の卒業単位の取得を目指していただくことや、ゼミナールといった少人数による研究・協議、発表などを行う場を設けるなど、まさに一般の大学に通うのと同様な学生生活を送っていただきたいと考えております。

なお、具体的なカリキュラムにつきましては、新年度に入ったところで高齢者の方にも参画していただき、教育委員会を事務局としたシニアカレッジ設立委員会を立ち上げ、皆様の御意見をお伺いしながら作成し、本年10月の開講を予定しております。

このシニアカレッジに期待する成果としましては、シニアカレッジを卒業した皆様が大学で学んだことを地域活動に生かしていただき、地域のリーダーとして活躍され、社会貢献されることを期待しております。

続きまして、2点目の高齢者の居場所づくりの御質問についてお答えします。

高齢者の閉じこもりを予防し、気軽に立ち寄ることができる高齢者の居場所づくりは、健康で自立した生活を継続するための交流の場として全国的にも注目をされており、国は、地域の受け皿づくりへの推進を図るため、平成28年度の予算案に1億円を計上いたしました。

介護保険制度が創設されてから15年が経過し、この間、静岡県内におきましても高齢化が一層進行しており、65歳以上の高齢者は、昨年初めて100万人を超え、県の高齢化率は26.8%に達し、県民の約4人に1人が65歳以上という状況でございます。これは、団塊の世代の方々が65歳以上となったことが大きな要因ではありますが、高齢者の48%は75歳以上の後期高齢者が占めており、高齢者の中の高齢化も進行しております。

平成28年3月1日現在における当町の高齢者人口は6,935人、高齢化率は23.32%でございます。平成27年3月に策定しました第7次吉田町高齢者保健福祉計画・第6期吉田町介護保険事業計画では、平成37年の高齢者人口が7,552人、高齢化率も25%を超えるものと推計をしております。

また、要支援・要介護認定者数も、平成27年10月現在の928人から平成37年には1,223人に増加するものと推計をしており、高齢者の皆様が住みなれた地域で生活を継続するためには、心身機能の維持や生活環境の変化に応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援を柔軟に組み合わせて提供する地域包括ケアシステムの構築が必要不可欠となっております。

このため、当町におきましても、65歳以上の高齢者の皆様が要介護状態となることを予防

するため、介護予防事業にも力を入れてまいりました。現在、当町が実施しております介護予防事業は、パワーリハビリ教室を初めとする運動器の機能向上事業や栄養改善教室、口腔機能の向上教室、認知症予防事業として実施しております「はつらつ講座」や「かんたん体操教室」「骨骨貯筋体操」などを実施しており、どの教室も大変人気のある教室となっております。

また、今年度は、町歌「やさしさに抱かれて」を活用した健康づくりのための「SUN・サン体操」をベースに吉田町独自の新たな介護予防体操を完成させ、介護予防教室や介護予防講演会などを初め、地域のさまざまな行事にこの体操を取り入れながら、介護予防の大切さを周知してまいりました。

しかしながら、これまで地域支援事業として実施してきました介護予防事業は、身体機能の改善のための機能回復訓練に偏りがちな傾向にあり、生活課題の解決にまで踏み込めていないことや、通いの場など地域の受け皿が十分ではないため、介護予防教室終了後の効果を継続しにくいという課題がございました。

そのような中、介護予防教室の卒業生が教室のボランティアスタッフとして活動していたり、卒業生の仲間同士で新たな教室を立ち上げるなど、住民主体の高齢者の居場所づくりが生まれております。一方、傾聴ボランティアや介護施設を退職された方、民生委員、NPOの方々が今までの経験を生かし、地域に役立ちたいという思いから、誰でも気軽に利用できる居場所やサロンを立ち上げ、介護施設による喫茶コーナーの一般開放も行われております。この住民主体による高齢者の居場所づくりは、高齢者自身の介護予防につながることはもとより、運営に参加することで、社会参加や生きがいがいづくりにもつながる極めて重要な取り組みであると認識をしております。

国立社会保障・人口問題研究所が平成25年7月に公表しました生活と支え合いに関する調査によりますと、ふだんの会話頻度が2週間に1回以下となる人の割合が、65歳以上の単身世帯男性では16.7%となっております。当町におきましても、介護予防教室やサロン活動につきましても、男性が集まりにくいことが以前からの課題となっております。

このたび、男性をターゲットとした住民主体の新しい居場所として、「みんなの居場所シネマ倶楽部」が立ち上がり、コーヒーや紅茶を飲みながら懐かしい名作映画を鑑賞する取り組みが、毎月第2金曜日の午後1時から健康福祉センターはあとふるで開催されるとお聞きしております。町では、こうした居場所づくりを住民の皆様に広くお知らせするために、「広報よしだ」やホームページ、FM島田を活用した情報発信を行い、活動を支援しております。

御質問にございます今後の支援対策でございますが、吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の分野「高齢者の社会参加と生きがいがいづくりの推進」におきまして、いきいきサロン助成事業の創設を掲げております。

このいきいきサロン助成事業とは、町内の集会場や公会堂、空き家等を活用し、高齢者の皆様を中心となって運営する居場所づくりに対しまして、その活動費に伴う施設利用料や教材費などの一部を助成するもので、平成29年度からの新しい介護予防・日常生活支援総合事業の開始に合わせ、鋭意準備をしております。いきいきサロン助成事業は高齢者の居場所づくりを支援し、高齢者の孤独感や不安の解消、そして地域で見守り、支え合いを創出するための助成事業としてまいりたいと考えております。

今後も住民主体の高齢者の居場所づくりが継続され、活発に展開されるよう支援してまいります。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありませんか。

4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 4番、遠藤です。

御丁寧な答弁ありがとうございました。

まず、最初のところですがけれども、私とすると大変に驚き喜んで、今後の吉田町の子供たちの教育を期待できるというのを感じたのは、人材が必要だというふうなことで教育長さんと町長さんと相談されて、指導主事の方が3名というところ、これは多分県内ここだけでは、ちょっと調べていませんけれども吉田町だけじゃないかと思うんですね。指導主事の方が現場に入って現場の先生方を指導するという事は、これ大変に実のあることで、町長さんの答弁の中で、実のある第5次計画を実行したいというふうなことの一つのあらわれではないかと思ひまして、これは本当に私とするとというか、町民にとって大変うれしいことだと思います。

そこで、指導主事さん入れて3名ということなんですけれども、この3名の方の、おわかりになれば一応すみ分けといいますか、役割分担というか、または連携というか、それから現場の先生方への、具体的といっても、まだ始まっていないものですから難しいと思いますけれども、指導体制といいますか、大まかで結構でございますので教えていただければありがたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 指導主事の体制について、大変お褒めいただきありがとうございます。

今、質問にありました、どのような体制をとって実際に推進をしていくのかということでございます。

一般的には、生徒指導分野、研修分野、特別支援教育、その3分野がございますので、その分が三つ、3人が1人ずつ担当することで、それに加えて当町でやろうとしております小中一貫、幼小の担当及びこれまで学力向上のずっとやってきたYLPの担当といった、そういった体制で現在計画中でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 4番、遠藤です。

ありがとうございます。生徒指導、教科指導等にさらに小中一貫ということで、お聞きしたいところありますけれども、小中一貫のところでのなかなか難しいところがあると思うんですけれども、その現場の先生方をどのように動かして図るのか。例えばテーマを設けるとか、または定期的に会議を開くといっても、開けばいいというものじゃないんですけれども、その辺のところはちょっとイメージできないものですから、どんなふうなお考えがあるか、お聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 幼保小も含めた小中一貫の推進について、どんなふうにご考えているのかということです。現段階の時点でお答えをしていきたいと思っております。

当然、指導主事の中でそういった担当の者がおりますので、そういった者を中心に委員会等を設置して、答弁の中にありました15歳での自立を基本に考えながら、どういったことが大切なのか、あるいはどういった力を身につけていったらよいのかって、そういったことを現場の教員、あるいは関係機関の者を取り入れながら委員会を構成した中で、話し合いながら推進をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 4番、遠藤です。

ありがとうございます。委員会設置というふうなことです。となると、やはり本当に国で示している学習指導要領の中にあります大きな柱としての「生きる力」が、特に吉田町の場合では、子供たちに15で卒業すると確実につくというふうなことが予測されますけれども、いかがですか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） そういう前提のもとで15歳の自立の姿を描いて、それぞれの段階でどんなことが必要なのかということを進んでいきたいと考えておりますので、議員がおっしゃっているとおり、生きる力が身につくというふうと考えております。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 4番、遠藤です。

ありがとうございます。

ちょっと、じゃ、話題を変えまして、指導主事さんのことになるかと思っておりますけれども、すみません、直接指導主事の方に関係するかどうかわかりませんが、就学前の教育ということがやっぱり一貫教育の中である意味で大事になってくる。そのために、こども未来課というすばらしい課を設置して5階に置くというふうなことなんですけれども、そのところ、公立の保育園と、それから私立の幼稚園があるわけですけれども、就学前に教育する共通した教育が必要ではなかろうかと思っておりますけれども、共通したカリキュラムのようなものはお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 就学前の教育についてどんなふう考えていたり、そのカリキュラムはどうするんだということについての御質問だと思います。

幼稚園、保育園ございますので、やっぱり小中あるいは保幼小の連携という点で内容を考えていく必要があるかと思っております。予算のところでも出てきましたように、そういった幼保の連携の委員会を立ち上げまして、それぞれのところのカリキュラムを考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 遠藤です。

そのカリキュラム、実際には現場と、それから指導主事の先生方等とつくるかと思われましても、この中に保護者というふうなことは、小学校ではないかと思っておりますけれども、Pの方とか、そういうことはお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 具体的なところまで、まだ構想段階でしか申し上げられませんが、私ども幼児教育の現状と課題ということで、幼稚園だとか保育園にお邪魔をして、園長さん、あと保育士さん、保護者、そういった方から少し幼児教育の現状と課題ということで意見をいただきました。そういった中で、やっぱり幼児教育の質の問題が保護者にも課題として挙げられました。あるいは幼稚園や保育園側からも、どういった教育をしていくことが大事かということが挙げられておりますので、そういったことも踏まえていきますと、やはりもちろん現場の保育士さんだとか指導主事も大事ですが、保護者の意見というのも大事ですので、そういった委員会等には保護者の代表の方も入れたいというふうに現在で構想しております。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 4番、遠藤です。

今のお話で、小学校なんかはなかなかPの方難しいかと思えますけれども、幼保の中で保護者を入れて保護者と一緒に考えると。特に質の問題というふうなことで、小学校1年に入るときにスムーズに違う集団の中に入れるというふうなことを意識していると思えますけれども、幼から小はそういう形で、想像するに大丈夫ではなかろうかなというふうな感じを受けましたけれども、今度は15歳ですね。そこのところで義務教育が終わるわけですけれども、何ていいますか、その前の小学校から中学校のところですね。また、ここのところは現在すごいギャップがあるわけですけれども、中学1年になってからの問題という、また教科ごとに分かれることが大きな違いでして、それになれるということは、前にも教育長お話ありましたように大変なわけですけれども、その辺のところのつなぎですね。学力も含めてですけれども、指導主事の設置によって、どのようなことを計画して期待すると言ったらあれですけれども、何か今までにないようなことがあれば教えてください。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 幼保小のところについては、カリキュラムの作成ということで御理解をいただいていると思います。今度は、小中のところでどんなふうにやっていくんだらうということだと思います。

先ほどからお話しているように、やっぱり小中、幼保小中連携という一つの一体の中で考えていく部分と、その幼保の部分、小中の部分というところで考えていく部分も必要かというふうに思っています。そういったことについて現状行っていることは、例えば小学校と中学校の中での情報交換だとか、あるいは学力の問題、生徒指導上の課題等、そういった中でやっぱり大切にしていきたいものだとか、そういったものが出てくると思いますので、そういったことを生かしながら進めていきたいというふうに思っています。その中で出てくるものとしては、今までにないようなことも計画の中に出てくるのではないかというふうに思っています。現段階では構想の段階ですので、それくらいです。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今の教育長の一連の答弁の中で、何か小1プロブレムであるとか、中1プロブレムであるとか、そのような問題の解消というものを、ある程度消極的だというふうに聞こえたかもしれませんのでお話ししておきますけれども、基本的に教育経済学という学問がございます。日本では余り発達していない学問でございますけれども、欧米に行きますと、教育政策というものは基本的には教育経済学の成果でもって行われております。

その教育経済学の最新の研究成果等に目を通しますと、基本的になぜ幼児教育が大事かという、これはもう立証されておりまして、投資効率の観点、教育投資効率とございますけれども、教育経済学でございますから教育投資効率が最も高いものは、日本では例えば高等学校であるとか大学であるとか、そこにお金を投資しますけれども、反対でございます、幼児の段階で投資をした方が最も投資効率が高いと、これ立証されたエビデンスがございます。

そうすることによって、基本的には幼児教育の段階において、単に小中の現行のいわば教育体制というものを前提にするわけではなくて、むしろ幼児教育を始めることによって、基本的には認知能力であるところの学力であるとか、非認知能力であるところのいわば自制心の問題であるとか、そのような、いわば社会へ出るための一つのいろいろな事柄ございますけれども、そういうふうな認知能力も、それから非認知能力もあわせ、いわば身につけてもらうためのスタートを早めて、要は吉田町に生まれた子供さんが、最終的には中学3年の義務教育を終えた段階において、ほかの町に生まれた子供さんよりも認知能力も非認知能力も高い、そういうふうなアドバンテージが身につけられるような教育というものを考えていかなきゃならないと、それが幼保小中一貫教育の狙いでございます。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） ありがとうございます。質問というより感想ですけども、特に幼児教育は本当に大事だということが言われていますし、特に経済学からという、本当に小さいときに力をつけ、そしてそれが土台となって花開くときには小学校、中学校というふうなことだと思いますけれども、2歳でもう人格が形成されてしまうと。そのこのところかというと、あとはいろいろなほかからの環境の、つまり刺激によって人格が形成され、15歳の義務教育が終わると大人になって、そして新たな社会への知識をつけていくというふうなことになると思います。そういう意味で、この幼小、それから中学の一貫教育というのが非常に大事で、かつ力を入れてくださるということで、先ほどから話をさせてもらっていますけれども、ありがたいことですし大いに期待するところであります。

それでは、次ですけども、生涯学習のところ、先ほど町長さんが述べられたとおりで、今現在ある大学をイメージした、充実した、つまり知的欲求を満たされて、さらにその知的欲求が満たされた部分を町の中のもの、そういうところに生涯現役というような形で生かすというふうな話がありましたけれども、もうちょっとお聞かせいただきたいですけども、大学などでいうと、一般教養とそれから専門教養と申しますか、そういうところに分かれています、それは例えば、一日に大学の登校日があったとしますね。その日の、何ていうか、一日の過ごし方というのかカリキュラムというのは、何か大ざっぱなところではありますけれども、あるでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） 先ほどの町長の答弁の中でお話をさせていただいたとおり、この具体的な内容につきましては、半年間、設立の委員会の中で検討しまして、内容を推していくということになっておりますので、現段階では具体的なカリキュラムにつきましては、答弁は控えさせていただきます。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） わかりました。生涯現役でいられるような、そしてそこで学ぶことが

大変に生きがいであり喜びであるようなカリキュラムをつくっていただきたいと思います。

次に、質問させていただきたいと思いますが、居場所づくりについてのことなんですけれども、これも教育大綱のところで述べられ、かつ第5次の計画のところでも述べられているところではありますけれども、29年度にいきいきサロン助成事業というふうなことで町のバックアップがあるというふうなことなんですけれども、大変にありがたいことだと思います。

そこで、幾つか現在あることの中で質問させていただきたいと思いますが、今、町で、先ほど男性の集まりというふうなことで、これから「はあとふる」の中でできますというふうな話がありましたけれども、実際に幾つかできていて現在把握している中で、サロンの集団が幾つあって、大きな特徴としてはどんな特徴があるのかというふうなことをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 現在、活動されている居場所づくりということで、何カ所かということがございますけれども、今、答弁のほうでも述べさせていただいた、新たに男性が集まる場所としてシネマ倶楽部というところで活動も始まっているわけがございますけれども、まず、認知症予防を目的とした「野いちご」という触れ合いの場が一つできております。そしてもう一つ、「憩いの広場 はまっこの家」ということで、こちらにつきましても、脳トレとか介護予防体操を組み合わせたものが一つできております。そして、おしゃべりサロン・カフェということで、傾聴ボランティアさんが中心となって今やられているサロンで、こちらのほうも立ち上がっておりまして三つ、そして、町内の介護施設が一部喫茶コーナーを開放して、そこで誰でも来られる、コーヒーを飲みながら時間を過ごすということで居場所が一つできておりまして、四つできているんですが、シネマ倶楽部を入れると5カ所になってきております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 4番、遠藤です。

今、五つできているというふうなことですけれども、これからまだできるふうな予定が、話が来ているかどうかということと、それから予測される各地域で、理想的にいうと、各組単位で一つぐらいずつあって、そして高齢の方たちが自分の、きょうはAのところへ行くか、きょうはCのところって、いろいろなところを選んでいけるような集まり、たくさんメニューが用意されるといいと思うんですけれども、現段階でグループの情報があるかどうかということと、それから現段階では、こんなグループが欲しいなというようなところがあればお聞かせいただきたいと思いますが、

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 地域の中で、こんなことをやってみたいなというお話もいただいております。そんな中で、最近も一つやっていきたいなというふうなお話もいただいております。

グループの中でも、やはりどんなのが必要なのかなというところを皆さん気にしていただいておりますので、そういうところでは継続してグループの中で活動していただけるような内容が一番いいかなと思いますけれども、まずは高齢者が出て来られる場所、近くでも出

て来られる場所、公会堂とか集会所とか、本当に歩いて来られる場所を目指して、地域でつながりを持った居場所ができていくことが一番ありがたいものだなというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 住んでいる地域で、自分たちの生活が見える範囲の中で歩いてコミュニケーションを図る、そういうふうなグループが必要であろうというふうなことで、幾つか把握されているふうなことですけれども、実はうちの町で、社会福祉協議会でいきいきサロンというのをかなり前から活動している。これはお聞きするところによると、民生委員の方たちが、OG、OBの方ですか、その人たちが立ち上げて、今は町の支援を受けているというようなことなんですけれども、そことの何ていうかしら、関連は何かあるか、またはお考えがあるかお聞かせいただきたいですけれども。

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 社協のほうが行っているいきいきサロン事業でございますけれども、地域福祉活動の一環として助成をしながらやっているサロンでございますけれども、やはりこれも閉じこもりを防止するというか、高齢者の行き場所をつくってやってきているもので、町内6カ所でやっていただいているわけでございます。ボランティアさんの数も15人とかということで、大変多いボランティアさんを抱えているところもございますので、そういったところで今やっていただいているボランティアさんが力をつけていただいた中で、今度は自分たちでもう1カ所、月1回じゃなくて、もう1回ぐらいやってみようかなというふうな思いを持って立ち上げていただけるのがあるのかなというふうに思っています、そういう自分たちで立ち上げていただいた事業については、町のサロン助成を活用していただいてもいいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 4番、遠藤です。

そうすると、今、大体10年くらいだと思いますけれども、いきいきサロンが好評のうちに進められていると。十五、六人のボランティアの方たちが、さらにそれが核になってたくさん増えるというふうなことを期待しているというふうなことですけれども、そうすると両方にかかわるかもしれませんけれども、シニアカレッジなんかでも、そこでの仲間づくり、またはさらに高度なといいますか、知的欲求を満たすようなものをシニアカレッジで吸収するというか学んで、そしてそれと、何ていいますか、居場所のメンバーとの連携と言ったらちょっと大げさですけれども、言っている本人もちょっとあれですけれども、何か構想的にお考えになられることがありますか。すみません、ちょっと。

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） シニアカレッジで培った能力というか、学習していただいた部分をやっぱり活用する場面をつくっていただきたいなというふうに思っています。社会貢献にはなるかと思いますが、そういうところで高齢者のお力をおかりしたいなというふうに私たちも思っています、そんなところで仲間同士のつながりをもっとつくっていただけないかなというふうに私ども期待しているわけで、高齢者が支える側になっていただくと

いう部分では、シニアカレッジもすごく期待するものではありませんし、そこをやっぱり培った技術や能力を活用した居場所づくりに活用していただければなというふうにも思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） シニアカレッジと居場所づくりの関係でございますけれども、基本的にシニアカレッジ、先ほどの私の答弁の中でお話ししたことでございますけれども、町づくりに参加していただくと。単純な話、吉田町でも4人に1人が高齢者となる時間が近づいてきております。4分の1の方が、僕ら、私たちはもう現役じゃないからという形で下がるのではなくて、4分の1もある勢力でございますから、その中の人々が町づくりに、我々もやっぱりちゃんとしたいわば分野があるわけですから、そういうふうな人口のパーセンテージも含めて、自分たちが町づくりに参加するんだと。そういうふうないわば知識とか技能とか、基本的にはシニアカレッジの中でやっていただくと。シニアカレッジの先生の中には、大学の教授に先生をお願いしているところもございますので、そういうふうな非常に高度ないわば勉強をしていただくと。そして、それをもって卒業しましたら、先ほど申し上げましたように、町づくりに、高齢者を中心にした高齢者が参画できる町づくりというものをやっていただく、生涯現役としてやっていただくと。安倍首相がおっしゃっております一億総活躍社会というの、そういう社会ではないかと私は思っています。

その中で、これ非常に重要なことでございますけれども、吉田町の議会では、昔、75歳以上の人間は役に立たないというふうなことがございました。今でもそこに何人かいますけれども、実は浅井教育長の前に黒田教育長がおりまして、その方の再任のときに出しましたら、その議案は否決されました。そのときに、物の見事に、吉田町では75歳以上の人間は基本的にだめだ、使い物にならんと、こういうようなことで言っておりましたので、ぜひとも議会の皆様には、そのときのことをよくよく議事録を見ていただき、また、新しい方がその辺をよく承知していただいた上で、そのような誤ったいわば通念というものは捨ててもらいたいと、こんなふうに思っております。75歳以上の人間でも活躍できる人間は幾らもおります。そういう志と体力、気力を持った人間は、生涯、死ぬまで町づくり施策に参加していただく、そういうことでございます。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 今、お話がありましたように、生涯現役というふうなことで、これは大変大事でありますし、私たちも今ここにいるというか、私たちもそれを目指したいというふうにみんな思っているかと思えます。

そこで一つ、町づくりに参加をするというようなことが具体的にあるわけですが、そういう場合に大変具体的なんですけれども、学んだ人たちが、じゃ、自分がこれから何やるというふうなときに、場所を、何ていいますか、そのところが町と連携をとって、シニアで学んだ人たちが、この人たちはこのところを担ってもらおうとか、そういうようなところが卒業するまでに、ある意味では1人1役制みたいな形で、今のはちょっと想像ですけども、できればいいかなと。そうすると、自分はここのところで学んだ知識を生かし、さらにずっと町づくりに参画できるというふうなことができると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 先ほど申しあげましたように、町の人口の4分の1が高齢者となるわけですから、当然のことながら4分の1の方々、先ほど申しあげたように、私らは予備役だというふうな観点では困りますので、自分たちもこの吉田町のいわば町づくりに高齢者の立場で参加するんだ、そういうふうないわば高齢者にとっても生きがいのある一億総活躍の社会をつくるんだと、そういうふうな観点でもってぜひとも参加してもらいたいと。

そしてまた、単純な話、お年をとられますと身体等も衰えてまいりますから、なかなかそういう方ばかりではないと思います。そういう方々もやはり町の中に出かけて行って、健やかな日々を過ごしていただくと、そういうふうな居場所づくりもありますので、恐らく高齢者のこれからの町づくりへの参加というものは非常に多岐にわたってくると、そんなふうに思っています。

75歳以上の方では吉田町議会はだめだと言いますけれども、やはりこれからも能力のある方は町のいろいろな家に参加してもらいたいと、こんなふうに思っています。実際にこの中で4人ほどおりますので、75歳以上は使い物にならないと言った議員がおりますので、ぜひとも再考してもらいたいと思っています。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） ありがとうございます。今は何かあれですね、先ほど話をしましたように、ここにいるみんながやはり生涯町づくりのために参画をするんだというふうなことを、私としましては今感じ取ったんじゃないかという、この場の雰囲気を感じるわけですが、そういうことでありがとうございます。

私の質問としましては、生まれたとき、健康づくり課で実はおなかの中にいるときから計画が立てられていまして、そここのところは胎内教育というのは大体すごくとても大事だというふうなことが言われているわけですが、その胎内のところから、それから生まれて、そして物心ついて小学校、中学校、そしてお年寄りになって、ことんと亡くなるまでやっぱり町のために生きていくんだというようなことがきょう私確認できましたので、ありがとうございます。

以上、私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大塚邦子君） 以上で4番、遠藤孝子君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 零時55分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 藤 田 和 寿 君

○議長（大塚邦子君） 引き続き一般質問を行います。

10番、藤田和寿君。

〔10番 藤田和寿君登壇〕

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田和寿でございます。

私は、さきに通告したとおり、吉田町まちづくり公社について一般質問を行います。

この内容につきましては、前回の12月定例会で、総合戦略における雇用創出について一般質問を行い、その担い手として現在設立を目指している一般社団法人吉田町まちづくり公社について御答弁をいただいているところでございます。

町と連携を図りながら、産業振興、防災の啓発、地域間交流、情報の発信などにかかわっていただき、地域のにぎわいづくりに寄与していただきたいとの考えをお示しになりました。そして当面は、公社を設立し運営を軌道に乗せる期間が必要で、体制が整ったところでにぎわいづくりや地域の活性化を促進する取り組みを町と一体となって進めていただけるようお願いするつもりであるとの御答弁を伺っております。

私は、この公社の設立の意義や役割を多くの町民に知っていただき、多くの方々の御協力と御理解のもと、新たな事業展開が図られることを願い、再度質問を行います。

平成28年度に設立される一般社団法人吉田町まちづくり公社は、第5次吉田町総合計画基本構想（案）と、まち・ひと・しごと創生総合戦略にあるにぎわいづくりや地域産業の活性化を促進する核となることが町長の施政方針と平成28年度予算案で明らかになりました。

お手元に配付の一般社団法人吉田町まちづくり公社に関連する予算事業を御参考になりながらお聞きください。

具体的には、一つ目として、総合戦略の基本目標3「本町への新しいひとの流れをつくる」ため、シーガーデンシティ構想の防災発信拠点の整備として北オアシスパークの指定管理を委任すること。

二つ目は、同構想のにぎわい創出のための体制づくりとして、町内立地企業と行政との連携を図るためのパイプ役を行うこと。

三つ目は、吉田町創業支援ネットワークの協力機関として、平成27年度補正予算の地方創生加速化交付金事業の企業創業支援を行うこと。

四つ目は、同交付金事業として、まちづくり情報発信プラットフォームの構築を行うこと。

五つ目として、広域連携による水産物等を活用した産業の活性化を図ることなどが予定されております。

そこで、それらの事業展開を町と連携していただく一般社団法人吉田町まちづくり公社について、以下、町長にお伺いいたします。

1、3月1日の町長の施政方針の中で、民間ならではの切り口と言われております。上記各事業でどのような役割を期待されておりますか、事業ごとにお伺いいたします。

2、既存の団体ではなく新たに設立することと、NPO法人ではなく一般社団法人とされたのはどのような理由からですか。

3、どのような定款と人選で設立を想定されておりますか。

4、まちづくり公社の負担金として1,337万7,000円予算計上されております。また、その他関連する事業予算を合わせますと、6,400万円ほどの予算規模となります。町との関係はどのような形となるのでしょうか。

5、重要なシーガーデンシティ構想を担う公社です。有能なスキルと経験を持つ方に活躍していただくために、どのような形での公募採用を望めますか。

以上、御答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 吉田町まちづくり公社についての御質問のうち、1点目の民間ならではの切り口とされています。上記各事業でどのような役割を期待されていますかにつきまして、2点目の既存の団体でなく新たに設立することと、NPO法人ではなく一般社団法人とされたのはどのような理由ですかも含めてお答えいたします。

まず、一つ目の北オアシスパークの指定管理の委託についてでございます。

シーガーデンシティ構想において北オアシスパークは、単に防災拠点となるばかりではなく、富士山静岡空港、東名高速道路などを利用して当町を訪れていただける方に、最初に立ち寄っていただける町の玄関口となり、その場で当町の魅力を感じ取っていただける情報発信拠点とするように位置づけております。

この北オアシスパークから発信する情報といたしましては、先駆的な防災対策などを初めとする行政情報のほか、観光やイベントに関する情報、地域の産業、魅力的な商品や取り組みなど、多様な情報を柔軟な視点で提供できるようにしたいと考えております。こうした柔軟な情報発信は行政が直接取り組むことは難しく、利用者側の視点に立った民間ならではの柔軟な取り組みを取り入れることが必要であろうと考えているところでございます。

防災機能を持続させるとともに、柔軟な情報発信機能の継続的取り組みという双方を同時に達成するための北オアシスパークの管理運営方法を検討した結果、民間の力を活用する指定管理委託方式が最良であろうとの結論に達したわけであります。

ただし、北オアシスパークの管理運営に携わっていただく民間には、その二つの役割だけではなく、それ以外にも行政の町づくりのパートナーとして、地方創生に係る総合戦略に盛り込むにぎわいづくりを町と連携して主体的に担ってくれることと、さらなるにぎわいづくりに向けた町内立地企業と行政との連携を図るためのパイプ役を担ってくれることも担っていただきたいと考えております。このため、これらの条件を全て満たす民間組織を指定管理者にしなければならないと模索いたしましたが、町内で条件に合致する既存組織は皆無であると判断せざるを得ない状況でございました。

こうした経過をたどり、町と密接に連携しながら北オアシスパークを活動拠点として多様な活動を展開する指定管理者は、町が主導して設立することが必要であるとの結論に達し、吉田町まちづくり公社の設立を目指すこととしたものでございます。

次に、2点目の質問となるNPO法人ではなく一般社団法人とした理由でございますが、今回設立する組織をどのような組織とすることが望ましいかという検討を行った結果を踏まえてお話をさせていただきます。

まず、設立を目指す組織につきましては、株式会社、NPO法人及び一般社団法人の三つの形態を具体的にイメージして検討を行いました。

そして、設立を目指す組織は、地域のにぎわいづくり、企業間連携の構築、町の魅力発信、防災の啓発、創業支援など、行政と一体となりにぎわいのある町づくりを担っていただく公

益性の高い事業を展開してまいることが想定しておりますので、単に利益を追求するだけの組織形態はなじまないと判断をいたしました。

このため、公益的活動を目的とするNPO法人と一般社団法人に絞って検討いたしましたが、今回設立する法人は、にぎわいのある町づくりを担う組織であり、町のパートナーとして将来的に自立していただくようにはしてもらわなければなりませんので、そのためには収益事業も幅広く展開できるようにする必要があります。この点、NPO法人は、収益事業を行うことにつきまして一般社団法人よりも制約がございますので、結論として、目指す方向に沿った今後の事業展開をより可能にできる一般社団法人の形態をとることが適当であると判断したものでございます。

次に、1点目の御質問に戻りますが、その二つ目の事業、にぎわい創出のための体制づくりとして、町内立地企業と行政との連携を図るためのパイプ役を行うことについての民間ならではの切り口という点につきましてお答えをいたします。

町では、さらなるにぎわいづくりに向けて、新しい経済活動を喚起するための企業間交流ネットワークづくりを実現したいと考えておりますが、この課題に対しましてノウハウを持たない行政が主導して取り組むことは大変難しく、まちづくり公社が社員の勧誘や事業連携の呼びかけを行う中で、企業と企業、そして企業と行政を結びつける役割を自然発生的に果たしていただくことができるのではないかと考えたものであります。そして、その取り組みが次第に広がっていくことによって、徐々にネットワークが構築されていくのではないかと考えております。

また、このネットワークは、まちづくり公社の社員同士による情報交換の場や企業と行政との懇話の場となり、それが新たな展開につながるように、まちづくり公社がコーディネーター役を果たすようになっていただきたいと思いますと考えております。さらには、婚活の開催や職場における子育て支援意識の醸成などにまで、その活動が大きく広がっていくように取り組んでいただけることを期待しております。

こうした考えから、本定例会でお認めいただきました一般会計の補正予算には、国の地方創生加速化交付金を活用し、まちづくり公社が構築する企業間交流ネットワークを介して、ワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けたセミナーや講演会の開催に関する事業をまちづくり公社に委託できる予算を措置させていただいたところでございます。

次に、三つ目の吉田町創業支援ネットワークの協力機関としての企業創業支援でございます。

町では、地域の創業を促進するために、創業を目指される方々を支援しようと、産業競争力強化法に基づき、金融機関などの関係機関と連携し、創業支援ネットワークづくりを盛り込んだ創業支援事業計画の策定に着手し、本年1月に国の認定を受けることができました。

本年4月からは、この計画に沿って吉田町創業支援ネットワークを起動させ、町と吉田町商工会、島田信用金庫、日本政策金融公庫、NPO法人しずかちゃんが連携して、本格的に創業支援に取り組んでまいります。一般社団法人吉田町まちづくり公社が設立されたならば、まちづくり公社にもこのネットワークに参画していただきながら支援活動を展開する予定にしております。

続きまして、四つ目のまちづくり情報発信プラットフォームの構築についての民間ならではの切り口につきましてお答えをいたします。

町では、企業間交流ネットワーク、創業支援と同様に地方創生加速化交付金を活用し、にぎわいづくりの一環としまして、町のにぎわいづくりの基盤となるまちづくり情報発信プラットフォームの構築に取り組んでまいることとしております。

まちづくり情報発信プラットフォームは、当町の店舗や商品にスポットを当て、「メイド・イン・よしだ」を町内外に紹介し、将来的には「よしだ・ブランド」イメージの確立を目指してまいりますが、プラットフォーム構築を町が実施いたしますと、個別の商品や店舗などに焦点を当てて強烈な印象を与えるように紹介するのは極めて難しく、効果的な事業にはなりにくいものと考えております。

こうした点で、民間事業者の立場で活動できるまちづくり公社であれば、自由な発想で、余り余分な制約を受けずに、必要な情報をより深く掘り下げて自由な表現で発信できるのではないかと考えましたことから、このプラットフォームは、まちづくり公社で運営していただくことを想定しているものでございます。

そして、吉田の特産品や特徴ある取り組みなどを効果的に発信していただくとともに、吉田町の詳細な情報をまちづくり公社に発信していただくことが、本年5月ごろから本格的に実施をする特産品を返礼品として用いる「よしだ版ふるさと納税」とも連動していくことになれば、より大きな経済効果を生み出せるのではないかと期待を膨らませているところでございます。

次に、五つ目の広域連携による水産物等を活用した産業の活性化についてお答えをします。

目下のところ、この事業とまちづくり公社の直接的な結びつきは予定をしておりません。

ただし、この広域連携事業によって展開されるプロモーション活動や新たに生み出される商品などにつきましては、まちづくり公社が運営するまちづくり情報発信プラットフォームでも積極的に情報発信されることになるものと考えております。

続きまして、御質問の3点目、どのような定款と人選で設立を想定されていますかについてお答えをします。

一般社団法人吉田町まちづくり公社は、地域の組織や産業団体など、現在も町づくりに携わっていただいております皆さん方にも深くかかわっていただきながら設立を目指してまいりたいと考えております。

そのため、現在作成を進めております定款の中に理事会設置条項を設けまして、まちづくり公社の事業実施において重要な事項につきましては、理事会の議決において決定されるように規定されるような内容を考案しております。

そして、その理事会の役員につきましては、まちづくり公社の設立目的を常に見失うことがないように、公益を最優先にして運営されるような人選にしたいと考えており、町が主導して設立する一般社団法人でございますので、まちづくり公社の主要な役職には町の特別職などを充てるほか、社員以外にも、第三者的立場からアドバイスいただける学識経験者にも参画していただくことにより、バランスのとれた組織の編成を目指したいと強く主張させていただくつもりでおります。

次に、4点目の、まちづくり公社負担金として1,337万7,000円を予算計上されています。また、そのほか関連する事業予算を合わせますと、6,400万円ほどの予算規模となります。町との関係はどのような形となるのでしょうかについてお答えをします。

今後の吉田町のにぎわいづくりは、まさにまちづくり公社がその鍵を握っていると言って

も過言ではないと考えており、シーガーデンシティ構想が進展していけば、さらにその重要性は増していくものと考えております。

町では、一般社団法人まちづくり公社の設立は大変重要であり、失敗は許されないものであるとの覚悟を持って臨んでおり、折しも、こうした状況下において、国の地方創生に係る先行型交付金と加速化交付金が措置され、当町の構想は国の交付金事業の趣旨に沿いやすいものでありましたことから、設立初年度から比較的潤沢に委託事業を予定できる状況にあります。

このため、設立初年度には、法人の設立支援と組織の運営費用などとして1,337万7,000円、北オアシスパークの指定管理委託料として372万6,000円を一般財源で措置したほかは、まちづくり情報発信プラットフォームの構築のための事業委託料や、婚活、セミナー開催の事業実施に向けた委託料など2,300万円を国の交付金を財源として措置させていただきました。このように、町は、まちづくり公社に対しまして、設立に向けての支援を全面的に行うとともに、安定した運営ができるように資金を流入させる仕組みをつくりながら、設立時から全面的かつ継続的に支援してまいり所存でございます。

そして、まちづくり公社には、町のにぎわいづくりのパートナーとしての役割を果たすことを最も大きな課題としていただくよう取り組んでいただくこととなります。その上で、多様な活動を展開していただき、町のにぎわいづくりを担うパートナーとして揺るぎない関係を築いてまいりたいと考えております。

最後に、5点目の、重要なシーガーデンシティ構想を担う公社です。有能なスキルと経験を持つ方に活躍していただくために、どのような形での公募採用を望まれますかについてお答えをします。

一般社団法人吉田町まちづくり公社は、シーガーデンシティ構想に代表される町のにぎわいづくりを行政と一体となり進めていく組織でございます。そのため、役員につきましても、行政だけではなく、多様な視点で経営を考えていただける構成を考えておりますが、実際に事務をつかさどっていただく事務局の職員も同様の意識を持っていただくことが必要でございますので、まちづくり公社の役員構成が固まりましたときに、理事会が滞りなく適任者の採用を決定できるように準備を怠らないようにしてまいりたいと存じます。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありますか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 御答弁のほどありがとうございました。行政報告会、全員協議会等で、まちづくり公社にかかわる予算、平成27年度に始まりまして28年度の当初予算等、さまざまな事業の御説明があったわけですが、初めてでありますけれども、実体の組織的なイメージが浮かんだわけでございます。

町長のほうから、今後の吉田町の町づくりに関しましては、この一般社団法人の公社が非常に鍵になる、行政としっかりとしたパートナーへ行く重要な役割であるといったような御答弁をいただきまして、なおさら今回ですけれども、2回連続で同じような内容の一般質問をさせていただきまして感謝申し上げますところでありまして、内容の確認ができましたので、再度詳しく質問をさせていただきたいと思っております。

特別職の方が主導していただくといった形で、一般社団法人といった形でございますけれども、まず組織のほうから確認していきたいと思うんですけれども、一般社団法人の中には、

税金の関係でもあるんですけれども、非営利型と共益型という形で、収益事業のみ課税される一般社団法人という形で非営利型一般社団法人と、全ての所得に課税される一般社団法人、普通法人型一般社団法人とあるわけでございますけれども、今想定されているのはどちらになるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 営利事業に対してだけ課税される非営利型を目指しております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田でございます。

そうしますと、設立に当たりましては、社員が2名以上で、定款を公証役場で認証していただき登記するという形であればそのまま進むわけでありまして、今、町長の答弁のほうで、組織が、私が最初想定したより大分大きい形の組織だったものですから、ちょっと再質問が手間取っておりますが、さまざまな形で組織的なものの中に理事会を有するもの、会計監査を置くもの、会計監査人を置くものという形になるんですけれども、どのぐらいの規模の理事会を想定されているのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 理事会の構成といたしましては、理事長を初めといたしまして、監査役も含めまして6名程度の役員というところで定款をまとめる方向で、今のところは検討をしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

そうしますと、設立に当たっている社員という、2名以上で設立ができるわけですが、この理事の方々は全て社員と。その社員という意味合いを明確にさせていただきたいと思ひまして、公社の社員という形はイコール理事といった認識でしょうか。それとも、広く多くの町民の方々に認めていただきながら、その社員の中の互選によって理事会というものを設けられるのか、その組織の構成員という形での御答弁をお願いします。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 社員は2名以上ということは承知しておりますが、その社員につきましては、会費もしくは負担金をお支払いいただく方など、実際に趣旨に賛同されて、それで会費等の負担をしていただいた方が社員というふうに取り扱いをしようとしております。

それで、理事会の構成としては、社員の中からも入っていただく予定ではございますが、社員だけの構成ですと、より公益的な運営を目指す中では少しバランスを欠く場合もあるのではないかと、というところから、社員以外の有識者の方にも中に入っていただくことが望ましいのではないかと、いうふうを考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

まだ少しイメージが湧かないものですから、もう少し詳しく聞きたいんですけども、6名の理事会があって理事がある。社員は広く募集するという形でございますけれども、それは設立後、社員を多く募集する場合もあると思うんですけども、設立に当たっての社員というのは、会費等、定款がどうなるかわかりませんが、会費の感じもありますし、理事として、これはあくまでも町がこの方に理事をやっていただくという形で設立していくのか、その一番最初のきっかけですね、町が主導されるんですから、町の特別職がどなたかわかりませんが、特別職の方がそこに入ってリーダーシップをとっていくと。そのときに社員の中からと言われますけれども、それがちょっとよくわからないものですから、もう少し私にわかるようにお願いしたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この役員に、会社をまず設立するまでのプロセスといたしまして、これだけ公益的であって町づくりのパートナーを行政のパートナーとして担っていただくというような、そういうコンセプトのもとで立ち上げるという組織でございますので、設立時においては、できるだけ多くの皆様方の御賛同を得られるような形で立ち上げの母体をつくりたいというふうに思っております。

その母体に入っていた方々が全て社員として御負担いただけるようになるかどうかは別でございますが、できれば社員として参画していただけるのが一番ありがたいというふうに思っておりますが、余り当初からお互いに無理な体制で臨んでも長続きはしないというふうに思っておりますので、呼びかけさせていただいた中で、その趣旨に賛同していただいて、組織を立ち上げるというところまでは広く皆様方に情報が広まるような形で進まさせていただく中で、そのときに社員として名乗りを上げていただきました皆様方に相談をしながら役員というのは決めていきたいというふうに思っておりますが、その役員につきましては、余り多くの役員構成ということと機動力もなくなりますし、また、余り少ない数でありますと、行政の意思、皆さん方の意思もなかなか反映できないというような場合もあるでしょうから、その中で社員との中で御相談させていただきながら役員は決めていくという流れを今のところは考えております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 先ほどの答弁の中ではございますけれども、ふるさと納税の返礼品の選定等を考えると、5月ごろにはというような御発言もあったわけでありまして、今の答弁を聞いていますと、少し時間が、今から広く多くの方々に賛同いただけるような情報発信をするということになると少しあれですけども、今回の指定管理でお願いする北オアシスパークも、9月くらいからですか、オープンしていくということで、実際の実務も入ってくると思いますし、すみれ保育園を改修して情報発信のプラットフォームという形で、今回、補正予算のほうで上がっております27年度補正であります繰越明許でありますけれども、そちらの工事も遂行してくるとなると、このまちづくり公社の立ち上げの時期というのはいまもう決まっておるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 設立を目指す時期というのは、5月中には立ち上げをしたいというふうに思っておりますが、最初のうちから多くの社員に参加していただくことはなかなか難しいかというふうに思っておりますが、一般社団法人としての

立ち上げは、少ない社員数であっても5月いっぱいには設立をして、その後に組織を、社員を募っていくというような方向で臨んでいきたいというふうに思っております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

非営利型の一般社団法人ということは、要件として、余剰金の分配を行わないと定款に定めるという形で、もちろん町から大きなお金行っていますから、そういうことになりますと少し問題もありますので、公益性があるという形でそういったことになっているわけでありましてけれども、そうした中で、今は、きょう3月15日ですよ。5月と、そのアナウンスする時期はということは、今回のこちらのほうは一般社団法人は一般会計でありますので、最終日22日に可決後、動き始めるということで、1カ月、2カ月弱、2カ月ぐらいの間に立ち上げを図るということになりますと、この辺の趣旨をどのようにして多くの方々に知らしめるということで、もう既にやられて、ある程度のその辺のめどというんですか、というのは捉えているんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この一般社団法人吉田町まちづくり公社の内容につきまして、広く呼びかけをさせていただいたということはこれまでございません。少なくとも、まちづくり公社に対する負担金等が予算で措置をされたところを見計らって、そのタイミングをもって呼びかけを行いたいというふうに思っております。

それで、ただ、そうした余裕のない中ではございますが、これまで総合計画等審議会等々で公社の設立ということはずっと計画の中に盛り込むような形で、皆様方に見えるような形をある程度とらせていただきながらここまで来たというふうに思っております。そうした公の団体の中では、ある程度意識を共有していただける部分はあるのではないかとこのように思っておりますので、できるだけ公の中で歩を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） そうしますと、本日の参考資料で、これは参考資料の先ほど言いました裏側でありますけれども、これは創業支援ネットワークの中小企業庁に申請して認可された組織のものをホームページで張り出したわけですがけれども、公のところといいますと、こういった載っている一例ですがけれども、吉田町にかかわる創業支援のネットワークでありますので、こういった団体、企業の方々が公の機関といったような認識でよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） こちらの創業支援ネットワークの中で御協力いただける団体につきましても、公の団体というふうに捉えておりますし、それ以外にも既存の町内の公の団体というのはさまざまございますので、そうしたところにも、社員というよりも、趣旨に賛同していただける立ち上げのための御支援をいただくという中では呼びかけをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） わかりました。

一般社団法人でありますから、当初予算で1,337万円、設立時に係るそれぞれの費用と人

件費部分という形で、こちらのほうでございますけれども、一般会計の審議の中で御答弁いただいております事務局員1名、その後、パートを含む事務局員が3名といったような形で陣容で、それらの方々の人件費も入っていますよということでございますけれども、事務局長及び事務局というのは社員ではないんですよ。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 社員とは異なる専属の従業員という形で考えております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） そうしますと、社員というのは一般的な、公益法人って余り詳しくないもんですから、会社でいいますと株主と。会費を払って、そういった形で趣旨に賛同して、株ではないけれどもそういった形での便宜をします。それ以外に事務局としての働く事務を任せるところがある。社員の中から、また賛同している中から、町としては特別職の方に1名入っていただいて、主導しながら町と連携する形で社員を大きく募集していくという形ということですね。わかりました。

そうなったときに、やはり社員の方々の人件費部分というのは、一般社団法人でありますから、自前の活動を通じて捻出するというところでよろしいんですよ。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 当初からそういう形を目指すのはなかなか難しいとは思いますが、方向としてはそういう方向での組織運営をお願いするつもりでおります。当初1,337万7,000円ということで措置をさせていただきましたが、これが常にそうした負担をしていくかどうかということではなくて、自主事業それから委託事業等々の中で人件費を捻出していただきながら、この負担の割合を落としていくことが望ましい姿だろうというふうに思っております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 一般会計の質疑の中では、事務局局長、職員、パートを含め3名の人件費は1,085万円ということで伺っておりますので、それ以外に一般社団法人を立ち上げる公証手数料が約5万2,000円、登録免許税が6万円ですと11万2,000円。その他、司法書士等、行政書士かちょっとわかりませんが——行政書士ですね。の報酬という形になるわけで、そうすると約300万ほどの、そういった当初事業を行うに当たって、そういう人たちの形の人件費部分も今回の負担金として入っていると。5月からですから結構、そんなにお金的にはないんですけども、そのような認識でよろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） そのとおりでございます、立ち上げまでの経費についても見込んでございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 組織的なものがわかりました。公益性もあるという形で町からの特別職が入るとということで、これは町長の意向もしっかりとした形で一般社団法人の方々にも理解していただいて、事業が運営されていくということも安心できますし、やはり自分たちの活動するものが手当てされていまして活動も難しいと思われる中で、そういった形で、でも町長からの御答弁もあったとおり、本当になかなか行政でも一つの課でも大変な仕事量

を、これをお願いするとなると、本当に学識経験者にも入っていただくにしても、それ相応の方々に来ていただかなければいけないんじゃないかなと思うわけで、御答弁の中にもあったとおり、民間の切り口といいますと、やはり行政にかかわらず、広くいろいろなところで御活躍された民間的な収支をしっかりとした、自分のものは自分の収益の中で賄えるといった形でのビジョンというんですか、そういったものを持った方だと思われるんですけども、実際問題として、ある程度イメージされている方というのはいらっしゃるんですか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この事務を担っていただく方については、町長の答弁の中にもございましたとおり、行政をある程度知っている、行政の役割が何なのか、それを踏まえてどういう動き方をしなければいけないかということイメージしていただけるぐらいの素質を持たれた方でなければ、とてもお任せできないなというふうに思っておりますので、そうした資質をお持ちの方ということで、少なくともキーマンになれる方については、そうした採用の基準はクリアする中で採用させていただきたいというふうに思っております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） わかりました。そうすると、イメージ的なものはありますが、それはあくまでも事務局ですよ。

でも、事務局とあわせて、社員として理事会を引っ張っていただく方というのは、やはりそういった行政的な事務方サイドでなくて、まちづくり公社を運営するにぎわいづくり、産業創出、企業間ネットワーク、防災といった形で、民間ならではのこのの方が理事長というんですか、会長というんですか、方になっていただく。そちらのほうの人物像というのはある程度イメージができていますか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 役員としての理事長になるわけですが、理事長につきましても、もっとも町として費用も負担いたしまして、それから活動の狙いも明確にさせていただかなければいけないと。その方針に基づいて公社自体を運営していただかなければいけないということですので、町の特別職というところで、現在のところは副町長が適任であろうという内部の検討になっております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） イメージがますます湧いてきて、非常に期待して、今後の吉田町を担っていただけるということで、副町長にやっていただけるようであれば、財政的にも非常に詳しいですし、事業全体もわかっていますし、国とのかかわりもありますし、何らのあれもあれですけども、そうしていきますと、今度、社員の方々の考え方でございます。副町長も国のほうの方でございますので、先ほど出てきた民間からの切り口の中で「メイド・イン・よしだ」とか「よしだ・ブランド」という形で、従来はどっちかという、そういったものよりも違った形であったんですけども、今回、ふるさと返礼品も含めて情報発信、にぎわいの創出という形でシーガーデンシティ構想もございまして、多くの方に吉田町に来てもらうためには、やはりそれ相応のブランド化ということも必要だと思われるものですから、そういった方々も入っていただくといったときに、指定管理とか、そういったいろ

いろな形での過去のいろいろなマスコミ等のニュースなんか、そういった方々にそういったやる気の方に全国公募して見えていただきたいと。吉田町はこういうことを考えているんだよ、こういったものの才能や能力を持っていて、こういったものに参画される方というような形で、全国的なレベルでの情報発信でそういった公募もしていくお考えはありますでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 他の例では、協会長とか、そうした団体の役員を公募によって決定をされているというような例も承知はしておりますが、今回、先ほど申し上げましたとおり、5月にも立ち上げたいというようなそういう中で、また、国の加速化交付金等、それから交付金を活用しての事業ということになりますので、でき得る限り事業もちゃんと計画どおりこなしていただくという必要がありますことから、立ち上がりの時点での人選というのは、ある程度こちらでイニシアチブをとっていきたいということで、その後において、例えばふるさと納税に対する返礼等を募るような場合でも、公社への加入呼びかけというのは働きかけはできますし、徐々に会社自体が大きくなっていく中で、社員数も増やしていかなければいけないというような事態も出てくるでしょうから、そうした中でいろいろな手法を検討していただくようにして考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） そうしますと、来週の火曜日に最終日で審議があるわけでございますけれども、それから5月中旬という形で、早急なる手立てで優秀な方々を集めて、副町長のリーダーシップのもと早期に立ち上げて、加速化交付金も絡むということで、早く事業をしなきゃならないというようなことの縛りもあると思いますので、非常に大変なあれだと思いますけれども、この事業に関しましては、ある程度将来的なビジョン、よくよく総務グループ参事におかれましては、経常経費はなるべく持たないよというようなお考えも過去にも示されているわけでありますので、大体町から、公益性が高いものですからあれですけれども、いろいろなものは委託するものに関してはあれだけれども、その費用、人件費部分と経常的な部分に関しましては独立でやっていただくということを考えたときには、どのぐらいのイメージをお考えでしょうか。まだ立ち上げていないんですけれども、やはり立ち上げるときにしっかりとしたしまいのところも明示していかないと、ずるずる行ってしまうとやはり自立性も保たれないと思いますので、5年とか10年とか、その期間でしっかりお願いするというような、やっぱりそういう主軸ですか、姿勢は必要だと思いますから、それについてはどうでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） まだ立ち上がる前でございますので、具体的な年数というのは申し上げにくいんですが、これはまた議会の審議も経まして、それで活動拠点を北オアシスパークの指定管理として入って、そこに定められるかどうかというところも大きく左右をする事態でございますので、そうした指定管理を担って、そこを拠点とすることができて、その時点でどういう自主事業を展開することができるか、こういうところで、実際にそこに入って見た中で、自主事業の運営スタイルというのがある程度見えてくるんだと思っております。その時点を迎えたときに事業計画等を独自で、我々が考えているものと

現実とのギャップというのはどうしても出てくると思いますので、そうしたところを埋めながら、でき得る限り早く負担比率というのを下げていって自立していただけるような、そういう事業運営計画を出していただけるようにしたいというふうに思っております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 姿が明確になりましたし、イメージが湧きましたし、5月から立ち上げられるということですね。やることはめじろ押しでございますので。隣の焼津市さんはふるさと納税で来年度40億円、返礼事業で22億円ですから、その計算でいきますとまちづくり公社が22億円のふるさと返礼品の事務を賄うといいますが、相当な規模に膨らむわけで、吉田町は3,000万で今予定されておりますけれども、将来的にはそういったこともあって、非常に期待するものでもあります。

大きな期待をしまして、今回の一般質問は終了したいと思っております。ありがとうございました。

○議長（大塚邦子君） 以上で10番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

◇ 杉 本 幸 正 君

○議長（大塚邦子君） 続きまして、8番、杉本幸正君。

〔8番 杉本幸正君登壇〕

○8番（杉本幸正君） 8番、杉本です。

私は、平成28年第1回定例会におきまして、通告したとおり、次の事項について質問いたします。

町長は、第5次総合基本構想の第3章の中に「活力あふれる産業振興のまちづくり」の中に、「地域に根づく産業を育成・支援する」とうたっておりますが、次の点についてお伺いいたします。

第1点目として、農業及び沿岸漁業は、後継者及び新規就業者等の確保が非常に厳しい現在、町の対応及び対策について。

2点目として、農業経営の安定には農業生産基盤である農地の確保及び耕作放棄地を有効に利用するための吉田町独自の施策はあるか。

3点目として、既存の商業は大規模小売店舗やコンビニエンスストアなどの進出により、経営者が減少するとともに集客力が低下し厳しい経営状態です。この対応について。

4点目として、町内の建設業及び設備業者等は、公共事業の減少や他市町の業者との競合により大変厳しい経営が続いています。町は公共事業を発注し、業者を育てる必要があると思っておりますが、町の考えについて。

以上、4点について必要があると考え質問します。御答弁をお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 産業の育成支援についての御質問のうち、1点目の農業及び沿岸漁業は後継者及び新規就業者の確保が非常に厳しい現在、町の対応及び対策についてお伺いいた

しますについてお答えいたします。

最初に、農業関係についてでございますが、現在、町の農業の担い手となる認定農業者数は41経営体、認定新規就農者数は2経営体あり、これらを合わせた認定農家において、既に後継者が主体となって営農している世帯の割合は半分以上を占めております。

そして、非農家出身者を地域農業の担い手として育成する「がんばる新農業人支援事業」を活用し、平成25年11月から新規就農実践研修生として2人を県内外から受け入れ、受け入れ農家において1年間の技術営農指導研修を経て、町内で就農し、自立経営による規模拡大を目指す若者が育ち始めております。さらに、本年から新たに農業への就農を目指す町内在住の若者がおり、技術営農指導研修を終了し、年明けから自立経営を開始した方が1人と、受け入れ農家において研修を開始した方が1人おり、ともに町内での新規就農を予定しております。

こうしたやる気のある新規就農者には、就農前や就農直後に受けられる青年就農給付金や農業用機械などの導入を支援する経営体育成支援事業など、さまざまな補助制度を幅広く活用していただき、中核的担い手となる認定農業者として地域農業の振興に貢献してもらえよう支援してまいります。

今般、環太平洋戦略的経済連携協定など農業を取り巻く情勢が大きく変化しつつある中、より安定した農業経営が求められており、認定農業者及び後継者並びに新規就農者の育成支援を行い、すぐれた経営感覚を備え、意欲を持って農業を担う人材が増えるよう、第5次吉田町総合計画前期基本計画の達成に向けて取り組んでまいります。

続きまして、水産業関係についてでございますが、毎年、水産庁では、漁港の利用状況等の実態を明らかにし、漁港行政及び水産基盤整備事業に必要な基礎資料を作成することを目的とした漁港の港勢調査が実施されております。調査対象は、漁港漁場整備法第26条の規定に基づいて指定されている全ての漁港であり、調査時点前の1年間で調査対象期間となります。

平成27年度における調査では、南駿河湾漁業協同組合吉田支所の正組合員数、いわゆる漁業者数でございますが179人、漁業経営体数は30経営体、登録漁船数は88隻となっております。一方、5年前の平成22年度の調査では、正組合員数は189人、漁業経営体数は35経営体、登録漁船数は93隻でありました。これらを比較してみますと、正組合員数は10人、漁業経営体数は5経営体、登録漁船数は5隻といずれも減少している状況であり、その要因としましては、後継者不足等による廃業や廃船であると考えられます。

また、南駿河湾漁業協同組合吉田支所に後継者の有無を確認しましたところ、現時点におきましては、シラス船びき網漁業で半数、一本釣り漁業ではほとんどの方に後継者がいないという報告を受けております。年齢別の漁業者数では、60歳以上が106人と全体の60%を占めている状況であり、高齢化も急速に進んできております。

そして、新規漁業就業者数であります。平成25年に4人、平成26年に3人、平成27年に1人、合計8人の方が新たに漁業者として御活躍いただいているところであり、年齢を見ますと、50歳以上が7人、30歳代が1人と伺っております。こうした傾向は吉田漁港に限ってのことではなく、全国的に見ても同様であり、高齢化や後継者不足、新規漁業就業者の確保が問題となっているところでございます。

このような中、近年では国において、漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業を展開し

ており、新規漁業就業者への支援や安全な漁業労働環境の確保、沿岸漁業リーダーや漁村女性の育成支援などのさまざまな担い手対策事業を行っております。また、県におきましても「新たな水産王国静岡」の構築を目指し、「次世代を担う人・組織づくり」を重点施策の一つとして掲げ、質の高い漁業者の確保と育成、魅力ある漁業を営む経営体の育成、漁協の組織強化に取り組んでいるところであります。

吉田漁港における漁業者数や漁業経営体数、登録漁船数におきましては、ここ数年は現状を維持していくと思われませんが、5年、10年先を考えますと、このまま何の対策も講じないでおりますと、さらにその傾向が進んでくることが予想をされます。町といたしましては、南駿河湾漁業協同組合吉田支所との連携を強化していくとともに、県の協力を得て、さきに述べました国の補助制度等を有効に活用されるように働きかけを行い、後継者や新規漁業就業者の育成、支援をすることにより、吉田のシラス漁を次世代に継承していかなければならないと考えております。

また、来年度からは、本定例会でお認めいただきました一般会計補正予算により、国の地方創生加速化交付金を活用して実施する4市1町の「広域連携による水産物を活用した産業活性化事業」においても、シラスを使った新たな商品などを開発したいと考えているところであります。このような商品ができれば、漁港東側に整備している多目的広場での水産振興施設において、生シラスや釜揚げシラスなどとともに堪能することができ、にぎわいや雇用の創出にもつながってまいります。今後、こうした取り組みをさらに進め、魅力ある漁業、活気あふれる吉田漁港となるよう努めてまいります。

次に、2点目の農業の安定した経営のためには、農業生産基盤である農地の確保及び耕作放棄地を有効利用するための町独自の施策はあるかについてお答えをします。

農業生産基盤の保全、活用施策につきましては、平成24年度及び25年度に農林水産省関東農政局大井川用水農業水利事業所による水路改修工事が、優良農地である吉田たんぼ内の吉田12号水路及び13号水路において行われ、通水量の安定確保や防火ゲートの新設による安全性の向上などによって、より適正な維持管理が図られ、営農活動や担い手などへの農地集積につながっております。

耕作放棄地の解消対策として農業委員会は、年に一度農地パトロールを実施し、農地の利用状況調査を行い、「広報よしだ」を通して農地の適正管理に努めるよう情報発信を行っており、町外在住者へは個々に通知をしております。

なお、農業委員会では、耕作放棄地対策として遊休農地解消対策実行委員会を立ち上げ、北区に日の出農園を設け、一般利用者にも開放をしております。

また、耕作放棄地に関する住民の声や苦情に対しましては個別に対応し、現地踏査による確認後、土地所有者に通知し、改善に努めております。

町内には現在、約32ヘクタールの耕作放棄地が存在しておりますが、それらの解消に向けては、平成26年度に国の施策として始まった農地中間管理事業において、当町は県内で初めて担い手に集積させた成功事例もございます。そして、農地の貸し手と借り手の橋渡し役を担うハイナン農業協同組合と連携を図りながら情報を共有し、農地の担い手となる認定農業者や新規就農者、農業生産法人など、経営規模拡大を目指す個人や団体にあっせん、集積を促し、農業委員と協力しながら耕作放棄地の発生防止と解消に努めております。

これまで、耕作放棄地の再生、解消に向けた対策として、国及び県と町の協調助成による

補助制度がございますが、面積や再生事業に要する経費などの補助要件に合致する耕作放棄地が町内には存在しないため、これまで事業実績がございませんでした。こうしたことを踏まえ、来年度からは町内全域に点在する小規模な耕作放棄地に対応する新たな町独自の補助制度を創設し、さらに農業者を支援してまいります。

次に、3点目の既存の商業は大規模小売店舗やコンビニエンスストアなどの進出により経営者が減少するとともに、集客力が低下し厳しい経営状態です。この対応についてお伺いいたしますについてお答えします。

当町における商業を営む事業所数の推移を商業統計調査から見てみますと、平成14年は324社、平成19年は305社、平成26年は220社と減少しております。一方、その事業所に勤務する従業者数は、平成14年の2,083人から平成19年は2,304人へと増加をしましたが、平成26年は1,631人と減少しており、その要因の一つとして、小規模事業所の後継者不足等による廃業のほか、大規模小売店舗、いわゆる大型店の進出があると考えられます。平成12年の大規模小売店舗立地法の規制緩和以降、大型店の出店が増加している状況でございますが、大型店のほかにもコンビニエンスストアやチェーン店などの商業施設の進出により、当町におきましても既存商店の集客力低下が懸念をされております。

こうした現状と課題がある中、商工業の振興を図るため、第5次吉田町総合計画前期基本計画を策定するに当たりまして、企業間交流ネットワークを活用した事業支援を重点施策として位置づけております。この企業間交流ネットワークの構築が実現をすれば、産業の枠を超えた異業種交流や企業と町との交流の場が創出をされ、こうしたコミュニケーションを継続的にとることにより、新商品の開発や販路開拓の可能性が広がり、多岐にわたる事業活動が展開されることが期待をできます。

次に、もう一つの施策の方向性として掲げた新商品開発の継続的支援につきましては、産業振興事業費補助金を御活用いただくことで、地域資源の活用や6次産業化事業の促進を図り、新たなサービスの創出や商品の高付加価値化への取り組みを支援してまいりたいと考えております。

また、地方創生に向けて創業支援に取り組むため、当町におきましても作成を進めておりました国の産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の策定につきましては、平成28年1月13日付で認定を受けました。

今後、本格的に創業支援事業に取り組むことにより、町と商工会、島田信用金庫、日本政策金融公庫のほか、図書館やNPO法人しずかちゃん、そして、設立を目指しております一般社団法人吉田町まちづくり公社と連携を図ることで、各関係機関が一体感を持ち地域全体で創業者を支援していくことはもちろん、既存事業者の皆様に対する経営相談などの課題解決支援につきましても充実、強化が図られるものと考えております。

地域に根づいた商店や事業者の皆様には、外部から新規参入した大型店やコンビニエンスストアなどにはない、地元商店ならではの魅力や愛着があり、そうしたものは大型店などに対して誇れる強み、優位性であると考えられます。町が地域に根づく産業を育成、支援していくことにより、事業者の皆様のご創意工夫を促し、潜在している地域の魅力を引き出すことで産業振興及び地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、4点目の町内の建設業及び設備業者等は、公共事業の減少や他市町業者との競合により大変厳しい経営が続いています。町は公共事業を発注し、業者を育てる必要があると考

える。町の考えについてお伺いしますについてお答えします。

初めに、杉本議員からの御質問は、公共事業の減少と他市町の業者との競合が原因で、町内の建設業及び設備業者等が大変厳しい経営が続いているということを前提としているものと理解をしておりますが、当町につきましては、少し状況が異なるものと認識をしております。このため、正確な情報をお知らせする必要があると思いますので、当町の公共事業の現況につきまして、発注金額の推移や受注状況を御説明させていただきたいと存じます。

なお、平成24年度及び平成25年度の公共工事の発注金額等につきましては、津波避難タワーの建設工事の発注など特殊要因がありますので、この2カ年を除きまして御説明をさせていただきます。

まず初めに、公共事業の減少という御指摘でございますが、平成21年度から平成23年度までの3年間における公共工事発注金額を申し上げますと、平成21年度は約12億2,000万円、平成22年度は約7億7,000万円、平成23年度は約7億円となっており、この3カ年の発注金額を平均いたしますと、年間約9億円の公共工事を発注している状況でございました。

これに対しまして、平成26年度の発注金額は約16億4,000万円であり、また、今年度におきましても、現在までの発注金額が15億円を超えております。

このように、全国的に公共工事の発注金額が減少傾向に推移していると言われていたことに反しまして、当町における公共工事の発注金額は、減少するどころか増加している状況であります。さらに、平成24年度及び平成25年度における津波避難タワーの建設工事などの特殊要因となった年度を含めれば、公共工事の発注金額は大幅に増加しているわけでございます。公共事業が減少しているとはとても言えない状況であると認識をしております。

次に、他市町の業者との競合という御指摘でございますが、そもそも公共工事等の契約は、地方自治法第234条に規定されておりますとおり、一般競争入札、指名競争入札、随意契約及び競り売りのいずれかの方法により締結しなければならず、透明性、公正性、公平性の要素を踏まえた競争入札が大原則でございます。このため、他市町業者、町内業者にかかわらず競合するわけでございますので、その点は押さえていただきたいと思います。

さて、公共工事の受注状況につきましては、直近である平成26年度の実績を御説明させていただきますと思いますが、その前に、公共工事に係る当町の入札制度を説明させていただきます。

これまでも、当町の入札制度につきましては、これまでに幾度となく議会でも御説明してまいりましたので、議員も十分御承知のことと存じますが、当町では建設工事に関しましては、主に二つの入札方式を採用しています。

一つは、土木一式工事及び水道施設工事のうち、設計金額が130万円を超える5,000万円未満の工事につきましては、抽せん型指名競争入札を導入しております。この制度の骨格には、談合の防止と地元業者の参加の二つを捉えており、地域を地元に限定する中で、客観的透明性と競争性を保った制度設計をしているものでございます。

もう一つの入札方式は、建築一式工事等の抽せん型指名競争入札の対象工事以外の工事につきまして、そのほとんどが制限つき一般競争入札を導入しております。こちらの入札方式では、公告によりまして、町内業者はもとより、他市町業者も入札に参加できる入札方法となるものでございます。

平成26年度に執行しました公共工事の入札件数を申し上げますと60件の発注がございまし

たが、内訳は、抽せん型指名競争入札が37件、制限つき一般競争入札が23件でございます。入札の結果、落札業者につきましては、抽せん型指名競争入札は必然的に地元業者となりますが、制限つき一般競争入札につきましても多くの地元業者が落札し、執行された入札60件のうち、52件を地元業者が落札をしており、公共工事における町内業者の受注率は、公共工事全体の86%を占めている状況でございます。

このような状況から、現行の入札制度のもとで、地元の建設業者及び設備業者の皆様には公共工事における受注機会は確保されているものと認識をしております。

公共工事の目的は、あくまでも町民の福祉の向上につながるものでなければなりません。そして、限られた財源の中で、効果的にかつ計画的に実施していかなければなりません。

議員がおっしゃられる、町は公共工事を発注し、業者を育てる必要があるということですが、その考え自体を否定するつもりはございませんが、業者の育成は、公共工事が全て担うというものではないと考えております。現在、町では、津波防災まちづくりを強力に推進し、内陸のフロンティアを開く取り組みを初め、シーガーデンシティ構想など重要施策に取り組んでおり、特に町内の幹線道路を初めとする交通基盤が整いつつあります。こうした幹線道路の基盤整備は、富士見幹線や東名川尻幹線沿いのように、商業施設の立地など民間投資の活発化が期待されるとともに、あわせて地元の建設業者及び設備業者の方々には、こうした民間の工事の受注機会が得られるなどの副次的効果が見込まれます。

以上のことから、町は、議員が御指摘されるような状況には全く当たらないと考えますが、今後も引き続き効果的かつ計画的に必要な公共工事を発注してまいります。

○議長（大塚邦子君） 再質問ありますか。

8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 御丁寧な御答弁ありがとうございました。

1点目の農業の関係についてお伺いいたします。

いろいろな中で、今、担い手の育成ということで、何人かいるということで喜ばしいなど、こう御答弁の中で思いました。そういう中で、今後もさらにお願ひしたいなとこう思いますし、1人、2人ということでなくて、もっと多く農業をとということで、やはり一番の根底は農業が必要かなと思いますし、そういう中ではぜひ今以上になっていただきたいとこう思うわけで、その中で1点目として農業基盤の関係ですが、やはり新規の方たちが農業をやるには農地が必要かなと。それから、それに伴う機械化も必要になってくるということになりますと、やはりこれは農地のほうは農業委員会、あるいは町、農協等があっせんしていただくということが必要かなと思いますが、もう1点は、機械化等資金がかかるわけですが、その辺の補助ということについてお伺いしたいとこう思います。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 産業課でございます。

産業課から、ただいまの件についてお答えしたいと思いますけれども、まず最初に、最初の件ですけれども、農業に関しましては、やはり先ほども答弁にありましたように、高齢化によりまして担い手の数も今後減ってくると思われまして、ここ5年、10年は大丈夫だと思えますけれども、その先は減ってくるじゃないかなと、そのように感じております。これによりまして、農地の集約、こちらのほうは増えてくると思われまして、農地の集約によりまして規模の拡大を図られる担い手さん、こちらのほうは安定した経営が図られるじゃないかと、

そのように考えております。

それから、新規就農者ですけれども、答弁の中にもありましたように、26年2人で、27年度に1人、それからもう1人、28年度にも1人予定をしておりますけれども、少ない数ではありますけれども、毎年毎年着実に新規農業者も増えておりますので、いい傾向かなと感じております。

それから、やはり議員もおっしゃるように、農業やっていくには機械等も必要になってきますので、その辺につきましても、28年度の当初予算におきまして、農業経営体育成支援事業におきまして、農業用機械とか設備を整えたいという方々につきましても支援をしていくような形で考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番。

農業の資金的な問題ですが、県費補助、来ていると。農業経営体あるいは担い手の関係、それがそのまま入って、支出で出ていると。そういう中で、町の上乗せとか、町独自の助成とかないわけですが、その辺はどう考えておりますか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） おっしゃるとおり、現在のところ上乗せのほうはありませんけれども、やはりその半分の補助金がいただけるということでありますので、十分これでやっていけるじゃないかなというふうに考えております。

○議長（大塚邦子君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番、杉本です。

今、2分の1の助成ということで初めて聞いたわけですが、トラクターにしても大きいのを買えば500万以上ということで1,000万近い金額にもなっていくわけですが、そうすると非常に経営するにお金がかかると、当初。それから農業で田んぼとか、それ以外のイチゴとか何かやったときには設備がかかっていくよ、当然と。そういうことになると、非常にお金がかかるわけですが、もっとそこら辺を加味して、今のように簡単に2分の1あるからできるよじゃなくて、やはり経営体によってはお金が必要だよということを、その辺を十分考えてもらいたいと思うんですが、その辺については。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） もらう側からしてみると一円でも多いほうが当然いいとは思いますが、やる気の問題というのもありまして、やっぱりおんぶにだっこということではなくて、みずからこうやっていきたい、そういう気持ちがないと先には進めないんじゃないかと考えております。

○議長（大塚邦子君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番。

それは、本人のやる気というのが一番主だところだと思いますし、その辺をもっと出させるには、町とか農協とか農業委員会がやっぱり後ろ盾をしっかりとっていくということが必要かなと思いますので、私としては、要望としてはお金だけじゃなくて、そういう要望も十分受けられるような体制をしていただきたいと思います。

農業については時間もあれですので、次に漁業ですが、船主が、船元が、後継者がいない

めに、ことしになって1人やめると。1人も昨年そんな話があったわけですが、いろいろな中で後継者がいないからやめると。いろいろな中で話し合いの中で、ことし続けるよという漁業者がいるわけですが、年々、くしの歯が抜けるように1人減り2人減りということで、最盛期には20人以上の経営者がいたわけですが、シラス漁業の今は15人ぐらいということで減っているわけですが、やはりこの点についてどう考えるか。経営者の問題あるいは後継者の問題、ちょっとお伺いしたいところ思います。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 議員がおっしゃるとおり、漁業の船元さんたちも高齢化とか、その他ほかにも船の事情とか、そういうのもあるかもしれませんが、諸事情によりまして少なくなっているのは本当に事実であります。町のほうとしましても、吉田町はシラスでもっている町ですので、シラス漁が衰退していくというのは非常に残念でありますので、何とかしたいという気持ちは持っております。

そういう中で、漁業者に関しましても、農業と同じような形でそれぞれ支援がありますので、そういう支援のものを利活用していただいた中で、今後も安定した経営のほうを図っていただけるような形で、町のほうも支援していきたいというふうに考えております。

○議長（大塚邦子君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番。

今の御答弁でわかりましたけれども、やはりいろいろな資金があるということで、その辺の新規あるいは後継者の確保の問題で、いろいろ関係者には十分なPRというものが不可欠なと思いますし、今までその辺が不足しているような、私も感じるわけですが、その辺についてお伺いしたい、今後どうするかということで。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 漁業者でありますので、窓口としましては南駿河湾漁協が窓口になっております。南駿河湾漁協と一緒に進捗のほうさせていただきたいと思っておりますけれども、いろいろな諸事業もありますので、そういうものにつきましては、南駿河湾漁協のほうと一緒に働きかけていきたいと考えます。

○議長（大塚邦子君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番。

今の関係で、よく南駿河湾漁協と話し合いをするなり、船主のほうともいろいろな中で十分な協議をしていただいてPRできるようにお願いしたいところ思います。

それから、漁業の従事者の問題ですが、先ほど町長さんが言ったように、大分年齢が古い、お年寄りが多いと。先ほど8人いましたけれども、30代が1人と60代が7人と、新規でも。そういう中で非常に今の船に乗っている方は年寄りが多いと。我々以上だ、あるいは70以上越しても乗っているよという人もいます。そういう中でいくと、やはり若い担い手をどうしても確保していただきたいと思うし、それは船主その者が自分で確保するのが一番だと思いますけれども、行政としても何らかの助けはないのかなと、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 町長の答弁のほうにもありましたけれども、今、来年から吉田町のほうは創業支援事業というものを進めようとやっておりますけれども、創業支援事業、

商業や工業だけが起業じゃありませんので、一次産業である農業もそうだし、漁業のほうも相談していただければ当然窓口は開けてありますので、起業についての相談をしていただいて、新たな新規就漁業者のほうも確保していきたいというふうに考えておりますので、相談窓口のほうへぜひ来ていただけたらというふうに思っております。

○議長（大塚邦子君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番。

今の点については大いにやっていただきたいなところと思います。

それから、もう1点、私質問しますけれども、新しくシラス漁業をやるということになると、船から求めるなんていうことになりますと、船1艘だけでも8,000万とか9,000万しちゃうと。1艘じゃできませんので、シラス漁だとやはり最低2艘は必要だということになると。それから、漁具を新しくして求めるということになると2億以上のお金がかかると、非常にこれ厳しいなところと思うわけです、なかなかできないじゃないかなと、今の現状でいくと。そういう中でなると、廃業する方の船とか漁具がありますよね。ああいうものをあつせんするなりする、あるいは貸し借りでやるとか、当分の間そういう中ですとか、その辺のお考えはあるかどうかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、直接間に入って取引というのがなかなか町のほうでは難しいですけれども、過去におきましては、現実、小舟になりますけれども、漁師をやめた方が新しい方に船を譲ったということもありますので、そういう事例もあるということで、これからもそういうことがあれば進めていきたいとは考えております。

○議長（大塚邦子君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番、杉本です。

やはり、そのまま船を廃船しちゃうのももったいないし、新たな方があれば、その方にやっていただくというのも後継者として必要なと思います。その辺も漁協とよく話をしながら、あるいは後継者となるような方を見つけるということも必要なと思いますので、十分やっていただきたいなと、これは私の要望です。お願いしたいところと思います。

それから、議長、すみません。もう1点それに絡んで、シラス漁がそんなにいいわけでもないなと、こう思っているわけですよ。いいときは10億円以上の水揚げがあったわけですが、今6億とか7億とかいうことで、年間低いわけですね。そうなると、シラス漁に頼るということではなくて、ほかにかわる内水面の養殖とか、入り江をした住吉の入り江を南駿河で利用するとか、そういうことも必要なと思いますが、町の考えやその辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 大々的なものというのはなかなか費用のほうかかりますので難しいと考えておりますけれども、平成26年度から新たに設立しました産業振興補助金、こちらのほうでは6次産業化についても補助制度、補助金を持っておりますので、こういうものを利用していただいて新たな商品開発をして、新たな水産業の推進というような形でやっていただければ、今後、多目的広場の中でも、そういうものが生きていくじゃないかなと考えております。

○議長（大塚邦子君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） ありがとうございます。やはり農業、漁業は、吉田町が今あるのは、昔から農業、漁業の町ということで来たものでということで、ぜひ伝統ある農業、漁業を続けていくようお願いしたいなど、要望とさせていただきます。

それから、3点目の商業ですが、やはり大規模な小売店舗の進出とかコンビニとかで町内の業者が大分減少しているということで、これは一目瞭然でわかるわけですが、最近もやめたいという方もあるというお話も聞いているし、非常に厳しいなところと思います。

そういう中で、やはりこれから年寄りの高齢化になるということで、身近にそういう店もあるのも必要なところということを考え、それから、やはりにぎわいということが、大きなにぎわいじゃないですが、小さなにぎわいがそういうところにある。それも町としてのにぎわいとして必要なと考えると、やはり既存の小売店がどうしても残っていただきたいなと思いますので、その辺についてのお考えを聞きたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 先ほど農業のところでもちょっと言いましたけれども、農業のところではやる気があるという言葉を使わせていただきましたけれども、商業に関しましても頑張っている方はすごく頑張っております。町のほうでもそうですし、民間でも——民間というか、NPOとかそういうところでもそうですけれども、イベント等も開催しておりますので、そういうイベントにぜひ参加していただいて、活性化並びにみずからの商売の安定というのにも図っていただいたらどうかというふうに考えております。

○議長（大塚邦子君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番。

今、イベント等とありましたけれども、イベントが毎日あるわけじゃないで、年に小山城まつりで1回とか、いろいろ少ないわけですね。そういう中で見ると、やはりイベントに頼って商業が成り立つのかと。その日1日限りだよ、それでいいのかということを考えますが、その点について。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） イベントは、イベントその日1日だけのものじゃないというふうに考えております。これに参加することによって、そのPRというのはかなり大きいものかなと思いますので、今後にかけていけるようなイベントの参加にしていただければというふうに考えております。

○議長（大塚邦子君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番、杉本です。

イベントを上手に利用することも必要なと理解します。そういう中で、やはり先ほど農業もやる気だよということもありましたけれども、商業もそうだと思います。やはりやる気のある方は立派にやっているということです。それから、そういう中でいきますと、やはりそのやる気を持たせるというのは行政の力も必要なと思いますので、その辺について伺いたいなところと思います。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 先ほど来からちょっと言っていますけれども、創業支援事業というのも28年度から開催する中で、今、実際事業をやっている方々につきましても、悩み事等がありましたら創業支援事業のほうに相談に来ていただければ、当然そういう悩み事の解

決に向けて動いていきますので、そういうことにつきまして、創業支援事業の参加しております商工会等とも一緒になりながら支援していきたいと考えております。

○議長（大塚邦子君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 今の相談とありましたけれども、実際に言って27年度もう少しで終わるわけですが、終わったと同じようなものですが、あとそれに、何件ぐらいあったかお伺いしたいと考えています。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） すみません。私の説明が下手で申しわけないですけども、28年度からこの事業を開始しますので、27年度はまだ行っておりません。

○議長（大塚邦子君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） すみません。私の聞き違いで28年度からという、ぜひ大いにやっていただきたいと。これには商工会もやはり密になって一緒にそろえてやっていただきたいなど、こう思いますね。商工会へも補助金出していますので、そういう中で一緒になってやるということをお願いしたいと思いますし、商工会のほうも補助金が減っているわけですが、そういうことをやって補助金を上げていくと。実績があればそういうことも考えていただきたいと思うわけで、これは余談ですがお願いしたいと考えています。

それから最後に、4点目の建設業者の関係でいろいろ町長さんに厳しいお言葉をいただいたんですが、私としてはやはり事業増えているよ、金額的にはということで考えております。ただ、大きな事業あるいは5,000万以上のものについては、なかなか町内業者が入札で落札できないと。それは技術的な問題もあるということで、建築等は入札へ参加できる条件に即しないために入札できないということあるわけです。そういう中でいくと、やはり業者を育てるという中で、何らかの形で将来的にも大きな事業ができてくるだろうし、今の業者は経験のない事業にも行くということで、ぜひその辺を町としても考えていただきたいなと思うし、そうすれば力がつくよと。そうしたら町内業者ができる、町内へお金が落ちる、そうすればそれから税金も上がるし、個人の働いている方たちの給料もある程度安定していただけるというようなことも考えると、ぜひその点をお願いしたいと考えていますが、いかがかお伺いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 町内業者の発注ということで、先ほど町長のほうからも御答弁ありましたとおり、今後も計画的に工事のほうは発注をしていくということで答弁があったかと思えます。

それから、公共工事も町内業者ということで、抽せん型指名競争入札につきましては5,000万円未満の土木一式のほうになりますけれども、こちらについては全て町内業者ということになりますので、そうした中で、今、議員がおっしゃられた建築のほうにつきましては、大きい建築工事というのがなかなか今入って、制限つきということで、その中には応募がないというような状況等もありますので、その中でも建築につきましては、金額というか、通常の建築につきましても町内業者落としておりますので、そうした受注機会というのは今後とも引き続きやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 8番、杉本幸正君。

○8番(杉本幸正君) 今の答弁でおよそのことはわかりましたけれども、さらに飛躍するようになりたいなと私は思うんです。やはり町内業者は、産業振興、建設業の振興、あるいは設備業者の振興等を考えるとぜひ必要なところだと思いますので、それがひいては町のためになるよということで、私こう思っていますので、ぜひその点をお願いできればと、こう思う希望でさせていただくということなんですが、最後に、私、農業にしても、漁業にしても、商業にしても、にぎわいのある町、吉田町ということで、いろんな中でそのにぎわいということも出てきて、やはり漁業は漁業で住吉の吉田漁協へ行けば、船乗りあるいは仲買人といろいろな方、あるいは一般の方も来ているということで、いろいろな話もできてにぎわいもできる。そういう中で、農業は農業で耕作していれば、人が見て、ああそうかということで話もできていく、あるいは農業者同士で話が出てにぎわい出るよと。商業もそういう中では、行けば小さなにぎわいですが、できていくと。大店舗とか、いろいろな集まる大きなにぎわいだけじゃなくて、やはりそういう小さなにぎわいも産業振興のためにぜひ町へお願いしたいなところ私思うわけですが、私の要望としてさせていただきますので、ぜひお願いしたいなところと思います。

以上で終わらせていただきます。

○議長(大塚邦子君) ここで暫時休憩とします。

再開は14時50分とします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時47分

○議長(大塚邦子君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 山内 均 君

○議長(大塚邦子君) 引き続き一般質問を行います。

6番、山内 均君。

[6番 山内 均君登壇]

○6番(山内 均君) 山内 均でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

昨年3月の議会でも、下水道について質問をしました。昨年は、27年、28年でこれから見直しますよということで、何を見直していくんですかと一応それをお聞きしました。

今回は、27年、28年度で、もう真ん中に来ています。その中で、今回は何を見直していますか、基本的にはそういう質問をしていきたいと思っております。ただ、前回お聞きしましたのでリンクするところがあるかもしれませんけれども、御容赦願いたいと思っております。

それで、今回は資料を配らせていただきました。これは下水道課に、情報公開法に基づいていろいろ資料を提出していただきましてありがとうございます。この中で、前回よりもより具体的なことでお聞きをしていきたいと思っております。よろしくお聞きいたします。

第5次吉田町総合計画前期基本計画、第6章「豊かな自然と共生するまちづくり」、下水道・浄化槽についてお聞きいたします。

公共下水道の整備については事業計画の拡大が示されており、浄化槽の整備による生活排水対策では合併処理浄化槽の促進が示されています。平成26年度末の整備面積は、下水道事業計画面積340ヘクタールに対し、259ヘクタールとなっています。全体計画区域面積は920ヘクタールであり、26年度末の整備状況は28.15%です。吉田町の面積は当時2,084ヘクタールでした。全体では12.4%です。しかも、開始以来26年経過しています。進捗状況から推測して、完成までどのくらいかかるか心配をしています。

参考資料を提出させていただきました。平成26年度末における公共事業費年度別事業費内訳表を参考にすると、公共下水道整備事業、これは一番後ろのページにあります。公共下水道事業費は212億9,752万円となっています。公債費は88億7,300万ということでした。平成26年度末までに費やした費用は、合計すると決算ベースで301億7,050万円ということです。平成26年度末の完了戸数は、この資料にもあるとおり2,989戸ですので、単純に計算すると1戸当たり下水道整備費は約1,000万、下水道事業費に限れば1戸当たり712万円になります。

一方、合併処理浄化槽の工事費は、条件によって異なりますが、1戸当たり80万円から100万円くらいです。工事費まで補助しても下水道整備の10分の1くらいです。しかも、水道や電気、管理費用等は各戸で賄い税金への負担はありません。下水道事業計画区域外での合併処理浄化槽の設置には、国庫補助と県費の補助があり、補助率は浄化槽本体の約47%です。計画区域の設定の見直しによっては、設置補助金を多く利用することもできるのではないのでしょうか。

提出をしましたもう一つの資料、吉田町浄化槽設置費補助金支払実績一覧表には、設置基数と補助金額が示されています。26年度末までに、平成13年から26年までで1,486基利用されています。受益と負担の関係でも、先の見えない下水道事業より合併処理浄化槽の設置の促進は合理的であると思います。

また、合併処理浄化槽設置補助金等を利用し、耐震工事やリフォームの需要ができる可能性もあるのではないのでしょうか。ちなみに、合併処理浄化槽は、台所等から出る雑排水も処理する能力と機能を備えています。小さな浄化センターのようなものです。

吉田町のアリヤは、当初20.84平方キロメートルでしたが、国土地理院の敷地の調査結果、吉田町の全体の面積が20.73平方キロメートルとなったということでした。以下、20.73平方キロメートルで質問をします。

1、進捗状況から推測して、全体の完成までどのくらい期間がかかると見込んでいますか、改めてお聞きします。

2、完成までに幾らくらいの費用がかかると見込んでいますか。これも改めてお聞きします。

3、合併処理浄化槽設置のメリットは多くあると思います。どのような見直しを進めていますか。

4、受益と負担についても合併処理浄化槽の設置の促進は合理的であると思います。どのように考えていますか。

5、合併処理浄化槽設置補助を利用した単独から合併処理浄化槽への促進を住宅の耐震化につなげることができると思いますが、いかがですか。

以上、お聞きをいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 公共下水道整備事業の見直し及び合併処理浄化槽普及の検討についての御質問のうち、1点目の進捗状況から推測して全体の完成までどのくらいの期間がかかるかを見込んでいますかについてお答えをします。

吉田町公共下水道全体計画につきましては、平成13年度に見直しを行い、その目標年次としては、施設の耐用年数や建設期間を勘案し、長期的な見通しをした上で、おおむね20年後を目標として計画を策定するものとされていることから、計画目標年次を平成32年度としていただいております。

また、計画区域面積につきましては、現況の家屋の立地状況の把握をした上で、今後、家屋の密集度が高くなると想定される区域を選定し、920ヘクタールとしていただいております。

この吉田町公共下水道全体計画に基づき、平成22年度に策定しました公共下水道事業計画について、事業期間を平成23年度から平成29年度までとし、計画区域面積を340ヘクタールとした事業認可を受け、現在、事業を進めているところでございます。

平成26年度末の下水道事業の現状を申し上げますと、公共下水道事業計画区域における整備状況は、計画区域面積340ヘクタールのうち、259ヘクタールの整備が進み、整備率は76.2%、管渠総延長では69.3キロメートルとなっております。平成27年3月31日の当町の住民基本台帳2万9,762人のうち、1万1,530人に対する整備となり、人口普及率は38.7%となっております。

今年度実施をしております汚水処理施設整備構想策定業務におきまして、公共下水道全体計画区域のうち、未整備区域の整備に要する期間の検討も行っておりまして、過去5年間の平均管渠整備費用を用いた算定では、残りの下水道区域の整備に要する期間は55年という算定結果でございます。

次に、2点目の完成までに幾らくらいの費用がかかると見込んでいますかについてお答えをします。

先ほども申し上げました汚水処理施設整備構想策定業務におきまして、経済性による汚水処理整備手法の検討も行っておりまして、公共下水道全体計画区域のうち、未整備区域の整備に要する費用の試算では155億8,400万円という試算結果でございます。

次に、3点目の合併処理浄化槽設置のメリットは多くあると思います。どのような見直しを進めていますかについてお答えをします。

吉田町公共下水道全体計画の見直しにつきましては、平成27年度と平成28年度の2カ年で実施することを計画しているところでございまして、平成27年度におきましては、全体計画の基礎的な部分の調査や基本的な方向の検討を行っております。見直しの方法としましては、全体計画を策定しました平成13年度以後の当町の汚水処理に関する状況、土地利用の変化等の現状を把握した上で、地域の将来人口、計画汚水量を推計し、今後における汚水処理の方針を検討するものでございます。

また、全体計画の見直しには、平成26年1月に国土交通省・農林水産省・環境省の3省で

策定されました「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づいて行っているところをごさいますて、このマニュアルによりますと、検討単位区域の設定を行い、その区域ごとに建設費及び維持管理費と耐用年数等を勘案した1年当たりの総費用を算出し、経済比較を行った上で集合処理区域または個別処理区域の設定を行うこととされていることから、これらを踏まえた見直しを進めているところをごさいます。

次に、4点目の受益と負担についても合併処理浄化槽の設置の促進は合理的であると思ひます。どのように考へていますかについてお答へをします。

吉田町・牧之原市循環型社会形成推進地域計画の中で、生活排水処理について基本的な方向を示しておりまして、公共下水道の整備・普及を踏まえながら、未整備地区におきましては効率的な合併処理浄化槽の普及促進に努めるものとしております。

具体的な循環型社会形成推進交付金事業実施計画では、平成27年度から平成31年度までの5年間の整備基数は400基で、事業費は1億5,590万円となり、1年間で80基、事業費3,118万円の浄化槽設置整備事業を計画しているところをごさいます。

事業の内容といたしましては、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的として、合併処理浄化槽を設置しようとする方に対し補助金を交付するものをごさいます。

今後におきまして、下水道事業では、公共下水道全体計画をもとに、人口密集地域や幹線管渠に近接している地域等で下水道整備の必要度が高く、公共下水道事業計画区域に設定している地域にあつては公共下水道の整備を推進してまいります。

また、公共下水道事業計画区域以外の地域にありましては、合併処理浄化槽設置費補助金制度を活用いたしまして、くみ取り便所あるいは単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、汚水処理人口普及率の向上に努めてまいりたいと考へております。

次に、5点目の御質問の合併処理浄化槽設置補助を利用した単独から合併処理浄化槽への更新を機に、住宅の耐震化も促すことができると思ひますが、いかがですかについてお答へをします。

町は、公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、し尿のみを処理する単独処理浄化槽から生活雑排水の全てを処理する合併処理浄化槽への転換及び合併処理浄化槽の新設に対して補助金を交付しております。

一方、住宅の耐震化につきましては、阪神・淡路大震災で亡くなった方の多くの原因が建物の倒壊であつたことを教訓に、TOUKAI-O事業として、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で築造された木造住宅の無料耐震診断制度、耐震補強計画及び耐震補強工事への補助金制度を国・県とあわせて実施しているところをごさいます。

しかしながら、耐震補強も含めた住宅改修を行うことは、個人の置かれた環境に左右される場合が大きく、補助金制度を活用してもなお自己負担が発生するケースが多々あり、住民の皆様が耐震改修を思いとどまるケースが多い現状となっておりますが、直近3年間の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へのつけかえに対する補助金交付件数を申し上げますと、平成25年度2件、平成26年度4件、平成27年度11件の合計17件をごさいました。町では、この17件のうち、住宅の耐震補強が必要とされる旧耐震基準に基づき築造された木造住宅か否かの判断は、申請者から提出をされました届出書等では住宅の建築時期を確認できないことから、正確な件数を把握することは難しい状況をごさいます。

また、現状の浄化槽設置費補助金交付の事務手続では、最初の段階である町への補助金交

付申請は合併処理浄化槽設置者と工事業者との間で請負契約が結ばれた後であり、そこから新たに工事内容を住宅の耐震化を含めたものまで広げ、TOUKAI-O事業を活用していただくことは申請者の皆様に相当な御負担をおかけすることとなりますことから、浄化槽補助金を利用した合併処理浄化槽への更新に合わせて住宅の耐震化を行うことは大変難しいのではないかと考えておりますが、事業の普及促進に努めてまいります。

○議長（大塚邦子君） 再質問ありますか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

昨年に引き続いてダブったところがあるかもしれませんが、ありがとうございました。やっぱり具体的にだんだん出てきたような気がします。それで、これから内容についてちょっとずつお聞きをしたいと思います。

先ほど、完成までの時期については町長から年数言われました。ただ、今確かに町の全体の面積が70.73平方キロメートル、ヘクタール換算にすると2,073ヘクタール、計画区域が920で、うち事業認可区域が340ヘクタールであり、そのうち259ヘクタールが事業開始から26年で完成しているわけですね。実際、単純計算していきますと、340ヘクタールのうちの25ヘクタール、要するに認可区域の達成率が76.17%ありますけれども、事業認可区域の吉田町の全体に対する割合は16.4、計画区域は920で、250ヘクタールが計画の完成をしており、計画区域外の達成率は28.15%なんですね。そうすると、単純に計算していきますと、まず一つお聞きします。

全体を比較していくときに、吉田町の公共下水道計画全体の2,073ヘクタールのうちの計画区域の920を除いた1,153ヘクタール、これはもともと計画区域、要するに下水道の計画は入っていませんよということによろしいんですか。

○議長（大塚邦子君） 下水道課長、大石剛久君。

○下水道課長（大石剛久君） 現在の下水道の全体計画920ヘクタールでございますが、それ以外の地域は下水道の区域を外した区域であるかということでございますが、下水道で整備をする区域ではないと、議員おっしゃるとおりのことでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

ありがとうございます。この計画区域が今の数字でいきますと、本当は吉田町全体の44.38%、約44.5%くらいなんですね。そうすると、ここでお聞きしますけれども、計画区域と計画区域外の対象となる人数って、これは大体把握はできているんですか。

○議長（大塚邦子君） 下水道課長、大石剛久君。

○下水道課長（大石剛久君） 現全体計画につきましては、平成14年3月に見直しを行っておりまして、おおむね20年後ということで平成32年までの計画期間としてございますが、その中で町の将来人口というものを推計しておりまして、平成32年には吉田町の人口が3万300人と予想した計画でございます。そのうちの下水道の計画人口を2万8,000人という形で設定をしたというところでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) 山内です。

今の2万8,000人というのは、下水道工事ではなくて、要するに下水道、水洗化をする人数なんです。要するに、3万の中での2万8,000というと、ほとんどが下水道の区域へ入っていくと。ただ、先ほどの中で全体の44.38%以外は、要するに55%くらいが外ですよ。そうすると、ちょっと人数的に厳しいかなと。2万8,000というと、これはちょっとどんな意味なのか。

○議長(大塚邦子君) 下水道課長、大石剛久君。

○下水道課長(大石剛久君) 議員おっしゃるような比率でいきますと、恐らく面積の比率だと思いますが、この2万8,000人というのは、先ほども申し上げましたとおり、下水道を整備していく区域、全体計画の区域でございますので、もちろん人口が密集をした、家屋が密集した場所を選んで計画を立てております。それ以外が密集をしていない、ばらばらというところですので、下水道を整備する区域が2万8,000人いると。処理区域という形になります。

以上です。

○6番(山内 均君) はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長(大塚邦子君) 6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) ありがとうございます。もちろん下水道整備というのは大きなお金がかかるということで、住宅なり対象物の密集したところでしか、本来はやっぱり50メートルルールもありながらやるということで、大体イメージとしてはわかります。

そして、ただ、完成するまでにこの年数なんですけれども、今言ったその面積計算からいくと、28.15%というのは、何ていうんですか、100を28.15で割ると3.55という係数が出るわけですよ。それから計算していくと、今までの26年かかったと。そして計画区域の中だけであっても3.55を掛けていくと90年になっちゃうわけですね。その辺ではどうなんですか。今の計算の中で計画区域がもちろん今の2万8,000の中に入っていきんですけども、その中で現実的な問題として、現在まで26年かかったのに、係数として出した3.55を掛けていくと、そのくらいの金額になるということなんですけれども、現実的にはどうなんですか。計算をしているというのは、先ほどからお話いただきました平成34年とか四十何年とか、そういう年数ではないような気がするんですけども、その辺のイメージというのか、その辺はどんなイメージを持っているんですか。

○議長(大塚邦子君) 下水道課長、大石剛久君。

○下水道課長(大石剛久君) 先ほど町長のほうからも答弁をさせていただきましたが、現在、整備構想を策定している中で、ある程度の試算をさせていただきまして、今後、全体計画の全てを完成するまでの期間というものが55年という試算が出ました。この55年というのが、下水道の処理区域、処理の区域単位をそれぞれ決めまして、これ大体26区域くらいございますが、その区域ごとに管渠の整備費を試算させていただいて、それに対しまして吉田町が整備をした直近の3年間の管渠の整備費の平均を、それから割合を出しますと大体55年という計算という形になります。

以上です。

○議長(大塚邦子君) 6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) 山内です。

イメージとしては大体わかりますけれども、ただ、今、3年間の平均から出しているものと、実際に26年間かかっている、そして計算をしていった。それがかなりの当然そのギャップは出てくると思うんですけれども、現実的な問題として、前倒しというんですか、余り近くにやってくると、強烈な金額を入れてやらないかんということですよ。そういう意味で、もうちょっと余裕を見たほうが良いと思うんですけれども、その辺はどうなんですか。もうちょっと余裕を見てやったほうが良いような、現実的な数字になると思うんですけれども、55と今出したんですが、90くらいになっちゃうんですね。

○議長（大塚邦子君） 下水道課長、大石剛久君。

○下水道課長（大石剛久君） 現在、整備構想を策定している中で、こうした期間であるとか、整備費であるとか、こうした算出をする方法としまして、国のほうのマニュアルがございまして、そのマニュアルでいきますと、大体メーター当たり国のマニュアルですと6万2,000円くらいで算出をなさいますということにはなっておるんですが、やはりうちうちの町の現況という形で、直近3年間の平均の事業費を出して算出したというところでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

ありがとうございます。こういう田舎ですから、それは当然、国の平均とかやっていくと人口密度によって大分違うでしょうから、その辺の数字は今言ったみたいに、ある程度余裕を持ってというか、余裕といっても誰もいないわけですから余りあれですけれども、その辺でその計算というのはわかります。それは余り考えていっても、そこまで生きているわけはありませんから。

2番目の金額については、前回の、去年いただいたときに404億3,900万円ということで大体お聞きして回答いただいて、今回も大体それに近いそのような金額だと思うんですけれども、これにやっても、実際、いただいた資料の中で一番後ろで見ていくと、後ろの資料で見ていきますと、公共下水道事業費が26年間で213億かかっているわけですね。その中で、特に建設費、これが194億8,000万、あとは管渠、浄化センターがありますけれども、管渠だけをとって見ても26年間で135億、それが3.55分の1なんですよ。そうやって計算していくと、ちょっと金額的なものが、例えば管渠の今言った26年で135億6,000万というのと、それにかかってくるとやっぱり480とかの金額が出てくるんですね。この辺の差というのは、自分で、何ていうんですか、今までかかってきたものに関する経験値から出てくる数字なものですから、当然違いは出てくると思うんですけれども、今言われた404億、それとこの辺の違いの差というのが出てくるんですけれども、現実的にはどんな数字が出てくるのかというのはあれですか。やっぱり404億くらいの計算、そういう計算だけをしているということですか。

○議長（大塚邦子君） 下水道課長、大石剛久君。

○下水道課長（大石剛久君） 先ほど町長のほうから答弁いたしました金額、今後、全体計画を完了するまでの額としましては155億8,400万円という額が試算をされております。山内議員がおっしゃるように、全体計画面積について、そのうちの整備面積については大体3.55倍ということであって、そうした実績額と単純に整備費を掛けたりすると、単純には大体幾らからいかという予想額は出るとは思いますけれども、この155億8,400万円というのは、先ほ

どから申し上げているとおり、整備構想の中で試算もしたものでございまして、それぞれの単位区域の整備費を出してはじいたというものでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ありがとうございます。今言った金額、この金額を一生懸命余りこだわってもしようがないですけれども、それがこの資料の中での浄化センターのところを見てもらいますと、多分、平成4年、5年、6年、これが浄化センターの建設工事費の中に、これ13億ですか。ということは、やっぱりちょっと少ないなと感じたのは、一番最初の浄化センターをつくるときに、多分100億近い、80億とかかかっていますよね、かかっていませんか、中の全部の設備を入れて。もっとすごいお金がかかっていると思ったけれども、意外と少ないですね。意外というか、その計算したやつが一つくらい違うかな、イメージとして違うのかな。わかりました。金額の数字、すみません、お願いします。

○議長（大塚邦子君） 下水道課長、大石剛久君。

○下水道課長（大石剛久君） ただいまの山内議員がおっしゃる浄化センターですね。処理場の建設費でございますが、当時、全体計画を見直したのが平成14年でございまして、それまでに処理場を建設した金額が42億5,800万という形になります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） すみません、イメージちょっと勘違いをしていました。その資料の中で一番下の59億2,000万、これは今までの浄化センターにかかった費用なんですね。わかりました。

それで、あとはもう一つ、三つ目の質問の中にメリットが、合併処理浄化槽に対してのメリットは多くあると思うんですけれども、その中での見直しですね。それについてちょっとお伺いします。

これ、吉田町の統計要覧を見て感じるんですけれども、見直しということでイメージの見直しを考えていただきたいんですけれども、水洗化というと皆さん大体下水道だと思っているんですよね。ところが、今言われた、最近、町長の答弁にもありました下水道から合併処理も同じような水洗化ということで、それでその水洗化のイメージとして今まで、これから先ほど言われた合併処理浄化槽へかえるに当たって補助が出ますよと。そういう中で、合併処理浄化槽も本来は建築の立場からいいますと、建築の確認許可取るときには全部水洗で出るわけですね。そうすると、建設省的には、国交省的には単独処理も水洗というイメージなんですけれども、現実的にあれですか、今、町で考える水洗化という水洗というものに関してのイメージというのは単独処理までは含まれているんですか。

○議長（大塚邦子君） 下水道課長、大石剛久君。

○下水道課長（大石剛久君） まず、水洗化ということでございますが、これについてはやっぱり汚水を公共下水道、それから合併浄化槽で処理をするというような意味というふうに捉えております。その中で、単独浄化槽、みなし浄化槽につきましては、平成13年の法改正で、浄化槽といえば合併処理浄化槽であるということになっておりまして、ただ、それ以前に設置したところはみなし浄化槽という形で、まだ多々町内にも残っているというところでございますが、現実的に現在は公共下水道、それから合併処理浄化槽で、水洗化というか汚水処

理をしているという考え方でいます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） それと、ちょっと前に教えていただいた数字がありますよね、合併・単独処理浄化槽の、吉田町に約何基ぐらいあるかと。それはどのくらいあるんですか。

○議長（大塚邦子君） 下水道課長、大石剛久君。

○下水道課長（大石剛久君） 合併処理浄化槽の基数でございますが、1,611基でございます。以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 多分これ、今の単独でした。合併処理浄化槽に関しては、この中に、いただいた資料の中に2,989、これは下水か。1,486基が合併処理浄化槽で補助をされているわけですね。そして、そのうちの今言った1,611基というのが多分単独浄化槽ということだと思えるんですけども、それでよろしいんですか。

○議長（大塚邦子君） 下水道課長、大石剛久君。

○下水道課長（大石剛久君） 失礼いたしました。私が申し上げた基数は、議員おっしゃるとおり、単独処理浄化槽、これが1,611基でございます。それから、資料でございます千四百数基が、町が補助金を交付して設置された合併処理浄化槽という形でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

そうですね。そして、いただいた資料の中では完成戸数が2,989戸ということですのでけれども、そうすると、さっき水洗化率というのが92.幾つで出ていましたよね。その水洗化率というのは、今言ったこの1,611も入れての計算ですよ。要するにここで言いたいことは、水洗化という意識を、下水道だけじゃなくて、合併だけじゃなくて、要するに水洗そのものは浄化槽を使った数字ですよ。そうすると、その水洗化率がかなりの数字いつているときに、今言った環境の保全とか、そういうものに関していい影響が出ているんじゃないんですかということを確認するわけですのでけれども、その辺どうでしょう。

○議長（大塚邦子君） 下水道課長、大石剛久君。

○下水道課長（大石剛久君） 水洗化率につきましては、公共下水道、それから合併浄化槽含めて県の公表している数値でいきますと、これ単独浄化槽を抜いてありますが、72.1%、処理率、普及率といいますか、水洗化率と言っていいと思いますが、72.1%という形でございます。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

ありがとうございます。その中でやっぱり1,611、単独も入っていったかなりの九十何%ですか、それが入っていくということですよ。当然、単独浄化槽に関してはいろいろ問題がありまして、そして今は全部合併処理にいくということをやっているわけですのでけれども、それも本来なら、先ほど町長の答弁にもあったように、環境保全のためにやるのであれば、やっぱり計画的に本当はやっていくことが、下水道と、それと下水道区域以外を計画的にやっていくことが、やっぱり受益と負担等いろいろな面で必要になると思うんですけども、

私はそう思いますけれども、町のほうの考え方はどうですか。その考え方としては町のほうはどうですか。

○議長（大塚邦子君） 下水道課長、大石剛久君。

○下水道課長（大石剛久君） 議員がおっしゃるような整備、もちろんこれまでも下水道で整備する区域は下水道で整備してきておりますし、それ以外のところは補助金を交付して合併浄化槽の普及促進に努めているというところがございます。

今後、先ほど来申し上げていますが、整備構想の中で改めて下水道の処理をする区域と集合処理をする区域と個別の処理をする区域を設定しまして、整備構想、全体計画を見直していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

次に、受益と負担という観点からちょっとお伺いをいたします。

先ほど出てきた計画区域外1,153ヘクタールに関しては、これはもともと外れているということで、なかなか下水道としての受益が受けられないわけですが、この地域内で本来なら吉田町全体の中でも計画区域から外れている部分というのは国と県が補助をしてくれて、そしてそれをある程度賄っていきながら合併浄化槽の設置に向けて、要するに環境の保全をするための合併浄化槽の設置に向けての補助で、これから必要なところは受益と負担を考えながらやっていかにやいかんと思うんですけども、その辺の町の考え方というのはどうですか。これからそれをPRしながらやっていくことが必要だと思うんですけども、その辺の考え、要するに下水道だけをこれからはずっとやっていくのか、それか、下水道と並行して同時にやっぱり受益と負担を考えながらやっていくのか。その辺をちょっとお願いしたいんですけども。

○議長（大塚邦子君） 下水道課長、大石剛久君。

○下水道課長（大石剛久君） もちろん下水道事業は都市計画事業でございますので、都市計画税、目的税をもって事業を進めているという一方で、住民税などもいただきながら合併浄化槽の補助制度を設けて促進しているという側面もあります。

そんな中で、先ほど来申し上げているとおり、下水道の事業計画区域は公共的下水道国庫補助を使いながら計画区域は進めてまいりますし、もちろん浄化槽、個別処理をしなければならないところは並行して合併浄化槽の普及促進、補助金の交付事業制度も使いながら促進、推進を図っていくということで考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

いろいろ聞かせていただいているんですけども、要するに目的は、合併浄化槽の場合には電気、水道とか管理費とか、各家庭が負担をしてくれているわけですね。ところが一方、下水道では、さっきお聞きしました400とか500億円とか、そういう数字が来ていて、一番心配するのは、要するにそれを完成していくのはいいんですけども、その向こう側のランニングコスト、税の負担にかかってくるものが、これから私としては仕事の中でも感じるの、大体1割くらいはメンテを含めて人件費を含めてかかってくるだろうと。

そういう意味で、これからの方向性として、本題に行くんですけども、見直していくときに、それはやっぱりそういうものを含めての見直しをしていかなきゃならないと思うんですけども、その辺はどうなんですか。やっぱり町の考え方というのは、これから見直していく中でそういう考え方、合併浄化槽を計画的に普及させていこうというような考え方というのは今お持ちなんですか。

○議長（大塚邦子君） 下水道課長、大石剛久君。

○下水道課長（大石剛久君） 現在の計画も、全体計画920という形で整備を進めていると。そのうちの340ヘクタールが事業計画区域という形で整備を進めておりますが、現実的に今の現計画がございますので、基本的にはこれに向けて整備を進めていっていると、これまでそうしてきております。

今後、例えば国のほうではおおむね10年くらいで完成を目指せというようなことも示されてはおりますけれども、整備構想、それから全体計画、今後見直しを図る中で慎重に検討していきたいというふうに思っています。基本的には、もちろん下水道それから浄化槽、あわせてやって行くという形に変わりはないというところでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 私もやっぱりそう思います。これが遠い将来に向かって残っていくわけですから、どうしたって、どこかで基点を変えていかんといかんなという感じがします。

それともう一つ、特に今言った受益と負担の関係でいきますと、川尻にあります吉田住宅団地、あそこは合併処理浄化槽の集合処理ということでやっていますよね。そうすると、住吉とかはすごい家が密集をしていますからそれはそれで効果はあるんでしょうけれども、北区の場合には50メートルルールを含めて、すごく密集しているところと少ないところが点在していますよね。そうしたときに本当に合理性を追求するのであれば、川尻のああいふ集合住宅の合併処理——合併処理槽の集合処理か。そういうものをこれから取り入れていくこと、もちろん計画の中に組み込んでいくことは重要なことだと思うんですけども、その辺の考えももちろん町としては選択肢の中に入ってくると思うんですけども、これから。その辺はどうなんでしょう。

○議長（大塚邦子君） 下水道課長、大石剛久君。

○下水道課長（大石剛久君） 先ほど来申し上げましているとおりの、現在、個別処理が浄化槽のほうが有利な区域と、それから下水道をつなげていったほうが有利な区域というようにところも設定して検討しているというところでございまして、もちろん住居が密集しているところは下水道で整備をしていきたいという基本的な考えでおります。下水道それから合併浄化槽の整備、それぞれの特質を考慮しながら、今後、整備も考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

そうですね、やっぱり一番合理的な部分、それを今の10年ということになりますと、かなりの勢いでやらないとできないわけですからね。それを含めてできれば、いろいろな方向を考えていただきたいということです。それは、どうしてもあくまでも大きなお金がかかる

ということで、それに対してのこれから順次やっていくんでしょけれども、その中で見直しが必要なときがいつ来るかということだけだと思うんですね。

それと、最後のほうになりますけれども、今言った耐震に関しての話、先ほど耐震の補強の補助、それに対して25年が2件、26年4件、27年11件と、17件、これ実は単独処理から合併処理に移行するときに補助していただける、これ意外と知らないんですね。私の回りにも何軒かあったんですね。先ほどのお話の中で、27年、ちょっと増えているんですけども、これが13年から今までにかけて、要するにT O K A I - 0の56年以前のやつは耐震性全然ないんですけども、12年のあそこの耐震のいろいろな問題があったときのあれまでにかけて、12年で基準が大きく変わったんですね。要するに耐震のバランスという、それがかなり功を奏してきていると思うんですけども、そういう意味でいきますと、この今の補助、1回は補助しますよと。それをもうちょっとPRしていただいて、そうしてやっていると、6にも耐えられるような住宅がたくさんできるんですね。何ていうんですか、耐震の補助は出ないんですけども、そういう意味でもうちょっとPRをして、そしてそういう人たちを掘り起こしていったらと思っているんですけども、そういうPRというのは今までは割合していませんよね。その辺はどうですか。

○議長（大塚邦子君） 下水道課長、大石剛久君。

○下水道課長（大石剛久君） 今、議員がおっしゃられたのにつきましては、浄化槽の補助についてのPRということで受けとめてお答えをさせていただきますが、ホームページ上での補助のPRくらいですかね。あとは、設置業者のほうに対してもこういう補助がありますので、施主さんとあれするときとはということで、業者のほうにもPRをさせていただいているというところもございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

これ、業者さんにやるもいいんですけども、本当は今心配して、それで工事にかかろう、自分の身を守ろうとする人は個人なんですよ。その人たち意外と多いんですよ。今回も、ちょうど5年で3.11のやつずっとやっていたけれども、私も2度、南相馬に行きましたけれども、あのところ恐らく震度6くらいの地震の震度があって、56年以前の建物はやっぱりだめだったんですけども、それ以外のものはバランス、12年以前のものであってもほとんど潰れていなかった、これだけ強いものかという感覚を持ってきているんですね。

そういう意味でも、せっかく今これから進めていくに当たって、できるだけこの補助をPRしながら、そして耐震補助は出ませんけれども、その部分は少しやっただけで、例えば筋交い、壁を3カ所、4カ所やっただけで、より強烈なやつができるわけですから、ぜひその辺をPRしていただきたいと。

そして、そのPRをしながら、例えば町の業者が、さっきの業者のやつありますけれども、水道の指定業者みたいな形で、それが町の業者にもしできれば、補助を含めてPRというのか、それができれば非常にこれから産業の発展にも貢献をすると思うんですけども、その辺の、単独浄化槽から合併処理に移行しながら耐震の補強を進めていくというような形の町の考え方を、最後にちょっとお聞きをさせていただきまして終わらせていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。そういう考え方を持っていたいただきたいと思うんですけども、

ども、そのためにはPRをしていただきたいと思いますので、どうでしょう。

○議長（大塚邦子君） 下水道課長、大石剛久君。

○下水道課長（大石剛久君） まず、例えば地震対策であるとか、そっち側のPRにつきましては、これはもちろん従前からTOUKAI-0事業を含めまして、防災対策につきましては各担当課でPRもしていますし、事業の促進も図っているというところでございます。一方で、当課が受け持っている浄化槽の補助金制度につきましても、今後さらにPRを強化してやっていきたいというふうに思っています。

そんな中で、ある程度はそれぞれ担当課がございますので、防災対策は防災対策、それから環境の点もありますし、TOUKAI-0事業は担当課、それから合併浄化槽は下水道課と、それぞれの担当課で推進しながら、関係するところは連携をしてやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今度、下水道課も2階へ来て一緒にやるような形になりますので、そのメリットを十分に発揮していただきまして、見直しを含めて、また皆さんでいい方向にしていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時47分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。
本日は、定例会22日目、最終日であります。
ただいまの出席議員は、13名であります。これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
これから議案審議に入ります。
初めに、一般会計並びに特別会計等の予算に関する議案の審議を議案番号順に行います。
審議については、質疑は既に終了しておりますので、討論から行います。
引き続き、予算に関する議案を除くその他の議案審議を議案番号順に行います。
それでは、審議に入ります。
-

◎議案第14号の討論、採決

- 議長（大塚邦子君） 日程第1、第14号議案 平成27年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。
これから討論を行います。
反対討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第15号の討論、採決

- 議長（大塚邦子君） 日程第2、第15号議案 平成27年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。
これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第3、第16号議案 平成27年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第4、第18号議案 平成28年度吉田町一般会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第5、第19号議案 平成28年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第6、第20号議案 平成28年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石 巖でございます。

○議長（大塚邦子君） どうぞ、反対討論お願いします。

○3番（大石 巖君） 第20号議案 平成28年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について反対の立場から意見を申し上げます。

私は、国民健康保険については、現在の協会けんぽなどの公的医療保険制度に比べまして高齢者や低所得者が多く加入をしているという構造的な問題点があり、結果として高過ぎる保険料や財政問題についていろいろな種々の問題があるということで質問をいたしました。

その中で、政府はこの財政基盤の強化ということで、低所得者対策として保険者支援制度の拡充、あるいは都道府県ごとに財政の安定化基金を創設するというようなことを方針としていますが、吉田町としてもこうした国費の増額に対しまして保険料の軽減に結びつくようなことはないかということで質問をいたしました。

結果として当局としては、そうした国の施策がイコール保険料を引き下げることにはならないということで答弁をいただきました。

ますます高齢化が進む中で、あるいは医療技術の高度化によって医療費の増額が予測をさ

れる中で国庫負担を大幅に増やして、国保財政の構造を抜本的に変えない限り、この保険料の高騰というものは避けられない状況にあるんじゃないかと思います。高過ぎる国保税、それは国民皆保険制度あるいは国民の主要な医療を受けるという課題に対する大きな障害となっています。国保税の引き下げ、そのための国庫負担の抜本的な改革こそが必要であると私は考えます。

国保の都道府県化、広域化への制度改革の時期にこそ国庫負担割合を当初1980年当時の医療費総額の45%に戻すようなそうした国への制度改革の要請、これを今全国的に各県あるいは市町からの要請の声が挙がっております。こうしたことはこれから全町を挙げて健康づくりを進めていく一つの大きな柱になるんじゃないかなと思っております。

町の総合計画の中でも、誰もが健康でいきいきと暮らせる町づくりというものが掲げられおまして、特定健診の受診率の向上など、そうした問題などお互いが声をかけ合いながら、こうした健康づくり、一つの町民の運動として大きく盛り上げていくということも大事な問題だと思います。

そのためにもこうした国保税の制度の抜本的な改革について、私はもっともっと町が国に対する要請をしていく必要があると思いますし、こうしたなかなか国保税が引き下げられないという問題に対して28年度の予算については、私は反対をいたします。そういうことで意見として申し上げます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田和寿でございます。

私は、第20号議案 吉田町国民健康保険事業特別会計予算案に対しまして賛成の立場から討論を行います。

国民健康保険事業は、歳入において国民健康保険税と過去3年間の利用実績に伴う共同事業拠出金と、歳出においては医療給付費を想定し、それらに基づいた予算であることを確認しております。議案審議において国民健康保険給付費等支払準備基金として1億4,000円ほどを見込み、保険給付費で制度改革に伴う退職被保険者等療養給付費の減額はあるものの、医療事情に対応すべく一般被保険者療養給付費増と過去3年間の医療費の増額に伴う共同事業拠出金の増額を見込み、また事業として医療費削減のため特定健診の受診率を上げるため、婦人がん検診、同時に特定健診の実施や、またジェネリック医薬品の促進、そして適正な医療費の確認のためレセプト点検を実施するなどのさまざまな事業を盛り込んだ予算であることを確認しております。

よって、本平成28年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算案につきましては、適正な予算と認め、賛成をいたします。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長（大塚邦子君） 賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） これで討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

表決において起立しない方については、反対とみなします。

それでは、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚邦子君） ありがとうございます。

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第7、第21号議案 平成28年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第8、第22号議案 平成28年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第9、第23号議案 平成28年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第10、第24号議案 平成28年度吉田町水道事業会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで一般会計並びに特別会計等の予算に関する議案の審議が終わりました。

これから、その他の議案の審議に入ります。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。

また、発言は簡潔明瞭に審議する議題に関する以外以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第11、第5号議案 吉田町防災会議条例及び吉田町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第12、第6号議案 吉田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） この議案に関しましては、当局から決算案資料等をいただいてから60日と、30日を60日にするといった形で決算調書、その他書類の審査の決定に基づく意見という形で付された日から延ばすわけでありますけれども、実質、当局のほうからそういった書類、町長のほうから見られて、当局側の従来までの手続上の負担と、またそれに基づきまして実質日にちが増えるわけでありまして、影響を心配するわけですが、そういった当局側と監査事務局側の調整の結果について御答弁のほどお願いします。

○議長（大塚邦子君） 議会事務局長、仲田京司君。

○議会事務局長（仲田京司君） 議会事務局でございます。

この件につきましては、まず全員協議会のときに決算の調整等ということで会計管理者から町長のほうへ上げてきて、その後、監査委員のほうに付されるという流れの中で行っているわけですが、こちらにつきましては一般会計につきましては全員協議会でお話ししたように、まず3カ月以内ということで、出納閉鎖から3カ月以内という中で1カ月程度で出てく

るということになって、その後、町長から付されてという形の中で決算審査を行いまして、それをまとめて町長へまた意見という形で提出するということで行っているわけです。

これと一般会計以外も企業会計もあるわけですし、企業会計につきましては、これは出納閉鎖が3月という形になりますので、それ以前という形、決算の調整がその前という形になってまいります。こちらにつきましては、一般会計と違いまして2カ月以内に提出するという形の中で決算が上がってくるということで町長から審査に付すというような形の流で行っているわけです。

そういう中で、各課ごとに細かい決算審査を行っていくということを行っているわけですが、それについて付してから今の現在の条例でありますと30日ということで1カ月以内ということになります。まず、審査につきましても付されてから決算審査の資料等を作成する、それからそれをもとにして審査を行うというものにつきましては、1カ月以内にその審査を行って、意見を付すということについては、大分現在のところ監査委員同士の合議等も必要という中で、大変厳しい期間という中で今回60日以内という形にしております。

実際のところ付す日付と、あと意見を提出する日付等の調整を条例が30日以内という中で調整を行いながらやっているというのが現状でありまして、実際のところ作業的には全ての作業が終わるまでにつきましては、それ以上かかっているということで、書類上の付す日と提出の日を調整をしながらという形で実際やっているというような現状でございます。

ということで、今回3カ月以内の決算の提出という中で、1カ月程度で出てくるということでありますので、一番直近の議会へ、それについて、決算については、認定をお願いするという形になっておりますので、9月議会に間に合うような形で今やっているという中で60日以内に行って、9月議会に提出というような流れをとっていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

今、監査事務局からの説明で、そうすると3カ月以内という形の中と1カ月で付して、あと2カ月で60日以内ということですから、その間、3カ月以内は空くんですが、今の御説明の中で直近の議会ということでありまして、そうしますと出納閉鎖をしてから時間的なものを考えますと、それぞれのいろんな事業で9月定例会じゃない決算認定ということも今後想定されてくるようになるかと思うんですが、そういうこともあるということですか、この変更によって。

○議長（大塚邦子君） 議会事務局長、仲田京司君。

○議会事務局長（仲田京司君） 議会事務局でございます。

そちらにつきましては、今までどおりということで9月議会に提出ということ的前提に今回の改正も行うわけで、間に合うような形で行っていく予定ですので、今までも9月議会以外でも12月議会という形には、まずは付してということで、認定に付すということはないかと思っておりますので、これからも9月議会のほうへ決算の認定をという形で考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

そういったことの大前提となるのが会計管理者が町長に提出すると、付すというんですか、その期日ですけれども、会計管理者としては従来どおりとして問題ないと思うか、今回の決定に伴いまして、仕事をしっかりとやって、今まで以上にもっとしっかりとやっていただく意味も含めまして問題ないか、御答弁のほどお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 会計管理者兼会計課長、増田惣一君。

○会計管理者兼会計課長（増田惣一君） これに関しましては、決算出納閉鎖後、従前どおりという形でやっていけるというふうに確信をしております。

以上でございます。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第13、第8号議案 吉田町手数料条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第9号の質疑、討論、採決

- 議長（大塚邦子君） 日程第14、第9号議案 吉田町情報公開条例及び吉田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

- 議長（大塚邦子君） 日程第15、第10号議案 吉田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び吉田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第16、第11号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第17、第12号議案 吉田町行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第18、第28号議案 第5次吉田町総合計画基本構想についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

全員協議会でもちょっとお聞きをしました。構想の6ページと7ページのところにまず理念、基本理念と、その中の将来都市像、それと次の7ページの基本理念の3のところに、要するに郷土の歴史・文化を学びというところで、ちょっと町のほうの考え方、それをお聞きをいたします。この中に学ぶべき郷土の歴史と文化についてをちょっとお伺いをいたしたいと思います。

現在、能満寺山公園にある展望台小山城、これが新しい表現であると思いますが、これは人が集まれば観光のためだったらその歴史というか、いいですよ、歴史をね、しっかりと。本当は考えていただきたいんですけども、その上でたってやっぱり観光であるとか、全てのを認識をしてやっていたいただきたいんですけども、人が集まることによって、それが効果があればそれでといういろいろ話もあるわけですけども。

その中で、昨年、静大の名誉教授の小和田先生が本多先生、山本先生と特別講座を開催してまいりましたね。その中に恐らくそこに出席された多くの方が吉田の歴史をしっかりと学んだのではないかと思うんですけども、そのときこれを第5次総合計画の中で文化と歴史についてしっかりとした学びを、そしてそれを小和田先生とかそういったものをつくってくれた歴史展示がいろいろありますので、それをやっぱりしっかりと認識をして、そしてこの中に意識として盛り込んでいただきたいと思うんですけども、その辺でももしちょっと町の考えですか、意識というか、それは答弁いただければと思いますけれども。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 基本構想中の歴史・文化にかかわる御質問でございますが、その中で特に小山城についてということでございますが、小山城につきましては、条例の中でも吉田町展望台小山城設置条例という条例になっておりまして、その設置の趣旨についても伝統的文化の継承と育成を図りという視点と、それと創造性に満ち、健康で豊かな人間形成に資する生涯教育の施設、この視点を持っております。

また、あわせて観光の用に供するためということで、観光というところも側面としては中に入れた設置条例になっておりまして、名称も小山城という歴史上の単独の名称は使わずに

展望台小山城ということで、必ず展望台というものを付するというので、パンフレット等も展望台を付した小山城というふうになっております。

したがって、小山城につきましては、あくまでも展望台施設なんだという天守閣を持っている今の小山城はですね。ただ、歴史的には能満寺山公園という中では歴史的な営みも実際に行われてきた中の施設でございますので。そうしたところ、展望台小山城の中でも御紹介をしながら、歴史をそこで学習できるというものと同時に観光施設としても活用していくというようなコンセプトの施設となっております。

歴史・文化を学ぶという点では、町民も等しくそうした学びの場に接していただくということは、当然そうした場に多く出かけていただけるような、そういうものでなければならないというふうに思っておりますし、またこれが町民の方々だけがわかっているというのではなかなか吉田町というのをわかっているには難しいということも思っておりますので、観光施設として御利用いただく中で吉田町の歴史も皆さん方に触れていただくという、こういう中で基本構想の中でもこうした取り組みを引き続き後世に残していくというような、そういう姿勢を掲げさせていただいているものでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ありがとうございます。そのような思いで本当は皆さんやっていると思うんですけども。

その中で、前回の全員協議会の中で小山城を子供たちの勉強の場というお話がありましたよね。小山城に行って、勉強の体験というか勉強するところに。そのときに、展望台、小山城の中に1階に小和田先生が多分監修をしてくれたと思うんですけども、とりでの模型がありますよね。要するにそういう模型を、本当はあそこを見てくれた人たちに吉田町の歴史はこういう歴史なんだと、そういうものをやはりわかってもらうためにも非常に重要な資料だと思うんですね。

そうすると、子供たちがいろんな勉強をしたら、あそこに行って、何を体験して、何を勉強したかというのは、非常に興味があるんですけども、実際には現実的にあそこに本当のまだ開発されていない三日月堀であるとか本物が残っていますよね。

それと、もう一つはやっぱりとりでの形のものでできれば、今回から来年度から社会教育課が中央公民館へ移りますよね。そうすると、あれと同じようなものを、模型を、もっと町の人たちがしっかり勉強できるように、歴史を勉強できて、そしてとにもかくにも正しい歴史といいますか、正しいものを正しく覚えていただいて、そしてその上で観光であるとか、それをやっぱり並列としてやっていかないと、小さな子供たちがお城でもう認識を持つちゃっている、そういう心配があるものですから、だから、その辺でぜひせっかくシステムが変わってきますので、できればもう少しちょっと研究の成果を表に出してもらって、そして吉田町がその正しい歴史認識がいろんな方を呼ぶことができると思うんですね。ぜひその辺でそういうものを使っただけならばということで思っているんですけども、この中に盛り込まれるその基本理念の中の「豊かな心を育み、愛する郷土を守り」という中でどういう形で位置を位置づけていくかというのをちょっとお願いをいたします。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 総合計画の中での基本理念のところの問題ですけども、今、山内

議員のほうから子供たちにもそういう地域の歴史を学ばせて、そういった上でどうしていったらいいとかそういったことに考えていくために、ここに「豊かな心を育み、愛する郷土を守り次代につなげるまちづくり」を担っていくようにしたらどうかという御意見だと思います。

子供たちがどんなふうにそれを学んでいるかについては、増田議員の一般質問の中で文化財を通してでしたけれども、こんなふうに学習しているよというのは説明をさせていただきました。あれと2月に策定させていただきました教育大綱の中でもここを受けて、郷土に築かれた歴史や伝統や文化を継承するとともに、町民の文化活動を振興するという項目がございますので、そういった視点で進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

今、子供のその件に関しては、そういう話が出てくると思うんですけども、今聞きたかったのは、せっかく中央公民館に社会教育課が移ったと。その中に本当の歴史をというか、小和田先生が多分監修をしてくれたと思うんですけども、ああいう扉が、とりでみたいなのやつがあったときに、それをもってやっぱり正しい知識と、それと観光、もちろん全てを重要と考えながら、中央公民館あたりにそういうものをつくりながら、やっぱり実際の子供たちの認識というんですか、子供たちの吉田町に対する思いをぜひやっていただきたい。その中にこの基本理念の3を盛り込んだものをそこにできませんか、そういうものを考えながらやっていただければと思って質問したわけですけども、ちょっと一言、回答をお願いします。

○議長（大塚邦子君） 答弁を求めますか。

○6番（山内 均君） はい。

○議長（大塚邦子君） 御答弁をお願いします。

教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 子供たちだけを申し上げたようにとられているのかなと思うんですが、生涯学習の一環としても本年度もその大学講座ということで小和田先生をお迎えしてやっておりますので、そういうことは継続をして教育大綱の目標だとか基本理念の達成に向かっては進めていきたいと思っています。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 教育に関することですが、基本構想にかかわることですので御答弁をさせていただきますが、この基本構想をまとめる中ではそうした郷土の歴史・文化、これを後世に継承していくということについては、かなり審議会の中からも重要な取り組みとして意見が述べられておまして、そうしたものが直接的にこういう表現になっていったと、こういうところでございますので。

こうした取り組みというのは、第5次の総合計画の中ではさらに進めていかなければいけないところというふうに認識をしておまして、この具体的なところにつきましては、先ほど出ました講座なども今後も継続されると。それから、第5次についてはシニアカレッジも新たにスタートをさせていくという方針もございますし、そうした中で、今までよりもさらに詳しくこういう郷土の歴史・文化に触れる機会というのは、ますます広がっていくという

ふうに思っておりますので。

その方法については、まだここで明らかにできるようなものではございませんが、そうした取り組みは今までよりもさらに進めていくというような姿勢であるということは間違いございません。

以上です。

○6番（山内 均君） ありがとうございます。了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

11ページで第4章、魅力あふれる多様な交流を生む町づくりということで、二つ目のところに、安全で利便性の高い交通環境を創出するというところでございます。その最後のほうに、住民が安心して移動できる生活交通環境を創出しますという文言がございます。

これは前回の自分の一般質問の中でも御答弁いただいたんですが、既に地域公共交通会議というものを設置して行っていくよとというような御答弁があつたときありました。今回の28年度予算の中にもこの会議に要する費用が計上されております。

そういう中で、この計画が2023年までということですが、その交通会議の中である程度、23年までのその計画というか、ここまではこういうことまでをしたいよというような内容というのかその事業の計画というか、そういったスケジュール的なものはあるんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この交通会議の進め方につきましては、まだ具体的なスケジュールを立てているわけではございません。ただ、この地域交通会議というのは、県レベルの交通会議とも連携をしながら進めていくものでございますので、今、県を中心とした中で動いておりますのは、バス事業者が運営する公共交通、それと自治体が運営するようなコミュニティバスの公共交通、こうしたところをテーマにするのが主なものになっておりまして、当町の場合は、この二つの手法だけではなかなか当町の実態に合った交通体系を構築することはできないのではないかとこのように思っておりますので。

このバス事業者の公共交通を維持していくというのを主軸といたしまして、それにどういうものを付加していけば当町の実情に合ったものになっていくのかということをおバス事業者とかタクシー事業者とか、あと実際に御利用される方々とか、そうした中で協議を進めながら具体的な方策を定めていくというようなそういう具体的な会議にしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

了解しました。

それからもう1点、その次、下の新たなにぎわいが創出される交流を促進するというところで、その中で下から3行目に、また国内外の他都市との交流を推進するとともにというような文章がございます。この国内外の都市、他都市の交流という中で、国外の要は外国の都市との交流というものも推進しますよとあるわけですが、どういった観点で他の国の都市と交

流を結んでいこうというような、そういったことはあるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 当町におきましては、これまでの他の自治体、それから国との交流というのは余り盛んではないという自覚を持ってはおりますが、そうした中で国外の地域との交流をどうするかというのは、非常に大きなテーマだというふうに思っております。近隣においても国外との姉妹都市とか、そういう提携も道筋も立てていないというのが大分例が少なくなっております。

ただ、当町の場合、そうした取り組みに耐え得るだけの体質にあるかどうかというところを推しはかりながらこれまでできてはおりますが、国際交流協会の皆さん方の自主活動の中でオーストラリアのケアンズとの交流などもずっと継続していただいているというところも踏まえまして、また、産業的な面を見ても、今後産業の創生支援なども行って行く中で、外国とのかかわりということは、常に念頭に置いて進まなければいけないだろうというふうに思っております。

表現としてはこういう国内外ということでの今のところ表現させていただく中で、こういう意識を持ちながら、今後交流を進めていくという視点をあらわしているところでございまして、具体的にどう進もうというところまではまだ行っておりません。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

第5次の総合計画は、これからの吉田町を見通して目標と方向性を明確にするという点では非常に中心的な柱ができるという点で大変評価をしたいと思っております。

そうした中で、災害対策とか人口問題、こうしたことを柱とする町づくりというのは、全町民挙げての一つ取り組む事業ということで位置づけるということが大事かなと思っております。

将来フレームの中で人口や世帯数、それから就業者数などの想定は、これは目標達成にはこれ町民だけではなしに、町内の事業所なども含めて共通の目的意識を持つということが大変重要になってくると思っております。

従来以上にこうした町民への説明会とか、あるいは話し合いの場、そうした意識の共有を図るということをもっともっと追求をしていただきたいと思いますと思っておりますが、改めてそうした審議会の活用や、あるいは町民への周知、それから説明会などもっともっとそうした町民挙げての意識の共通性といいますか、そうしたものを図るために努力をどういうふうにされるのか、その点を伺いたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この基本構想を柱といたしまして、これに基本計画、それから実施計画がぶら下がったものが第5次の吉田町総合計画ということになってまいります。この基本構想をお認めいただかない限りは、スタートできないと、こういう状況でございますので、これまで審議会等の審議を経ながら、こういう基本構想案をまとめさせていただいたと。

その基本構想案をまとめる中においては、住民アンケート、それからタウンミーティング等々を行わせていただいて、その取り組みについて、それからまとめる段階で町民の皆様方

の御意見をお伺いしながら、こうした取り組みを行っている、こういう普及も図らせていただいたわけですが、これをお認めいただいた後は、PR的な活動に今後移行していくと、こういうことで、新年度予算では、冊子の印刷製本費等もとらせていただいておりますし、またこの議会が終わりまして、お認めいただければ今後この内容について広く周知を図りながら、この柱ごとに今後の施策、それから予算というものは組み立てられていきますので、そうしたところを十分町民の皆様方と共有できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

私は、今、町民のそうしたこれからの吉田町をどうするのかと、町づくりに対する意識の共有ということをお話をしましたけれども、そうした全町挙げての運動となるようなそうした取り組みがやっぱり大事じゃないかなと思います。

他の市町も同じように人口問題等を真剣に取り組んでいるという状況の中で、やはり吉田町独自のそうした住民意識の高揚とそれから計画の達成、目標に対する意識をやっぱり明らかにしていくという部分が大事なかなと思います。

その中で出生率の問題ですね。これは人口ビジョンで計画を明らかにしているわけですが、その出生率の低下の問題が幾つかその原因と言われるような問題があります。これはまず教育費などに非常にお金がかかるということで、子育てですね、教育、こういうことの費用に対するやはり抵抗感、あるいは、家事とそれから育児との両立というのは、非常に仕事の忙しさもあって、大変になってきているんじゃないかということも言われていますし、それから非正規の雇用、こうした仕組みがやはり経済的に結婚できないというような人も生まれているんじゃないかということも要因として挙げられているわけです。

今度の予算を見ますと、子育て世代、包括支援センターやファミリーサポートセンター、そうした町独自の施策を実行するという、子育てには大変大きな成果を期待をするということをおっしゃっているわけですが、同時にこうした賃金格差の是正とか、それから子育てのための労働条件の改善、こうしたことを地元企業に対してもっともっと協力とか改善の要請をしていくことが大事ではないかなというふうに思っております。そして、地元の企業も一緒に交えながら、こうした人口ビジョンの問題、あるいは吉田町のその町づくりの問題も一緒に考えていただきたいというふうな、そうした企業に対する、事業所に対する要請をどういうふうにしていくのか、その点もお伺いたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ただいまの御質問にございました課題については、当局でも全く同じように認識をしております、そうした認識を踏まえてさまざまな施策を盛り込んでおります。

そうした中で、企業に対しての取り組みをどうするかという点については、先ほど予算もお認めいただきましたが、まちづくり公社を設立するという中では、なぜ町でこれを主導して設立するのかというところについては、にぎわいをもたらすだけではなくて、町内の企業との連携をより強めていく中で、28年度の事業としてはワーク・ライフ・バランスセミナーなども行っていこうということで、具体的なメニューを打ち出しまして、まちづくり公社の

事業にしていこうとしておりますが、こうしたまちづくり公社も加わった中で、この吉田町のこの人口ビジョン、それから総合計画、こうしたものをどう実現をさせていくかというところを、その中でもテーマの一つとさせていただきながら、またそれぞれの企業の中で働かれる皆様方がどうすれば結婚され、また育児まで担っていただけるのかと、そういう環境をどうすれば整えられるのかというところを一つの局面だけじゃなくて、多面的に捉えながら議論をし、またそれが実現されるようにしていきたいということを踏まえて、そうしたまちづくり公社の取り組み等も検討しておりますので。

そうした中で、町とまちづくり公社と一体となって企業との連携を図る中で、そうした取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（大石 巖君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

構想の3ページに、時代の潮流という形で、本町の対応すべき主な変化を具体的に挙げられてございます。まず、南海トラフ巨大地震や局地的豪雨など大規模災害発生への危惧を挙げられますということで、これは本当に大きな課題であると思います。それに対応すべく今回さまざまなソフト、ハード、また住民参画による町づくり等々構想が述べられているわけですが。

この南海トラフ巨大地震等々のことに関しましては、大分一步進んでいるということは理解しているわけですが、局地的豪雨というところで、次に8ページでございませうけれども、そこに対応するのが施策の大綱の中の第1章、災害に強く安全・安心に暮らせる町づくりだと考えるわけですが、南海トラフに関しましては、津波災害対策を推進するという形で、ハード、ソフトの面がこのような形でイメージがされているわけですが、局地的豪雨災害に対応すると考えられる局地的豪雨など大規模災害に対応するのが地域防災力を高めるといった形で、どちらかというとソフト的なイメージがあるわけですが、今実際、過日の一般会計の質疑の中で問屋川排水計画等を策定して、そのまま少しとまっているものもあるわけですが、その辺につきましてももう少し踏み込んだ記述も必要ではなかったかと思うんですが、その辺について御答弁のほどをお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この治水対策ということについては、決して軽んじた表現ということではなくて、当町の今後の町づくりにおいては、雨水などの流下速度などはますます速まってくると、こういうような状況にございます。まだ、町の開発を縮小させるというようなそういう状況にはなくて、逆にまだ開発を進めていくという方向性を第5次の吉田町総合計画の中では打ち出しておりますので、そういう中ではさらには治水対策というのは重要になってくるものというふうに考えております。

そうした中で、まずその治水対策も大切な中ではございますが、津波災害対策、これについては即座にこれが町の趨勢に響いてくるということを総合計画の中では考えております。まず、津波対策を確実に見えるように表現をすることによって、町に安心して住んでいただけるという、そういう方針を打ち出すべきであろうというような、そういう表現の仕方をし

ております。

それで、この治水対策については、当然常にある課題でございます。この常にある課題の中で今でも対応はしております。また、水系ごとにこの対策を進めていくと、こういうことも実施をしている中でございますので、非常に表現の仕方は津波災害対策と比べて弱く感じられるかもしれませんが、こうした治水対策をないがしろにするのではなく、着実に進めていくという方向性を持った中で基本構想はあらわしたつもりでおりますし、基本計画においては、さらにそういうものが具体的な施策として出てくると、こういうふうに構成としてはしているつもりでございます。

この治水対策については、今後さらに具体的に動きを出していくべき施策の大きなものであるというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

大いに期待をするところでございます。特に問屋川、稲荷川、住吉下水という形で長年の課題的な面もあります。吉田町の地形的な面もございますけれども、今、参事が言われました速やかな排水ということで考えますと、続きまして、土地利用の関係で、15ページでありますけれども、そういった住民の意見を反映した土地利用ということで、20キロ平米の限られた吉田町の中で前向きな土地利用という形で、そうなってくると、そういった治水対策も絡めた調整池とか、ある面、オアシス条列的に緑で水を保つ、ましてやまた開発を行って速やかに排出をするといったようなところまで踏み込んだ内容と、今後継続していくということで、そういったことも含めた、町全体を含めた土地利用も推進していくということによろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 土地利用については、調整池の設置等を町の安全をつかさどるためには非常に大きな働きをしていると、こういうものでございますが、また、緑化についてもこの中で大きく捉えておるわけでございます。そうした中で、当町の町のあり方というのが、徐々に制度が始まったころと比べると変わっておりますし、それに対して絶えず制度そのものも変えるものは変えていくということを行っていかない限り、時代に適したものにはなっていないと、こういうふうに思っていますので、そうしたところも踏まえて今あるものがずっと普遍的にあるということではなく、柔軟にそうした対応をすべきであれば、そうした視点を持って対応していくというようなそういう考え方のもとに表現させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） よく理解できました。

それでは、最後でございますけれども、先ほど、同僚議員の大石議員のほうから、これはこの策定を広く町民のほうにPRしていくということでございます。かねてから町長のほうは、津波防災町づくり及びシーガーデンシティ構想という形で安全で多くの方々が勢いを持って、豊かで勢いのある町づくりに推進するという考えを推進するわけで、その8年間、本当にスピード感を持ってこの構想に乗って、住民の方々及び企業の方々に対しまして安全を

提供して、今あるものをよりよくするべく構想だと考えるわけでありませけれども。

そういったことを考えますと、先ほど参事から答弁もあったわけですが、津波防災に絡みますハード的なシーガーデンシティ構想という形で、ソフトの面は少しずつ持っていくとしても、まちづくり公社等に御協力をいただきながら、大きな長い目で育て上げるということに関しましても、ハード的なものはやはりこの8年間の基本構想の中の前半の4年間ですごく勝負だと思えるわけですが、今の御答弁を聞いていると、最初の前期4年間、ある程度のものはやり切るといったような力強い御答弁を伺ったように感じるわけなんですけれども、そのような考え方で。後半戦は、そういったものをハード的なものをしっかりと今度はソフト的な事業を大きく育てながら、治水も含めてさまざまなものをしていくことと私は受け取ったんですけれども、そのような認識でよろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 目指すところ、できるだけ早くシーガーデンを整備していきたいというところでございます。

ただ、シーガーデンにつきましては、吉田町の海岸部全体を整備を進めていきたいという方針を打ち出しておりますので、その全体を前半の4年間というところを目指して進むというのはなかなか難しいことではないかというふうに思っております。

また、当町の海岸部というのは、国の直轄海岸でございますので、町単独でスケジュールを立てることができるものであれば、ある程度のスケジュールというのはお示しできるわけですが、国と県との調整の中で進めていくものでございますので、この場ではできる限り早く実現をさせていきたいということで、町長を初めとして一丸となってその早期達成に向けて努力をするという姿勢を、この基本構想の中には入れさせていただいておりますので、ぜひ一日も早く達成されるように議員の皆様方を初め町民の皆様方一丸となって動けるようなこの構想の取り組みに発展させていきたいというふうに思っております。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑ありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 15ページ、土地利用の構想ということでございます。

ここの中で(1)と(3)ですね。自然環境の保全ということと産業振興による土地利用の推進という、この文章を両方読みますと何か相反するようなことが想定されてしまうんですが、特に我が町は20キロ平米ということで、そんなに面積的に広くはない。そういう中で環境保全というものと産業振興ということで、大型店舗であり、大きな企業が来る、もう土地が決まっている中でどうこれをグラウンドデザインというのを考えておられるのかなと思うんですが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 当町のこの限られた土地の中で、自然環境をどうしていくかということは大きなテーマでございますが、自然環境というのはどうしても守るべきものというものは、おのずと今も守られてきておまして、それをさらにどういう形で後世に伝えていくかという拠点的に保全を図っていくというのがございます。特に能満寺山公園から続いている牧之原台地にかけてのそういった景観というものをどういうふう

に保っていくかというようなところが大きく審議会の中でも取り沙汰されております。

そうしたところは、自然景観とその農業としての産業をどう展開していくのかというようなところが議論をされておりますけれども、やはり農業とその自然環境というのは、ある程度調和した景観は保たれるであろうということで、景観を重視したようなそういう取り組みの中で達成をしていくべきものだろうと、こういうような方向が打ち出されております。

それと、産業については、どうしても土地を活用する中で産業を営んでいくということになりますので、自然というものは今ある自然というものは損なわれるという方向にあるわけですが、これは多くの都市圏においても既に経験をしているところでございます。こうした損なわれる自然をどういう形でつくりかえて後世に伝えていくかという、そういう都市的景観づくりというものが主になってくるということで、(1)も(3)も相反する視点からではございますが、守っていくものと、それから新たにつくっていく計画というところを念頭に置いて、こういう表現になっているということで、目指すべきところは良好な環境を保全しながら後世に伝えていくということになっております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

何となく理解できました。そういう中で、我が町は四つの自治会、住吉、川尻、片岡、北区という形で非常に各地区が特徴を持つてあると思うんですが、そういった各、この今町内にあるこの四つの地区で特色を出してどうのこうのというような構想というようなものは考えられたんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 審議会の中には四つの自治会からの御意見も反映できるような構成にはさせていただいておりますが、この全体を考える中で、それぞれ独自の自治会単位の土地利用というところまでは、検討は及んでおりません。多分、そうした段階であれば、基本計画、実施計画、そうしたレベルでの取り組みになってくるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑ありませんか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

ただいまの15ページの土地利用の構想という中ですけれども、内陸フロンティアについてはこの土地利用の構想という形の中でどのような関係にあるか。この中で内陸フロンティア的なことがちょっとわからないものですから、その辺について説明をお願いします。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この内陸フロンティアの土地利用構想の位置づけでございましてけれども、当町の土地利用というのは、先ほども申し上げましたけれども、開発を縮小させるようなそういう方向は示しておりません。開発を進める中で良好な環境を保っていくというような、それを総合的かつ計画的に行うというような方向を打ち出したものでございます。

それで、内陸フロンティアについては、一部農地を開発するというものを含んでおるものでございますが、この農地を新たな土地利用計画の中で進めていくということにつきましては、産業振興の意味合いもございますし、また大きな側面は防災対策でございます。町の安全と町民の皆様方の安心感を高めることができるような取り組みをすると同時ににぎわいももたらしていくと。また、産業振興も伴う形にしていくということで、総合的に土地利用のあり方を変えていく複合的な取り組みであるというふうに認識をしております。そうしたものが(1)の取り組みとか2の取り組みとかいうことではなくて、こうした方向性を全て反映させた中で取り組んでいるものでございまして、ここの内陸フロンティアででき上がる景観というのは、今までの吉田町の土地の開発のされ方とはまた少し違う景観が創出されるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

それでは、ここに載っている土地利用の構想というものは全然別に内陸フロンティアというのものがあるのか、それともこの中に内陸フロンティアも含まれてなっていますよという、その辺はいかがですか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 当然、この土地利用の構想というのは、これまでの当町の取り組みを全く無視してつくっているわけではございませんし、それも含んだ中でこれをまた28年度からの8年間をどうつないでいくかというところをあらわしておりますので、当然今取り組んでいる内陸フロンティアの取り組みについても、この土地利用の構想の中に含んでいるものでございます。

○11番（八木 栄君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

先ほど同僚議員もお聞きしたんですけれども、ページの4ページ、人口問題についてお聞きします。

2023年に現在の人口を維持するというお考えということだったんですけれども、以前いただいた、10月にいただいた吉田町の人口ビジョンの中で2040年は、今から5,000人ぐらい減る、2万5,000人ぐらいになるんじゃないかなということで予想推計されるんですけれども、私がお聞きしたいのは人口問題研究所で5年ごとにデータが出ていますけれども、今現在、親世代20歳から44歳までの人口が吉田町は今約1万1,000人おります。その5年ごとのデータなんですけれども、2025年には1,100人減りまして9,800人になりますけれども、この人口を維持するには若い世代、親世代がたくさん増えないと子供も増えないし、人口も増えないというのは大前提なことだと思います。

その基本構想の中に若い世代をバックアップするというんですか、というものを施策の中で何か入っていないような気がするんですけれども、どのあたりが入っているか、お聞きします。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この基本構想につきましては、まず考え方の中心にあるのは、4ページのこの将来フレーム、これをどうしていくかというところをまず固めまして、それと6ページの将来都市像、これを目指す中でどういう展開をさせていくかというのが7ページ以降につづられているわけでございます。

したがって、4ページの将来フレームを達成するための方針というのは、この6ページ以降に全て、この全てを達成することによって、こういうことを達成させるようにしていこうという方針を掲げたものでございますので、7ページ以降が独立しているわけではございません。

この将来フレームを達成するためにどのような取り組みをしていくかということで、将来都市像も含めてあらわしているのが基本構想でございますので。各施策については、基本計画以降に取り組みがあらわれてくるというような構成になっておりますので、御承知いただきたいと思っております。

以上です。

○1番（山口一博君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第19、第29号議案 町道の路線廃止についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第20、第30号議案 町道の路線認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第21、第31号議案 吉田町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第22、第32号議案 吉田町教育委員会教育長の任命につき同意を
求めることについてを議題とします。

教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 私個人にかかわることなので、退席の許可を求めます。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君の退席を許可します。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時26分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

これから第32号議案についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

ここで教育長、浅井啓言君の着席を求めます。

暫時休憩とします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時27分

- 議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。
ただいまの出席議員数は13名です。
-

◎議員派遣について

- 議長（大塚邦子君） 日程第23、議員派遣についてを議題とします。
会議規則第123条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。
お諮りします。
議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ありませんか。
3番、大石 巖君。
- 3番（大石 巖君） この議員派遣の件につきましては異議を申し上げます。
皆さん御承知のように3月1日の本定例議会において河原崎議員に対する辞職勧告の決議を本議会で決定がされております。そうした決議は御本人も十分承知の上とっておりますが、議会を代表するこうした議員派遣等について、御本人のそうした自覚がないのかどうか、御本人がこういうことに出ることに対して私としては承服をしかねますので、異議を申し上げます。
- 議長（大塚邦子君） ただいま3番、大石 巖君から発言がございました。
ここでお諮りしたいと思います。
議員派遣の件に関しまして、平成28年度町村議会議長副議長研修会への派遣議員、河原崎 昇司君となっております。
この件について、採決に入ります。
議員派遣につきまして反対の方の御起立を求めます。
もとい、間違えました。訂正いたします。
改めてお諮りします。
議員派遣について賛成の方の御起立をお願いします。
〔賛成者起立〕
- 議長（大塚邦子君） ありがとうございます。
起立少数です。
したがって、議員派遣については否決されました。
-

◎議会閉会中の継続調査について

- 議長（大塚邦子君） 日程第24、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所管事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によってお手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（大塚邦子君） 以上で、平成28年第1回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 3月定例会の閉会に当たり、議員の皆様へ一言御挨拶申し上げたいと思います。

昨年の11月のまち・ひと・しごと地方創生において人口ビジョンを策定し、それを指示する地方版総合戦略も策定いたしました。議員の皆様にも詳しく御説明し、御了解を得ました。そして、きょう、第5次の吉田町総合計画の基本構想につきましては、議員の皆様から熱心に審議をいただきまして、議決を経て、さらに一般会計も議決をされまして、これをもって吉田町の基本が28年度から始まる新しいステージへ参加できる、船出することができる基盤が整ったと思っております。本当に、議会の皆様には感謝を申し上げたいと思っております。

これ私、閉会の挨拶、私が話のできる唯一の機会でございますので、例の河原崎議員の飲酒疑惑については、町内をもとより町外においても吉田町議会対して、一体何をやっているんだという意見を、私直接関係はないわけでございますけれども、この町の町長ということで直接私にいろんな非難が浴びせられます。本当につらいことですが、この前も、ある弁護士たちと話をしておりましたら、吉田町議会というのは議員同士でよくやられますねと笑われましたけれども、そういう町なのかなとそんなふうに思っています。

実は、先週、東京に行ったんですけれども、東京でも何人かの人間たちと昼、食事をしながら、この議題が出ました。当然、私の友達というものはマスコミを含め、またそういう世界に住んでいる人間でございますので、よくこのごろNHKでも「深読み」とか「サキどり」という番組がございます。このいわゆる事案というのは、どんなふうになるんだろうかという話を彼らは専門家でございますけれども、専門家の話を聞きましたら、非常におもしろい話になりましたので、御紹介申し上げたいと思っております。

単純な話、賀詞交歓会の後、一番簡単なことは、これを発見した八木議員と藤田議員がその場で警察を呼べば事足りたはずなんです。警察を呼んで、その場で飲酒運転をしていま

すと、その場で呼気の検査をして、もしそのアルコール度が、呼気におけるアルコール度が検出されれば、それが飲酒に該当するならば、その場で一件落着ということでございますけれども、それをやらずに次の日の全協でもって発言したところから話が変わってきました。

要は衆を頼んだわけですね。政治問題化してしまったところが、最大のこの問題の発端になってしまいました。その後、全員協議会での発議であるとか、それから河原崎議員の訴訟の問題であるとかいろいろありましたけれども、訴訟によって局面ががらっと変わってきました。

これ深読みすると非常におもしろい問題が出てまいりまして、これも訴訟の中で恐らく河原崎議員の飲酒の疑惑についての、いわゆる飲酒の事実認定というものが当然ございますけれども、そこで飲酒というものが認められればまた話が変わってくるんでしょうけれども、これは当然、だから河原崎議員が仮に名誉棄損のあれが勝訴にならなく、そのまま行ってしまったというわけです。

これが、河原崎議員が勝訴になると局面ががらっと変わってきます。私も聞いておりましたびっくりしたんですけれども、これ変わってしまうと当然のことながら名誉棄損が成立しますので、お二方はお金を払って、名誉棄損の罪人になるわけでございますけれども。

要はどういうことが起きるかという、これ議会活動中の発言等でございますので、地方自治法の懲罰の対象になる可能性があります。そのときにどんなふうになるか、これはわかりませんが、これが恐らくこの町の議会で懲罰の対象となるようなものというのは、恐らく初めてのことになると思いますので、またこれでいわゆる話題が沸騰しちゃったと。

本当はその先がもっとあるんですけれども、これはもっと怖い話になりますので、やめておきますけれども、非常に難しい問題がさらに出てまいります。単に吉田町議会だけではなくて、今度は大きなところが動き始めると、聞いたことですが、またそれはそれで非常に怖い話になりますのでここでやめておきますけれども。

しかしながら、なぜ賀詞交歓会の直後にお二方が警察を呼ばれなかったんでしょうか。警察を呼べばそこでもう一件落着になるはずですが、当然のことながら、警察は飲酒運転という告発になりますから、その場で呼気の検査をするわけですから、そこで呼気のあれが出れば、それで終わりなわけです。あえて、なぜそれをせずに次の日にいわば全協で発言されて、政治問題化して、吉田町議会というものがいわゆる町内もというより町外でもさまざまな非難を浴びると、何やっているんだと、そういうふうな意見がたくさんございました。議会というものは、当然のことながらこの町の発展と町民の福祉の向上にやるんだらうと。何もやっていないんじゃないかと言われて私もつろうございました。

ぜひとも議会の皆様には議会の活動の本性をお忘れなさることなく、今後とも活動してもらいたいなど、これは当局の側でございますけれども、お願い申し上げます。

いろんな意味で吉田町がこれからの3年で、職員には常々申し上げているんですけれども、3年でもってこの町というものが浮かぶか沈むか決まってくると。いわば、きょうは人事発令の日でございますけれども、そういう意味での総動員体制ということで当局はやっておるつもりでございます。

ぜひとも、第5次吉田町総合計画が来年度始まります。そういう意味においては、議会の皆様も今後の町づくりへの御理解と御支援を切にお願い申し上げたいと思っております。御理解どうもありがとうございました。どうぞよろしく申し上げます。

◎議長挨拶

○議長（大塚邦子君） 平成28年度第1階吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は3月1日以来22日間にわたり、諸議案の審議をいただきました。本日ここに全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。

これも議員各位の始終極めて真剣な御審議によるものと心から厚くお礼申し上げます。

最後に、議員各位の、また町当局の皆様の御健勝を心から御祈念も申し上げ、まことに意を尽くしますが、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上をもちまして、平成28年度第1回吉田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時42分